

杉並区職員措置請求監査結果

(平成30年度及び平成31年4月分政務活動費に関する住民監査請求)

令和2年6月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の概要	1
4	請求の受理	2
第2	監査の実施	
1	陳述書の提出	3
2	監査対象事項	3
3	対象部局とその抗弁要旨	4
3—1	区議会事務局	4
3—2	総務部総務課	5
4	議長の調査回答の要旨	6
4—1	令和2年4月27日付け調査回答	6
4—2	令和2年5月28日付け調査回答	7
第3	監査の結果	
1	結 論	10
2	勸 告	10
3	政務活動費に係る条例等の制定等の経緯	10
4	判 断	
4—1	監査の基本的な考え方と視点	11
4—2	判断基準	12
4—3	会派・議員別判断	20
4—4	まとめ	71
5	意見・要望	71

<別紙>

1	措置請求書等	
1-1	措置請求書	75
1-2	陳述書	153
2	区議会事務局抗弁書	163
3	総務部総務課抗弁書	179
4	議長の調査回答	
4-1	令和2年4月27日付け調査回答	187
4-2	令和2年5月28日付け調査回答	219

<資料>

1	政務活動費条例（平成30年4月1日現在）	229
2	政務活動費規則（平成30年4月1日現在）	233
3	政務活動費規程（平成30年4月1日現在）	235
4	事務処理の手引（平成30年度版）	239
5	令和2年4月10日付け区議会事務局長報告	313

【注】 請求人の氏名は仮名（A、B等）で表示し、その住所等の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

2 請求書の提出

令和2年4月6日

3 請求の概要

請求人が提出した措置請求書は「別紙1—1」のとおりであり、その概要は次のとおりである。なお、第3の「4—3 会派・議員別判断」において、本件監査請求の対象とされた会派及び議員ごとに、請求人の主張要旨を記載した。

平成30年8月28日東京地方裁判所判決、平成31年3月22日東京地方裁判所判決、同年4月16日東京高等裁判所判決及び令和元年10月30日東京高等裁判所判決で、13人の杉並区議会議員は、判決の認定不当利得額について返還を求められ、返還を行った。

上記の東京地方裁判所判決（以下「東京地裁判決」という。）では、区政報告が統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていることについて、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を50%と認めるのが相当である」と判断されている。

また、選挙の3か月前ということにこだわらず、区政報告の内容について、「政務活動としての側面と政治活動としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、社会通念に照らし、政務活動としての割合を50%と認めるのが相当である」と判断されている。

平成30年度は、平成31年4月21日の杉並区議会議員選挙（以下「杉並区議選」という。）の前年度であるが、上記の裁判で返還を命じられた支出と同様なものを、根拠となる説明もなく、按分を行わずに、全額を政務活動費から支出している議員が多く、また、多くの議員が広聴広報費関係に使用している。議員は、「区政報告」、「区政レポート」等の名称を使っているが、区民の目から見れば、選挙のため、また、選挙を意識した広報に見え、それを全て政務活動費（＝税金）で発行することは問題である。

議員活動は多岐にわたり、政務活動以外の活動が混在しているのが現状であり、上記の判決及び杉並区の監査結果を踏まえ、「政務活動費支出の基本的考え方」の按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合（50%）により按分すべきである。

このことから、措置請求書記載の会派及び議員の平成30年度及び平成31年4月分政務活動費のうち、次の違法又は不当な支出（①平成30年度：1,632万6,794円、②平成31年4月：26万4,886円）について、当該会派及び議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長（以下「区長」という。）に勧告することを求める。

- (1) 調査研究費（①月極駐車場代、②住民協議会開催費用）
- (2) 研修費（勉強会開催費用）
- (3) 広聴広報費（①区政報告関連費用、②区政報告会関連費用、③ホームページ関連費用）
- (4) 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）
- (5) 人件費（政務活動補助職員賃金）

4 請求の受理

本件監査請求については、令和2年4月17日の監査委員会議において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定に基づき、井原太一監査委員を除斥とした後、監査委員3名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員及び内山忠明監査委員）の合議により、同法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定した。

なお、請求人には、同年4月20日付けの文書によりこの旨を通知した。

その後、同年5月21日の監査委員会議において、同法第199条の2の規定に基づき、同日に就任した小川宗次郎監査委員を除斥とした。（井原太一監査委員は同年5月20日に退任）

第2 監査の実施

1 陳述書の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月18日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人（5名）から陳述書（別紙1—2）が提出された。

なお、請求人から、追加の証拠資料は提出されなかった。

2 監査対象事項

措置請求書記載の会派及び議員の平成30年度及び平成31年4月分政務活動費のうち、請求人が返還を求める各支出について、その違法性又は不当性の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

ただし、次の表の本件監査請求後に返還された費用の返還を求める請求については、監査の対象外（却下）とした。

返還請求の対象及び金額	本件監査請求後に返還された費用
小川宗次郎議員の区政報告（平成31年2月報告号及び春報告号）関連費用（24万1,945円）	6万6,197円（通信費及び区政報告封筒印刷代）
小川宗次郎議員の区政報告会関連費用（9万7,500円）	4万8,750円（区政報告会案内印刷代及び会場費）
吉田あい議員の区政報告（平成31年春季号）関連費用（14万3,124円）	14万3,124円（印刷代）
杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）のホームページ関連費用（3万8,880円）	3万8,880円（ホームページ管理運営費）
小林ゆみ議員の区政報告（平成31年春号）関連費用（人件費を含む。）（21万4,000円）	21万4,035円（デザイン費・印刷代・手数料、ポスティング代及び政務活動補助職員賃金）
川野たかあき議員の区政報告（2019年2月発行）関連費用（33万3,600円）	33万3,600円（印刷・ポスティング料及びデザイン料）
山本あけみ議員の区政報告（2019年春号（VOL26））関連費用（11万121円）	10万5,318円（デザイン料、印刷費、郵送用封筒・ラベル、ポスティング代、封入作業代及び封筒）
けしば誠一議員の区政報告（No.432（No.342が正しいため、以下「No.342」と表記する。）等）関連費用（36万8,113円）	8,261円（2018年5月号外用の用紙代（A4、白）（平成30年5月11日支出）及びNo.370のインク代（平成31年1月30日支出）
新城せつこ議員の区政報告（No.290等）関連費用（36万8,510円）	1万3,068円（No.311の用紙代（色用紙）・インク代（平成30年12月21日支出）及びインク代・振込手数料（平成31年1月30日支出）

3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区議会事務局（以下「区議会事務局」という。）及び杉並区総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、令和2年4月27日付けでその提出を受けるとともに、区議会事務局については、同年4月28日にその説明を聴取した。

また、本件監査請求の対象とされた区政報告の配布時期、配布部数等のうち、領収書等の提出書類に記載のないものについては、区議会事務局に質問し、回答を得た。

区議会事務局（区議会事務局長）の抗弁書（別紙2）及び総務部総務課（区長）の抗弁書（別紙3）の要旨は、次のとおりである。

3—1 区議会事務局

区議会事務局（区議会事務局長）の抗弁書には、①政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等、②政務活動費の交付に関する規定と交付手続、③収支報告書等の提出に関する手続等、④政務活動費の執行に係る杉並区議会議長（以下「議長」という。）等の役割、⑤領収書その他の証拠書類の取扱い、⑥政務活動費の平成30年度及び平成31年4月分の状況、⑦請求人の主張に対する見解等及び⑧令和2年度からの取組について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、また、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年3月1日施行）

これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）の一部が改正され、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費条例」という。）に改められるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲が「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、別表において具体的な経費区分が定められた。

また、議長は、収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされた。

(2) 政務活動費の執行に係る議長等の役割（議長の調査権に関する見解）

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられるものと考えるが、平成24年の地方自治法の改正に伴い、政務活動費条例に、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨が明記されたことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派及び議

員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

(3) 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動をいい、政務活動費として支出する際には、政務活動費条例別表に規定する政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（以下「政務活動費規程」という。）別表に規定する政務活動に要する経費細目（以下「政務活動に要する経費細目」という。）に規定された範囲内で支出することは当然である。

同時に、政務活動費として公費負担される以上、必要最小限の経費で最大の効果を挙げるよう、コスト意識を持って活動を行う必要があり、さらに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められている。

その上で、政務活動の対象は広範囲に及び、活動内容も多様であることから、それに要する経費の支出については、会派及び議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について会派及び議員の自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかについては、会派及び議員の活動の実態に照らして自ら判断するものとし、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものとする。

その他、個別の請求項目（①調査研究費（月極駐車場代、住民協議会開催費用）、②研修費、③広聴広報費（区政報告、区政報告会、ホームページ関連）、④資料購入費（政党機関紙の購読）、⑤人件費）に対する見解が記載されている。

(4) 令和2年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用に向けて、不断の検証・見直しに努めてきたが、その使途については、議員の自律的判断と説明責任が強く求められていることから、議員一人ひとりの意識を変える必要がある。

今後は、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合が定められていない経費の適切な按分の割合の設定、支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組むこととしている。

3—2 総務部総務課

総務部総務課（区長）の抗弁書には、①政務活動費の制度制定の経緯、②政務活動費の交付及び返還等に関する手続、③政務活動費の適正化に向けた取組及び④今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

今回の措置請求に関する区の見解は、次のとおりである。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派及び議員の倫理観を前提にした自己検査を行い、第二に区議会の代表者としての議長が調査し、区議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障のないよう、政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

そのような前提からすれば、今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、政務活動費条例第 11 条に基づき、議長が収支報告書及び領収書等を調査していることから、区は、適正に執行されたものと考えている。

しかしながら、区としては、この間の政務活動費に関する監査結果や訴訟の判決を重く受け止めており、今後も、区議会には、より適正な制度運用とそれらを客観的に確認できるよう使途の透明性の向上を強く求めていく。

4 議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼した。

議長の回答要旨は、次のとおりである。

4—1 令和2年4月27日付け調査回答（別紙4—1）

当該調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④個別事項についての会派及び議員からの説明について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 調査結果

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものではなく、平成30年度及び平成31年4月分政務活動費に関する「政務活動に要する経費」及び「政務活動に要する経費細目」に基づく適正な支出が行われていた。

なお、本件監査請求後にけしば誠一議員及び杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の「平成30年度政務活動費収支報告書及び出納簿」（以下「30年度収支報告書等」という。）の訂正（誤記控除・誤記更正）が行われ、次のとおり、返還された。

会派・議員名	返還日	返還額	内 容
けしば誠一	令和2年 4月23日	4,805 円	杉並区民ニュース 2018年5月号 外の用紙代（A4、白） （平成30年5月11日支出）
杉並区議会公 明党（山本ひ ろこ）	令和2年 4月22日	3万8,880 円	ホームページ管理運営費 （平成30年5月9日、7月20日、 10月16日及び12月28日支出）

(2) 今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、平成30年度及び平成31年4月当時の基準により、会派及び議員がそれぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

今後は、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合が定められていない経費の適切な按分の割合の設定、支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組むこととしている。

その他、措置請求書記載の個別の請求事項についての会派及び議員の説明が記載されている。

4—2 令和2年5月28日付け調査回答（別紙4—2）

当該調査回答には、本件監査請求後に行われた30年度収支報告書等の訂正（誤記控除・誤記更正）等について記載されている。

上記の訂正に伴う返還日、返還額等は、次のとおりである。

議員名	返還日	返還額	内 容
小川宗次郎	令和2年 5月22日	11万4,947円	区政報告通信費 (平成31年3月21日支出) 区政報告会案内及び区政報告封筒 印刷代 (平成31年3月30日支出) 区政報告会会場費 (平成31年3月31日支出)
吉田あい	令和2年 5月20日	14万3,124円	区政報告平成31年春季号印刷代 (平成31年3月31日支出) ※ 印刷代の50%に相当する額から自己負担額を控除した額が返還された。
小林ゆみ	令和2年 5月27日	21万4,035円	区政報告レポート平成31年春号デザイン費・印刷代・手数料及びポスティング代 (平成31年3月25日支出) 政務活動補助職員賃金 (平成31年3月31日支出) ※ 政務活動補助職員賃金については、当該区政報告の配布に関する部分の額のみ返還された。

議員名	返還日	返還額	内 容
川野たかあき	令和2年 5月19日	33万3,600円	区議会レポート印刷、ポスティング料 (平成31年2月8日支出) 区議会レポートデザイン料 (平成31年2月13日支出)
山本あけみ	令和2年 5月21日	10万5,318円	区政報告VOL26 デザイン料 (平成30年12月17日支出) 区政報告VOL26 印刷費 (平成31年2月18日支出) 区政報告VOL26 郵送用封筒・ラベル (平成31年2月20日支出) 区政報告VOL26 ポスティング代 (平成31年2月28日支出) 区政報告VOL26 封入作業代 (平成31年3月19日支出) 区政報告VOL26 封筒 (平成31年3月27日支出)
けしば誠一	令和2年 5月25日	3,456円	杉並区民ニュースNo.370 のインク代 (平成31年1月30日支出)
新城せつこ	令和2年 5月25日	1万3,068円	杉並区民ニュースNo.311 の用紙代 (色用紙・白用紙)・インク代 (平成30年12月21日支出) ※ 白用紙については50%按分で 計上されているため、色用紙とインク代の50%に相当する額が返還された。 杉並区民ニュースNo.311 のインク代・振込手数料 (平成31年1月30日支出)

なお、本件監査請求の対象とされていないが、吉田あい議員及び山本あけみ議員の「令和元年度政務活動費収支報告書及び出納簿」の訂正（誤記控除・誤記更正）が行われ、次のとおり、返還された。

議員名	返還日	返還額	内 容
吉田あい	令和2年 5月20日	11万1,973円	平成31年春季号区政報告発送代金 (平成31年4月3日支出)

議員名	返還日	返還額	内 容
山本あけみ	令和2年 5月21日	5万3,362円	区政報告VOL26送付代 (令和元年5月13日支出) 区政報告VOL26印刷費 (令和2年3月4日支出) 区政報告VOL26入稿料 (令和2年3月15日支出)

その他、当該調査回答には、井原太一議員、吉田あい議員、脇坂たつや議員、小林ゆみ議員、けしば誠一議員、新城せつこ議員、太田哲二議員及び富本卓議員の追加説明が記載されている。

第3 監査の結果

1 結 論

本件監査請求については、令和2年6月4日に監査委員3名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員及び内山忠明監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求のうち、①田中ゆうたろう議員及び上野エリカ議員の第3の2「勧告」に記載した額の返還を求める請求に係る部分については、理由があると認められるので、これを認容し、②本件監査請求後に返還された費用の返還を求める請求（第2の2「監査対象事項」の表）に係る部分については、これを却下し、③その余の請求に係る部分については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

2 勧 告

令和2年7月4日までに、次の表のとおり、返還請求を行われるよう、区長に対して勧告する。

	請求対象の議員	年度	返還額
1	田中ゆうたろう	平成30年度 政務活動費	区政報告（田中ゆうたろう通信平成31年予算特別号）関連費用（印刷代及びポスティング代） 52万6,887円
2	上野エリカ	平成30年度 政務活動費	区政報告（杉並区政レポート2019年3月（VOL15））関連費用（作成費） 19万2,826円
3	上野エリカ	平成31年4 月分政務活 動費	区政報告（杉並区政レポート2019年3月（VOL15））関連費用（新聞折込み代） 7万8,408円

3 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯

杉並区における政務活動費（旧政務調査費）に係る条例等の制定等の経緯は、次のとおりである。

- （1）平成12年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が創設されたことに伴い、平成13年に、政務調査費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務調査費規則」という。）が制定され、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等が定められ、平成13年度から会派及び議員に対して政務調査費が交付された。
- （2）平成19年に、区議会の自主的なルールとして、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」（以下「政務調査費規程」という。）が制定され、選挙活動、政党活動又は後援会活動に関する経費など

の 10 項目の経費は区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないと明示された。

- (3) 平成 20 年に、政務調査費規程の一部が改正され、政務調査費規則別表で定められていた「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」が定められた。
- (4) 平成 24 年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。
- (5) 平成 25 年に、政務調査費条例が政務活動費条例に改正され、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費が「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、「使途基準」に代えて別表で「政務活動に要する経費」として 10 項目（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費）の経費が定められた。
また、政務調査費規程が政務活動費規程に改正され、別表で定められていた「使途基準細目」が「政務活動に要する経費細目」に改められた。
- (6) その後、平成 26 年 3 月、平成 27 年 3 月、平成 28 年 3 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月及び令和 2 年 3 月に、政務活動費規程の一部が改正され、「政務活動に要する経費細目」の見直しが行われた。

4 判 断

4—1 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、平成 25 年 3 月から、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は首長と並ぶ重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治

活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。

- (4) しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務活動費規則」という。）に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。
- (5) こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成21年12月17日最高裁判所判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。
- (6) 以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

4—2 判断基準

請求人は、措置請求書記載の会派及び議員ごとに、返還請求の対象、金額、理由等を述べており、その請求項目は、①調査研究費（月極駐車場代）、②調査研究費（住民協議会開催費用）、③研修費（勉強会開催費用）、④広聴広報費（区政報告関連費用）、⑤広聴広報費（区政報告会関連費用）、⑥広聴広報費（ホームページ関連費用）、⑦資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）及び⑧人件費（政務活動補助職員賃金）の8項目に整理することができる。

そこで、まず、上記の8項目について、平成30年度当時（平成31年4月分政務活動費については、平成31年4月当時）の政務活動費条例（資料1）、政務活動費規則（資料2）、政務活動費規程（資料3）及び「政務活動費の支出に関する事務処理について」（以下「事務処理の手引」という。）（資料4）等に基づき、その判断基準を示した上で、「4—3 会派・議員別判断」において、措置請求書の記載順に、会派及び議員ごとに請求内容の適否を判断することとする。

なお、平成31年4月の政務活動費条例、政務活動費規則及び政務活動費規程

の内容は、平成30年度と同一のものであり、平成31年4月の「事務処理の手引」の内容は、「I 基本編」に「5 区議会の自律的なチェック機能の充実・強化」として「収支報告書に対する三者間でのチェック体制の強化として、収支報告書の提出に当たっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮するとともに、四半期ごとの区議会事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を効率的にバランスよく行うこととされており、引き続き、区議会の自律的なチェック機能の充実・強化を図ることとする」との記載が追加されたほかは、平成30年度と同一のものである。

(1) 調査研究費（月極駐車場代）

「政務活動に要する経費」において、調査研究費は「区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」とされており、区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、自動車・バイクを移動手段として利用し、その月極駐車場代を支出することは、調査研究費として認められている。

「政務活動に要する経費」、「政務活動に要する経費細目」及び「事務処理の手引」等（以下「政務活動に要する経費・同細目等」という。）に基づき、領収書（これに類するもの（預金通帳の該当ページの写し、クレジットカードの利用明細書等）を含む。以下同じ。）及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限（2分の1）の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

なお、月極駐車場代については、支出要件の厳格化を図るため、令和2年度から、政務活動費規程の一部が改正され、調査研究費の「月極駐車場代」に関する規定が削除されるとともに、事務所費に「事務所駐車場賃借料」に関する規定が設けられ、議員事務所専用の事務所（賃借しているものに限る。）の駐車場に限り、2分の1を限度として、月極駐車場代を支出することができることとされたことを付言する。

(2) 調査研究費（住民協議会開催費用）

ア 「政務活動に要する経費」において、調査研究費は「区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」とされており、区政に関する調査研究その他の活動の一環として、住民協議会等を開催し、その費用を支出することは、調査研究費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

イ 下記（4）ウと同様に、住民協議会等が、政務活動としての側面に加えて、選挙活動、政党活動、後援会活動等（以下「選挙活動等」という。）の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かについては、当該住民協議会等の内容、開催時期、参加人数等の諸事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。

(3) 研修費（勉強会開催費用）

ア 「政務活動に要する経費」において、研修費は「会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費等」とされており、区政に関する調査研究その他の活動のために勉強会、研修会等を開催し、その講師謝礼金、会場費等の費用を支出することは、研修費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、講師謝礼金が適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等の講義内容が説明され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

なお、講師謝礼金については、令和2年度から、「事務処理の手引」の一部が改正され、「適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容に関する補記や関連資料の提出が必要です」と改められたことを付言する。

イ 下記（4）ウと同様に、勉強会、研修会等が、政務活動としての側面に加えて、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かについては、当該勉強会、研修会等の内容、開催時期、参加人数等の諸事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。

(4) 広聴広報費（区政報告関連費用）

ア 「政務活動に要する経費」において、広聴広報費は「会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費等」とされており、会派又は議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、その印刷費、送料等の費用を支出することは、広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、区政報告等の印刷経費の場合はその原本が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

イ 区議会においては、区民の意見等を区政に的確に反映することが必要であり、そのためには区民の意見等を収集し、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、区政報告を発行し、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせることは、区民の意見等を的確に収集し、把握する前提としての意義を有するものである。そのためには、まず、区民に区政報告を読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になるというべきである。

そもそも、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解されるのであり、広聴広報活動をより効果的に行うための創意工夫の一環として、議員の写真、似顔絵、プロフィール等を掲載し、当該部分に係

る経費に政務活動費を充てたととしても、それが社会通念に照らし相当な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当である。

したがって、区政報告に議員の写真、似顔絵、プロフィール等を掲載することが直ちに選挙活動等に該当し、政務活動とは認められないと解するのは相当でなく、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があれば格別、そうでない限り、社会通念に照らし相当な範囲にとどまっていれば、違法又は不当であるということとはできない。

ウ 平成27年4月26日の杉並区議選に近接した時期に作成・配布された区政報告の作成費等の関連費用を平成26年度政務活動費から按分せずに支出したことについて、平成31年3月22日東京地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第322号政務活動費返還請求事件）では、平成27年1月以降に作成・配布された区政報告について、次のとおり、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有している旨判示されている。

- ① 今後の区政に関する提言を記載しているという自民党チラシの内容に加え、区議選の約3か月前という時期に作成・配布されていること、14万6,250枚というかなり大きな部数を新聞折込みの方法で配布したことなどの事情を総合すると、自民党チラシは、6区議の所属する杉並区議会自由民主党の会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するという6区議の政務活動としての側面を有すること自体は否定し難いものの、区議選に向けて会派あるいは会派所属議員を選挙権者たる区民にアピールするという政党活動としての側面を併せ有することも否定できないというべきである。（杉並区議会自由民主党の6議員）
- ② 吉田区議のインタビュー、子育てに関する記載も含め、吉田区議の政務活動としての側面を有することは否定できないものの、10万部というかなり大きな部数を作成し、約3,000通を郵送したほか、平成27年4月26日の区議選を控えた同年1月頃までに多数の会合や駅頭演説の際に配布されたことなどの事情を総合すると、区議選に向けて吉田区議の子育て経験等を区民にアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できないというべきである。（吉田あい議員）
- ③ 杉並区の予算及び今後の区政に対する提言という政務活動としての側面があることは否定できないが、今後の区政に関する提言を記載しているはなし区政報告書の内容に加え、区議選の約1か月前という時期に作成・配布されていること、2万5,000部をポスティングの方法により配布したことなどの事情を総合すると、はなし区政報告書は、区議選を控え、はなし区議の今後の区政に対する提言を区民にアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できないというべきである。（はなし俊郎議員）
- ④ 富本区議が所属する杉並区議会スポーツ振興議員連盟の杉並区議会における成果等を報告するという富本区議の政務活動としての側面を有していることは否定できないが、富本区議の顔写真及び氏名がかなり

大きく目立つ形で記載されており、区議選の約1か月前に6万1,000部というかなり大きな部数がポスティングや新聞折込みなどの方法により配布されていることなどの事情を総合すると、区議選に向けて富本区議をアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できないというべきである。(富本卓議員)

- ⑤ 田中区議の杉並区議会における質疑や意見発表といった区政報告が記載されているものであるが、平成27年3月24日頃という区議選の約1か月前の時期に、16万6,000部という相当に大きな部数を郵送、新聞折込み、駅頭や区政報告会等での手渡しの方法により配布していること、郵送分については後援会事務所開設の案内を同封して郵送されていることなどを総合すると、区政報告としての側面に加え、約1か月後に迫った区議選に向けての田中区議のアピールという政治活動としての側面を併せ有していることを否定できないというべきである。(田中ゆうたろう議員)
- ⑥ 市来区政報告書2月増刊号及び3月増刊号の表面に大きく記載されている富士前都議及び保坂世田谷区長との対談は、平成27年1月25日に開催された「1.25市来とも子キックオフ集会」における対談を転載したものである。同集会は、政務活動費収支報告書にも、選挙運動費用収支報告書にも、市来区議の後援会と推認される「市来とも子とともに歩む会」の収支報告書にも記載されていないことから、市来区議の政治活動であったと推認される。市来区政報告書2月増刊号及び3月増刊号は、そのような政治活動としての集会における対談が記載されていること、市来区議の顔写真や氏名が目立つように大きく記載されていること、区議選の直前に作成されていること、それぞれ5万部及び4万5,000部がポスティングなどの方法により配布されていることなどを総合すると、区政報告としての側面に加え、市来区議の政治活動としての側面を併せ有することを否定できないというべきである。(市来とも子議員)
- ⑦ 大槻区政報告書2015①は、裏面には区政に関する大槻区議の実績が記載されているものの、表面には大槻区議の顔写真が大きく記載されているほか、政治評論家である森田実と握手した写真などが記載されており、全体として、区政報告よりも大槻区議のアピールの側面が強いものとなっており、区議選の直前に作成・配布されていることなどの事情を総合すると、政務活動としての側面に加え、大槻区議の政治活動としての側面を併せ有することを否定できないというべきである。(杉並区議会公明党(大槻城一議員))
- ⑧ けしば区政報告書235号及び新城区政報告書206号は、両区議の区政報告に関する記載もあるが、表面には「4月区議会議員選挙で福祉第一の杉並をめざします」などと、区議選に向けた決意などを示すものとなっており、政治活動としての側面が強いことは明らかである。また、けしば区政報告書235号及び新城区政報告書206号に案内が記載されている「2015年新春の集い」は、「杉並区議会無所属区民派けしば誠一・新城せつこ後援会」が主催するものであるから、政務活動ではなく後援会活動

と認めるのが相当であり、その案内が記載された区政報告書の費用を全額政務活動費から支出することは許されない。(無所属区民派(けしば誠一議員・新城せつこ議員))

これらの区政報告については、「政務活動としての側面と政党活動等としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、社会通念に照らし、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当である」と判示されている。

一方で、同判決では、同様に、平成27年1月以降に作成・配布された区政報告について、次のとおり、区政報告の範囲を超えるものとはいえない旨判示されている。

- ① 大和田区政報告書の内容は、配布時期(平成27年1月頃)を考慮しても、区政報告の範囲を超えるものではなく、区議選に向けた政治活動や選挙活動としての側面を有していたとは認められない。(大和田伸議員)
- ② 浅井区政報告書9号の内容は、配布時期(平成27年1月16日頃)、配布部数(2万4,500部)を考慮しても、浅井区議の区政報告の範囲を超えるものではなく、区議選に向けた政治活動としての側面を有していたとは認められない。(浅井くにお議員)
- ③ 今井区政報告書6号の内容は、配布時期(平成27年1月頃)、配布部数(1万6,000部)を考慮しても、今井区議の区政報告の範囲を超えるものではなく、区議選に向けた政治活動としての側面を有していたとは認められない。(今井ひろし議員)
- ④ 安斉区政報告書15号及び16号の内容は、配布時期(①15号:平成27年1月13日頃、②16号:平成27年3月20日頃)、配布部数(各2万部)を考慮しても、安斉区議の区政報告の範囲を超えるものとはいえない。(安斉あきら議員)
- ⑤ 松浦区政報告書春号の裏面右側に記載された山田宏元衆議院議員の活動に関する記載は、松浦区議の政治活動としての側面を併せ有するものと認めるのが相当であるが、表面及び裏面左側の記載は松浦区議の区政報告の範囲を超えるものとはいえない。(松浦芳子議員)
- ⑥ 河津区政報告書10号の内容は、配布時期(平成27年2月18日頃)、配布部数(3万部)を考慮しても、河津区議の区政報告の範囲を超えるものとはいえない。(河津利恵子議員)
- ⑦ 川原口区政報告書31号の内容は、配布時期(平成27年1月頃)を考慮しても、川原口区議の区政報告の範囲を超えるものとはいえない。(杉並区議会公明党(川原口宏之議員))
- ⑧ 大槻区政報告書2015②は、配布時期(平成27年3月頃)を考慮しても、大槻区議の区政報告の範囲を超えるものとはいえない。(杉並区議会公明党(大槻城一議員))
- ⑨ 北区政報告書19号の内容は、北区議の区政報告の範囲を超えるものとはいえない。(杉並区議会公明党(北明範議員))

- ⑩ 中村区政報告書22号の内容は、配布時期（平成27年1月頃）を考慮しても、中村区議の区政報告の範囲を超えるものとはいえない。（杉並区議会公明党（中村康弘議員））

また、同判決の控訴審である令和元年10月30日東京高等裁判所判決（平成31年（行コ）第110号政務活動費返還請求控訴事件、令和元年（行コ）第157号附帯控訴事件）では、上記の安斉区政報告書16号について、「安斉区議は、毎年3月頃（平成25年3月18日頃、平成26年3月頃、平成27年3月20日頃）に、杉並区の予算が成立したこと、予算案に安斉区議が賛成したこと及び予算の内容等を紹介する区政報告書を作成、配布しており、安斉区政報告書16号は、例年と同様の内容及びレイアウトのものとして作成、配布されたものと認めることができ、このことに照らすと、政務活動費条例の別表において定める「広聴広報費」に該当する」と判示されている。

このように、これらの判決において、平成27年4月26日の杉並区議選に近接した時期と考えられる同年1月以降に作成・配布された区政報告について、政務活動としての側面に加えて、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かの判断が分かれていることからすると、作成・配布時期は重要な判断要素であるが、単にそれのみを考慮して判断するのは相当でなく、区政報告が、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かについては、当該区政報告の内容、作成・配布の時期及び部数、過去の発行状況等の諸事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。

（5）広聴広報費（区政報告会関連費用）

- ア 「政務活動に要する経費」において、広聴広報費は「会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費等」とされており、会派又は議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、区政報告会を開催し、その会場費、案内状作成費等の費用を支出することは、広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

- イ 区政報告会を開催するに当たり、茶菓代を支出することは、「政務活動に要する経費」で広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、目的及び参加人数が明らかにされ、支出金額の上限（1人につき500円）の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

- ウ 上記（4）ウと同様に、区政報告会が、政務活動としての側面に加えて、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かについては、当該区政報告会の内容、開催時期、参加人数等の諸事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。

(6) 広聴広報費（ホームページ関連費用）

「政務活動に要する経費」において、広聴広報費は「会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費等」とされており、会派又は議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、ホームページを作成し、その作成費等の費用を支出することは、広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書及び契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面が提出され、当該期間が1年以内であり、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

(7) 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）

「政務活動に要する経費」において、資料購入費は「会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」とされており、区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、所属政党発行の機関紙を購読し、その購読費を支出することは、資料購入費として認められている。

「政務活動に要する経費細目」において、「所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む。）の購読については、議員一人当たり各1部とする」と定められ、同一の機関紙の購読費を、政務活動費に複数計上することは認められていないことから、社会通念上相当な範囲内にとどまっているものと解することができるものであり、議員一人当たり1部の購読であれば、違法又は不当であるということとはできない。

また、所属政党発行の機関紙であっても、区政に関する情報が掲載されているのであれば、これを購読することは政務活動と合理的関連性を有するものと解され、区政に関する情報が全く掲載されていないという特段の事情が認められない限り、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、定期購読の場合は1年を超えない購読費であり、また、購読新聞については専ら議員本人以外が購読しているものでない限り、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

(8) 人件費（政務活動補助職員賃金）

「政務活動に要する経費」において、人件費は「会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされており、区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、職員を雇用し、その賃金を支出することは、人件費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類（政務活動補助職員勤務報告書）」が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

4—3 会派・議員別判断

以下、措置請求書の記載順に、会派及び議員ごとに請求内容の適否を判断する。

なお、以下の請求内容のうち、上野エリカ議員の「杉並区政レポート2019年3月（VOL15）」の新聞折込み代（15万6,816円）及びはなし俊郎議員のホームページ制作費（10万8,070円）の返還を求める請求については、平成31年4月分政務活動費に関するものであり、その余の費用の返還を求める請求については、平成30年度政務活動費に関するものである。

（1）浅井くにお議員

〔請求人の主張要旨〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート平成30年夏号（No.17）及び平成31年新年号（No.18）】

浅井議員の区議会における質問で紙面の大半を占め、顔写真入りの表題とトピックスやプロフィールの内容は政務活動費の本来の目的と合致しない。

また、東京地裁判決では、統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていることについて、選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できないとして、社会通念に照らし政務活動としての割合を50%と認めるのが相当であると述べており、特にNo.18は平成31年4月21日の杉並区議選の直前の発行であり、明らかに杉並区議選を意識したレポートである。

したがって、No.17については計上額の50%（39万9,607円）、No.18については、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（37万8,074円）の返還を求める。

〔判断〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート平成30年夏号（No.17）及び平成31年新年号（No.18）】

上記の「4—2 判断基準」（以下「判断基準」という。）（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①平成30年夏号には平成30年第2回杉並区議会定例会、都市農業の視察等に関する記事が掲載され、②平成31年新年号には平成30年第3回及び第4回杉並区議会定例会等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断

基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティング及び郵送による配布時期（①平成30年夏号：平成30年8月下旬、②平成31年新年号：平成31年1月上旬頃）、配布部数（①平成30年夏号：2万3,857部、②平成31年新年号：2万3,864部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、当該区政報告の内容について、「浅井議員の区議会における質問で紙面の大半を占めている」と主張するが、平成31年3月22日東京地方裁判所判決においては、「杉並区議会定例会の議事録が別途杉並区議会のホームページに掲載されているとしても、それを転載して紹介することは、浅井区議の区議としての活動を紹介するという区政報告の趣旨を外れるものとはいえない」と判示されているところでもある。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（２）安齊あきら議員

〔請求人の主張要旨〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート平成31年No.18及びNo.19】

平成31年4月21日の杉並区議選の直前（平成30年12月25日、平成31年3月25日）に区議会レポートを発行しており、東京地裁判決に基づき、50%に按分すべきである。また、デザイン代は、政務活動費の本来の目的と合致しない。

したがって、No.18については計上額の50%（62万1,892円）、No.19については、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（3万6,599円）の返還を求める。

〔判断〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート平成31年No.18及びNo.19】

判断基準（４）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①No.18には平成30年第4回杉並区議会定例会に関する記事が掲載され、②No.19には平成31年第1回杉並区議会定例会及び東京2020オリンピック大会キャンプ地誘致に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広

報活動)に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、似顔絵等が掲載されているが、判断基準(4)イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準(4)ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティング及び郵送による配布時期(①No.18:平成30年12月下旬、②No.19:平成31年3月下旬)、配布部数(①No.18:2万6,044部、②No.19:2万6,082部)を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

また、判断基準(4)イのとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になることから、そのために、デザイン代を政務活動費から支出することも認められるというべきである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(3) 井原太一議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費(区政報告会関連費用)【平成30年4月22日及び同年11月18日区政報告会】及び人件費(政務活動補助職員賃金)【同年4月22日区政報告会】

国会議員(石原議員)や都議会議員(早坂議員、小宮議員)が参加しており、政務活動費からの支出を禁じられている後援会活動や選挙活動の要素が含まれている。

したがって、平成30年4月22日区政報告会については、その費用を80%に按分して計上されているため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額(1万3,185円)、同年11月18日区政報告会については、その費用を84%に按分して計上されているため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額(6,994円)の返還を求める。

[判断]

1 広聴広報費(区政報告会関連費用)【平成30年4月22日及び同年11月18日区政報告会】及び人件費(政務活動補助職員賃金)【同年4月22日区政報告会】

まず、広聴広報費(区政報告会関連費用)については、判断基準(5)アのとおり、領収書が提出され、4月22日については按分率80%、11月18日については按分率84%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、提出された区政報告会の資料及び当該議員の説明によると、4月22日の内容は、①杉並区議会の動き（議会の開催状況等）、②平成30年度予算・杉並区の動き（平成30年度予算の骨子、ウェルファーム杉並の建設等）、③この地域での変化・できごと（近隣の施設の建設、改築計画の進行状況等）等で、11月18日の内容は、①杉並区議会の動き（議会の開催状況等）、②平成29年度決算（決算の概要等）、③杉並区の動き（実行計画の改定等）、④この地域での変化・できごと（近隣の施設の建設、改築計画の進行状況等）、⑤これから／杉並区の課題（将来の人口減少等についての分析等）等であり、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められる。

請求人は、「国会議員や都議会議員が参加しており、政務活動費からの支出を禁じられている後援会活動や選挙活動の要素が含まれている」と主張するが、当該議員から「国政報告と都政報告を行ったものであり、政治的な演説・挨拶は行っていない」と説明され、それを否定する証拠はなく、判断基準（5）ウのとおり、開催時期も平成31年4月21日の杉並区議選に近接しているとは認められないことから、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているということとはできない。

また、仮に、これらの国政報告と都政報告が選挙活動等に該当すると解したとしても、両区政報告会とも、これらの報告に要した部分が按分され、控除されてもいることが認められる。

次に、人件費（政務活動補助職員賃金）については、判断基準（8）のとおり、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「勤務の実情を証明する書類」が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で、按分率80%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、「事務処理の手引」では、広聴広報費の支出に当たっての留意事項として、区政報告書等の印刷費用については、その原本の提出を義務付けているが、区政報告会の開催費用については、同様の留意事項が設けられていない。当該議員の区政報告会については、収支報告時に、その内容が分かる資料が提出されており、適切であると考えられるところであり、透明性の確保の観点から、次第や配布資料等、区政報告会の内容の分かる資料の提出を求めることを検討されたい。

（4）今井ひろし議員

〔請求人の主張要旨〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告今井ひろし通信平成30年8月発行（VOL13）及び平成31年1月発行（VOL14）】

デザイン代を各6万円支払っているが、デザイン代は政務活動ではなく、また、按分なしで政務活動費で支出する根拠の説明がない。特に、VOL14の

ポスティングは、平成31年1月21日から29日までに行われ、杉並区議選の行われた同年4月21日に近接しており、東京地裁判決のとおり、50%に按分すべきである。

したがって、計上額の50% (①VOL13:30万78円、②VOL14:31万2,868円) の返還を求める。

2 調査研究費（月極駐車場代）

車の所有者は、議員であろうとなかろうと駐車場を確保することは必須であり、議員であるという理由だけで政務活動費で支払う理由はなく、区民の生活感覚からして受け入れられない。

したがって、計上額の全額（5万2,000円）の返還を求める。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告今井ひろし通信平成30年8月発行（VOL13）及び平成31年1月発行（VOL14）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①VOL13には待機児童ゼロの達成、平成30年第1回及び第2回杉並区議会定例会等に関する記事が掲載され、②VOL14には「平成31年の抱負」、「平成30年の区議会活動を振り返って」と題する記事等が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、似顔絵等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（①VOL13：平成30年8月下旬、②VOL14：平成31年1月下旬）、配布部数（各1万6,000部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

また、判断基準（4）イのとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になることから、そのために、デザイン代を政務活動費から支出することも認められるというべきである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 調査研究費（月極駐車場代）

判断基準（1）のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、

支出割合の上限の範囲内の按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、自動車の使用実態について、当該議員から「特定の企業等の勤務はしておらず、議員を専任の仕事とし、毎日、区内において政務活動を行っており、自治会や商店会、地域イベント、区内の行政視察、区民相談など活動は多岐にわたり、政務活動としての使用割合は高く、実態としては50%を超えている」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(5) 大泉やすまさ議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポートまちかど2018年秋号】

按分なしの根拠となる説明がなく、全額を政務活動費で支出している。東京地裁判決のとおり、50%に按分すべきである。

したがって、計上額の50%（13万7,765円）の返還を求める。

[判断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポートまちかど2018年秋号】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第3回杉並区議会定例会、永福体育館のリニューアル・オープン等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（平成30年11月下旬）、配布部数（3万9,200部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(6) 大和田伸議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告会関連費用）【平成30年6月30日区政報告会】

国会議員（石原議員）や都議会議員（小宮議員）が参加しており、政務活動費からの支出を禁じられている後援会活動や選挙活動の要素が含まれている。また、参加者140名に対し、封筒の購入は500部であり、残りの360部の封筒がどのように利用されたのか不明である。

したがって、計上額の50%（2万4,190円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート平成30年夏号】

大和田議員の写真が25枚も掲載されるなど、区民の目で観察すれば、大和田議員の宣伝の広報と見受けられ、全額を政務活動費で支出する根拠の説明もない。また、封筒を8,000部作成しているが、発送は6,958部であり、残りの約1,000部の封筒がどこで使われたのか不明である。

したがって、計上額の50%（28万9,468円）の返還を求める。

3 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区議会報告はがき（平成31年1月）】

「私が河野庄次郎元区議会議員の跡を引き継いでから、早いものでまもなく今春、8年が経過」などというように自身の活躍ぶりをはがき裏面の半分に記載し、表面の半分は自身の大きな名前と住所等で占められており、また、全額を政務活動費で支出する根拠の説明もない。

したがって、計上額の50%（25万8,440円）の返還を求める。

[判断]

1 広聴広報費（区政報告会関連費用）【平成30年6月30日区政報告会】

判断基準（5）アのとおり、領収書及び資料封入用の封筒の原本が提出され、また、お茶代については、判断基準（5）イのとおり、領収書が提出され、目的（来場者用のお茶代）及び参加人数（140名）が明らかにされ、支出金額の上限（1人につき500円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、提出された区政報告会の資料には、①平成30年6月26日現在の杉並区議会の会派別の議員氏名等、②杉並区の特別養護老人ホームの名称、所在地、定員等、③自治体間連携による特別養護老人ホーム「エクレシア南伊豆」に関する新聞記事等が記載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められる。

請求人は、「国会議員や都議会議員が参加しており、政務活動費からの支出を禁じられている後援会活動や選挙活動の要素が含まれている」と主張するが、当該議員から「区政の歩みは、決して杉並区あるいは杉並区議会の中だけで完結するような単純なものではなく、時に国政・都政との連携が欠かせないケースが多々あるゆえに、密接に関係する」と、区政との

関連性が説明され、そのこと自体は是認することができ、判断基準（５）ウのとおり、開催時期も平成31年４月21日の杉並区議選に近接しているとは認められないことから、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているということとはできない。

また、平成31年３月22日東京地方裁判所判決においては、「区政報告において、出席者や来賓としての発言者が当該区議の支持者を中心とするものであったとしても不自然ではなく、上位団体である国政政党や都議会政党の議員が挨拶を行うことも区政報告の趣旨と矛盾するものとはいえない」と判示されているところでもある。

請求人は、「参加者140名に対し、封筒の購入は500部であり、残りの360部の封筒がどのように利用されたのか不明である」と主張するが、当該議員から「資料を複数持ち帰る方がおり、また、区政報告会を手伝っていたスタッフや関係者にも配布し、それでも余る部数に関しては、区政関連の資料を町会や関係団体に渡す際に、政務活動の要素で使用した」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート平成30年夏号】

判断基準（４）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「平成29年度：杉並区議会報告」、「大和田伸の活動～監査委員として行政を厳しくチェック～」と題する記事等が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（平成30年６月上旬）、配布部数（6,958部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「封筒を8,000部作成しているが、発送は6,958部であり、残りの約1,000部の封筒がどこで使われたのか不明である」と主張するが、当該議員から「手元にそのまま残っているということではなく、僅かだが、封入時のロス（宛名シールの貼りミス等）が生じたり、その他、区政関連の資料を町会や関係団体に発送する際等、政務活動の要素で使用した」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区議会報告はがき（平成31年1月）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①監査委員として、税金が施策実現のために適正に使われているか等、議員とは違った角度から行政を見つめてきたこと、②杉並区議会自民党の幹事長として、区議会最大会派の舵取りを担っていること、③区内の倒壊のおそれがあるブロック塀等に対する改修助成制度の創設に関する要望書を提出し、実現したこと等が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の「直球で勝負！！」とのキャッチフレーズ、野球のボールを模したイラスト等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該キャッチフレーズ等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（平成30年12月末）、配布部数（7,100部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（7）小川宗次郎議員

〔請求人の主張要旨〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政調査・報告レポート平成31年2月報告号及び春報告号】

平成31年4月21日の杉並区議選の直前の3月に発行され、郵送及びポスティングが行われており、東京地裁判決のとおり、50%に按分すべきである。

したがって、計上額の50%（①2月報告号：5万7,196円、②春報告号：18万4,749円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告会関連費用）【平成31年4月5日区政報告会】

支援者を集めた後援会活動であり、当日は、杉並区議選の告示日の約2週間前で、選挙活動の一環である。また、会場の大宮八幡宮「清涼殿」は結婚式場であり、多額の税金を使って区政報告を行う場所ではない。

したがって、計上額の全額（9万7,500円）の返還を求める。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政調査・報告レポート平成31年2月報告号及び春報告号】

判断基準（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①2月報告号には平成30年10月の都市環境委員会行政視察、杉並区総合計画等の改定等に関する記事が掲載され、②春報告号には平成30年10月の都市環境委員会行政視察、杉並区総合計画等の改定、平成31年度の杉並区予算等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送又はポスティングによる配布時期（①2月報告号：平成31年3月下旬（郵送）、②春報告号：同年3月末（ポスティング））、配布部数（①2月報告号：1,368部、②春報告号：2万5,300部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、本件支出のうち、通信費及び区政報告封筒印刷代の一部（6万6,197円）については、本件監査請求後に返還され、監査の対象外（却下）としたところであるが、これは、按分率を50%に変更した区政報告会の案内を区政報告と同封して郵送したことによるものである。

2 広聴広報費（区政報告会関連費用）【平成31年4月5日区政報告会】

判断基準（5）アのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。また、当初は按分を行わずに計上されていたが、本件監査請求後に30年度収支報告書等の訂正（誤記控除・誤記更正）が行われ、按分率50%で計上されていることが認められる。

そして、当該区政報告会の内容について、当該議員から「杉並区総合計画、実行計画等の改定、杉並区議会定例会及び令和元年度予算の概要等について報告した」と説明され、それを否定する証拠はなく、区政に関するものであることから、当該区政報告会は、区政の動向等を区民に対して報

告・説明するという当該議員の政務活動としての側面を有することが認められる。

次に、当該区政報告会は、平成31年4月21日の杉並区議選の約2週間前の4月5日に開催されていることから、判断基準（5）ウのとおり、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かが問題となるが、仮に併有していると解したとしても、政務活動としての側面と選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当であるところ、先に述べたとおり、本件支出（①区政報告会案内印刷代：1万6,500円、②会場費：8万1,000円）の50%に相当する額（4万8,750円）については、本件監査請求後に返還されており、監査の対象外（却下）としたところである。

このことから、当該区政報告会は、当該議員の政務活動としての側面を有することが認められ、また、仮に選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解したとしても、本件支出の50%に相当する額については、既に返還されていることから、その全額が違法又は不当であるという請求人の主張には、理由がないというべきである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、令和2年度から、「事務処理の手引」の一部が改正され、区政報告書の作成及び配布について、「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとする」旨明記されたところであるが、これらの時期に開催する区政報告会、研修会、講演会等の会合についても、按分割合に関する留意事項を設けることを検討されたい。

（8）吉田あい議員

〔請求人の主張要旨〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート平成30年春季号（予算特集号）】

全額を政務活動費で支出する根拠の説明がなく、「政務活動費支出の基本的考え方」の透明性の原則にも欠ける。また、区政報告を3万9,300部作成しているが、ポスティングは3万5,300部であり、残りの4,000部をどのように配布したのか、封筒3,000部をどのように使用したのか不明である。

したがって、計上額の50%（26万8,779円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート平成30年決算号（決算特集号）】

封筒印刷については50%に按分していることから、その他の経費についても50%に按分すべきであり、また、全額を政務活動費で支出する根拠の説明もない。

したがって、計上額の50%（33万4,028円）の返還を求める。

※ なお、先に述べたとおり、区政報告（区政レポート平成31年春季号（予算特集号））関連費用（14万3,124円）の返還を求める請求については、本件監査請求後に同額が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート平成30年春季号（予算特集号）】

判断基準（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年度予算及び主要事業、平成30年第1回杉並区議会定例会における質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（平成30年4月上旬）、配布部数（3万5,300部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「区政報告を3万9,300部作成しているが、ポスティングは3万5,300部であり、残りの4,000部をどのように配布したのか、封筒3,000部をどのように使用したのか不明である」と主張するが、当該議員から「郵送を希望される区民の方や名刺交換をした方などに郵送した」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート平成30年決算号（決算特集号）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成29年度決算、平成30年第3回杉並区議会定例会における質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送及びポスティングによる配布時期（平成30年11月上旬）、配布部数（3万7,628部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「封筒印刷については50%に按分していることから、その他の経費についても50%に按分すべきである」と主張するが、当該議員から「区政報告を郵送するに当たり、封筒印刷用のトナーについて50%で計上したが、プリンターは封筒を印刷するために使用することが多く、政務活動としての使用が50%を超えているが、政務活動以外の仕事の資料や書類等も印刷することがあるため、50%とした」と説明され、それを否定する証拠はなく、封筒印刷用のトナー代を50%に按分していることを理由として、その他の経費を50%に按分すべきであるということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（９）脇坂たつや議員

〔請求人の主張要旨〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区政レポート惑星2019.1発行（VOL16）】

平成31年1月に発行されており、東京地裁判決のとおり、50%に按分すべきである。

したがって、計上額の50%（49万5,501円）の返還を求める。

〔判断〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区政レポート惑星2019.1発行（VOL16）】

判断基準（４）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、封入代及び発送代の部数が領収書と出納簿とで異なっていたが、令和2年5月14日付けで出納簿の訂正（誤記控除・誤記更正）が行われている。

そして、当該区政報告の内容をみると、私立幼稚園への支援、平成30年8月に阿佐谷で発生した豪雨災害等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティング及び郵送による配布時期（平成31年1月末）、配布部数（4万6,918部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（10）杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）

〔請求人の主張要旨〕

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

公明党規約で、機関紙の購読を義務付けられ、公明新聞の購読は党員の義務とされているが、政務活動費で党員の義務を果たすことは認められない。

したがって、計上額の全額（7,548円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【山本ひろこNEWS（VOL008）】

山本議員の多岐にわたる活動が書かれているが、政務活動と政治活動の割合を客観的な指標によって算定することは困難であり、社会通念に照らし、政務活動の割合を50%と認めるのが相当である。また、2,500部作成しているが、郵送は760部であり、残りの1,740部をどのように配布したのか不明である。

したがって、計上額の50%（6万3,185円）の返還を求める。

※ なお、先に述べたとおり、ホームページ関連費用（3万8,880円）の返還を求める請求については、本件監査請求後に同額が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

〔判断〕

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

判断基準（７）のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、議員一人当たり1部以内で計上されており、また、1年を超えない購読費であり、専ら議員本人以外が購読しているという特段の事情は認められないことから、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該資料について、当該会派から「地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載されており、調査研究等の政務活動のための資料として活用している」と説明され、それを否定

する証拠はなく、区政に関する情報が全く掲載されていないといった特段の事情は認められない。

請求人は、「公明党規約で、機関紙の購読を義務付けられ、公明新聞の購読は党員の義務とされているが、政務活動費で党員の義務を果たすことは認められない」と主張するが、本件支出の用途の適合性については、判断基準（7）に基づき判断するのが相当であり、政党の党員が機関紙の購読を義務付けられていることを理由として政務活動費に計上することができないと解することはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【山本ひろこNEWS（VOL008）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第2回杉並区議会定例会、区の事業（すぎなみ美活クラブ、子ども・子育てプラザ、防災地図アプリ「すぎナビ」）の紹介等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（平成30年8月上旬）、配布部数（760部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「2,500部作成しているが、郵送は760部であり、残りの1,740部をどのように配布したのか不明である」と主張するが、当該議員から「郵送以外に自ら又はボランティアに依頼して手渡しや個別配布をしたり、各種団体の会合等において配布するなどして全ての部数を配布した」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(11) 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）

[請求人の主張要旨]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

公明党規約で、機関紙の購読を義務付けられ、公明新聞の購読は党員の義務とされているが、政務活動費で党員の義務を果たすことは認められな

い。

したがって、計上額の全額（2万2,644円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告川原口ひろゆき通信2018年4月号（VOL42）、7月号（VOL43）及び11月号（VOL44）】

川原口議員の多岐にわたる活動が書かれているが、政務活動と政治活動の割合を客観的な指標によって算定することは困難であり、社会通念に照らし、政務活動の割合を50%と認めるのが相当である。

したがって、計上額の50%（①VOL42：20万522円、②VOL43：16万8,401円、③VOL44：16万2,528円）の返還を求める。

[判 断]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の判断1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告川原口ひろゆき通信2018年4月号（VOL42）、7月号（VOL43）及び11月号（VOL44）】

判断基準（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①VOL42には「地震被害シミュレーションをふまえ防災・減災対策強化!」、「保育待機児童ゼロを達成!」と題する記事等が掲載され、②VOL43には「在宅医療・生活支援センター」、「SNSによる「いじめ・自殺相談」」と題する記事等が掲載され、③VOL44には「ブロック塀の災害対策を強化」、「高齢者の入所待機者解消に向けて」と題する記事等が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（①VOL42：平成30年4月、②VOL43：同年7月、③VOL44：同年11月）、配布部数（①VOL42：2,712部、②VOL43：2,673部、③VOL44：2,480部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(12) 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

[請求人の主張要旨]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

公明党規約で、機関紙の購読を義務付けられ、公明新聞の購読は党員の義務とされているが、政務活動費で党員の義務を果たすことは認められない。

したがって、計上額の全額（2万2,644円）の返還を求める。

[判断]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の判断1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

(13) 杉並区議会公明党（大槻城一議員）

[請求人の主張要旨]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

公明党規約で、機関紙の購読を義務付けられ、公明新聞の購読は党員の義務とされているが、政務活動費で党員の義務を果たすことは認められない。

したがって、計上額の全額（2万2,644円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【おおつき城一通信ブリッジ(2018.①)】

紙面の表面に「おおきな夢 つきない情熱！おおつき城一」の宣伝と顔写真が掲載され、杉並版「民泊」ルールの記事は、建物のイラストに「©KOMEITO」と書かれており、民泊の公明党の宣伝であり、政務活動ではない。政務活動と政治活動の割合を客観的な指標によって算定することは困難であり、社会通念に照らし、政務活動の割合を50%と認めるのが相当である。また、5,000部作成しているが、平成30年5月の郵送は2,154部であり、残りの2,846部をどのように配布したのか不明である。

したがって、計上額の50%（8万56円）の返還を求める。

[判断]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の判断1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【おおつき城一通信ブリッジ(2018.①)】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、杉並版「民泊」ルール、区立高井戸藤が丘公園への遊具の設置、平成30年第1回杉並区議会定例会等に関

する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、「おおきな夢 つきない情熱！おおつき城一」とのキャッチフレーズ等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（平成30年5月中旬頃及び6月中旬）、配布部数（2,159部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「①杉並版「民泊」ルールの記事は、建物のイラストに「© KOMEITO」と書かれており、民泊の公明党の宣伝であり、政務活動ではない、②5,000部作成しているが、平成30年5月の郵送は2,154部であり、残りの2,846部をどのように配布したのか不明である」と主張するが、①建物のイラストの「© KOMEITO」の記載については、そのイラストの権利者が公明党であることを示すものであり、公明党の宣伝であるとは認められず、②区政報告の配布については、当該議員から「郵送以外に各種団体の会合等において配布し、また、自ら個々に配布し、その他ボランティアに依頼するなどして配布した」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(14) 杉並区議会公明党（中村康弘議員）

[請求人の主張要旨]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

公明党規約で、機関紙の購読を義務付けられ、公明新聞の購読は党員の義務とされているが、政務活動費で党員の義務を果たすことは認められない。

したがって、計上額の全額（2万2,644円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【中村やすひろ通信2018年10月号（VOL 26）】

運送料（1万円）など、説明がないので分からない支出もあり、社会通念に照らし、政務活動の割合を50%と認めるのが相当である。また、4,000部作成しているが、郵送は1,633部であり、残りの2,367部をどのように配布したのか不明である。

したがって、計上額の50%（10万3,416円）の返還を求める。

[判 断]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の判断1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【中村やすひろ通信2018年10月号（VOL 26）】

判断基準（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「100億円のムダ削減効果！—「情報システム運営経費」合理化推進この10年」、「学校の危険なブロック塀の改修工事を実施」と題する記事等が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（平成30年11月中旬）、配布部数（1,633部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「①運送料（1万円）の説明がない、②4,000部作成しているが、郵送は1,633部であり、残りの2,367部をどのように配布したのか不明である」と主張するが、当該議員から「①封入・シール貼り等を発注している業者に郵便局までの運搬と郵送手続を依頼し、その手数料として運送料を支払った、②郵送以外に手渡しや個別配布をしたり、各種団体の会合等において配布するなどして全ての枚数を配布した」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(15) 杉並区議会公明党（島田敏光議員）

[請求人の主張要旨]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

公明党規約で、機関紙の購読を義務付けられ、公明新聞の購読は党員の義務とされているが、政務活動費で党員の義務を果たすことは認められない。

したがって、計上額の全額（2万2,644円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【島田としみつ議会NEWS2018年秋号（VOL39）及び冬号（VOL40）】

2～4面の側面に「SHIMADA-TOSHIMITSU」と表記し、顔写真を掲載するなど、記事よりも島田議員のことが印象付けられる紙面の構成で、政務活動とは認められない側面があり、社会通念に照らし、政務活動の割合を50%と認めるのが相当である。また、VOL39を5,000部作成しているが、郵送は968部で、残りの4,032部をどのように配布したのか不明であり、VOL40を5,000部作成しているが、どのように配布したのか不明である。

したがって、計上額の50%（①VOL39：9万613円、②VOL40：5万5,620円）の返還を求める。

[判 断]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の判断1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【島田としみつ議会NEWS2018年秋号（VOL39）及び冬号（VOL40）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①VOL39には保育園・学童クラブの待機児解消と特別養護老人ホーム待機者解消への取組・成果の報告等に関する記事が掲載され、②VOL40にはフレイル予防の案内と在宅医療・生活支援センターの紹介等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、「SHIMADA-TOSHIMITSU」という文字等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送又はポストイングによる配布時期（①VOL39：平成30年11月中旬（郵送及びポストイング）、②VOL40：同年12月中旬（ポストイング））、配布部数（各4,800部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「VOL39を5,000部作成しているが、郵送は968部で、残りの4,032部をどのように配布したのか不明であり、VOL40を5,000部作成しているが、どのように配布したのか不明である」と主張するが、当該議員か

ら「郵送以外に手渡しや各種団体の会合等において配布し、また、自ら個々に配布したり、ボランティアに依頼するなどして全ての枚数を配布した」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(16) 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）

[請求人の主張要旨]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

公明党規約で、機関紙の購読を義務付けられ、公明新聞の購読は党員の義務とされているが、政務活動費で党員の義務を果たすことは認められない。

したがって、計上額の全額（2万2,644円）の返還を求める。

[判断]

1 資料購入費（所属政党発行機関紙購読費）【公明新聞購読費】

杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の判断1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(17) 小林ゆみ議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告レポート平成31年1月29日発行（平成31年第1号）】及び人件費（政務活動補助職員賃金）【当該区政報告のポスティングの人件費】

A3両面の紙面には小林議員の写真が7枚掲載され、プロフィール等も含め、小林議員の記事が多い。また、発行は平成31年4月21日の杉並区議選の約3か月前であり、東京地裁判決、社会通念に照らし、50%に按分すべきである。また、デザイン代は政務活動ではない。

したがって、計上額の50%（29万1,963円）の返還を求める。

※ なお、先に述べたとおり、区政報告（区政報告レポート平成31年3月20日発行（平成31年春号））関連費用（人件費を含む。）（21万4,000円）の返還を求める請求については、本件監査請求後に返還請求額を上回る「21万4,035円」が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

[判断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告レポート平成31年1月29日発行（平成31年第1号）】及び人件費（政務活動補助職員賃金）【当該区政報告のポスティングの人件費】

まず、広聴広報費（区政報告関連費用）については、判断基準（4）Aのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第3回杉並区議会定例会における一般質問、決算特別委員会における質疑、平成30年第4回杉並区議会定例会に提出された「議員定数削減条例」等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（①業者ポスティング：平成31年2月上旬頃、②補助職員ポスティング：同年1月下旬から3月上旬まで）、配布部数（4万9,100部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

また、判断基準（4）イのとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になることから、そのために、デザイン代を政務活動費から支出することも認められるというべきである。

次に、人件費（政務活動補助職員賃金）については、判断基準（8）のとおり、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「政務活動補助職員勤務報告書」が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(18) 関口健太郎議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート（平成30年12月22日の杉並ミーティングの案内等）】

表面は表題と関口議員の顔写真が3枚、12月22日のセッション杉並でのミーティングのお知らせ、セッション杉並の案内地図、関口議員の紹介と事務所の住所、電話番号等で占められ、区政に関する記事はない。紙面の内容からして、「政務活動費支出の基本的考え方」の按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合（50%）で按分すべきである。

したがって、計上額の50%（39万4,496円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート（平成31年2月16日の杉並ミーティングの案内等）】

表面に区政に関する記事はなく、ミーティングを行うために長妻昭衆議院議員をゲストに呼ぶことは選挙活動の部分を含んでいる。このレポートの発行は、平成31年4月21日の杉並区議選の直前であり、東京地裁判決のとおり、50%に按分すべきである。

したがって、当該区政報告については、その費用を92%に按分して計上されているため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（19万2,211円）の返還を求める。

3 調査研究費（住民協議会開催費用）【平成30年11月3日及び12月8日住民協議会】

住民協議会の開催ビラからは、政党活動の要素が含まれていると推察され、また、実施された内容の開示がない。

したがって、計上額の50%（7万9,211円）の返還を求める。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート（平成30年12月22日の杉並ミーティングの案内等）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年12月22日開催の杉並ミーティングの内容（高円寺駅北口再開発等）、平成30年第3回杉並区議会定例会における質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティング、新聞折込み及び郵送による配布時期（平成30年12月中旬頃）、配布部数（8万4,915部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート（平成31年2月16日の杉並ミーティングの案内等）】

判断基準（４）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率92%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成31年2月16日開催の杉並ミーティングの内容（杉並区の検診等）、杉並区議会保健福祉委員会における杉並区の肺がん検診に関する質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、新聞折込み及び郵送による配布時期（平成31年2月上旬）、配布部数（4万5,371部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 調査研究費（住民協議会開催費用）【平成30年11月3日及び12月8日住民協議会】

判断基準（２）アのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、令和2年4月13日付けで追加提出された報告書によると、当該住民協議会は、立憲民主党杉並区議団の主催により、「杉並区の子育て環境」をテーマとし、平成30年11月3日及び12月8日に、無作為抽出で選ばれた区民とともに、区の課題を具体的に把握し、解決策として個人・地域でできることや行政がすべきことを考える「杉並から始めよう！23区初の自分ごと化会議」として開催されたものであり、また、当該議員から「①テーマを「杉並区の子育て」に的を絞り、政党関係や国政関係の話をしていない、②政党関係や選挙関係の挨拶やチラシの配布などはしていない、③報道関係から取材の申込みがあったが、伝えられ方によっては政党関係と受け取られることと参加者のプライバシーを危惧し、断ったなど、当初から政党関係と受け取られないよう細心の注意を払ってきた」と説明され、それを否定する証拠はなく、区政に関するものであり、政務活動に該当するものと認められる。

また、判断基準（２）イのとおり、開催時期も平成31年4月21日の杉並区議選に近接しているとは認められないことから、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているということとはできない。

請求人は、「住民協議会の開催ビラからは、政党活動の要素が含まれていると推察される」と主張するが、当該開催ビラには、住民協議会の目的、日時、会場、主催等が記載されているにとどまり、政党活動の要素が含まれていると推察されるような記載は見受けられない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、当該住民協議会の報告書については、本件監査請求後に提出されたものであるが、収支報告の時点で提出することがより適切であると考えられるところであり、調査研究の一環として住民協議会等の会合を開催した場合には、透明性の確保の観点から、報告書等、その内容の分かる資料の提出を求めることを検討されたい。

(19) 川野たかあき議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート2018年12月発行（VOL08）】

表面の約4分の3は川野議員の写真と立憲民主党の「杉並区議会にて新会派設立のご報告」で、政務活動ではなく、裏面だけでも川野議員と思われる写真が5枚も掲載されている。紙面の内容等からして、社会通念に照らし、50%に按分すべきである。また、デザイン代全額を政務活動費から支出する根拠となる説明がない。

したがって、計上額の50%（34万7,100円）の返還を求める。

2 調査研究費（住民協議会開催費用）【平成30年11月3日及び12月8日住民協議会】

住民協議会の開催ビラからは、政党活動の要素が含まれていると推察され、また、実施された内容の開示がない。

したがって、計上額の50%（7万9,211円）の返還を求める。

※ なお、先に述べたとおり、区政報告（区議会レポート2019年2月発行（VOL09））関連費用（33万3,600円）の返還を求める請求については、本件監査請求後に同額が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

[判断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区議会レポート2018年12月発行（VOL08）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、杉並の争点「その後の保育、新たな課題」、ご報告「杉並区議会にて新会派設立」、川野の質問（2018年に質問、要望した主なもの）と題する記事等が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選

挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（平成30年12月中旬及び下旬）、配布部数（7万900部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

また、判断基準（４）イのとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要がある、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になることから、そのために、デザイン代を政務活動費から支出することも認められるというべきである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 調査研究費（住民協議会開催費用）【平成30年11月3日及び12月8日住民協議会】

関口健太郎議員の判断3のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(20) 田中ゆうたろう議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告はがき（平成31年1月）】

はがきの文面は僅か6行で、うち約3行は「私は昨年3月の議会改革特別委員会で、すでに議員定数の見直しを提案しています。議論すらできない低調な当議会、大会派らの保身と怠慢を正すべく、今後、さらなる飛躍に挑みます」と書いているように、田中議員自身の決意で占められており、按分の原則に基づき、50%に按分すべきである。また、はがき購入6,000部に対し、ラベル貼り作業代は5,665部であり、残りの335部をどうしたのか不明である。

したがって、計上額の50%（25万8,246円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【田中ゆうたろう通信平成31年予算特別号】

平成31年4月21日の杉並区議選の直前の発行であり、東京地裁判決等のとおり、50%に按分すべきである。

したがって、当該区政報告については、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（53万4,671円）の返還を求める。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告はがき（平成31年1月）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第4回杉並区議会定例会に提出された議員定数削減条例に関することが掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、「ダマラザル。」と書かれたイラスト等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（平成31年1月及び2月）、配布部数（6,000部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「はがき購入6,000部に対し、ラベル貼り作業代は5,665部であり、残りの335部をどうしたのか不明である」と主張するが、当該議員から「ラベル貼り作業を福祉作業所に行ってもらうには相応の時間が必要であり、最新の名簿データを入力する前に既存の名簿データを出力し、前もって持ち込んでおり、直近の名簿については、自分でラベル貼り作業を行っているため、差が生じている」などと説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【田中ゆうたろう通信平成31年予算特別号】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「杉並区政の不都合な真実—「保育園に落ちたい親」について考える—」と題する記事、平成31年第1回杉並区議会定例会における質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果の

みを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、当該区政報告は、その内容面においては、区政の動向等を区民に対して報告・説明するという当該議員の政務活動としての側面を有することが認められる。

次に、当該区政報告は、10万6,000部作成され、杉並区議選の約1か月前の平成31年3月中旬以降に、ポスティングの方法により10万5,000部配布されていることから、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かが問題となるが、判断基準(4)ウのとおり、当該区政報告の内容、作成・配布の時期及び部数、過去の発行状況等の諸事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。なお、配布時期については、提出された領収書等には明記されておらず、また、当該議員からも具体的な時期についての回答が得られなかったが、その内容(平成31年3月14日現在の認可保育園の申込状況が記載されている等)からして、同年3月中旬以降に配布されたものと認められる。

そこで、この点についてみると、①杉並区議選の約1か月前という時期に作成・配布されていること、②10万6,000部作成し、そのうち10万5,000部というかなり大きな部数をポスティングの方法で配布したこと、③そもそも、当該議員は、事柄の性質上、当該選挙に強い利害関係を有していることなどを考慮すると、例年と同様の内容で、定期的に同時期に発行され、たとえ、当該議員に選挙活動の目的・意図はなかったとしても、当該区政報告の配布がもたらす効果や影響を考慮すれば、選挙に向けた当該議員のPR効果を一定程度有していたといわざるを得ない。

そうすると、当該区政報告は、全体として、区政の動向等を区民に対して報告・説明するという当該議員の政務活動としての側面と選挙に向けたPRとしての選挙活動としての側面を併有するものであると認められる。

「事務処理の手引」においては、区政報告に選挙活動等に関する記載がある場合は按分が必要であり、紙面に占める割合での按分(面積按分)が合理的であるとされているところであるが、先に述べたとおり、当該区政報告には、選挙活動等の明らかに政務活動に該当しないと判断できるような記載はないものと認められ、面積按分をすることはできず、また、政務活動としての側面と選挙活動としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当である。

したがって、本件支出(①印刷代:54万円及び②ポスティング代:72万5,760円)について、その50%に相当する額から自己負担額(10万5,993円)を控除した額(52万6,887円)を平成30年度政務活動費から支出したことは、政務活動費条例及び政務活動費規程の定めに違反するというべきである。

請求人は、上記の「52万6,887円」を上回る「53万4,671円」の返還を求めているが、これは、当該区政報告に関連しない費用(1万5,569円)を含

めて算定されたものであることから、返還請求額のうち「7,784円」の返還を求める請求については、理由がないというべきである。

(21) 山本あけみ議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費(区政報告関連費用)【市民政治レポート2018年春号(VOL25)】

高額なデザイン代(17万円)を支出する等、政務活動費で全額を支出する根拠が不明であり、「政務活動費支出の基本的考え方」の按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合(50%)で按分すべきである。

したがって、当該区政報告については、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額(29万3,690円)の返還を求める。

2 広聴広報費(区政報告関連費用)【市民政治レポート2019年春号(VOL26)】

面積比で80%按分として計上しているが、平成31年4月21日の杉並区議選の直前の発行であり、東京地裁判決のとおり、50%に按分すべきである。

したがって、当該区政報告については、その費用を80%に按分して計上されているため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額(11万121円)の返還を求める。

3 広聴広報費(区政報告関連費用)【市民政治レポート2019年1月号(久我山限定特別号)】

平成31年4月21日の杉並区議選の告示日の2週間前に159人に送付しており、東京地裁判決のとおり、50%に按分すべきである。また、1万1,000部作成しているが、ポスティングが9,260部、ダイレクトメール(DM)便送付が159部であり、残りの1,581部をどのように配布したのか不明である。

したがって、計上額の50%(5万5,425円)の返還を求める。

4 調査研究費(住民協議会開催費用)【平成30年11月3日及び12月8日住民協議会】

住民協議会の開催ビラからは、政党活動の要素が含まれていると推察され、また、実施された内容の開示がない。

したがって、計上額の50%(7万9,211円)の返還を求める。

[判断]

1 広聴広報費(区政報告関連費用)【市民政治レポート2018年春号(VOL25)】

判断基準(4)アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年度予算概要、これまでの政策提言の成果(杉並区平和都市宣言30周年記念事業、中央図書館改修、国内外交流事業、子どもプレイパーク事業、高齢者の在宅介護支援)等に

関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティング及び郵送による配布時期（①ポスティング：平成30年4月中旬及び下旬、②郵送：同年4月中旬及び5月中旬）、配布部数（3万2,846部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

また、判断基準（４）イのとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になることから、そのために、デザイン代を政務活動費から支出することも認められるというべきである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【市民政治レポート2019年春号（VOL26）】

判断基準（４）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。また、按分率については、当初は80%で計上されていたが、本件監査請求後に30年度収支報告書等の訂正（誤記控除・誤記更正）が行われ、50%で計上されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第3回及び第4回杉並区議会定例会の一般質問、区政に関するこれまでの実績、区民アンケートのお願い等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、巻頭OPINIONに「現在、杉並区議会議員として3期目を目指すにあたり」という記載はあるものの、一見して明らかに選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、当該区政報告は、区政の動向等を区民に対して報告・説明するという当該議員の政務活動としての側面を有することが認められる。

次に、当該区政報告は、3万5,000部作成され、杉並区議選の前月の平成31年3月1日から3月14日までに、ポスティングの方法により3万2,000部配布されていることなどから、判断基準（4）ウのとおり、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かが問題となるが、仮に併有していると解したとしても、政務活動としての側面と選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当であるところ、先に述べたとおり、本件支出（①デザイン料：8万4,000円、②印刷費：10万7,800円、③郵送用封筒・ラベル：1万4,412円、④ポスティング代：13万1,328円、⑤封入作業代：9,020円及び⑥封筒：4,503円）の50%に相当する額から自己負担額（7万214円）を控除した額（10万5,318円）については、本件監査請求後に返還されており、監査の対象外（却下）としたところである。

請求人は、上記の「10万5,318円」を上回る「11万121円」の返還を求めているが、当該区政報告は、当該議員の政務活動としての側面を有することが認められ、また、仮に選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解したとしても、既に50%に按分して計上されており、返還請求額は、当該区政報告に関連しない費用（3,135円）を含めて算定されたものであることなどから、返還請求額のうち「4,803円」の返還を求める請求については、理由がないというべきである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 広聴広報費（区政報告関連費用）【市民政治レポート2019年1月号（久我山限定特別号）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、久我山での公共事業として、東京都事業（放射第5号線ほか2事業）及び杉並区事業（久我山都営住宅の提供公園ほか6事業）等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティング及びDM便による配布時期（①ポスティング：平成31年2月上旬及び中旬、②DM便：同年3月末）、配布部数（9,419部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動

以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「1万1,000部作成しているが、ポスティングが9,260部、DM便送付が159部であり、残りの1,581部をどのように配布したのか不明である」と主張するが、当該議員から「約600部は駅前などで配布し、残りはその後の勉強会などのために保管し、要望に応じて配布したものであり、DM便については、これまで掲載内容にある道路、公園、学校改築に関して問合せをいただいた区民や専門性が高く意見をいただきたい方に送付した」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 調査研究費（住民協議会開催費用）【平成30年11月3日及び12月8日住民協議会】

関口健太郎議員の判断3のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(22) けしば誠一議員

【請求人の主張要旨】

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区民ニュースNo.342、No.344、No.345、No.349、No.351、No.354、No.355、No.357、No.361、No.362、No.363及びNo.365】及び広聴広報費（区政報告会関連費用）【平成30年11月18日区政報告会】

全額政務活動費から支出しているが、議員活動は多岐にわたり、全てが政務活動でないことから、東京地裁判決のとおり、50%に按分すべきである。

したがって、計上額の50%（36万8,113円）の返還を求める。

【判断】

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区民ニュースNo.342、No.344、No.345、No.349、No.351、No.354、No.355、No.357、No.361、No.362、No.363及びNo.365】及び広聴広報費（区政報告会関連費用）【平成30年11月18日区政報告会】

まず、広聴広報費（区政報告関連費用）については、判断基準（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①No.342には保育園の待機児童ゼロの達成等に関する記事が掲載され、②No.344には平成30年第1回杉並区議会臨時会等に関する記事が掲載され、③No.345には平成30年第2回杉並区議会定例会等に関する記事が掲載され、④No.349には西日本豪雨に対する区の被災地への支援等に関する記事が掲載され、⑤No.351には新手の詐欺に関する相談等に関する記事が掲載され、⑥No.354、No.355及びNo.357には平成30年第3回杉並区議会定例会等に関する記事が掲載され、⑦No.361には東海第二原発等に関する記事が掲載され、⑧No.362、No.363及びNo.

365には平成31年4月の認可保育園23か所の開設等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、駅頭での配布等による配布時期（①No.342：平成30年4月、②No.344：同年5月、③No.345：同年6月、④No.349：同年7月、⑤No.351：同年8月、⑥No.354：同年9月、⑦No.355：同年9月、⑧No.357：同年10月、⑨No.361：同年11月、⑩No.362：同年12月、⑪No.363：同年12月、⑫No.365：同年12月）、配布部数（①No.342：3,167部、②No.344：2,000部、③No.345：2,000部、④No.349：2,722部、⑤No.351：3,750部、⑥No.354：5,578部、⑦No.355：1,800部、⑧No.357：3,192部、⑨No.361：4,000部、⑩No.362：3,000部、⑪No.363：3,000部、⑫No.365：3,174部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

次に、広聴広報費（区政報告会関連費用）については、判断基準（5）アのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、提出された「区政報告会ご案内」には、その内容として、「憲法と自治体の役割」を学ぶなどと記載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められる。

また、判断基準（5）ウのとおり、開催時期も平成31年4月21日の杉並区議選に近接しているとは認められないことから、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、本件支出のうち、2018年5月号外の用紙代及びNo.370のインク代の一部（8,261円）については、本件監査請求後に返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

(23) 新城せつこ議員

[請求人の主張要旨]

- 1 広聴広報費（区政報告会関連費用）【杉並区民ニュースNo.290、2018年5月号外、No.291、No.292、No.296、2018年7月号外、No.298、No.299、No.303、No.305、2018年11月号外、No.308、No.309及びNo.310】及び広聴広報費（区政報告会関連費用）【平成30年11月18日区政報告会】

全額政務活動費から支出しているが、議員活動は多岐にわたり、全てが政務活動でないことから、東京地裁判決のとおり、50%に按分すべきである。

したがって、計上額の50%（36万8,510円）の返還を求める。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区民ニュースNo.290、2018年5月号外、No.291、No.292、No.296、2018年7月号外、No.298、No.299、No.303、No.305、2018年11月号外、No.308、No.309及びNo.310】及び広聴広報費（区政報告会関連費用）【平成30年11月18日区政報告会】

まず、広聴広報費（区政報告関連費用）については、判断基準（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①No.290には保育園の待機児童ゼロの達成等に関する記事が掲載され、②No.291には平成30年第1回杉並区議会臨時会等に関する記事が掲載され、③No.292には平成30年第2回杉並区議会定例会等に関する記事が掲載され、④No.296には区立施設のブロック塀の緊急点検等に関する記事が掲載され、⑤No.298及びNo.299には西日本豪雨に対する区の被災地への支援等に関する記事が掲載され、⑥No.303及びNo.305には平成30年第3回杉並区議会定例会等に関する記事が掲載され、⑦No.308及びNo.310には平成31年4月の認可保育園23か所の開設等に関する記事が掲載され、⑧No.309には特別養護老人ホームの待機者解消等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、また、平成30年5月、7月及び11月の号外は、「くらし・労働・法律相談会」の案内チラシで、区民相談に関するものであることから、いずれも政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということではできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、駅頭での配布等による配布時期（①No.290：平成30年4月及び5月、②5月号外：同年4月及び5月、③No.291：同年5月及び6月、④No.292：同年6月、⑤No.296：同年7月、⑥7月号外：同年7月、⑦No.298：同年8月、⑧No.299：同年8月及び9月、⑨No.303：同年9月、⑩No.305：同年10月及び11月、⑪11月号外：同年10月及び11月、⑫No.308：同年11月及び12月、⑬No.309：同年12月、⑭No.310：同年12月）、配布部数（①No.290：3,150部、②5月号外：5,000部、③No.291：2,000部、④No.292：2,000部、⑤No.296：700部、⑥7月号外：200部、⑦No.298：3,000部、⑧No.299：3,000部、⑨No.303：1,500部、

⑩No.305 : 3, 150部、⑪11月号外 : 3, 500部、⑫No.308 : 5, 500部、⑬No.309 : 7, 000部、⑭No.310 : 3, 100部) を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

次に、広聴広報費（区政報告会関連費用）については、判断基準（５）アのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、提出された「区政報告会ご案内」には、その内容として、「憲法と自治体の役割」を学ぶなどと記載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められる。

また、判断基準（５）ウのとおり、開催時期も平成31年4月21日の杉並区議選に近接しているとは認められないことから、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、本件支出のうち、No.311の用紙代（色用紙）・インク代の一部（1万3,068円）については、本件監査請求後に返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

(24) 上野エリカ議員

〔請求人の主張要旨〕

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区政レポート2018年7月（VOL13）】

7万5,000部を印刷し、5万9,000部を新聞折込み等で配布しているが、残りの1万6,000部の配布方法が不明であり、不明な支出は認められない。

したがって、当該費用に係る計上額の全額（9万5,040円）の返還を求める。

また、表面は「上野エリカの杉並区政レポート」の表題と大きな写真、ご報告、プロフィールで約4分の3を占め、裏面は「上野エリカがめざす杉並区政」として上野議員の主張で占められているが、全額を政務活動費から支出する根拠の説明がない。

したがって、計上額から「9万5,040円」を控除した額の50%（28万4,664円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【杉並区政レポート2018年10月（VOL14）】

8万5,000部を印刷し、5万9,000部を新聞折込み等で配布しているが、残りの2万6,000部の配布方法が不明であり、不明な支出は認められない。

したがって、当該費用に係る計上額の全額（14万5,454円）の返還を求める。

また、表面は「上野エリカの杉並区政レポート」の表題と大きな写真、プロフィールで2分の1を占め、裏面は全て上野議員の決算特別委員会における質疑であるが、全額を政務活動費から支出する根拠の説明がない。

したがって、計上額から「14万5,454円」を控除した額の50%（27万4,457

円)の返還を求める。

3 広聴広報費(区政報告関連費用)【杉並区政レポート2019年3月(VOL15)】

7万部を印刷し、5万部を新聞折込みで配布しているが、残りの2万部の配布方法が不明であり、不明な支出は認められない。

したがって、当該費用に係る計上額の全額(13万7,160円)の返還を求める。

また、平成31年4月21日の杉並区議選の直前に発行され、明らかに選挙対策と考えられる。

したがって、当該区政報告については、その費用の全額を政務活動費から支出していないため、当該費用から「13万7,160円」と自己負担額を控除した額の50%に相当する額(14万7,833円)の返還を求める。

さらに、杉並区議選の告示日の前日(4月13日)に、上記のとおり、5万部を新聞折込みで配布し、平成31年4月分政務活動費から全額を支出しているが、選挙活動に該当する。

したがって、当該費用に係る計上額の全額(15万6,816円)の返還を求める。

[判断]

1 広聴広報費(区政報告関連費用)【杉並区政レポート2018年7月(VOL13)】

判断基準(4)アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、杉並区議会の所属委員会の報告、「上野エリカがめざす杉並区政」と題する記事等が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動(広聴広報活動)に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準(4)イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準(4)ウのとおり、当該区政報告の内容は、新聞折込み及びポスティングによる配布時期(①新聞折込み:平成30年7月下旬、②ポスティング:同年7月末及び8月上旬)、配布部数(5万9,000部)を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「7万5,000部を印刷し、5万9,000部を新聞折込み等で配布しているが、残りの1万6,000部の配布方法が不明であり、不明な支出は認められない」と主張するが、当該議員から「全て自ら区内の駅頭での配布と

歩いて配れる範囲内でのポスティングを行った」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費(区政報告関連費用)【杉並区政レポート2018年10月(VOL14)】

判断基準(4)アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第3回杉並区議会定例会の報告(決算特別委員会における質疑等)に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動(広聴広報活動)に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準(4)イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準(4)ウのとおり、当該区政報告の内容は、新聞折込み及びポスティングによる配布時期(①新聞折込み:平成30年10月下旬、②ポスティング:同年10月末及び11月上旬)、配布部数(5万9,000部)を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「8万5,000部を印刷し、5万9,000部を新聞折込み等で配布しているが、残りの2万6,000部の配布方法が不明であり、不明な支出は認められない」と主張するが、当該議員から「全て自ら区内の駅頭での配布と歩いて配れる範囲内でのポスティングを行った」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 広聴広報費(区政報告関連費用)【杉並区政レポート2019年3月(VOL15)】

判断基準(4)アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成31年度予算、平成31年第1回杉並区議会定例会の予算特別委員会における質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動(広聴広報活動)に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準(4)イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果の

みを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、当該区政報告は、その内容面においては、区政の動向等を区民に対して報告・説明するという当該議員の政務活動としての側面を有することが認められる。

次に、当該区政報告は、7万部作成され、杉並区議選の約1週間前の平成31年4月13日に、新聞折込みの方法により5万部配布されていることから、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているか否かが問題となるが、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容、作成・配布の時期及び部数、過去の発行状況等の諸事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。

そこで、この点についてみると、①杉並区議選の約1週間前に配布されていること、②7万部作成し、そのうち5万部を新聞折込みの方法で配布したこと、③そもそも、当該議員は、事柄の性質上、当該選挙に強い利害関係を有していることなどを考慮すると、例年と同様の内容で、定期的に同時期に発行され、たとえ、当該議員に選挙活動の目的・意図はなかったとしても、当該区政報告の配布がもたらす効果や影響を考慮すれば、選挙に向けた当該議員のPR効果を一定程度有していたといわざるを得ない。

そうすると、当該区政報告は、全体として、区政の動向等を区民に対して報告・説明するという当該議員の政務活動としての側面と選挙に向けたPRとしての選挙活動としての側面を併有するものであると認められる。

「事務処理の手引」においては、区政報告に選挙活動等に関する記載がある場合は按分が必要であり、紙面に占める割合での按分（面積按分）が合理的であるとされているところであるが、先に述べたとおり、当該区政報告には、選挙活動等の明らかに政務活動に該当しないと判断できるような記載はないものと認められ、面積按分をすることはできず、また、政務活動としての側面と選挙活動としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当である。

したがって、本件支出（①作成費：48万円、②新聞折込み代：15万6,816円）のうち、作成費の50%に相当する額から自己負担額（4万7,174円）を控除した額（19万2,826円）を平成30年度政務活動費から支出したこと及び新聞折込み代の50%に相当する額（7万8,408円）を平成31年4月分政務活動費から支出したことは、政務活動費条例及び政務活動費規程の定め違反するというべきである。

請求人は、「①7万部を印刷し、5万部を新聞折込みで配布しているが、残りの2万部の配布方法が不明であり、当該費用に係る計上額の全額（13万7,160円）の返還を求める、②杉並区議選の告示日の前日（4月13日）に、5万部を新聞折込みで配布したことは、選挙活動に該当し、当該費用に係る計上額の全額（15万6,816円）の返還を求める」などと主張し、上記の「19万2,826円」と「7万8,408円」の合計額「27万1,234円」を上回る「44

万1,809円」の返還を求めているが、残りの2万部の配布については、当該議員から「全て自ら区内の駅頭での配布と歩いて配れる範囲内でのポスティングを行った」と説明されており、それを否定する証拠はなく、また、先に述べたとおり、当該区政報告は、当該議員の政務活動としての側面を有することが認められ、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当であることから、返還請求額の中の「17万575円」の返還を求める請求については、理由がないというべきである。

(25) はなし俊郎議員

[請求人の主張要旨]

1 人件費（政務活動補助職員賃金）

医療関係の長時間にわたる研究補助が多いが、はなし議員は区政報告等を発行していないので、この研究成果をどのように生かしているか不明である。「政務活動費支出の基本的考え方」の透明性の原則に反し、社会通念上相当な割合（50%）で按分すべきである。

したがって、計上額の50%（30万円）の返還を求める。

2 調査研究費（月極駐車場代）

車の所有者は、議員であろうとなかろうと駐車場を確保することは必須であり、議員であるという理由だけで政務活動費で支払う理由はなく、区民の生活感覚からして受け入れられない。

したがって、計上額の全額（11万1,084円）の返還を求める。

3 広聴広報費（ホームページ関連費用）

平成31年4月分政務活動費からホームページ制作費を支出しているが、ホームページにアクセスできず、実物を見ることができない。政務活動費関係の書類の保存は5年と規定されており、領収書だけ提出しても、その証拠（ホームページ）を検証できなければ、支出を認めることができない。

したがって、計上額の全額（10万8,070円）の返還を求める。

[判断]

1 人件費（政務活動補助職員賃金）

判断基準（8）のとおり、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「政務活動補助職員勤務報告書」が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、政務活動補助職員の勤務内容について、「政務活動補助職員勤務報告書」の勤務内容欄には、「在宅医療の多職種の連携強化等調査研究補助」（平成30年4月）、「生活道路・都市計画道路の整備等調査研究補助」（同年5月）、「区内調節池幹線水路等調査研究補助」（同年6月）等と記載

されており、これらの勤務内容は区政と関連性を有するものと認められる。

また、請求人は、「区政報告等を発行していないので、この研究成果をど

のように生かしているか不明である」と主張するが、「政務活動に要する経費・同細目等」においては、政務活動補助職員による調査研究成果の公表は人件費の支出の要件とはされていないものであり、また、当該議員から「課題等の解決に向けて、調査研究資料の全てを一般質問等で発言することはできない面もあるが、別途ミニ集会を開催し、課題等を持つ区民の生の声を聴きながら様々な区政関連の報告を行っている」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 調査研究費（月極駐車場代）

判断基準（1）のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、自動車の使用実態について、当該議員から「多くの区民相談を受けているため、広聴活動としての使用頻度が高く、使用実態でみると50%を超えていると認識している」と説明されており、それを否定する証拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 広聴広報費（ホームページ関連費用）

判断基準（6）のとおり、領収書及び支出の対象となる期間（平成30年7月から平成31年4月まで）が記載された領収書等貼付用紙が提出され、1年の範囲内の10か月分で計上され、按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について、当該議員から「社会通念上相当な割合として50%計上とした」と説明されており、明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、請求人の「ホームページにアクセスできず、実物を見ることができない」との主張に対して、当該議員から「SSLの更新時にトラブルが生じて、通常の閲覧ができなかったものの、現在は復旧し、閲覧が可能となっている」と説明されており、監査委員もその内容を確認したことを付言する。

(26) 岩田いくま議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告平成30年春号（第58号）、夏号（第59号）及び秋号（第60号）並びに平成31年新年号（第61号）及び春号（第62号）】

1 ページには岩田議員の上半身の写真が掲載され、2～3 ページには予

算特別委員会等における岩田議員の質疑、地域での活動等を数枚の写真、似顔絵付きで取り上げており、議員としての宣伝的要素を有していると解される。

したがって、計上額の50%（73万3,290円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告はがき平成30年夏号（第58、59号要約版）】

2 面上部に表題「岩田いくま区政報告」、下部に区政に関する意見交換会の案内、中段に平成30年度一般会計予算に反対した旨が記され、1 面下部に岩田議員の写真と略歴等が記されており、その内容の多くは、岩田議員の宣伝である。

したがって、計上額の50%（14万4,084円）の返還を求める。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告平成30年春号（第58号）、夏号（第59号）及び秋号（第60号）並びに平成31年新年号（第61号）及び春号（第62号）】

判断基準（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出され、第61号は按分率90%、第62号は按分率75%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①第58号には平成30年度杉並区予算の課題、予算特別委員会における質疑等に関する記事が掲載され、②第59号には平成30年第2回杉並区議会定例会の報告、杉並区立障害者福祉会館の視察等に関する記事が掲載され、③第60号には平成29年度杉並区決算の分析、決算特別委員会における質疑等に関する記事が掲載され、④第61号には平成30年第4回杉並区議会定例会における質疑、議員定数削減条例の提案等に関する記事が掲載され、⑤第62号には「是々非々」での議会活動～今期（4年間）の活動を振り返る～と題する記事等が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、似顔絵等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送又はポスティングによる配布時期（①第58号：平成30年4月中旬（郵送）、②第59号：同年7月下旬（郵送）、③第60号：同年10月下旬（郵送）、④第61号：平成31年1月中旬及び下旬（ポスティング）、同年1月上旬（郵送）、⑤第62号：同年3月下旬（郵送））、配布部数（①第58号：2,022部、②第59

号：2,012部、③第60号：2,004部、④第61号：2万7,328部、⑤第62号：6,867部)を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費(区政報告関連費用)【区政報告はがき平成30年夏号(第58、59号要約版)】

判断基準(4)アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「平成30年度一般会計予算に反対」、「施設再編整備計画(平成31～33年度)の策定スケジュール」等と題する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動(広聴広報活動)に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準(4)イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準(4)ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期(平成30年7月下旬)、配布部数(4,937部)を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(27) 佐々木浩議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費(区政報告関連費用)【政務活動レポート「杉並の論点」平成30年夏号及び秋号並びに平成31年新春号及び春号】

1ページには政務活動レポートの題名である「杉並の論点」と議会において質問している佐々木議員の写真が掲載され、4ページには佐々木議員の顔写真付きのプロフィールが掲載されており、これらの区政と直接関係の薄い紙面の面積の割合は、平均で25%強である。これらの紙面の内容は、佐々木議員の宣伝的要素を持つと捉えられる。

したがって、計上額の50%(65万1,027円)の返還を求める。

2 広聴広報費(区政報告会関連費用)【平成30年12月12日区政報告会】

どのような報告会であったかについてのレポートの開示がなく、内容が不明である。

したがって、計上額の50%(8,910円)の返還を求める。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【政務活動レポート「杉並の論点」平成30年夏号及び秋号並びに平成31年新春号及び春号】

判断基準（４）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①夏号には平成30年第1回杉並区議会定例会（平成30年度予算、代表質問等）等に関する記事が掲載され、②秋号には杉並区の肺がん検診、平成30年第3回杉並区議会定例会（代表質問、平成29年度決算審査等）等に関する記事が掲載され、③新春号には議員定数削減条例の提案、特別区人事委員会勧告等に関する記事が掲載され、④春号には平成31年第1回杉並区議会定例会（平成31年度予算、代表質問等）等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（①夏号：平成30年8月上旬、②秋号：同年11月上旬、③新春号：平成31年1月上旬、④春号：同年3月下旬）、配布部数（①夏号：4,000部、②秋号：3,974部、③新春号：5,663部、④春号：5,912部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告会関連費用）【平成30年12月12日区政報告会】

判断基準（５）アのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告会の内容について、当該議員から「政務活動レポート「杉並の論点」平成30年秋号の内容に沿い、杉並区の肺がん検診の見落とし事件、区長改選に当たっての代表質問の内容、平成29年度決算審議のほか、直前の平成30年第4回杉並区議会定例会での論点である議員定数削減を主な題材として報告を行い、司会進行は本人が兼任し、来賓等の他者の出席はなく、選挙活動等としての側面は有していない」と説明され、それを否定する証拠はなく、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められる。

また、判断基準（５）ウのとおり、開催時期も平成31年4月21日の杉並

区議選に近接しているとは認められないことから、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(28) 藤本なおや議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート第56号及び第57号】

両号ともに、1面に各々18%、16%の紙面を使い、藤本議員の氏名と写真が掲載され、2面には紙面の10%強に議員のプロフィールが掲載されており、藤本議員自身についての割合は全紙面の約15%になる。この部分は、政務活動に該当せず、藤本議員が個人的に負担すべき性質のものであり、議員の宣伝的要素を有していると解される。

したがって、計上額の50%（64万9,174円）の返還を求める。

[判断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政レポート第56号及び第57号】

判断基準（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①第56号には「平成30年度予算から見る杉並区の財政」と題する記事等が掲載され、②第57号には平成30年第3回杉並区議会定例会の決算特別委員会等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送又はポスティングによる配布時期（①第56号：平成30年9月下旬（ポスティング）、同年8月末（郵送）、②第57号：同年11月中旬（郵送））、配布部数（①第56号：3万2,012部、②第57号：6,487部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(29) 太田哲二議員

[請求人の主張要旨]

- 1 研修費（勉強会開催費用）【お金と福祉の勉強会（平成30年4月27日、5月26日、6月16日、7月22日、8月10日、9月20日、10月21日、11月24日及び12月14日並びに平成31年1月25日及び2月16日）】

講演が行われており、区政と区民・地域にどのように関係しているのかの検証が必要であるが、講演内容の提示がなく、内容が不明である。

したがって、計上額の50%（72万6,240円）の返還を求める。

- 2 調査研究費（住民協議会開催費用）【平成30年11月3日及び12月8日住民協議会】

住民協議会の開催ビラからは、政党活動の要素が含まれていると推察され、また、実施された内容の開示がない。

したがって、計上額の50%（1万8,253円）の返還を求める。

[判断]

- 1 研修費（勉強会開催費用）【お金と福祉の勉強会（平成30年4月27日、5月26日、6月16日、7月22日、8月10日、9月20日、10月21日、11月24日及び12月14日並びに平成31年1月25日及び2月16日）】

判断基準（3）アのとおり、領収書及び「お金と福祉の勉強会」の案内チラシの原本が提出され、平成30年第3回及び第10回の当該勉強会の開催費用については按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該案内チラシ及び当該議員の説明によると、①平成30年第3回（同年4月27日開催）は、講師による講演テーマが「未来を拓く自治体経営」（講演時間45分）、当該議員による講演テーマが「福祉と平和」、②平成30年第4回（同年5月26日開催）は、講師による講演テーマが「被爆者が願ってきたこと」（講演時間（質疑時間を含む。）1時間30分）、当該議員による講演テーマが「保育料」、③平成30年第5回（同年6月16日開催）は、講師による講演テーマが「時効が変わります（民法改正）」（講演時間（質疑時間を含む。）1時間30分）、当該議員による講演テーマが「介護ロボット」、④平成30年第6回（同年7月22日開催）は、講師による講演テーマが「韓半島（朝鮮半島）の現状と今後」（講演時間（質疑時間を含む。）1時間30分）、当該議員による講演テーマが「地域包括ケアシステムの深化」、⑤平成30年第7回（同年8月10日開催）は、講師による講演テーマが「精神障害者の理解のために」（講演時間（質疑時間を含む。）1時間30分）、当該議員による講演テーマが「家計防衛統一ラインを創ろうと思う」、⑥平成30年第8回（同年9月20日開催）は、講師による講演テーマが「福祉とIT。AIとVRで変わる環境」（講演時間（質疑時間を含む。）1時間30分）、当該議員による講演テーマが「社会保障の最後の砦の前に防衛障地を創る」、⑦平成30年第9回（同年10月21

日開催)は、講師による講演テーマが「劇的に減少した日本の自殺者数」(講演時間(質疑時間を含む。)1時間30分)、当該議員による講演テーマが「借金処理、最近の事例から」、⑧平成30年第10回(同年11月24日開催)は、講師による講演テーマが「芸能人と政治」(講演時間(質疑時間を含む。)1時間30分)、当該議員による講演テーマが「杉並区の財政指標」、⑨平成30年第11回(同年12月14日開催)は、講師による講演テーマが「共生社会と特別支援教室」(講演時間(質疑時間を含む。)1時間30分)、当該議員による講演テーマが「家計を守る」、⑩平成31年第1回(同年1月25日開催)は、講師による講演テーマが「消費税あれこれ」(講演時間(質疑時間を含む。)1時間30分)、当該議員による講演テーマが「家計を守る」及び⑪平成31年第2回(同年2月16日開催)は、講師による講演テーマが「人生100年の新たな課題」(講演時間45分)、当該議員による講演テーマが「2019年度杉並区予算案」であるとされ、いずれも講演内容が説明されており、その内容は区政と関連性を有しないということとはできない。

次に、開催時期についてみると、前年度(平成29年度)においても、10回(平成29年4月17日、同年5月20日、同年6月10日、同年7月22日、同年8月10日、同年9月14日、同年10月9日、同年11月18日、平成30年2月10日、同年3月24日)開催され、おおむね毎月1回の頻度で、定期的に行われており、また、杉並区議選が行われた平成31年4月とその前月の3月には、開催されていないことから、判断基準(3)イのとおり、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、講師謝礼金については、令和2年度から、「事務処理の手引」の一部が改正され、「適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容に関する補記や関連資料の提出が必要です」と改められたところであり、今後は、事後の説明ではなく、収支報告の時点において、講義内容に関する補記や関連資料の提出を行うよう留意する必要がある。

2 調査研究費(住民協議会開催費用)【平成30年11月3日及び12月8日住民協議会】

関口健太郎議員の判断3のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(30) 富本卓議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費(区政報告関連費用)【区政・議会報告はがき】

政務活動費の用途は、公金であることから、区政に関する公的な活動に限定されており、富本議員の議長退任を一部の区民に伝えることは含まれ

ない。

したがって、計上額の全額（34万7,430円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告Dream平成30年冬号】

1 ページの上部に富本議員の写真付き見出しと挨拶文が掲載され、紙面の63%を占め、下部に富本議員の議場で質問している写真が掲載され、紙面の18%を占め、1 ページの80%以上が富本議員の写真等である。2～4 ページには富本議員の写真が3枚掲載され、4 ページには富本議員のプロフィールが掲載されている。これらの写真、プロフィール等の掲載によって、区政報告自体の宣伝的要素が大となっている。

したがって、計上額の50%（50万2,530円）の返還を求める。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政・議会報告はがき】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率75%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、議長退任に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の「未来に誇れる杉並宣言」とのキャッチフレーズ等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該キャッチフレーズ等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（平成30年6月）、配布部数（6,200部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【区政報告Dream平成30年冬号】

判断基準（4）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第3回杉並区議会定例会の一般質問、決算特別委員会における質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果の

みを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（平成30年12月）、配布部数（5,965部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(31) 松浦芳子議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【松浦芳子のありがとう通信平成30年夏号（はがき）】

上部に松浦議員の顔写真、季節の挨拶、豪雨災害のお悔やみ、平成30年第2回杉並区議会定例会、区長選の実施などが掲載され、下部に松浦議員の住所と大文字で「杉並区議会議員 松浦芳子」と掲載され、面積の50%を超えている。はがきの内容の50%以上は、松浦議員の宣伝的性格を持ち、政務活動費の使途に適合しない。

したがって、計上額の50%（7万1,785円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【松浦芳子ありがとう通信平成30年秋号及び平成31年新春号】

1ページの松浦議員の顔写真など個人的な内容は、政務活動費の使途としては不適切であり、2～3ページの松浦議員の写真、4ページの「地域の元気！安心安全！」に関する各写真は、区政をどのように運営しているのかの視点が欠落しており、政務活動費の目的から外れている。

したがって、計上額の50%（①秋号：30万5,035円、②新春号：29万3,907円）の返還を求める。

[判断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【松浦芳子のありがとう通信平成30年夏号（はがき）】

判断基準（４）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、女性議員の会への参加（児童虐待に関する研修）、会派の視察（浜松市の子ども育成条例等）等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

また、時候の挨拶、豪雨災害のお悔やみ等が記載されているが、全体の前置きにすぎず、かつ、相当な範囲にとどまっているものと認められることから、区政報告の範囲内にあるというべきである。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送による配布時期（平成30年8月上旬）、配布部数（2,000部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【松浦芳子ありがとう通信平成30年秋号及び平成31年新春号】

判断基準（４）アのとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①秋号には平成30年第3回杉並区議会定例会の決算特別委員会における質疑、区民からの相談内容等に関する記事が掲載され、②新春号には平成30年第4回杉並区議会定例会の一般質問、区民からの相談内容等に関する記事が掲載されており、いずれも区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、似顔絵等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、郵送又は新聞折込みによる配布時期（①秋号：平成30年11月上旬頃、②新春号：平成31年2月上旬（郵送）、同年2月中旬（新聞折込み））、配布部数（①秋号：5,549部、②新春号：1万1,592部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

請求人は、「区政をどのように運営していこうとしているのかの視点が欠落しており、政務活動費の目的から外れている」と主張するが、判断基準（４）イのとおり、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられてい

るものと解するのが相当であり、当該区政報告はその趣旨を逸脱しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(32) 奥田雅子議員・そね文子議員

[請求人の主張要旨]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【生活者ネットすぎなみ2018年4月10日発行（No.107）】

1 ページには表題の「生活者ネットすぎなみ」、住所、そね議員・奥田議員の写真が掲載され、2～3 ページには両議員の写真が掲載され、紙面の9%を占め、そのほか、「都議会から」と題する記事が紙面の約4%を占めている。これらの紙面の割合は、設定された按分比を超え、また、多くの区民に配布可能な部数が印刷されており、生活者ネットに「一種の利益」をもたらしている。

したがって、当該区政報告については、その費用を90%に按分して計上されているため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（34万9,010円）の返還を求める。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【生活者ネットすぎなみ2018年7月15日発行（No.108）】

「香りのアンケート調査」のためのはがきの部分が紙面の約15%を占めるなど、設定された按分比を超え、また、多くの区民に配布可能な部数が印刷されており、生活者ネットに「一種の利益」をもたらしている。

したがって、当該区政報告については、その費用を85%に按分して計上されているため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（17万6,460円）の返還を求める。

3 広聴広報費（区政報告関連費用）【生活者ネットすぎなみ2018年11月15日発行（No.109）】

1 ページには表題の「生活者ネットすぎなみ」、住所、そね議員・奥田議員の写真が掲載され、2～3 ページには両議員の写真が掲載され、紙面の9%を占め、そのほか、沖縄知事選の記事が紙面の約7%を占めている。これらの紙面の割合は、設定された按分比を超え、また、多くの区民に配布可能な部数が印刷されており、生活者ネットに「一種の利益」をもたらしている。

したがって、当該区政報告については、その費用を80%に按分して計上されているため、当該費用の50%に相当する額から自己負担額を控除した額（33万5,520円）の返還を求める。

※ なお、上記1から3までの返還請求額の合計は「86万990円」となるが、措置請求書には返還請求額の合計が「86万988円」と記載されており、金額が一致していない。

[判 断]

1 広聴広報費（区政報告関連費用）【生活者ネットすぎなみ2018年4月10日発行（No.107）】

判断基準（４）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率90%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、憲法改正国民投票、平成30年第1回杉並区議会定例会における質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（平成30年5月上旬）、配布部数（1万4,689部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 広聴広報費（区政報告関連費用）【生活者ネットすぎなみ2018年7月15日発行（No.108）】

判断基準（４）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率85%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第2回杉並区議会定例会における質疑、香りのスプレーの健康被害等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（４）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（４）ウのとおり、当該区政報告の内容は、新聞折込みによる配布時期（平成30年7月中旬）、配布部数（7万9,500部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動

等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。
したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 広聴広報費（区政報告関連費用）【生活者ネットすぎなみ2018年11月15日発行（No.109）】

判断基準（4）アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率80%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、マイクロプラスチックによる海洋汚染、平成30年第3回杉並区議会定例会における質疑等に関する記事が掲載されており、区政に関するものであり、政務活動（広聴広報活動）に該当するものと認められ、選挙活動等に関連する記事等、政務活動に該当しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、判断基準（4）イのとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているということとはできない。

このことから、判断基準（4）ウのとおり、当該区政報告の内容は、ポスティングによる配布時期（平成30年12月上旬）、配布部数（1万6,150部）を考慮しても、当該議員の区政報告の範囲を超えるものではなく、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4-4 まとめ

以上のとおり、本件監査請求のうち、田中ゆうたろう議員及び上野エリカ議員の第3の2「勧告」に記載した額の返還を求める請求に係る部分については、理由があると認められるので、これを認容し、その余の請求に係る部分については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

5 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 区議会において、毎年度、政務活動費制度の運用改善についての検討を行い、制度の検証と改善を継続的に進められていることは、評価することができる。

令和元年度においては、令和2年4月10日付け「令和元年度杉並区職員措置請求監査結果（平成29年度政務活動費等に関する住民監査請求）における意見・要望事項等への対応状況について（報告）」（以下「令和元年度対応状況報告」という。）（資料5）のとおり、①令和2年度から、「事務処理の手引」に、「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区

政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとする」と明記するとともに、②政務活動費規程を改正し、月極駐車場代の支出要件の厳格化を行う等、運用の改善が図られている。

ただし、なお改善すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

○ 適切な按分割合を設定することについて

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費等のように支出割合の上限を2分の1等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定されたい。

会派及び議員の活動は、政党活動、後援会活動、選挙活動等と多様であり、一つの活動をとっても政務活動と他の活動が混然となり、明確な区別が困難な場合が多い。このような場合における適切な按分割合は50%であると認識しているところである。

一部に「政務活動費の全ての経費に按分上限を設けると、使用できる金額（192万円）が半分（96万円）になる」という誤解があるやに見受けられるが、次のように、合理的な説明と証拠資料の提出等があれば、按分割合100%の支出もありうる。現に今回の監査結果においても認めている事例がある。

定められた上限を超えて政務活動費として支出すべき場合には、より詳細かつ合理的な説明及びその実態を証明する証拠資料の提出等が必要であると考えるので、全ての経費について、より適正かつ厳正に運用されるよう、「事務処理の手引」等に明記されたい。

昨年度の監査結果（平成30年度政務活動費に関する住民監査請求）においても述べたところであるが、このように強く改善を要望するのは、「監査の基本的な考え方と視点」で述べたとおり、使途が拡大された政務活動費制度においては、使途の透明性がより一層求められていることから、区民の納得と信頼が得られるよう、具体的な証拠資料等に基づき、その実態を明らかにする必要がある、更には、万一、住民訴訟に移行した場合に、会派及び議員の主張内容を証明するには、具体的な証拠資料等の提出が必要とされるからでもある。

政務活動費については、過去の監査結果において、様々な意見・要望を行ってきたところであるが、このことについては、制度の改善項目の中で、急務かつ最優先事項であると考えており、平成28年度の監査結果以降、継続して、意見・要望事項としてきたものであるが、政務活動費の使途の適正については世論の厳しさが増しており、また、杉並区議会議員の政務活動費の一部の支出について違法とする判決が出されるなどの状況にあり、今年度こそ、改善が図られることを期待するものである。

(2) 議長は、令和2年4月27日付け調査回答において、「今後は、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合が定められていない経費の適切な按分の割合の設定、支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組む」との見解を明らかにされている。

また、上記の令和元年度対応状況報告では、「按分の割合（上限）が定められていない経費の適切な按分の割合の設定については、平成28年度以降の監査結果において、意見・要望事項とされ、区議会においても、継続して検討事項とされていることから、今年度も、重点的に検討する」とこととされている。

区議会におかれては、区民の信頼確保の観点から、透明性をより一層高めるなど、引き続き、制度の検証と改善を進められるよう期待するものである。

別紙

2020年4月6日

杉並区監査委員(宛)

杉並区区議会の会派及び議員に対する平成 30 年度及び 31 年度 4 月分の政務活動費に関する措置請求書

1. 地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書を添え、必要な措置を請求します。
2. 請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書
別紙の通り

請求人

別紙参照



「請求人」

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

別紙

1. 請求の趣旨

政務活動費は税金からの支出です。区民が一生懸命、働いて納めた税金です。
杉並区議会議員のみなさん、税金を大事に使ってください。

政務活動費の按分の割合（上限）が定められていない経費について、
議員活動は多岐にわたり、政務活動以外の活動が混在しているのが現状である。請求人は
以下の裁判の判決、杉並区の監査結果を踏まえ、議員自身が決めた「政務調査費検討会、
報告書（平成 20 年 3 月）」の「政務活動費支出の基本的考え方」に基づき、按分の原則
「社会通念上相当な割合による按分」に従い、按分 50%の返還を求める。

裁判所の判決、

東京地方裁判所、高等裁判所の政務活動費返還請求事件についての判決

東京地方裁判所 平成 28 年（行ウ）第 281 号 判決言渡し平成 30 年 8 月 28 日

東京地方裁判所 平成 28 年（行ウ）第 322 号 判決言渡し平成 31 年 3 月 22 日

東京高等裁判所 平成 30 年（行コ）第 296 号 判決言渡し平成 31 年 4 月 16 日

東京高等裁判所 平成 31 年（行コ）第 110 号 判決言渡し令和元年 10 月 30 日

東京高等裁判所 令和元年（行コ）第 157 号 同上

上記の裁判の判決で、大熊昌巳・大和田伸・脇坂たつや・今井ひろし・吉田あい・岩田い
くま・はなし俊郎・富本 卓・田中ゆうたろう・市来とも子・大槻城一・けしば誠一・新
城せつこの各議員は「認定不当利得額」について、返還を求められ、この判決に基づき、
返還した。各議員が不当な支出と認めたということである。

東京地裁判決では、「統一地方選挙の約 3 か月前という近接した時期に配布されているこ
と」について、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」と
して、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を 2 分の 1 と認めるのが相当である」
と述べている。

また、選挙の 3 カ月前ということにこだわらず、区政報告の内容について「政務活動とし
ての側面と政治活動としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難で
あるから、社会通念に照らし、政務活動としての割合は 50%と認めるのが相当である」
と、判断している。

「杉並区職員措置請求監査結果（平成 30 年度政務活動費に関する住民監査請求）令和元
年 7 月 杉並区監査委員」

この住民監査請求は自民党の議員たちが発行した「杉並区議会自由民主党 すぎなみ自民区議団通信 区政報告 平成 31 年春 VOL 8」の経費を按分なしで 100% 政務活動費から支出していたことに対する按分 50% の返還請求である。

監査の期間中、2019（令和元）年 6 月 28 日～7 月 4 日までの間に、自民党議員 大熊昌巳・井口かづ子・井原太一・今井ひろし・大泉やすまさ・大和田伸・小川宗次郎・はなし俊郎・吉田あい・脇坂たつやの 10 議員が各々、按分 50% に相当する 3 万 8,688 円を自主的に返還した。10 議員が不当な支出と認めたということである。

住民監査請求があったから、自民党議員は返還したのであって、裁判の判決は生かされていないかった。

「杉並区職員措置請求監査結果（平成 30 年度政務活動費に関する住民監査請求）令和元年 7 月」の P153、別紙に、

3 平成 31 年度の検討事項①～⑦が記載されている。

按分の割合等について①～③で言及しているが、さらに

「⑦杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開」を明記している。

以上の検討事項に記載されている「区議会 HP での政活費関係書類の公開」を早急に実現することを求める。

世田谷区では平成 19 年度から世田谷区議会 HP で公開している。杉並区に対し、すぎなみオンブズが再々公開を請求してきたが、実行されていない。情報公開請求という手続きを取らない限り、区民は政務活動費の実態を知ることができないところに問題点があり、不当な支出等の問題点が発生するのである。即、公開することを求める。

すぎなみオンブズは 2006（平成 18）年度から、杉並区議の政務調査費・政務活動費の調査、住民監査請求を継続して出している。

領収書の添付が義務付けられた、2007（平成 19）年度の監査では、監査期間中に議員からの自主返還が約 340 万円あった（議員自身が不適切な支出と認めたのである）。監査の結果、当時の監査委員（四居誠監査委員長）は 352 万円を不適切と認定し、議員に対し返還を求めるように山田区長に勧告した。

それ以後は、いろいろ使途基準等が変更になったが、区民の目から見れば、認められない支出が多くある。

2015 年 4 月の区議選の前年、2014（平成 26）年度の政務活動費の支出について、すぎなみオンブズは裁判を起こした。その結果、東京地方裁判所、東京高等裁判所から、違法な

支出があったとされて、田中区长に対して、区議に返還させるよう命じる判決が言い渡された。

2018（平成30）年度の政活費の支出を見ると、裁判を起こした時と同様、2019年4月の区議選の前年である。

裁判で返還を命じられた支出と同様な支出を根拠となる説明もなく、按分なしで、100%を政務活動費から支出している議員が多くいる。

区議選前年のため、多くの区議が広聴広報費関係に使っている。区議は「区政報告」「区政レポート」等の名称を使っているが、区民の目から見れば、「選挙のため」「選挙を意識した」広報と見える。区政報告を発行することは大事だが、それをすべて政務活動費＝税金で発行することは問題である。

「杉並区職員措置請求監査結果（平成30年度政務活動費に関する住民監査請求）

令和元年7月」

P17～18に監査委員の「意見・要望」が記載されている。以下、監査委員の意見・要望の内容である。（下線は請求人）

ア 按分の割合（上限）が定められていない経費について 現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費等のように支出割合の上限を2分の1等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。また、上記③を含め、定められた上限を超えて計上する場合には、より詳細かつ合理的な説明を付すよう求めているところであり、この上限を超える実態がある場合は、具体的な証拠資料を伴わない単なる説明のみでは不十分であり、上限を超える実態を証明する証拠資料の提出等が必要であると考えるので、より適正かつ厳正に運用されるよう、事務処理の手引に明記されたい。このように強く改善を要望するのは、「監査の基本的な考え方と視点」で述べたとおり、使途が拡大された政務活動費制度においては、使途の透明性がより一層求められていることから、区民の納得と信頼が得られるよう、具体的な証拠資料等に基づき、その実態を明らかにする必要がある、更には、万一、住民訴訟に移行した場合に、会派・議員の主張内容を証明するには、具体的な証拠資料等の提出が必要とされるからでもある。政務活動費については、過去の監査結果において、様々な意見・要望を行ってきたところであるが、このことについては、制度の改善項目の中で、急務

かつ最優先事項であると考えており、平成 28 年度の監査結果以降、継続して、意見・要望事項としてきたものであるが、政務活動費の用途の適正に

- 18

については、杉並区議会議員の政務活動費の一部の支出について、違法とする判決が出されるなど、世論の厳しさが増している状況にあり、今年度は、監査委員の意見・要望を受け止め、改善が図られることを期待するものである。

(略)

(2) 議長は、平成 29 年度政務活動費に関する調査回答において、「今後は、平成 30 年 8 月 28 日東京地裁判決及び平成 31 年 4 月 16 日東京高裁判決並びに平成 31 年 3 月 22 日東京地裁判決の結果を重く受け止め、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合(上限)が定められていない経費や月極駐車場代その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組む」との見解を明らかにされている。また、区議会事務局長は、上記の平成 30 年度対応状況報告において、「按分の割合(上限)が定められていない経費の適切な按分の割合の設定については、平成 28 年度以降の監査結果において、意見・要望事項とされ、区議会においても、継続して検討事項とされていることから、今年度は、重点的に検討する」との見解を明らかにされている。区議会におかれては、早期に検討を進められ、必要な改正を行われることが、政務活動については議員活動の円滑な遂行に大きく資するものであると信じてやまない。今後も、制度の検証と改善を継続的に進められるよう期待するものである

以上、監査委員の意見・要望、並びに議長の見解である。

裁判の判決や監査結果を生かすことなく、多くの議員が広報費関係について按分の根拠となる説明を示さず、当たり前のように按分なし、100%で計上しているのが、現状である。

各党派・議員は上記の意見・要望、議長見解に基づき、支出することを求める。

2. 置請求内容及び事実証明書

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成30年度及び平成31年4月に、政務活動費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるように、杉並区長に勧告することを求める。

要返還額の合計は、平成30年度 163,267,94 円、平成31年4月は、264,886 円である。

平成30年度及び平成31年4月の政務活動費収支報告書の監査を請求した会派及び議員について、その請求の原因を、下記に記述した。

なお、「平成30年度の政務活動費収支報告書のまとめ」を添付した。

<2018（平成30）年度広聴広報費等>

浅井くにお議員（自民党）

(1) 区政レポート No17 に経費について 合計 799,214 円

8月23日区政レポート No17 版下製作料 45,000 円

8月26日区政レポート No17 郵送料 880 通×72 円=63,360 円

区政レポート No17 郵送料 128 通×72 円+99 通×82 円=17,334 円

8月31日区政レポート No17・封筒印刷、ポスティング等 673,520 円

区政レポート 24,600 部、ポスティング 22,750 部 封筒 2,000 部

封筒封入宛名シール貼 1,108 部

区政レポート No17 の経費 按分 50% 399,607 円の返還を求める。

(2) 区政レポート No18 の経費について 合計 799,957 円のうち、778,053 円計上

12月28日区政レポート No18 版下制作料 45,000 円

12月31日区政レポート No18 郵送料 128 通×72 円+100 通×82 円=17,416 円

区政レポート No18 郵送料 886 通×72 円=63,792 円

2月13日区政レポート No18 印刷、封筒、ポスティング等 673,749 円のうち

交付額範囲内で計上 651,845 円

区政レポート 24,600 部 ポスティング 22,750 部 封筒 1,000 部

封筒封入宛名シール貼 1,114 部

区政レポート No18 の経費の全額は 799,957 円で、交付額範囲の計上で、自費で 21,904 円を負担している。按分 50%に相当する額 378,074 円の返還を求める。

区政レポート No17、No18、ともに浅井議員の区議会における質問で紙面の大半を占めている。浅井議員の顔写真入りの表題と、P4 のトピックスやプロフィールの内容は政務活動費の本来の目的と合致しない。100%とする根拠の説明もなく、当然のように政活費からの支出である。

東京地裁判決では、「統一地方選挙の約 3 か月前という近接した時期に配布されていること」について、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を 2 分の 1 と認めるのが相当である」と述べている。特に区政レポート No18 は 2019 年 4 月の杉並区議選の 3 か月前どころか、直前の発行である。明らかに区議選を意識したレポートとして区民の目には映る。按分 50%の返還を求める。

安齊あきら議員（区民フォーラムみらい）

(1) 区議会レポート 18 号の経費について 合計 1,243,784 円
12 月 25 日区議会レポート 18 号制作、発送代等 1,243,784 円
内訳 レイアウトデザイン費 100,000 円、
印刷枚数、27,000 枚×@11 円=297,000 円、
折り加工費（2つ折り+3つ折り）27,000 枚×@3 円=81,000 円
ポスティング 20,000 部×@5 円=100,000 円、
発送代行費用（宛名印字・封入・局だし）6,044 軒×@83 円=501,652 円
ミズイロ長 3 封筒 12,000 部×@6 円=72,000 円

区議会レポートを作成するために、レイアウトデザイン費として 100,000 円を政活費から支出している。デザイン費は安齊区議のレポートを効果的に知らせるために専門家のデザイナーに依頼したものであり、政活費の本来の目的とは合致しない。また、当たり前のように按分なしで支出しているが、安齊議員からその根拠については説明がない。

区議会レポート 18 号経費 按分 50% 621,892 円の返還を求める。

(2) 区議会レポート 19 号の経費について 計上額 628,874 円
3 月 25 日区議会レポート 19 号制作一式代発送等 1,184,550 円
内訳 レイアウトデザイン費 100,000 円、
印刷枚数、28,000 枚×@11 円=308,000 円、

折り加工費（2つ折り+3つ折り）28,000枚×@3円=84,000円
ポストイング20,000部×@5円=100,000円、
発送代行費用（宛名印字・封入・局だし）6,082軒×@83円=504,806円
区議会レポート19号の経費1,184,550円については交付額範囲内の628,874円を計上している。この額は経費の約53%に相当する。
経費1,184,550円の按分50%は592,275円に相当する。計上額628,874円－按分50%相当額592,275円=36,599円の返還を求める。

以上のように、区議会レポート18号経費は按分なしで、1,243,784円を計上、区議会レポート19号は経費の約53%、628,874円の計上であるが、18号、19号の経費を合計すると1,872,658円である。この額は、政務活動費交付額192万円のうち、約97.5%に相当する。

2019年4月21日の区議選の直前、12月25日、3月25日に政活費＝税金を使って、区議会レポートの発行である。地裁判決に基づき、按分50%の返還を求め

井原太一議員（自民党）

井原議員は4月22日、11月18日に下高井戸浜田山八幡神社社務所で杉並区区政報告会を行った。

主催：井原太一 後援：杉並を明るく元気にする会（井原太一後援会）

（1）4月22日に行った区政報告会の経費について、按分80%で35,755円を計上

4月10日区政報告用紙代 按分80% 4,682円

4月15日区政報告会：区民宛案内状発送 按分80% 82円×181通=11,873円

人件費 区政報告会の準備等

4月13日人件費 8,000円、按分80% 8,000円のうち6,400円計上

4月14日人件費 8,000円、按分80% 8,000円のうち6,400円計上

4月16日人件費 8,000円、按分80% 8,000円のうち6,400円計上

井原議員が〈按分率算定の根拠〉を領収書綴りに添付している。その資料によれば、実施日H30年4月22日（日）

開催時間＝午後2時～3時15分（75分）

次第＝

1、後援会長挨拶

- 2、石原代議士報告
- 3、早坂都議報告
- 4、小宮都議報告（以上、13分）
- 5、井原区政報告（34分）
- 6、質疑応答（26分）
- 7、閉会挨拶（2分）

$$(75分 - 13分 - 2分) / 75分 = 0.8 = 80\%$$

75分開催のうち、後援会長や、石原代議士・早坂都議・小宮都議の挨拶時間、閉会挨拶の2分以外は井原議員が区政報告をしたのだから、80%分は政務活動費の支出の根拠としている。全額45,140円のうち、80%計上で井原議員は9,385円を負担した。按分50%に相当する額 $22,570円 - 9,385円 = 13,185円$ の返還を求める。

（2）11月18日（日）に行った区政報告会の経費、按分84%で17,279円を計上

添付資料 No 1

11月1日区政報告会用紙代 按分84% 4,468円計上

11月12日区政報告会：区民宛案内状発送 按分84% 82円×186通=12,811円計上

井原議員が〈按分率算定の根拠〉を領収書綴りに添付している。その資料によれば、
実施日 H30年11月18日（日）

開催時間=午後2時～3時33分（93分）

次第=

- 1、後援会長挨拶
- 2、石原代議士報告
- 3、早坂都議報告
- 4、小宮都議報告（以上、12分）
- 5、井原区政報告（42分）
- 6、質疑応答（37分）
- 7、閉会挨拶（2分）

$$(93分 - 12分 - 2分) / 93分 = 0.849 \approx 84\%$$

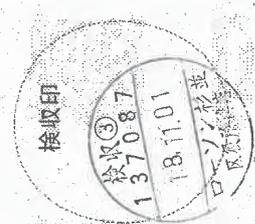
93分開催のうち、後援会長や、石原代議士・早坂都議・小宮都議の挨拶時間、閉会挨拶の2分以外は井原議員が区政報告をしたのだから、84%分は政務活動費の支出の根拠としている。そもそも、区政報告会に後援会長や石原代議士・早坂都議・小宮都議の挨拶が必要なのか。区議任期の4年目で、来春には区議選がある。そのため、国会議員や都議会議員に区政報告会に参加してもらい、挨拶をいただいたと区民の目からは見える。経費の全額20,570円のうち84%を計上したので井原議員は3,291円を負担した。

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	11 月分	No. 1
----------	-------	-------

領収書等貼付欄	
<p>備考</p> <p>区政報告会：用紙代 84%</p> <p>区政報告会案内状印刷用紙 うぐいす色 A4 500枚×10冊 5,320円</p> <p>按分 84%： 5,320円⇒4,468円</p> <p><按分率算定の根拠> 実施日=H30年11月18日(日) 開催時間=午後2時～3時33分(93分)</p> <p>次第一</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 後援会長挨拶 2. 石原代議士報告 3. 早坂都議報告 4. 小宮都議報告 (以上、12分) 5. 井原区政報告 (42分) パワーポイントを使用 全44ページ 6. 質疑応答 (37分) 主な質問 ・国保保険料 ・南北交通 ほか 7. 閉会挨拶 (2分) <p>(93分-12分-2分) / 93分 = 0.849 ≒ 84%</p> <p>※別紙に、案内状を添付 ※別紙に、当日使ったパワーポイント 原稿を添付 ※別紙に、当日配布資料を添付</p>	



インターネット受付 領収書 (お客様控)

領収日	2018年 11月 1日	時間	20時 52分
収納店舗	13708-7 杉並区役所前	お申込商品代金	5,320円
申込No.	1370873057516816	合計金額	5,320円
受付番号	452120		
お客様氏名	井原太一様		
	0353012755		

発行者

お問い合わせ先：株式会社ヨドバシカメラ
 メールアドレス：info@yodobashi.com
 ホームページ：http://www.yodobashi.com/
 電話番号：03-3362-1010
 お問い合わせ受付時間：10:00-20:00

按分 50%に相当する額 10,285 円－3,291 円＝6,994 円の返還を求める。

井原議員は議員選出の唯一の監査委員である。それ故、細かく按分 80%、84%としているが、井原議員の説明は、発言時間の長さのみを根拠にしている。もし、国会議員や都議が参加だけして、挨拶がなければ 100%、政務活動だろうか。

区政報告会に国会議員や都議会議員が参加する根拠は何か、説明はない。

そもそもこの区政報告会は、政活費からの支出を禁じられている後援会活動や選挙活動の要素が含まれている。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」第 2 条で、選挙活動・後援会活動に関する経費の支出は認められていない。

按分 50%に相当する金額の返還を求める。

今井ひろし議員（自民党）

（1）区政報告 vol13 の経費 合計 600,156 円

10 月 12 日区政報告 vol13 ポスティング代 16,000 部×@9 円 155,520 円

10 月 12 日区政報告ポスティング代振込料 216 円

3 月 29 日区政報告 vol13 制作費用 444,420 円

内訳、デザイン代 60,000 円

校正代 40,000 円

図版制作費 20,000 円

写真使用料 60,000 円

印刷費 17,000 部 190,000 円

印刷紙折り 17,000 部 35,000 円

管理費（10%）36,500 円

値引き -10,000 円

消費税 8% 32,920 円

区政報告 vol13 経費、ポスティング代 155,520 円＋振込料 216 円＋制作費用 444,420 円
の按分 50% 300,078 円の返還を求める。

（2）区政報告 vol14 の経費 合計 625,736 円

3 月 29 日区政報告 vol14 制作費用 470,000 円

内訳 デザイン代 60,000 円

校正代 40,000 円

図版制作費 10,000 円

写真使用料 20,000 円
印刷費 17,000 部 190,000 円
印刷紙折り 17,000 部 35,000 円
管理費 (10%) 40,500 円
値引き -10,314 円
消費税 8% 34,814 円

3月29日区政報告 vol14 ポスティング代 16,000 部×@9 円 155,520 円

3月29日区政報告 vol14 ポスティング代振込料 216 円

区政報告 vol14 の経費、ポスティング代 155,520 円+振込料 216 円+制作費用 470,000 円の按分 50% 312,868 円の返還を求める。

区政報告 vol13、vol14、ともに自身の議会での発言を中心に、デザイン代を各 6 万円払って発行し、区政報告としているが、デザイン代は政務活動ではない。按分なしで 100% を政活費で支出する根拠の説明がなく、認められない。

特に vol14 は自身の「平成 31 年の抱負」で 1 面を占め、ポスティングしたのは 2019 (平成 31) 年 1 月 21 日～29 日であって、区議選の行われた 2019 年 4 月に近接している。東京地裁判決では、「統一地方選挙の約 3 か月前という近接した時期に配布されていること」について、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を 2 分の 1 と認めるのが相当である」と述べている。按分 50% の返還を求める。

月極駐車場料金

車の所有者は議員であろうと、なかろうと全員車の駐車場を確保することは必須である。杉並区議会議員の中で平成 29 年度は 5 議員が政活費から支出していたが、平成 30 年度ははなし議員と今井議員の 2 議員だけである。

年間の金額を払ったのははなし議員だけで、今井議員は 8 カ月の支出である。

議員であるという理由だけで月極駐車場料金を政活費＝税金で払う理由はない。議員たちで決めた使途基準であって、区民の生活感覚からして受け入れられない。返還を求める。

今井ひろし議員の月極駐車場料金

按分 50% 6,500 円×8 カ月 (5 月～12 月分) =52,000 円

52,000 円の返還を求める。

大泉やすまさ議員（自民党）

1月10日区政報告まちかど2018秋号の経費 275,530円

内訳 まちかど2018秋号 39,200部 A4両面カラーポスティング

まちかど2018秋号経費 275,530円の按分50% 137,765円の返還を求める。

按分なしの根拠となる説明がなく、100%を政活費で支出している。

東京地裁判決では、「統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていること」について、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を2分の1と認めるのが相当である」と述べている。按分50%の返還を求める。

大和田伸議員（自民党）

(1) 6月30日大和田伸区政報告会 午後6時から1時間程度の報告会経費について
政務活動費からの支出 按分なしで合計48,380円

6月27日区政報告会準備費（室料・プロジェクター費）5,600円 セシオンを利用

7月5日区政報告会来場者用お茶代 240本・320ml 15,500円、参加者は140名

7月7日区政報告会用プロジェクター画像作成費 10,000円

7月14日区政報告会での資料封入用（角2）封筒 500部 17,280円

場所 セシオン杉並 3階 集会室

式次第 司会、城石豊

18:03 元区議会議員 挨拶 河野庄次郎

18:10 地元代表 挨拶 内藤一夫（杉商連会長）

18:15 都議会議員 挨拶 小宮あんり都議会議員

18:20 衆議院議員 挨拶 石原のぶてる衆議院議員

18:30 大和田伸（挨拶15分、映像12分）

19:00 閉会の辞 岸讓（梅里一丁目町会祭礼委員長）

区政報告会の式次第を見て分かるように、元区議、小宮あんり都議、石原のぶてる衆議院議員、地元代表等の参加者の挨拶等に多くの時間が使われている感がある。

区政報告会に国会議員や都議会議員が参加する根拠は何か、説明はない。

この区政報告会は、政活費からの支出を禁じられている後援会活動や選挙活動の要素が含まれている。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」第2条で、選挙活動・後援会活動に関する経費の支出は認められていない。

また、参加者140名に対し、封筒の購入は500部であり、360部の封筒はどのように利用されたのか。封筒500部で17,280円なので360部に相当する12,441円の支出は不明である。説明を求める。

政務活動とそうでない部分が混在しているので、按分50%に相当する金額24,190円の返還を求める。

(2) 区議会レポート H30 年夏号の経費について 合計 578,937 円

6月6日区議会レポート H30 年夏号発送費

杉並郵便局@56円×4,950通=277,200円

杉並南郵便局@56円×1,047通=58,632円

荻窪郵便局@69円×961通=66,309円 合計 402,141円 6,958通発送

6月12日区議会レポート H30 年夏号作成費（振込手数料含む）105,948円

内訳 7,500部 作成・印刷（105,840円）・振込手数料（108円）

6月18日区議会レポート H30 年夏号発送用封筒 8000部 70,848円

封筒を8,000部印刷しているが、発送は6,958通である。約1,000部の封筒はどこで使われたのか。説明を求める。

「区議会レポート H30 年夏号」の紙面を見ると、大和田議員の写真が25枚も掲載されている。区民の目で観察すれば、大和田議員の宣伝の広報と見受けられる。記事には「大和田伸の活動～監査委員として行政を厳しくチェック」とある。この区議会レポートに按分なしで100%を政活費で支出することを監査委員として、厳しくチェックしたのか。25枚の自身の写真ではなく、区政の問題点に紙面を使うことを求める。

100%を政活費で支出する根拠の説明もない。按分の50%、289,468円の返還を求める。

(3) 杉並区議会報告用ハガキの経費について 合計 516,880円

12月14日「杉並区議会報告」用ハガキ 7,100枚 440,200円

1月10日杉並区議会報告ハガキ（H31年1月発行）印刷代 76,680円

7,100枚印刷（表・裏）

ハガキの内容は《杉並区議会報告》としながら

「私が河野庄次郎元区議会議員の跡を引き継いでから、早いものでまもなく今春、8年が経過」「この四年間では、杉並区議会の三役に位置づけられます『監査委員』として」

「現在は杉並区議会自民党の『幹事長』として」というように自身の活躍ぶりをハガキ裏面の半分を使って記載している。表面の半分は自身の大きな名前と住所等で占めている。100%を政活費で支出する根拠の説明もない。按分の50%、258,440円の返還を求める。

小川宗次郎議員（自民党）

小川議員は区議選直前の3月だけで645,378円を支出 総支出の約73%を支出した。区議選を意識したと思われる支出が多い。

区政報告2月号、並びに区政報告平成31年春報告号は、4月の区議選の直前の3月に発行し、郵送、ポストイングしている。

2019年4月21日に杉並区議選があり、小川議員は立候補した。区政報告について、東京地裁判決では、「統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていることや」「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を2分の1と認めるのが相当である」と述べている。よって按分50%の返還を求め

(1) 区政報告2月号の経費について 合計 114,392円

3月21日郵送料 荻窪郵便局 @69円×198通=13,662円

杉並南郵便局 @69円×333通=22,977円

杉並郵便局 @69円×837通=57,753円

3月30日印刷代（区政報告2月号）四国堂 20,000円

100%を政活費で支出する根拠の説明もない。2019年4月の区議選の直前である。按分50%、57,196円の返還を求める。

(2) 区政報告平成31年春報告号の経費について 369,498円

3月28日区政報告春号印刷代・ポストイング代 平戸香代 331,498円

内訳 A3 両面カラー 30,000枚 148,540円

デザイン料 50,000円

入稿手数料 10,000円

ポストイング料金 122,958円

3月30日印刷代（区政報告封筒）四国堂 38,000円

100%を政活費で支出する根拠の説明もない。社会通念に照らし、按分 50%、184,749 円の返還を求める。

(3) 平成 31 年 4 月 5 日に大宮八幡宮「清涼殿」で行われた区政報告会の経費について
合計 97,500 円

3 月 30 日印刷代（区政報告会案内） 16,500 円

3 月 31 日区政報告会会場費 清涼殿 81,000 円

「区政報告会のご案内」には、「日頃から、小川宗次郎にご支援ご協力賜り厚くお礼申し上げます」と記載されている。この意味するところは、支援者を集めた後援会活動である。添付資料 No 2

杉並区議選投票日は 4 月 21 日であり、告示日の約 2 週間前であり、選挙活動の一環である。会場の大宮八幡宮「清涼殿」は結婚式場であり、多額の税金を使って区政報告を行う場所ではない。よって全額 97,500 円の返還を求める。

吉田あい議員（自民党）

(1) 平成 30 年春号区政報告の経費について 合計 537,559 円

4 月 5 日平成 30 年春号区政報告印刷代及び封筒代 392,688 円

内訳 長 3 封筒 3,000 枚 24,600 円

区政レポート A3 両面カラー 39,300 枚 339,000 円

消費税 8% 29,088 円

5 月 11 日平成 30 年春号区政報告 ポスティング代 144,871 円

区政レポート 35,300 枚

区政レポート印刷 39,300 枚ーポスティング 35,300 枚=4,000 枚のレポートはどうしたか。印刷代は 339,000 円÷39,300 枚=1 枚当たり約 8.6 円である。

(339,000 円÷39,300 枚) ×4,000 枚=34,503 円相当分のレポートはどうしたのか。

封筒 3,000 枚 (24,600 円) についてもどこで使用したのか、説明がない。

吉田議員は当たり前のように按分なし、100%の経費を政活費で支出している。

不明な支出もある。100%を政活費で支出する根拠の説明もない。政務活動費の基本的な考え方、透明性の原則にも書ける。社会通念に照らし、按分 50%、268,779 円の返還を求める。

添付資料 No 2

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 14
----------	------	--------

領収書等貼付欄

《 領 収 書 》

平成 31 年 03 月 31 日

伝票No 61195

小川 宗次郎 様

小川宗次郎区政報告会会場費 として

¥81,000

上記正に領収いたしました

大宮八幡宮 結婚式場 清涼殿

〒168-0061 東京都杉並区大宮 2-3-1 電話 03-3312-7515(代表)
FAX 03-3312-7516

民法第34条による公益法人につき印紙税、非課税。



備考

区政報告会会場費 81,000円 (100%)

清涼殿

平成 31 年 3 月 吉日

杉並区議会議員小川宗次郎

区政報告会のご案内

謹啓 皆様におかれましては ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃から、小川宗次郎にご支援ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度下記のとおり区政報告会を開催いたします。ご多用の中とは存じ
ますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：平成 31 年 4 月 5 日（金曜日）

午後 7 時より

場 所：大宮八幡宮「清涼殿」

杉並区大宮 2-3-1 TEL (3312) 7515

※神社の駐車場があります（無料）。

FAX/TEL：5 3 0 6 - 1 9 0 0 E-mail：ogawa@sojiro.name

4 月 5 日（金） 「小川宗次郎」 区政報告会に
出席 する。

お名前 _____

連絡先 _____

(2) 平成 30 年決算号区政報告の経費について 合計 668,056 円 (事務費以外)
9 月 8 日 (事務費) パソコントナー代区政報告決算号郵送用封筒印刷、約 4,000 枚程度として領収書等貼付用紙備考欄に $\yen 19,052 \times 1/2 = \yen 9,526$ と記載がある。
吉田議員自身が区政報告用封筒印刷に係る経費は按分 50% と判断している。
11 月 3 日決算号区政報告送代 荻窪郵便局 @69×821 通=56,649 円
杉並南郵便局 @69×500 通=34,500 円
11 月 5 日決算号区政報告送代 杉並郵便局
@56×2,136 通=119,616 円 @82×171 通=14,022 円
11 月 7 日 印刷代 398,952 円
12 月 7 日平成 30 年決算号区政報告ポスティング代 163,933 円

吉田議員自身が、封筒印刷は按分 50% と判断している。経費についても 50% と判断すべきである。100% を政活費で支出する根拠の説明もない。社会通念に照らし按分 50%、334,028 円の返還を求める。

(3) 平成 31 年春季号区政レポートの経費について 91% 分 315,654 円計上。
11 月 28 日 (事務費) パソコントナー代平成 31 年春季号区政報告郵送用封筒印刷、約 4,000 枚程度として領収書等貼付用紙備考欄に $\yen 12,247 \times 1/2 = \yen 6,123$ と記載がある。
吉田議員自身が区政報告用封筒印刷に係る経費は按分 50% と判断している。
3 月 31 日区政報告平成 31 年春季号印刷代 315,654 円
35,500 部 319,500 円、消費税 25,560 円
合計 345,060 円のうち 91% にあたる 315,654 円を支出

35,500 部の区政レポートはどうしたのか。杉並区議選投票日は 2019 年 4 月 21 日である。告示日の約 2 週間前に区政レポートの印刷代を払っている。区民から見れば、直前の選挙を意識したレポートである。レポート裏面の約 1/3 は「子育て奮闘記」で、相変わらず、吉田議員の個人的な内容である。
3 か月前の区政レポートに対し、東京地裁判決では、「統一地方選挙の約 3 か月前という近接した時期に配布されていること」について、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を 2 分の 1 と認めるのが相当である」と述べている。ましてや、吉田議員のレポートは 2019 年 4 月の直前である。経費の全額は 345,060 円であり、吉田議員は 91% 分 315,654 円を計上している。按分 50% は 172,530 円である。172,530 円 - 9% に相当する額 29,406 円 = 143,124 円の返還を求める。

脇坂たつや議員（自民党）

（1）杉並区政レポート 2019、1 発行、vol. 16 の経費 合計 991,003 円

1 月 10 日区政レポート代 48,000 枚 330,480 円

2 月 15 日 660,523 円

内訳 出納簿には封筒・封入代(5500 枚/5391 セット)・送代（区政レポート 5391 枚）・ポスティング代（41450 枚） 記載されている。

領収書には長 3 封筒 5500 枚、封入封緘 5468 件、DM 送費 5468 件、ポスティング代 41450 件を記載があり、出納簿と若干異なる。

2019 年 4 月 21 日に杉並区議選があり、脇坂議員は立候補した。区政報告について、東京地裁判決では、「統一地方選挙の約 3 か月前という近接した時期に配布されていることや」「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を 2 分の 1 と認めるのが相当である」と述べている。按分 50%、495,501 円の返還を求める。

公明党議員、山本ひろこ・川原口宏之・横山えみ・大槻城一・中村康弘・島田敏光・渡辺富士雄議員の公明新聞の購読代の返還を求める。

公明党規約

第三条

わが党は、綱領に賛成し、規約を守る個人をもって構成する。

第七条

党員の義務は、次のとおりとする。

一 党の綱領及び規約を守ること。二 党の政策及び方針に従うこと。三 積極的に党活動に参加すること。四 党費を納め、機関紙を購読すること

杉並区公明党議員は公明党の党員である。

公明党規約で、機関紙の購読を義務付けられている。

公明党の杉並区議会議員のうち、公明新聞を政活費で購読している議員は以下のとおりである。

山本ひろこ議員 4, 5, 6, 7 月の 4 か月 1,887 円×4 = 7,548 円

川原口宏之議員 1,887 円×12 か月 = 22,644 円

横山えみ議員 1 年分を一括払い 22,644 円

大槻城一議員 1 年分を一括払い 22,644 円

中村康弘議員 1,887 円×12 か月 = 22,644 円

島田敏光議員 1 年分を一括払い 22,644 円

渡辺富士雄議員 1,887 円×12 か月=22,644 円

北 明範議員以外は公明党員の義務である公明新聞の購読を政活費=税金で購読している。山本ひろこ議員は4か月分7,548円の支出、他の6議員は各22,644円である。請求人の中には公明党の党員がいないので、公明党本部から、どのような指示が出ているのか、わからないが、政活費=税金で党員の義務を果たすようになっているのだろうか。

山本ひろこ議員は7,548円の返還を求める。

川原口宏之議員 22,644円の返還を求める。

横山えみ議員 22,644円の返還を求める。

大槻城一議員 22,644円の返還を求める。

中村康弘議員 22,644円の返還を求める。

島田敏光議員 22,644円の返還を求める。

渡辺富士雄議員 22,644円の返還を求める。

山本ひろこ議員（公明党1000）

（1）区政報告第8号の経費について 合計126,371円

7月15日区政報告第8号印刷経費 山本ひろこニュース 2,500枚印刷 70,621円

8月10日区政報告書第8号郵送費 55,750円

内訳 杉並郵便局 @82円×103通=8,446円 @72円×657通=47,304円

印刷単価は70,621円÷2,500枚=約28.24円である。

2,500枚のうち郵送は（103通+657通）で760通である。2,500枚-760=1,740枚の

「山本ひろこニュース」はどうしたのか。1740枚の印刷費は1740×@28.24円=約49,137円に相当する。印刷したニュースの約70%がどのように利用したのか、説明を求める。政務活動費支出の基本的考え方の（3）透明性の原則に反する。

また、ニュースには山本議員の多岐にわたる活動が書かれている。政務活動と政治活動の側面の割合を客観的な指標によって算定することは困難である。社会通念に照らし、政務活動の割合を50%と認めるのが相当である。按分50%、63,185円の返還を求める。

（2）ホームページ管理運営費 按分80%で合計103,680円 添付資料 No 3

5月9日4, 5, 6月分 25,920円

7月20日7, 8, 9月分 25,920円

10月16日10, 11, 12月分 25,920円

12月28日1, 2, 3月分 25,920円

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	5 月分	No.1002
----------	------	---------

領収書等貼付欄

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2018--5--8	1781902	
店番号	お取引口座番号	
****-****	*****	
振込手数料	お振込振替枚数 万円 千円	お取引金額
324**		*****32,400
お取引内容	お取引後別号	
電信予約	*****	
商利	利用手数料	お取扱店番号
1706****	-018200-10220258	
高円寺		
お取扱日 2018年 5月 9日		

みずほ銀行
市ヶ谷支店
カハインクス 様
ヤマモトヒロコ 様
090-7170-6463

8717

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

備考

ホームページ管理費 (4月、5月、6月分) ~~10~~月、~~11~~月、~~12~~月分) 32,400 × 80% = 25,920円計上

添付資料にあるように、ホームページ管理費 80%と記載しているだけである。按分 80%としているがその根拠となる説明も理由もない。政務活動費＝税金である。区民に対し支出の根拠となる説明が必要である。議員活動は多岐にわたる。社会通念上相当な割合、按分 50%、38,880 円の返還を求める。

川原口宏之議員（公明党 2000）

(1) 区政報告 4 月号経費 合計 401,044 円

4 月 27 日区政報告 2018 年 4 月号制作・印刷・折・封筒・発送代行・郵送代 401,044 円
内訳 長 3 封筒、8,000 枚 57,000 円 区政報告印刷 2,800 枚 114,000 円
宛名・封入・局出し 2,712 通 53,600 円、郵便代 2,712 通 158,476 円 消費税

(2) 区政報告書 2018 年 7 月号の経費 合計 336,803 円

7 月 20 日区政報告書 2018 年 7 月号制作・印刷・折・発送代行・郵送代 336,803 円
内訳、区政報告印刷 2,800 枚 114,000 円、宛名・封入・局出し 2,673 通 53,200 円
郵送代 2673 通 156,227 円 消費税

(3) 区政報告 2018 年 11 月号の経費 合計 325,056 円

11 月 2 日区政報告 2018 年 11 月号制作・印刷・折・発送代行・郵送代 325,056 円
内訳、区政報告印刷 2,800 枚 114,000 円、宛名・封入・局出し 2,480 通 51,500 円
郵送代 2480 通 145,316 円 消費税

区政報告には川原口議員の多岐にわたる活動が書かれている。政務活動と政治活動の側面の割合を客観的な指標によって算定することは困難である。社会通念に照らし、政務活動の割合を 50%と認めるのが相当である。

(1) 按分 50% 200,522 円 (2) 按分 50% 168,401 円

(3) 按分 50% 162,528 円の返還を求める。

大槻城一議員（4000）

(1) 区政報告の経費について 合計 160,112 円

添付資料 No 4

5 月 14 日区政報告郵送代 杉並南郵便局 @72 円×105 通=7,560 円

5 月 16 日区政報告ラベル代 3,924 円

5 月 16 日区政報告郵便代 杉並南郵便局 @72 円×205 通=14,760 円

5 月 18 日区政報告郵便代 杉並郵便局 @72 円×123 通=8,856 円

添付資料 No 4

発行人連絡先：杉並区阿佐谷南 1-15-1 区議会公明党控室
杉並区政報告

料金別納
郵便



大 規 じょういち
おおつき 城一通信ブリッジ 2018.①

BRIDGE



人と地域に信頼と安心の懸け橋



杉並版
「民泊」ルール

2018年6/15からスタート。杉並区は住居専用地域が全体の8割を超えるため、条例により区独自のルールが作られました。

同地域での家主不在型民泊の場合は、休日前の正午～休日後の正午の期間を除く、平日の事業実施が制限されることに。年間事業実施日数は180日に上限設定。また事業者には、様々なガイドラインが定められました。



©KOMETTO



区立高井戸
藤が丘公園に
遊具が設置

地域住民からおおつきに、公園への新しい遊具設置の相談が。調査をすると、比較的広い公園なのに遊具等の不足が判明。100名を超える要望・署名簿を区に届けると共に、区と調整を進め、このたび「3色ウェーブスライダー（すべり台）」が設置されました。子どもたちの笑顔が楽しみです！



高井戸東 3-9-34

2018年第1回定例区議会 一般質問（公明・大槻）

「いじめ・差別・虐待・男女平等など、
人権施策の総点検を！」



◇背景

現在、世界に目を向けると、移民や難民問題、障がい者、高齢者、子ども、女性など、社会的弱者への人権侵害に関する課題が表面化。社会的な関心事となっています。日本では「基本的人権の尊重」が、人間らしく生きていくため、憲法で保障されています。いま、人権の重要性を確認することに、大きな意義があると考えます。

◇主な質問と区答弁

おおつき質問：本年は「世界人権宣言」が国連で採択されて70周年。また、当区の人権視点に立った男女共同参画都市宣言から20周年を迎えた。区の所感を問う。

区答弁：人権は、人類が長い歴史の中、命を懸け、苦しみを乗り越え獲得したものだ。不断の努力で、守り続けるものと考えます。

おおつき質問：区では人権について、国や都のものは総務課。区独自のものは担当課。各所管のものは所管毎に対応。区全体の人権施策・課題を掌握する部署が必要では。



区答弁：議員の指摘は大切な視点。複雑多様化する人権問題に対応するため、総務部門を中心として、これまで以上に所管部門と連携を強化し、人権施策を進める。

おおつき質問：相模原市の障がい者施設・津久井やまゆり園で、人権意識が欠落した元職員による痛ましい事件が発生した。区の同様施設への対応は。



区答弁：事件当日、施設の安全確認及び注意喚起を実施。また公立・民間施設合同での人権教育の研修や、委託事業者へ人権配慮状況の確認をするなど取組に努めている。

おおつき質問：豊かな体験と知恵を持つ、高齢者の社会参加が益々求められている。良好な高齢化社会の実現には、高齢者の人権を尊重する意識が大切。国連が推奨する、独立・参加・ケア・自己実現・尊敬との5つの視点からなる「高齢者のための国連原則」に則り、施策の整理や進捗状況を確認すべき。



区答弁：「高齢者のための国連原則」は、区のあらゆる施策に必要な視点。その重要性を十分踏まえて、各施策の進行管理を行っていく。

おおつき質問：情報化社会が急速に進む中、利用者の嗜好傾向を反映した情報が優先的に表示され、いつのまにか特定のフィルターで選別された情報の膜に包まれ、客観的思考が失われる、いわゆる「フィルターバブル」やインターネットによる人権侵害が深刻な問題に。対策を講ずべき。



区答弁：インターネット上、フィルターバブルの弊害や人権に関わる様々な問題が発生。区としても人権を尊重する社会を築くため、広報やホームページを通じ注意喚起や相談対応等を積極的に進める。

おおつき質問：12月の人権週間に、当区に縁ある谷川俊太郎氏訳の世界人権宣言の展示などを開催しては。

区答弁：提案の展示など、効果的な普及啓発を検討していく。

5月21日区政報告郵便代 杉並南郵便局 @72円×1,217通=87,624円

5月21日区政報告郵便代 荻窪郵便局 @72円×180通=12,960円

5月21日区政報告郵便代 杉並郵便局 (@72円×214通+@82円×110通) =24,428円

郵送代は合計2,154通

大槻議員は前年度の2018年3月26日に区制報告印刷代5,000枚、14,234円、デザイン料30,000円 合計44,234円を政活費=税金で払った。1枚の単価は8.8円である。

そして2018年5月に2,154通の郵送料を払っている。5,000枚-2,154通=2,846枚の区政報告はどうしたのか。2,846枚×@8.8円=25,044円に相当する。説明を求める。紙面の表面、「おおきな夢、つきない情熱！おおつき城一」の宣伝と顔写真、杉並版「民泊」ルールはKOMEITOの家が書かれている。民泊の公明党の宣伝であり、政務活動ではない。

政務活動と政治活動の側面の割合を客観的な指標によって算定することは困難である。社会通念に照らし、政務活動の割合を50%と認めるのが相当である。

按分50% 80,056円の返還を求める。

中村康弘議員（公明党6000）

(1) 区政報告の経費について 合計206,832円

10月23日区政報告印刷 4,000部 12,658円

11月12日区政報告郵便料金荻窪郵便局 @72円×1,331通=95,832円、

杉並郵便局 @72円×216通+@82円×86通=22,604円

11月30日区政報告 封入、シールはり、封筒 75,738円

内訳 長3封筒2,000枚 34,000円、

封入・シール貼 1,633枚 26,128円

運送料 10,000円 消費税5,610円を加え、合計75,738円

印刷は4,000枚である。郵送は（荻窪郵便局1331通+杉並郵便局216通+86通）の1,633通である。4,000枚-1,633枚=2,367枚はどうしたのか。印刷代（12,658円÷4,000枚）×2,367=7,490円に相当する区政報告はどのように使用されたか、説明がないので不明である。説明を求める。

荻窪・杉並郵便局からの発送の日、中村議員は視察で、11月12日ホテルルートイン由利本荘、11月13日はドーミーイン新潟に宿泊している。

視察中に業者に依頼して郵送するため、運送料10,000円を政活費=税金から支出したのであるか。もしそうであるならば、税金の無駄遣いである。運送料10,000円は何を意味するのか、説明を求める。

説明がないのでわからない支出もある。社会通念に照らし、政務活動の割合を50%と認めるのが相当である。按分50% 103,416円の返還を求める。

島田敏光議員（公明党7000）

添付資料 No 5

（1）議会 News vol. 39号の経費 合計181,226円

11月5日区政報告紙39号（富士印刷社）A3両面カラー 111,240円

2ツ折、3,500枚 DM折 1,500枚

11月14日39号郵送代 杉並郵便局（@72円×232通+@82円×29通）=19,082円

荻窪郵便局@72円×707通=50,904円

島田議員は5,000枚を印刷しているが、郵送は968通である。残りの4,032通はどのように使用したのであろうか。印刷の時、2ツ折、3,500枚 DM折、1,500枚としていることは目的があつてのことだろう。説明を求める。

5,000枚の印刷で111,240円を払っているので、1枚当たり22.24円である。@22.24円×4,032通は89,671円に相当する。使用目的が不明な支出は認められない。

紙面の1面の1/3は島田議員の写真と「皆さまには、日頃より温かいご指導ご鞭撻を賜り、心より感謝申し上げます。・・・」の挨拶、2・3・4面の左右の側面には

「SHIMADA-TOSHIMITSU」とアルファベット表記、「島田としみつ、議会 News」を顔写真とともに掲載し、記事よりも、島田議員のことが印象付けられる紙面の構成である。当たり前のように根拠となる説明もなく、按分なし、100%を政活費=税金で支出している。印刷代に不明な点があり、紙面も政務活動とは認められない側面がある。社会通念に照らし、政務活動の割合を50%と認めるのが相当である。按分50% 90,613円の返還を求める。

（2）議会 News vol. 40号の経費

12月7日区政報告紙40号（富士印刷社）A3両面カラー 111,240円

DM折 1,500枚 ニツ折、3,500枚

2019年4月の杉並区議選の約4カ月前である。選挙間近に5,000枚の議会 News vol. 40号はどのように利用されたのか、不明である。

政活費=税金である。政務活動費支出の基本的考え方の（3）透明性の原則に反する。

区民への説明を求める。

紙面の1面の1/3は島田議員の写真と「毎々、温かい励ましを賜り心より感謝申し上げます。」の挨拶、2・3・4面の左右の側面には「SHIMADA-TOSHIMITSU」とアルファベット表記、「島田としみつ、議会 News」を顔写真とともに掲載し、記事よりも、島田

毎々、温かい励ましを賜り心より感謝申し上げます。

今号では、「健康長寿」に向けて取り組んでいる「フレイル予防」のご案内と、地域包括支援センター等のバックアップ機能を併せ持つ「在宅医療・生活支援センター」についてご紹介させていただきます。

高齢社会が「幸齢社会」となるよう、取り組みを強化してまいります。

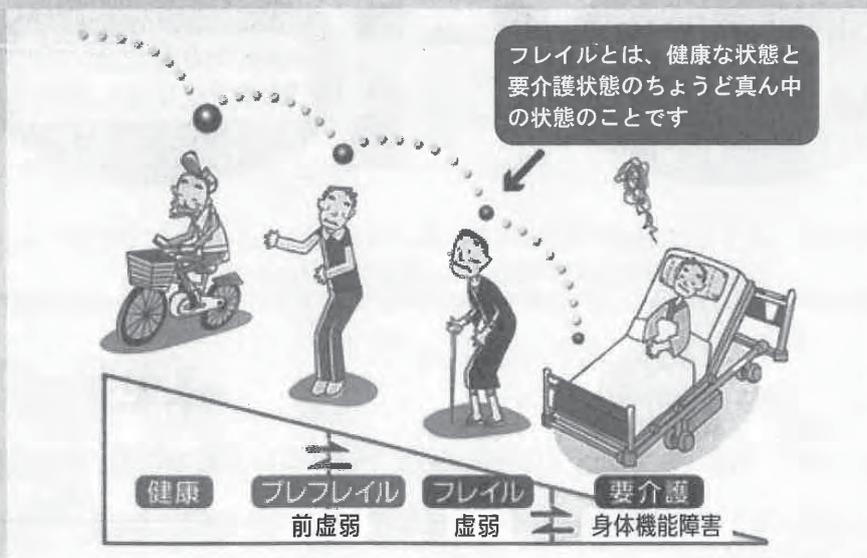
平成 30 年 12 月 杉並区議会議員 島田 敏光



フレイル予防で健康長寿のまちづくり！

フレイルとは、健常から要介護へ移行する中間の段階と言われています。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指しています。脳疾患などの疾病や転倒などの事故により、健常な状態から突然要介護状態に移行することもあります。高齢者の多くの場合、フレイルの時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えられています。

フレイルは、身体的問題のみならず、認知機能障害やうつなどの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの社会的問題が含まれる、多面的な概念です。身体的要素のみに着目したサルコペ



ニアやロコモティブシンドローム、精神心理的な軽度認知障害、社会的問題である孤立など、散在する高齢者の問題に関する概念を一つにまとめ、高齢者の状態を全体的に把握しようとするものです。

(中面に続く)



高齢社会を断じて「幸齢社会」に

健康長寿の柱は 栄養・運動・社会参加

介護予防・フレイル予防には、体力づくり・口の健康・バランスの良い食生活・社会参加が大切です。自分の目標・計画を立て、定期的に自分の心身の状態確認、フレイルの状態を知るために活用していただくよう、区は「はつらつ手帳（介護予防手帳）」を、一般介護予防事業の会場や、各保健センター、ケア24などで配布しています。ぜひご利用ください。



ウエルファーム杉並複合施設棟 3階 杉並区天沼3-19-16

在宅医療・生活支援センターとは？

- 在宅医療を推進します
- 困難事例を抱える相談機関をサポートします
- 地域での支えあいの環境づくりをします

自宅などの希望する場所で安心して療養ができるよう、本人や家族の不安や悩みに寄り添った助言のほか、看取りなどについて医療機関や関係機関との連携体制を強化します。また、さまざまな問題が重なり、困っている世帯を関係機関が丸ごとサポートするための調整を図ります。

・電話：03-5335-7317、ファクス：03-5335-7318
 ・在宅医療相談調整窓口 電話：03-3391-1380
 ・開所日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
 ・休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 ・内容
 ○在宅医療に関する相談支援、在宅医療の普及啓発、調査分析など
 ○地域の相談機関への後方支援



地域包括支援体制が 大きく前進!

在宅医療・生活支援センターは、2018年4月に「ウエルファーム杉並 複合施設棟」の3階にオープンした、区民の在宅生活をサポートする杉並区の新たな機関です。

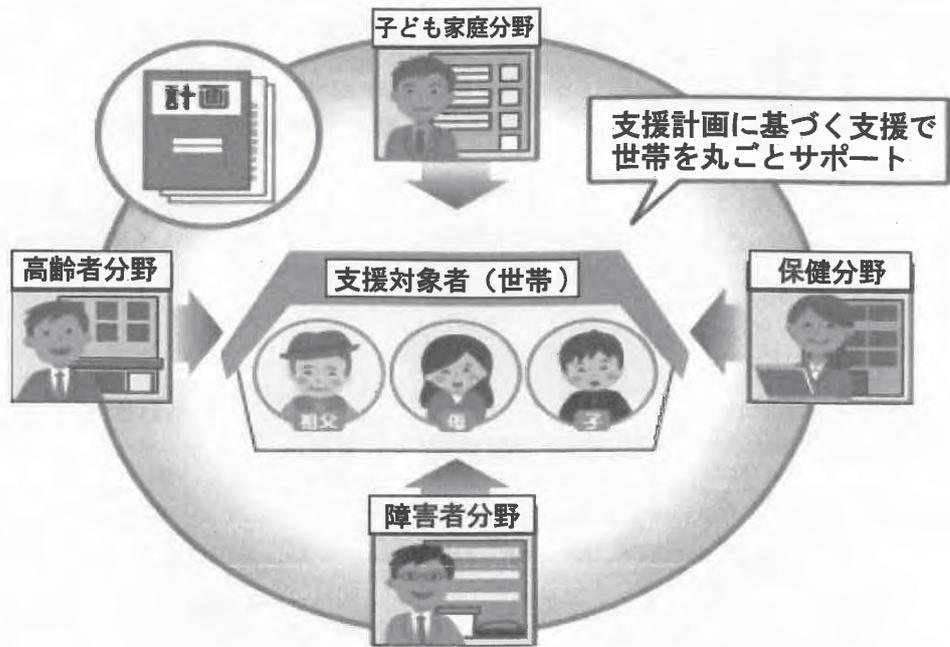
区民が自宅などの希望する場所で安心して療養ができるよう、区内の在宅医療を推進するほか、一つの機関だけでは対応が難しい、複合的な生活課題を抱えた世帯を、高齢者や障がい者、子ども家庭などの分野に横串を入れるように各関係機関が丸ごと支援するための調整を行います。さらに、地域での支えあいの活動を広げるための環境づくりを進めます。

在宅医療・生活支援センターでは、4月の開所以来10月末まで、高度困難事例の相談が55件寄せられました。次ページに代表的事例を2ケース紹介いたします。





在宅医療・生活支援センターのイメージ図



【事例1】 50代 障害者の単身生活 脳梗塞の後遺症、最近がんを発症

生活困窮とごみ屋敷、近隣トラブル、相談機関への暴言やサービス需要困難があった事例

＜在宅医療・生活支援センターが支援開始時点で関わった関係機関＞

ケア24、居宅介護支援事業所（ケアマネ）、介護サービス事業者、高齢者在宅支援課、介護保険課、障害者施策課、福祉事務所、保健センター、区政相談窓口、医療機関、町会、近隣住民

＜経過＞

何年も前から様々な部署が関わり対応困難な事例。

センターが関係機関から情報収集を行うとともに、支援会議を何回か開催し、課題や支援方針を共有した。情報と支援方針が共有され、関係機関の役割がそれぞれ明確になったことで、関係機関が機能を活かして関われるようになった。現在、在宅医療や介護サービスも導入され、近隣トラブルも減った。

センターの行った役割：各部門からの情報を集約、発信。支援計画の作成・進捗管理。関係機関と同行訪問（アウトリーチ）支援町会、近隣とのトラブルへの相談対応

【事例2】 80代高齢の親と精神障害の既往がある50代の子（2人暮らし）

経済的・身体的な高齢者虐待と子の介護サービスへの過度な要求や苦情により事業者が次々と撤退する事例

＜在宅医療・生活支援センターが支援開始時点で関わった関係機関＞

ケア24、居宅介護支援事業所（ケアマネ）、介護サービス事業所、高齢者在宅支援課、介護保険課、保健センター、在宅医療相談調整窓口、区政相談窓口、成年後見センターなど

＜経過＞

何年も前から様々な部署が関わり対応困難な事例。

高齢者虐待の状況を相談機関から把握。高齢者虐待がエスカレートしないよう、支援会議で各関係機関の役割を明確化。

サービスが途切れないよう、弁護士や精神科医から助言を受け、関係機関へ対応方法を確認した。

センターの役割：各部門からの情報を集約、発信。支援計画の作成、それぞれ役割の明確化、専門家の助言も得て相談機関の対応の助言



議員のことが印象付けられる紙面の構成であり、紙面には政務活動とは認められない側面がある。当たり前のように根拠となる説明もなく、按分なし、100%を政活費＝税金で支出しているが、社会通念に照らし、按分 50% 55,620 円の返還を求める。

小林ゆみ議員（自民、無所属クラブ）

(1) 区政報告レポート平成 31 年第 1 号の経費について合計 583,926 円
1 月 31 日区政報告レポート平成 31 年第 1 号ポスティング代 30,000 部 113,400 円
2 月 25 日区政報告デザイン費、40,000 円
印刷代、60,000 枚 288,450 円
印刷手配手数料 5,000 円 合計 360,126 円（消費税込み）
区政報告第 1 号ポスティングのための人件費 合計 110,400 円
平成 31 年 1 月 27 日（8,400 円） 1 月 29 日（6,000 円） 1 月 30 日（8,400 円）
2 月 6 日（8,400 円） 2 月 7 日（8,400 円） 2 月 14 日（7,200 円） 2 月 15 日
（9,600 円） 2 月 16 日（8,400 円） 2 月 21 日（7,200 円）
3 月 1 日（8,400 円） 3 月 2 日（4,800 円） 3 月 4 日（8,400 円） 3 月 5 日（8,400 円）
3 月 6 日（8,400 円）

A3 両面の紙面には小林ゆみ議員の写真が 7 枚掲載され、プロフィール等も含め、小林議員の記事が多い。また、発行は 2019 年 4 月の区議選の約 3 か月前である。100%を当たり前のように政活費から支出しているが、デザイン費等は政務活動ではない。按分なしの根拠となるその説明もない。地裁判決、社会通念に照らし、按分 50%の 291,963 円の返還を求める。

(2) 区政報告平成 31 年春号の経費について、合計 428,000 円
3 月 25 日区政報告平成 31 年春号 デザイン費 35,000 円、
印刷代 60,000 枚 171,361 円
印刷手配手数料 5,000 円 合計 228,200 円（消費税込み）
3 月 25 日平成 31 年春号ポスティング代 50,000 部、 189,000 円
区政報告平成 31 年春号のポスティングのための人件費 合計 10,800 円
3 月 23 日（6,000 円） 3 月 26 日（4,800 円）

区議選 3 か月前の区政報告等について東京地裁判決では、「統一地方選挙の約 3 か月前という近接した時期に配布されていること」について、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を 2 分の 1 と認めるのが相当である」と述べている。

小林議員の場合は2019年4月21日投票の区議選直前の3週間前、告示日前2週間である。按分なし、100%を政活費からの支出は認められない。按分50%、214,000円の返還を求める。

関口健太郎議員（立憲民主党）

(1) 11月発行区政レポートの経費について 合計 788,992円

立憲民主党杉並区議団 関口健太郎区議会レポートとあるが、レポートには発行日は記載されていない。2018年12月22日の「関口健太郎と語る杉並ミーティング!」と書かれたレポートと、思われるので検証する。

12月10日、11月発行区政レポート新聞折り込み代 28,500枚 98,496円

ポスティング代 55,000枚 297,000円

郵送代、杉並郵便局@72円×449通=32,328円

荻窪郵便局@72円×504通=36,288円

杉並南郵便局@72円×462通=33,604円

1月28日、11月発行区政レポート印刷代 291,276円

新聞折込用 29,000枚、ポスティング用 55,000枚 三つ折り 5,000枚

「関口健太郎区議会レポート」とあるが、表面は表題と関口議員の顔写真が3枚、12月22日のセッション杉並でのミーティングのお知らせ、セッション杉並の案内地図、関口議員の紹介と事務所の住所、電話番号等で占められ、区政に関する記事はない。関口議員は按分なし、100%を政活費で支出しているが、区政に関する記事は裏面のみである。

事務費として、12月26日封筒代は按分50% 20,250円で計上しているが、この封筒は郵送に使用したと思われる。

紙面の内容からして、政務活動費支出の基本的考え方、(2)按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合、按分50%の394,496円の返還を求める。

添付資料 No6

(2) 1月発行区政レポートの経費 合計 457,650円のうち92%、421,036円計上

このレポートにも発行年月日は記載されていない。2019年2月16日「関口健太郎と語る杉並ミーティング!」と書かれたレポートと、思われるので検証する。

1月31日、1月発行区政レポート新聞折り込み代 44,000枚 按分92%計上 139,898円

2月5日、郵送代

杉並南郵便局@72円×388通 按分92%計上 25,701円

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No. 1
----------	------	-------

領収書等貼付欄

領 収 証 関口健太郎 様 No. _____

金額

¥	20	24	46
---	----	----	----

但 区政報告チラシ印刷費にて
平成 9 年 3 月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳	_____
現 金	_____
小 切 手	_____
手 形	_____
消費税額 (%)	_____



〒061-1973 恵庭市恵み野西1丁目25-6
有限会社 谷川 企
 取締役 毛利
 TEL 0123-25-3831



備考	<p>92%計上 (政党部分が面積の8%を ふたつに分)</p>
----	--------------------------------------

立憲民主党杉並区議団

関口 健太郎

けんたろう

区議会レポート

杉並区議会議員



関口健太郎と語る杉並ミーティング!

PROGRAM 01

元厚生労働大臣長妻昭と考える
これからの社会保障と医療



PROGRAM 02

杉並区肺がん検診見落とし
問題から考える杉並区の検診



GUESTS 立憲民主党代表代行

元厚生労働大臣 長妻昭

- 昭和35年 練馬区生まれ
- 都立練馬高校 卒業
- 慶應義塾大学法学部 卒業
- 日本電気株式会社入社
- 日経BP社に途中入社
- 2000年 衆議院議員初当選
- 元厚生労働大臣・年金改革担当大臣
- 現在、衆議院議員7期目



丸ノ内線「東高円寺駅」徒歩5分

日時 2019年2月16日 土

場所 16時30分～18時00分
セシオン杉並 第6・7集会室

杉並区梅里1-22-32

入場無料!

予約不要!

関口 健太郎 せきぐち・けんたろう

杉並区高円寺南4丁目在住

- 群馬県前橋市出身(O型)
- 1991年12月16日 政治とは無縁の家庭に生まれる。
- 群馬県立渋川高等学校 卒業
- 高校時代は応援部を再建した熱血団長!
- 日本大学法学部 卒業
- 大学時代は地域包括ケアを研究!
- 衆議院議員 元厚生労働大臣 長妻昭 元秘書
- 地元密着の行動派秘書!
- 趣味…カラオケ、カレー屋巡り、お風呂
- 好きな言葉…「人間が想像できることは、人間が必ず実現できる」
- 2018年杉並区議会議員補欠選挙にて41,748名の方からご信託を頂き初当選



関口健太郎事務所

〒166-0003
杉並区高円寺南4-28-3
高円寺ビル308号

03-6318-9286

mail@ksekiguchi.info

www.ksekiguchi.info

関口健太郎 検索

昨年の平成30年に杉並区高円寺南の河北健診クリニックで実施した杉並区肺がん検診の胸部エックス線検査において肺がん陰影の見落としがあり、その後、該当者がお亡くなりになりました。お亡くなりになられた方に改めてご冥福申し上げます。

その後、杉並区は河北健診クリニックに対し、数年間の区肺がん検診胸部エックス線画像の再度の読影を要請したところ、更に肺がんと診断された方が2名、肺がんの疑いがある方が3名と衝撃的な結果が明らかになりました。

肺がん検診の見落としによってお亡くなりになられた方が、検診などを積極的に受診され、健康に気を付けていた方だったということも心をつき動かされました。

この問題を機に杉並区の肺がん検診について、杉並区議会保健福祉委員会などの質疑をしまりました。

関口健太郎が議会で訴えてきた杉並区肺がん検診の問題点

01 エックス線画像のダブルチェック体制の独立性が失われていた

杉並区の肺がん検診では、エックス線画像を2人の医師でダブルチェックする体制を求めています。通常は、医療機関で1回目のエックス線画像のチェックを、2回目は杉並区医師会がチェックをし、ダブルチェックの体制を築いていました。それ以外に、医師会にチェックを委託せず、エックス線画像のダブルチェックを自院で完結して実施できる医療機関が、区内に河北健診クリニックを含め6か所ございました。しかし、2人の医師がエックス線画像をチェックし判定する体制を、1つの医療機関の中で行うがために、エックス線画像の判定を行う医師の独立性が失われることは問題です。

その後、区はこう変わった!!

エックス線画像のチェック体制に独立性を持たせるために、画像のダブルチェックを自院で完結して実施できる体制を廃止へ。1回目のエックス線画像のチェックは検診を受けた医療機関で、2回目のチェックは杉並区医師会が担当することになりました。

02 「専門医」の不在や定義の曖昧さ



杉並区肺がん検診の要領において、「専門医」がエックス線画像の読影やチェックに関与するよう定めています。その要領が守られていない現状があり、医療機関によって「専門医」不在のままがん検診が行われていたケースがありました。さらに、そもそも「専門医」自体の定義がなされておらず、曖昧な存在であったことも大きな問題です。

その後、区はこう変わった!!

杉並区は「専門医」についての一定の基準を設けることを検討しました。ただ、この問題は杉並区に限らず、本来であれば、「専門医」についての基準や定義は、国などが明確な方針を掲げる必要があると私は考えています。もちろん「専門医」不在の状況で検診が行われている状況を区として見過ごすわけにはいきません。

03 精度管理が不十分であった

「杉並区肺がん検診」という区の看板を付けた検診だからこそ、各医療機関の実施する検診内容について、品質や精度の管理を、区がしっかりと行うべきでした。実際には医療機関に任せっきりになっていた現状があります。各医療機関にがん検診の精度管理を求めるための指標となるチェックリストというものがあります。このチェックリストの達成率が東京都は著しく低い現状にあります。例えば、各都道府県別の平成29年の肺がん検診個別検診におけるチェックリスト達成率を見ると福井県がトップで98.4%、東京都が下から4番目の50.4%。東京都のチェックリスト達成率が非常に低い現状がございます。そして杉並区の達成率は東京都の達成率より、さらに低い45.1%です。

その後、区はこう変わった!!

杉並区は、がん検診チェックリストを活用し、医療機関別の検診実績に基づいた改善指導を実施し、検診の質を確保していく方針を出しました。また精度管理の充実を図るため、杉並区がん検診精度管理連絡会を拡充し、連絡会の開催頻度を見直し実効性のある運営にしていきます。

関口健太郎
事務所

〒166-0003 杉並区高円寺南4-28-3高円寺ビル308号

☎ 03-6318-9286 ✉ mail@ksekiguchi.info 🌐 www.ksekiguchi.info



関口健太郎

🔍 検索

杉並郵便局@82円×54通 @72円×516通 按分92%計上 38,253円、
荻窪郵便局@72円×467通 按分92%計上 30,934円

3月1日、印刷代、按分92%計上 186,250円

関口議員は按分の理由を「92%計上（政党部分が面積の8%を占めている按分）」と、領収書等貼付用紙の備考欄に書いているが、レポートの表面にある長妻昭衆議院議員の写真の面積のことだろうか。8%の根拠となる説明がないのでわからない。

このレポートは11月発行と同様、表面の全部、区政に関する記載はない。

区議選3か月前の区政報告等について東京地裁判決では、「統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていること」について、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を2分の1と認めるのが相当である」と述べている。

関口議員のこのレポートは2019年4月の杉並区議選の直前である。さらにミーティングを行うために長妻昭衆議院議員をゲストに呼ぶことは、まさに、政活費の支出として禁じられている選挙活動の部分を含んでいる。按分50%に相当する額228,825円－8%相当額36,614円＝192,211円の返還を求める。

川野たかあき議員（立憲民主党）

2015（平成27）年の杉並区議会議員選挙に立候補し、選挙公報に政務活動費について公約を掲げた。[添付資料 No7 平成27年4月26日執行杉並区議会議員選挙選挙公報](#)

「ムダをなくして、福祉にまわそう！

杉並区の政務活動費は？会計帳簿と領収書はネット公開を！」

川野議員にとって公約と何か。公約実現のためにどのような行動を行ったのか。川野議員のHPに自身の会帳帳簿と領収書をアップすることが第一歩ではなかろうか。未だにHPにはアップされていない。或いは請求人の見落としだろうか。立候補にあたって、掲げた公約についての説明を求める。

(1) 区議会レポート Vol. 08（2018年12月発行）の経費について 合計694,200円
12月7日区議会レポート印刷、ポスティング料 664,200円

内訳 印刷費295,950円 杉並区軒並みポスティング82,900枚 319,050円 消費税

「御見積書」には配布予定は12/18～1週間程度と記載されている。

12月25日区議会レポートデザイン料 30,000円

ムダに NO! **安心に YES!**

1兆3千億円もかけて
外環道路!
環境破壊の外環道は
ストップ!

杉並区の政務活動費は?
会計帳簿と領収書は
ネット公開を!

区議の天下り先が時給4万円!?
選管委員の報酬削減を!

区長の退職金、
4年で2,000万円!?
廃止か、少なくとも減額を!

福祉をなくして、
ムダに
福祉にまわそう!

保育所の増設、
学童保育施設の確保
(児童館廃止反対!)

公契約条例で働く側を保護
若者へ、保育や介護の
仕事を提供

特養ホームや
高齢者住宅など増設

障がい者のグループホーム、
ショートステイの増設・拡充
社会的雇用の促進

応援しています

山本太郎
(参議院議員)

宇都宮けんじ
(前日弁連会長、
前都知事候補)

三宅洋平
(音楽家、社会活動家)

すぐる奈緒
(前杉並区議会議員)

永田浩三
(元NHKプロデューサー)

安部芳裕
(作家、社会活動家)

長谷川羽衣子
(緑の党共同代表)

島昭宏
(弁護士)

新人!

プロフィール

1999年 上智大学外国語学部
英語学科卒業、
独SAP社日本人勤務

2005年 俳優活動開始

2013年 認証保育所勤務
資格 宅地建物取引主任者



かわ
川野の
あ
たか
あ
まき
無所属・38歳

レポート Vol、08 の表面の約 3/4 は川野議員の写真と立憲民主党の「杉並区議会にて新会派設立のご報告」である。内容は「立憲民主党」の説明であり、政務活動ではない。裏面は川野議員の議会での質問、行動、プロフィール、事務局案内等である。裏面だけでも川野議員と思われる写真が 5 枚も掲載されている。レポートを見やすくするためにデザインは必要であるが、デザイン料全額を政活費から支出する説明を求める。経費の 100% を政活費で支出する根拠となる説明はない。川野議員の掲げた公約と照らし、紙面の内容等からして、社会通念に照らし、按分 50%、347,100 円の返還を求める。

(2) 区議会レポート Vol、09 (2019 年 2 月発行) の経費について、667,200 円
2 月 8 日区議会レポート印刷、ポスティング料 637,200 円
内訳 印刷費 288,095 円 杉並区軒並みポスティング 79,090 枚 301,905 円 消費税
「御見積書」には配布予定は 2/20～1 週間程度と記載されている。
2 月 13 日区議会レポートデザイン料 30,000 円

レポート Vol、09 の表面は約 1/3 は川野たかあきの大きな名前と写真、そして「任期 4 年間のご報告」である。この報告は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」の第 2 条 (1) 選挙活動に関する経費に該当すると思われる。
また、ポスティングしたのは 2019 年 4 月の区議選の 2 カ月前である。
東京地裁判決では、「統一地方選挙の約 3 か月前という近接した時期に配布されていること」について、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を 2 分の 1 と認めるのが相当である」と述べている。按分 50% 333,600 円の返還を求める。

田中ゆうたろう議員（美しい杉並）

(1) 区政報告ハガキの経費について 合計 516,493 円
12月8日区政報告ハガキ @62円×6,000枚、印刷代 488,640円
12月20日 区政報告ハガキ用ラベルを作業所へ発送 680円
1月9日区政報告ハガキラベル貼り付け作業、5665枚 27,173円

ハガキ購入6,000枚に対し。ラベル張り作業代は5665枚である。残りの335枚はどうしたのか。@62円×335枚=20,770円に相当する額である。説明を求める。

ハガキの文面はわずか6行である。区政関係では議員定数削減のことを取り上げているが、6行のうちの約3行は「私は昨年三月の議会改革特別委員会で、すでに議員定数の見直しを提案しています。議論すらできない低調な当議会、大会派らの保身と怠慢を正すべく、今後さらなる飛躍に挑みます。」と書いてるように「区政報告」としているが、田中議員自身の決意で占められている。按分なしで、100%を政活費で支出する根拠はない。按分の原則に基づき、50% 258,246円の返還を求める。

(2) 平成31年予算特別号の経費 合計1,281,329円のうち、1,175,336円を計上

添付資料 No 8

2月5日区政報告用宛名ラベル 4,860円
2月20日区政報告用用紙 1,691円
2月21日区政報告コピー代 徴用工訴訟問題、レーダー照射事件 9,018円
3月22日区政報告印刷代 106,000部 540,000円
 ポスティング代 105,000部 725,760円のうち交付額範囲内で619,767円計上

東京地裁、平成28年（行ウ）第322号、政務活動費返還請求事件の判決で、区議選、約1か月前に区政報告を発行したことについて、以下のように判断されている。

「区政報告としての側面に加え、約1か月後に迫った区議選に向けての田中区議のアピールという政治活動としての側面を併有していることを否定できないというべきである」

「社会通念に照らし、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当である」として、按分50%相当の返還を求められたが、田中区議は返還をしなかった。その結果、田中良杉並区長は東京高裁に控訴した。

控訴審での東京高裁、平成31年（行コ）第110号 政務活動費返還請求控訴事件でも按分50%の返還を求められた。東京地裁、高裁の判決を重く受け止めるべきである。今回の2018年度も2019年4月の区議選直前の区政報告の発行である。総額1,281,329円のう

キッパリ、ゆうたろう!

杉並区議会議員

田中ゆうたろう通信

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号 TEL&FAX:03-5929-7721

平成31年 **予算特別号** <https://go2senkyo.com/seijika/30901>

皆様の声を区政に! 杉並区議会議員田中ゆうたろうから、皆様への大切なご報告です。



言うたろう。 皆様こんにちは! 田中ゆうたろうです。二月十二日から三月十八日にかけて、平成三十一年第一回定例会が開催され、平成三十一年度杉並区一般会計予算他が審議されました。個々に評価できる施策はあるものの、国の宝・杉並の宝である子供達への視点で致命的に欠けていることから、本予算には反対いたしました。(詳細は区議会だより・区議会ホームページをご確認ください)

田中ゆうたろう



杉並区は、保育ニーズを過剰に見積もっていることが判明!

下の表をご覧ください。これは、平成二十九〜三十一年度にかけての認可保育園の申込状況です。申込者数が四〇〇〇名を超えているものの、辞退・取下げ者は三〇〇名を超えています。

また単願申請者は年々増加し、今年は六五〇名にも上っています。これは、申込者の約一五%にあたります。

平成二十九年十月から、保育園の落選通知があれば育休を二年まで延長できるようにしました。すると、「育休を延長したいから、保育園の落選通知が欲しい」という保護者が現れたのです。いわゆる「保育園に落ちたい親」です。

申込者の約15%が「保育園に落ちたい親・落ちても良い親」

認可保育園 申込状況

	平成29年	平成30年	平成31年 ^{※1}
申込者	4,457	4,080	4,147
辞退・取下げ者 ^{※2}	313	383	332
単願申請者 ^{※3}	484	607	650

※1本年3月14日現在
 ※2辞退・取下げ者…保育園の入園許可が出たものの入園を辞退した方や、選考結果が出る前に申し込みを取り下げた方
 ※3単願申請者…保育園の入所申請書に1園しか希望園を書かなかった方
 (杉並区は単願申請者が保育園に落選した場合、保育の必要性は低いと見なし、待機児童数にカウントしません)

「保育園に落ちたい・落ちても良い親」を把握せよ!

落選希望の入所申込は、保育現場・利用者双方の混乱に繋がるため、全国の自治体で課題になっています。奇しくも今回の予算審議中に、国から各自治体に「申請時に育休延長の希望欄を設け、指数に反映しても(＝保育園に落ちやすくしても)よい」との通達がありました。

しかしながら、杉並区は「保育園に落ちたい・落ちても良い親」の実態を把握せずに、申込者の数を単純に保育ニーズと捉え、今まで通りの入所選考を行う方針を変えていません。

それでも保育所乱造をやめない杉並区

「保育園に落ちたい親」の存在を認めようとしていない杉並区は、来年度以降も異常なペースで保育園を新設し続けま

平成三十二年の計画でも、株式会社運営する保育園を中心に、九園以上の新設、五〇〇名以上の定員増が既に決定しています。

杉並区は、親達の声なき声に耳を傾けよ!

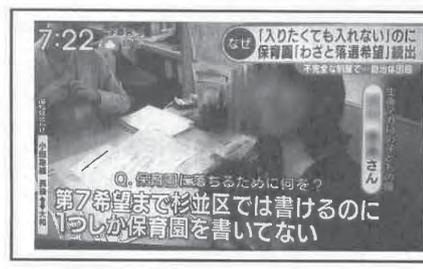
「希望する全ての子供が認可保育園に入れるようにする」という区の保育政策を推し進めれば、いずれ「保育園に落ちたくても落ちられない」状況になります。これでは、「愛する子を自らの手で育てたい」という人間の本能的欲求は踏みにじられます。

保育園に申し込みながら、「本心は子供と一緒に過ごしたい」。そんな親達の声なき声に耳を傾け、その気持ちに寄り添うことが本来の政治と行政の役割です。

杉並区の子供達に質の高い幼児教育を!

最新の研究では、幼児教育の質により、学齢期の学力や、大人になつてからの社会適応力・経済力に差が出ることが明らかにされています。そして、家庭環境に恵まれない子供ほど、幼児教育の恩恵を受けることも分かっています。

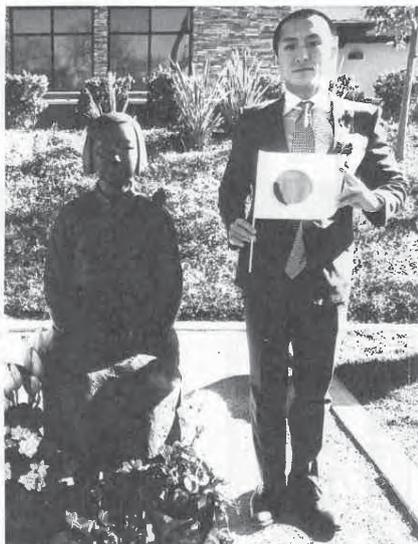
質の高い幼児教育は、子供達を貧困や犯罪から遠ざけ、格差是正の最大の切り札となるのです。



平成30年11月12日放送のテレビ朝日『グッド! モーニング』でも、杉並区の「保育園に落ちたい親」が取り上げられました。杉並区在住の母親が「保育園に落ちるために1つしか希望園を書いていない」とインタビューに答えていました。



保育園の乱造で、杉並区の幼児教育、保育の質は年々低下しています。そこから目をそらし続ける現在の区の保育政策は、数十年後にわたつて、子供達の人生に大きな傷を残すでしょう。



昨年第4回定例会で私は、当区と友好都市協定を結ぶ韓国ソッチョ区の慰安婦像問題について取り上げました。

韓国へのすり寄り姿勢を崩さない旧民主党出身区長と、自民党主流派や公明党までもがその追認機関と化している区議会。一日も早く像を撤去させるよう、私はこれからも強く区に働きかけて参ります。写真は、米国カリフォルニア州グレンデル市の慰安婦像前にて。

皆様の声をお寄せ下さい！

田中ゆうたろう

<https://go2senkyo.com/seijika/30901>

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

TEL&FAX:03-5929-7721

メールアドレス:info@tanakayutaro.net



杉並区議会議員
田中ゆうたろう

- 昭和50年生まれ。43歳。幼少より杉並区で育つ。
- 平成23年初当選、現在2期目。政党は無所属。会派は「美しい杉並」。
- 学習院大学文学部中退。幼稚園教諭、劇団主宰者。
- 区立劇場（座・高円寺）を活用した区民劇のサポートや、障害児対象の演劇ワークショップ指導に取り組んでいる。
- 日本の領土を守るため行動する全国地方議員連盟副幹事長。
- 保護司、消防団員。
- 妻は幼稚園教諭、保育士。2児の父。



旧民主党出身の杉並区長の追認機関と化している杉並区議会

数年前に「保育園落ちた日本死ね」というインターネット上の匿名の書き込みを触れ回り、待機児童問題を隠れ蓑に偏った政治思想を拡散し、一部の母親たちを扇動しようとしていた勢力（立憲民主党や日本共産党など）がいました。

旧民主党出身の田中良区長は、その勢力と軌を一にしています。保育園に「落ちたい・落ちても良い親」の存在を、自身のイデオロギーのために正視できないのです。

これ以上、杉並の子供達を区長の政治思想の犠牲にしてはなりません。そして、区長と同じ旧民主党系や革新系はもちろん、自民党主流派や

公明党まで、区長のイエスマンに成り下がっている区議会の現状に終止符を打たなければなりません。

日本共産党による選挙違反をたまたす

【質問】(田中ゆうたろう) 告示前にもかかわらず、日本共産党の立候補予定者が氏名大書のタスキをかけて演説していた。見解と対応は？

【区答弁】 そのような行為が行われた場合は事前運動に該当するため、所属政党支部に連絡し注意した。

【解説】 本年一月十七日朝、私が区内駅頭で区政報告を行っていたところ、日本共産党の杉並区議会議員選挙立候補予定者S氏が、自身

の氏名を大書したタスキをかけ、かつ、マイクを使って公然と「私は今度の杉並区議会議員選挙に立候補するSである。区議会に送って頂きたい」と演説していました。これは、明らかに事前運動で、違法行為です。

そこで氏にその旨を指摘したところ、氏は同党の男性活動員を呼び出し、私はその活動員から脅迫と暴行を受けました。

区民の面前で平然と違法行為を行い、都合が悪くなると暴力に走る勢力には、決して屈してはなりません。

日本共産党の選挙違反と運動員による脅迫・暴行の様子の動画を公開しています。

ユーチューブで「田中ゆうたろう」を検索して下さい！

杉並区の教育施設を、職員イデオロギー主張の場にしてはならない

【質問】(田中ゆうたろう) 昨冬、杉並区立郷土博物館で特別展「愛新覚羅浩展」が開催された。区が浩の書簡を入手したことも含めて高く評価する。しかし、この特別展の関連展示内容の説明文中に「南京大虐殺」とい

う記述がなされており、区民の抗議を受け、撤去を余儀なくされた。再発防止策は？

【区答弁】 どのような表記が現在一般的であるか、十分注意する。

【解説】 いわゆる「南京大虐殺」は歴史的根拠に乏しく、日本を貶めるためのデマゴーグであったという認識が現在では一般的です。また、区立図書館でも、いわゆる「従軍慰安婦の強制連行」などを史実として伝える不適切書籍が多く開架されています。

杉並区の教育施設を、一部の職員イデオロギーを主張する場にしてはなりません。



地域の子供に絵本の読み聞かせ。幼児期の語彙力は、将来の学力差に繋がることが研究により明らかになっています。

ち、1,175,336 円を政活費で支出したので、田中議員は 105.993 円を負担した。按分 50% に相当する金額 640,664 円 - 105.993 円 = 534,671 円の返還を求める。

山本あけみ議員（立憲民主党）

添付資料 No 9

添付資料は山本あけみ議員が「区政報告発行に関するお知らせ」（令和 2 年 1 月 10 日）である。山本議員は、政務活動費に関する条例や、規程等をよく理解していると思うが、添付資料には区政報告発行について「初当選以来 9 年間に亘って、原稿を作成し、デザイン・印刷・封入・送付に関しては外注とし、経費を全て政務活動費から拠出して参りました」（下線は請求人による）と書き、全額を政活費＝税金で支出することが当然だと主張している。条例や規程等を読めば、全額を政活費＝税金で支出するのではなく、議員の活動は多岐にわたるので、按分が必要であると解釈すべきだ。山本議員は発行した区政報告の経費の全てを政活費＝税金で拠出してよいという考えであると思われる。

添付資料には「他自治体での不正流用のニュースなどもあり」と書いているが、杉並区でも、東京地方裁判所、高等裁判所から、政務活動費の返還を命じる判決が出ている。

さらに「もし現在の発行形態で同様の個人負担を求められた場合には、これまでの様に郵送で区政報告をお届けすることはできないという判断を致しました」と、言及している。

これでは政活費＝税金で賄えるから、区政報告を発行してきたとも読める。

2018 年度は政務活動費 192 万円のうち、区政報告に約 99 万円を支出した。山本議員にとって区政報告の発行の目的は何であろうか。説明を求める。

（1）区政報告 vol. 25 の経費について 合計 603,288 円のうち 595,334 円を計上

4 月 10 日区政報告 vol. 25 デザイン料 170,000 円

請求人は今まで 10 年以上、政務調査費・政務活動費の調査をしてきたが、デザイン料 170,000 円は最高額である。区政報告作成にあたり、どのようにデザインするかは大事であるが、17 万円を税金で払う根拠は何か。17 万円という額は山本議員にとってはどのような価値のあるお金かわからないが、非正規雇用の月収を上回る額である。

4 月 16 日区政報告 vol. 25 配送料 1,361 円

4 月 23 日区政報告 vol. 25 封入&ラベル貼 (2049 件) 11,065 円

6 月 29 日区政報告 vol. 25 ポスティング代 (30,000 部+700 部) 225,460 円

6 月 30 日区政報告 vol. 25 配送代 (2146 通) 168,018 円

領収書は 175,972 円だが計上額は 168,018 円である。理由は不記載で不明。

8 月 17 日区政報告 vol. 25 100 部増刷 19,430 円

1 部当たりの増刷料金は 194 円で非常に高価である。

区政報告発行に関するお知らせ

いつも区政報告を送付させて頂きまして、誠にありがとうございます。

皆様に区政や山本あけみの取組をご報告するために、これまで区政報告の発行を続けて参りましたが、止む無く休止となりましたので、ご報告をさせていただきます。

初当選以来9年間に亘って、原稿を作成し、デザイン・印刷・封入・送付に関しては外注とし、経費を全て政務活動費から拠出して参りました。政務活動費とは議員活動に関する経費で、杉並区から支給される範囲内で、基準に則って広報活動や視察などの宿泊・交通費、区民意見交換会等の会場費や講師料などに使用し、領収証を添付の上、区議会議長に報告の義務がある公費です。昨今、大変残念な事ですが、他自治体での不正流用などのニュースなどもあり、使途に関しては常に厳しい目が向けられています。

使途基準は都度見直し案が検討されてきましたが、区政報告には区政と関りの薄い事項も含まれる場合がある(他自治体の判例)事から、経費を現行の様に100%計上出来なくなり、半額を議員の個人負担とする、という案が出てきました。

わたくしはこれまで国政や政党・選挙関係は別に印刷物を自費で作成し、区政報告に掲載する場合には面積按分によって“相応”の個人負担をしてきました。しかしながら、自治体によっては何をもって“相応”とするか議論が分かれる基準では無く制作費の半額を議員個人の負担としている場合があり、もし現在の発行形態で同様の個人負担を求められた場合には、これまでの様に郵送で区政報告をお届けする事は出来ないという判断を致しました。基準の変更が遡って適用を求められるケースもあり到底負担できない額となります。

区民生活に一番身近な自治体の議員として、これまで区民の皆様からご意見を頂きながら区政へと提言をし、ご報告をするというスタイルで活動をして参りましたので残念です。

今後は区政報告発行に替えて、経費が掛からない形でのご報告を模索して参ります。

別途で「山本あけみメールニュース」の月次発行をしており、紙ベースに替えて、内容を充実する為の検討をしています。

まだお手元に届いていない場合には、下記宛に是非メールアドレスをお知らせ下さい。

その他、活動報告をブログで発信し、「山本あけみオフィシャルサイト」では政策やこれまでの活動をまとめています。

パソコンが身近で無い場合には、ご用命いただければ、こちらでプリントアウトしたものを郵送させていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年1月10日 杉並区議会議員 山本あけみ

Yamamoto.akemi1965@gmail.com

高額なデザイン料等、政務活動費で全額を支出する根拠は不明である。

政務活動費支出の基本的考え方、(2) 按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合、按分 50%の返還を求める。

理由は書いてないので不明だが、6月30日配送代は7954円を負担している。経費の按分 50%は301,644円である。 $301,644円 - 7954円 = 293,690円$ の返還を求める。

(2) 区政報告 vol. 26 の経費 用紙代 3,135円 + 80%計上分 280,849円
12月17日 vol. 26 デザイン料 84,000円 × 按分 80% 計上 67,200円
2月18日 vol. 26 印刷費 按分 80% 86,240円
2月20日 vol. 26 郵送用封筒 & ラベル 按分 80% 11,529円
2月20日 区政報告 チラシ作成用コピー用紙 3,135円
2月28日 vol. 26 ポスティング代 32,000部 131,328円 × 按分 80% 105,062円
3/1~3/14 に配布
3月19日 vol. 26 封入作業代 9,020円 × 80% 按分 80% 7,216円
1点封入 2点シール貼り 2,088部 × @4円
3月27日 区政報告 vol. 26 封筒 按分 80% 3,602円

デザイン料 84,000円 × 80% = 67,200円を政活費 = 税金で計上しているが、3月19日の社会福祉法人希望の家の作業代は「1点封入 2点シール貼り」で単価は4円である。デザイン料と福祉作業所の低額な賃料との違いを議員としてどのように感じているだろうか。

面積比で按分 80%を計上しているが、2019年4月の区議選の直前である。

下記の理由で、按分 50%の返還を求める。

経費全額 354,196円である。按分 50%額は 177,098円になる。既に 20%分 67,077円を負担しているので、 $177,098円 - 67,077円 = 110,121円$ の返還を求める。

(3) 市民政治レポート久我山限定特別号の経費について 合計 110,851円
2月2日 市民政治レポート久我山限定特別号印刷代 11,000部 45,010円
2月18日 市民政治レポート久我山限定特別号ポスティング代 9,260部 38,003円
2/7~2/20 に配布
2月20日 市民政治レポート久我山限定特別号デザイン料 14,800円
3月31日 市民政治レポート久我山限定特別号 ヤマト DM 便 159通 13,038円

レポート印刷 11,000部 - ポスティング 9,260部 - DM 便 159通 = 1581通
政活費 = 税金で印刷したレポート 1581枚はどうしたのか。また、杉並区民は約 54万人いるが、そのうち DM 便を送ったのはわずか 159人である。2019年4月の区議選、告示日

の2週間間に159人に送った意味はなにか。これを全て税金で支出したことに問題点がある。

下記の理由で、按分50%、55,425円の返還を求める。

(2) (3)とも、2019年4月の杉並区議選の直前である。

区議選3か月前の区政報告等について東京地裁判決では、「統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていること」について、「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として、「社会通念に照らし、政務活動としての割合を2分の1と認めるのが相当である」と述べている。

山本議員の(2) (3)の区政報告は区議選3か月前どころか、告示日の約2週間前のものも含まれていて、選挙を意識していたと区民の目には映るのは当然である。

けしば誠一・新城せつこ議員から提出された2020年3月9日付け、説明資料

添付資料 No 1 0

添付資料は、けしば・新城議員から「政務活動費2018年度分の領収書ファイル備考欄及び出納簿に記載した計上按分率の表記」についての説明資料である。

けしば議員は当選8回、新城議員は当選6回の議員であり、政活費の用途については十分理解しているはずである。

けしば・新城議員は2議員の連名の封筒をつくり、区政報告を2人分同封して発送している。諸経費に発行される領収書は1枚であるにもかかわらず、領収書をコピーし、原本とコピーした領収書をそれぞれの領収書等貼付用紙に貼り付けている。そして、両議員は出納簿に、それぞれ、按分1/2と記載した。

添付の説明資料には「区民から誤解を与えかねないのご意見が寄せられ」と記載しているが、これは誤解ではなく、全額を政活費から支出している金額を按分1/2と記載しているのであって、完全な誤記載である。

過去10年以上に亘って、請求人たちは政務調査費・政務活動費の調査をしてきたが、このような按分を誤って記載した議員はいなかった。

領収書を原本とコピーの2枚にして、2議員とも全額を政務活動費から支出しているにも関わらず、按分1/2と書く真意が不明である。「誤解を与えかねない」表記ではない。

ベテラン議員がそのように表記した理由の説明を求める。

今般、政務活動費 2018 年度分の領収書ファイル備考欄及び出納簿に記載した計上按分率の表記について、2020 年 2 月に、区民から誤解を与えかねないのご意見が寄せられたため、以下の通り説明します。

けしば誠一（以下、けしば）、新城せつこ（以下、新城）の計上按分率の表記について、原則、計上按分率が「1/4」となっているものは、支出額の 50%の金額を、けしば（25%）、新城（25%）と 2 名で按分計上したものです。

また、「1/2」となっているものについては、支出額の 100%の金額を、けしば（50%）、新城（50%）と 2 名で按分計上しています。なお、2019 年度 2 月に計上した区政報告に関連する費用については、支出額の 50%の金額を、けしば（25%）、新城（25%）として按分計上しています。

今後は、誤解を与えることがないよう分かりやすい表記を心がけます。

2020年3月9日 けしば誠一 新城せつこ

けしば誠一議員（いのち・平和クラブ）

けしば誠一議員の杉並区民ニュースどのように No がつけられているのだろうか。例えば
区政報告、2018年5月発行 No432、 同じく5月発行 No344 6月発行 No345・・・
2019年新年号 No365・・・
上記の様に No が書かれている。

※は出納簿には新城議員と按分 1/2 と記載しているが 実際には、けしば議員に関する支出の全額を政活費から支出した。

(1) 区政報告等に関連する経費 合計 732,627 円

(出納簿の記載に基づき、按分 1/2 と記載したが、実際は按分なし、全額の支出である。)

※4月24日区政報告 No432、3,500枚印刷費(手数料含)

24,260円×按分 1/2=12,130円

※4月30日区政報告 No432 郵送費

杉並郵便局 @56円×1,520通=85,120円×按分 1/2=42,560円

杉並南郵便局@56円×2,371通=132,776円 ×按分 1/2=66,388円

荻窪郵便局@56円×2,426通=135,856円×按分 1/2=67,928円

※5月11日用紙 A4 さくら 3,121円×按分 1/2=1,560円

用紙A4白 2,403円×按分 1/2=1,201円

用紙A4 さくら 9363円×按分 1/2=4,681円

用紙A4白 7,209円×按分 1/2=3,604円

用紙A4 ライトページ 6,242円×按分 1/2=3,121円

用紙A4 レモン 6,242円×按分 1/2=3,121円

※5月11日長3封筒 10,076円×按分 1/2=5,038円

※7月12日区政報告郵送料 杉並郵便局 34,604円×按分 1/2=17,302円

※8月28日(6/12注文)用紙代 15,605円×按分 1/2=7,802円

※9月21日(9/12注文)用紙代 12,568円×按分 1/2=6,284円

(7/31注文)インク代 20,736円×按分 1/2=10,368円

※10月21日(11・18)区政報告会郵送

杉並郵便局 @56円×1,471通=82,376円×按分 1/2=41,188円

杉並南郵便局 @56円×2,378通=133,168円×按分 1/2=66,584円

荻窪郵便局 @56円×2,387通+@82円×106通=142,364円

×按分 1/2=71,182円

※11月29日区政報告新年号用 長3封筒 22,039円×按分 1/2=11,019円

※12月14日 日用紙代 A4色 (25,140円+振込手数料108円) ×按分1/2=12,624円

※12月21日 A4色用紙 29,100円+消費税×按分1/2=15,714円

インク2本分 6,400円×按分1/2=3,456円

※12月21日 新年号制作費。印刷代、事務手数料94,774円×按分1/2=47,171円

区政報告新年号郵送費

杉並郵便局@92円×133通+@62円×1,451通=102,198円

×按分1/2=51,099円

杉並南郵便局@62円×2,332通=144,584円×按分1/2=72,929円

荻窪郵便局@62円×2,352通=145,824円×按分1/2=72,912円

※12月25日 区政報告新年号郵送費 6通 552円×按分1/2=276円

※1月30日 インク代 13,824円×按分1/2=6,912円

長3封筒 20,152円×按分1/2=10,076円

以上、出納簿には按分1/2と記載しているが、実際はけしば議員負担分を全額政務活動費から支出した。議員活動は多岐にわたり、すべてが政務活動ではない。

東京地裁判決では、「政務活動としての側面と政治活動としての側面としての割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、社会通念に照らし、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当である」と、判断が下されている。

かかった経費の按分50% 368,113円の返還を求める。

なお、けしば議員は2019年4月の杉並区議選直近の区政報告関係経費は以下の様に按分率1/4としているが、総支出の1/2を2議員で支出しているため、按分50%に相当する。なぜ、区議選の直近の区政報告に対しては按分1/4（実際は按分1/2であるが）と按分を変更したのか、理由を求める。

区議選直近の区政報告関係（按分1/4と記載しているが、実際は按分1/2である。）

1月30日 A4用紙代白 4,490円×按分1/4=1,122円

2月22日 インク代+A4（白、さくら色）24,958円×按分1/4=6,239円

2月27日 区政報告印刷代 イロドリ 208,120円×按分1/4=52,030円

この区政報告はどのように区民へ配布したのか、説明を求める。

新城せつこ議員（いのち・平和クラブ）

※は出納簿にはけしば議員と按分1/2と記載しているが 実際には、新城議員に関する支出の全額を政活費から支出した。

(1) 区政報告等に関連する経費 合計 737,021 円

(出納簿の記載に基づき、按分 1/2 と記載したが、実際は按分なし、全額の支出である。)

※4月24日区政報告 No290、3,500 枚印刷費 (手数料含)

24,260 円×按分 1/2=12,130 円

※4月30日区政報告 No290 郵送費

杉並郵便局 @56 円×1,520 通=85,120 円×按分 1/2=42,560 円

杉並南郵便局@56 円×2,371 通=132,776 円 ×按分 1/2=66,388 円

荻窪郵便局@56 円×2,426 通=135,856 円×按分 1/2=67,928 円

※5月11日用紙 A4 さくら 3,121 円×按分 1/2=1,560 円

用紙 A 4 白 2,403 円×按分 1/2=1,201 円

用紙 A 4 さくら 9363 円×按分 1/2=4,681 円

用紙 A 4 白 7,209 円×按分 1/2=3,604 円

用紙 A 4 ライトページ 6,242 円×按分 1/2=3,121 円

用紙 A 4 レモン 6,242 円×按分 1/2=3,121 円

※5月11日長 3 封筒 10,076 円×按分 1/2=5,038 円

※7月12日区政報告郵送料 杉並郵便局 34,604 円×按分 1/2=17,302 円

※8月28日 (6/12 注文) 用紙代 15,605 円×按分 1/2=7,802 円

※9月21日 (9/12 注文) 用紙代 12,568 円×按分 1/2=6,284 円

(7/31 注文) インク代 20,736 円×按分 1/2=10,368 円

※10月21日 (11・18) 区政報告会郵送

杉並郵便局 @56 円×1,471 通=82,376 円×按分 1/2=41,188 円

杉並南郵便局 @56 円×2,378 通=133,168 円×按分 1/2=66,584 円

荻窪郵便局 @56 円×2,387 通+@82 円×106 通=142,364 円

×按分 1/2=71,182 円

※11月29日区政報告 No310 長 3 封筒 22,039 円×按分 1/2=11,019 円

※12月14日用紙代 A4 色 25,140 円×按分 1/2=12,570 円

※12月21日 A4 色+A4 白用紙+インク 2 本分×按分 1/2=20,382 円

※12月21日新年号制作費。印刷代、94,774 円事務手数料 432 円

×按分 1/2=47,387 円

区政報告新年号郵送費

杉並郵便局@92 円×133 通+@62 円×1,451 通=102,198 円

×按分 1/2=51,099 円

杉並南郵便局@62 円×2,332 通=144,584 円×按分 1/2=72,292 円

荻窪郵便局@62 円×2,352 通=145,824 円×按分 1/2=72,912 円

※12月25日区政報告新年号郵送費 6通 552円×按分1/2=276円

※1月30日インク代 13,824円+手数料108円×按分1/2=6,966円

長3封筒 20,152円×按分1/2=10,076円

以上、按分1/2と記載しているが、実際は新城議員負担分を全額政務活動費から支出した。議員活動は多岐にわたり、すべてが政務活動ではない。

東京地裁判決では、「政務活動としての側面と政治活動としての側面としての割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、社会通念に照らし、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当である」と、判断が下されている。

かかった経費の按分50% 368,510円の返還を求める。

なお、以下の様に2019年4月の杉並区議選に直近の区政報告関係経費は按分率1/4としているが、総支出の1/2を2議員で支出しているので、按分50%に相当する。

なぜ、区議選の直近の区政報告に関しては按分1/4（実際は按分1/2であるが）と按分を変更したのだろうか。説明を求める。

また、2月27日に印刷した区政報告はどのように区民へ配布されたのか、説明を求める。

区議選直近の区政報告関係（按分1/4と記載しているが、実際は按分1/2である。）

1月30日A4用紙代白 4,490円×按分1/4=1,212円

2月22日用紙（白）4,490円×按分1/4=1,212円

用紙（色）5,820円+消費税×1/4とインク代12,800円+消費税×1/4の合計が出納簿では1,571円と記載されている。

2月27日区政報告印刷代 イロドリ 208,120円×按分1/4=52,030円

この区政報告はどのように区民へ配布したのか、説明を求める。

3月30日用紙（色）5,820円+消費税×6×按分1/4

インク代12,800円+消費税×按分1/4 合計で11,938円

上野エリカ議員（区民フォーラムみらい）

添付資料 No11 平成 27 年 4 月 26 日執行 杉並区議会議員選挙選挙公報

上野議員は「みずから身を切る議会改革 政務活動費年間 192 万円を 0 へ！」を公約に掲げ初当選した。しかし、当選 2 か月後から政務活動費からの支出があった。

2015（平成 27）年度 1,365,349 円（交付額 1,760,000 円）
2016（平成 28）年度 1,583,936 円、
2017（平成 29）年度 1,704,526 円
2018（平成 30）年度 1,890,000 円
2019（平成 31）年 4 月分 156,816 円（4 月 21 日の区議選で落選したため、交付額は 4 月分の 16 万円）

公約に反し、任期 4 年間で支出の合計金額は 6,700,627 円である。

議員にとって公約とは何か、説明を求める。

特に、2019 年 4 月 21 日執行の杉並区議選の告示日の前日に

「上野エリカ、杉並区政レポート、50,000 枚」を新聞折り込みに入れた。

4 月分の交付額 16 万円の政活費のうち、156,816 円を支出したのである。まさに選挙のための支出である。議員にとっては、4 月は必死になって選挙活動をしていた時期である。このような支出は認められないと、同時に、選挙期間の政活費の交付は必要だろうか。疑問である。

（1）区政レポート vol、13 の経費について 合計 664,369 円

7 月 27 日区政レポート vol、13 作成費 @5.5 円×75,000 枚+消費税 445,000 円

7 月 27 日区政レポート vol、13 新聞折り込み 30,000 枚 94,089 円

10 月 24 日区政レポート vol、13 ポスティング代 29,000 枚 125,280 円

印刷は 75,000 枚しているが、ポスティングは 7 月 27 日の 30,000 枚と 10 月 24 日の 29,000 枚で合計 59,000 枚である。75,000 枚-59,000 枚=16,000 枚はどうしたのか。印刷代の単価は 5.5 円なので@5.5 円×16,000 枚=88,000 円になる。消費税をプラスすると 95,040 円に相当する。政活費は税金である。不明な支出は認められない。95,040 円の返還を求める。

vol、13 の紙面、表面は「上野エリカの区政レポート」の表題と大きな写真、ご報告、プロフィールで、約 3/4 を占めている。裏面は「上野エリカがめざす杉並区政」として・・・「頑張ります」が 3 か所、「対応していきます」が 1 か所、上野議員の主張で占

みずから身を切る議会改革
政務活動費 年間192万円を(ゼロ)へ!

■安全安心で暮らしやすい杉並区

- ①大規模災害に備えて、住宅地の耐震化事業を推進するとともに、木造住宅密集地域の不燃化推進事業を行います。
- ②区役所は最大のサービス業であるとの認識のもと、区職員の全面的な意識改革を進め、便利で好感度の高い窓口サービスを実施します。

■子育て世代や高齢者に優しい杉並区

- ①保育園の待機児を減少させるための施策はもちろんのこと、多様なニーズに対応したきめ細かい保育サービスの充実を図ります。
- ②食育の推進や道徳教育の充実により、心豊かな公教育を進め、いじめや不登校の防止に努めます。
- ③地域包括ケアや特別養護老人ホームの整備を進めて、住み慣れた街で長寿を迎えられる環境をつくります。
- ④空き家対策の一環として、家事援助サービスや高齢者の居場所作りのため、民間とタイアップした地域の拠点作りを推進します。

- 昭和 55 年 10 月 16 日生まれ・青森県出身
- 東北女子短期大学 生活科 食物栄養コース卒業
- 栄養士免許および調理師免許取得
- 大学寮の栄養士として約 10 年間勤務の後、小(中)学校の給食調理受託会社に勤務
- セムデックを使用したクローズドキャプション(聴覚障がい者向けの字幕)の製作に従事
- 趣味：アルトサックス、映画、アニメ



上野エリカ
無所属

められている。上野議員は当たり前のように全額を政活費＝税金から支出しているが、その根拠となる説明はない。

レポート Vol,13 にかかった経費、664,369 円のうち、不明なレポート印刷代 95,040 円を除いた 569,329 円の按分 50%、284,664 円の返還を求める。

(2) 区政レポート vol、14 の経費について 合計 694,369 円

10月24日区政レポート vol、14 作成費 @5.18 円×85,000 枚 475,000 円

10月24日区政レポート vol、14 新聞折り込み 30,000 枚 94,089 円

11月6日区政レポート vol、14 ポスティング代 29,000 枚 125,280 円

印刷は 85,000 枚したが配布したのは 10 月 24 日の新聞折り込み 30,000 枚と 11 月 6 日の 29,000 枚の合計 59,000 枚である。85,000 枚－59,000 枚＝26,000 枚のレポートはどうしたのか。印刷代の単価は 5.18 円である。@5.18 円×26,000 枚＝134,680 円になる。消費税をプラスすると、145,454 円に相当する。不明な支出は認められない。145,454 円の返還を求める。

vol、14 の紙面、表面は「上野エリカの区政レポート」の表題と大きな写真、プロフィールで、1/2 を占めている。裏面は全面、上野議員の決算特別委員会での質疑である。上野議員は当たり前のように全額を政活費＝税金から支出しているが、その根拠となる説明はない。

vol、14 にかかった経費、694,369 円のうち、不明なレポート印刷代 145,454 円を除いた 548,915 円の按分 50% 274,457 円の返還を求める。

(3) 区政レポート vol、15 の経費 480,000 円のうち 432,826 円を計上

3月25日区政レポート vol、15、作成費@6.35 円×70,000 枚 480,000 円

70,000 枚のレポートはどうしたのだろうか。

2019 年 4 月 21 日執行の杉並区議選の 1 カ月を切っている。明らかに区民の目から見れば、選挙対策と映る。

上野議員の 2019 年 4 月の政務活動費の領収書が公開されている。

2019 年 4 月 13 日、50,000 枚が新聞折込に入れ、政活費から 156,816 円を支出した。

70,000 枚印刷し、50,000 枚を新聞折込に入れたのだから、20,000 枚のレポートはどうしたのか。@6.35 円×20,000 枚＝127,000 円である。消費税を入れると 137,160 円に相当する。不明な支出は認められない。137,160 円の返還を求める。

vol、15 にかかった経費、480,000 円のうち 432,826 円を計上し、47,174 円を自費で負担した。全経費 480,000 円－（不明なレポート印刷代 137,160 円＋自費負担 47,174 円）＝295,666 円。295,666 円の按分 50% 147,833 円の返還を求める。

はなし俊郎議員（自民党）

人件費

添付資料 No12 はなし議員の政務活動補助職員の勤務報告書

はなし議員の人件費は全区議の中で最高である。経費細目で上限を決められている最高額にあたる月額 50,000 円、年間 600,000 円を人件費に充てている。これほど高額な議員はいない。

勤務者である清水孝氏はどのような分野の専門家だろうか。ほぼ毎月、7日の勤務（2月は9日、3月は8日）、政活費から支払う賃金は、毎月 50,000 円である。

勤務内容を見ると、「4月3日高齢者の租借摂食障害等調査研究補助（原文のママ）」に7時間 7000円とある。また、研究補助ということははなし議員の研究を補助するという意味か。そうであるならば、はなし議員はどのような研究を行ったのか。「4月4日オーラルフレイルからの舌癌検診等調査研究補助」に8時間、8000円とある。「4月5日高齢者口腔検診事業等調査研究補助」に7時間、7000円、「2月13日妊婦検診事業調査補助」7時間、7000円等々、医療関係の長時間にわたる研究補助が多い。はなし議員は医療関係の資格等を持っているのであろうか。はなし議員は区政報告等を発行していないので、この研究成果をどのように生かしているか、不明である。

政務活動費支出の基本的考え方、（3）透明性の原則に反する。この原則には「用途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない」と明記している。

社会通念上相当な割合による按分、50%にあたる 300,000 円の返還を求める。

月極駐車場料金

車の所有者は議員であろうと、なかろうと全員車の駐車場を確保することは必須である。杉並区議会議員の中で平成 29 年度は 5 議員が政活費から支出していたが、平成 30 年度ははなし議員と今井議員の 2 議員だけである。

年間の金額を払ったのははなし議員だけで、今井議員は 8 カ月の支出である。

議員であるという理由だけで月極駐車場料金を政活費＝税金で払う理由はない。議員たちで決めた用途基準であって、区民の生活感覚からして受け入れられない。返還を求める。

はなし俊郎議員の月極駐車場料金

按分 50% 9,257 円×12 か月＝111,084 円

111,084 円の返還を求める。

政務活動補助職員
勤務報告書

(30年 4月分)

議員名 はなし 俊郎

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	日	—				
2	月	—				
3	火	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢者の租借摂食障害等調査研究補助
4	水	9:00—18:00	8	1000	8000	オーラルフレイルからの舌癌健診等調査研究補
5	木	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢者口腔健診事業等調査研究補助
6	金	—				
7	土	—				
8	日	—				
9	月	—				
10	火	—				
11	水	—				
12	木	—				
13	金	—				
14	土	—				
15	日	—				
16	月	—				
17	火	—				
18	水	—				
19	木	—				
20	金	—				
21	土	—				
22	日	—				
23	月	9:00—17:00	7	1000	7000	在宅医療の多職種の連携強化等調査研究補助
24	火	9:00—17:00	7	1000	7000	在宅医療の多職種の連携強化等調査研究補助
25	水	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢者健診事業の推進等調査研究補助
26	木	—				
27	金	9:00—17:00	7	1000	7000	地域ケア会議の多職種の連携強化等調査研究
28	土	—				
29	日	—				
30	月	—				
		—				

合計

出勤日 7日 50000 円

勤務者

氏名 清水孝



生年月日

住所

政務活動補助職員
勤務報告書

(30年 5月分)

議員名

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	火	—				
2	水	—				
3	木	—				
4	金	—				
5	土	—				
6	日	—				
7	月	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢者検診事業に取り組む対象区の調査補助
8	火					
9	水	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢者検診事業に取り組む対象都市の調査補助
10	木	—				
11	金	9:00—18:00	8	1000	8000	生活道路・都市計画道路の整備等調査研究補助
12	土	10:00—15:00	4	1000	4000	首都道路交通対策等調査研究補助
13	日	—				
14	月	9:00—18:00	8	1000	8000	生活道路・都市計画道路の整備等調査研究補助
15	火	9:00—18:00	8	1000	8000	地震被害シミュレーションでの被害等調査研究補
16	水	9:00—18:00	8	1000	8000	耐震化率等調査研究補助
17	木	—				
18	金	—				
19	土	—				
20	日	—				
21	月	—				
22	火	—				
23	水	—				
24	木	—				
25	金	—				
26	土	—				
27	日	—				
28	月	—				
29	火	—				
30	水	—				
31	木	—				

合計

出勤日 7日 50000 円

勤務者

氏名 清水 孝



生年月日

住所

政務活動補助職員
勤務報告書

(30年 7月分)

議員名 はなし 俊郎

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	日	—				
2	月	—				
3	火	9:00—18:00	8	1000	8000	不燃化特区不燃化率等調査研究補助
4	水	—				
5	木	9:00—17:00	7	1000	7000	不燃化特区不燃化率等調査研究補助
6	金	—				
7	土	—				
8	日	—				
9	月	9:00—17:00	7	1000	7000	耐震化率等調査研究補助
10	火	9:00—17:00	7	1000	7000	不燃化率(地区割)調査研究補助
11	水	—				
12	木	—				
13	金	—				
14	土	—				
15	日	—				
16	月	—				
17	火	—				
18	水	9:00—17:00	7	1000	7000	地区割減災対策等調査研究補助
19	木	—				
20	金	—				
21	土	—				
22	日	—				
23	月	9:00—16:00	6	1000	6000	交通移動手段(コミュニティバス等)調査研究補助
24	火	—				
25	水	—				
26	木	—				
27	金	9:00—18:00	8	1000	8000	交通移動手段(コミュニティバス等)調査研究補助
28	土	—				
29	日	—				
30	月	—				
31	火	—				

合計

出勤日 7日 50000 円

勤務者

氏名 清水孝



生年月日



住所



政務活動補助職員
勤務報告書

(30年 8月分)

議員名 はなし 俊郎

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	水	—				
2	木	—				
3	金	—				
4	土	—				
5	日	—				
6	月	9:00—17:00	7	1000	7000	焼失の減災対策事業の調査研究補助
7	火	9:00—17:00	7	1000	7000	焼失の減災対策事業の調査研究補助
8	水	9:00—17:00	7	1000	7000	河川下水道の水害対策の調査研究補助
9	木	—				
10	金	—				
11	土	—				
12	日	—				
13	月	—				
14	火	—				
15	水	—				
16	木	—				
17	金	—				
18	土	—				
19	日	—				
20	月	—				
21	火	9:00—18:00	8	1000	8000	広域地下調整事(神田川石神井川)業調査研究補
22	水	9:00—16:00	6	1000	6000	広域地下調整事(神田川石神井川)業調査研究補
23	木	—				
24	金	9:00—17:00	7	1000	7000	治水工事事業調査研究補助
25	土	—				
26	日	—				
27	月	9:00—18:00	8	1000	8000	ETC2.0の取り組み調査研究補助
28	火	—				
29	水	—				
30	木	—				
31	金	—				

合計

出勤日 7日 50000 円

勤務者

氏名 清水孝



生年月日

住所

政務活動補助職員
勤務報告書

(30年 10月分)

議員名 はなし 俊郎

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	月	—				
2	火	—				
3	水	9:00—17:00	7	1000	7000	自転車ナビライン進捗状況調査研究補助
4	木	9:00—17:00	7	1000	7000	自転車ナビライン進捗状況調査研究補助
5	金	9:00—18:00	8	1000	8000	自転車事故に係わる調査研究補助
6	土	—				
7	日	—				
8	月	—				
9	火	—				
10	水	—				
11	木	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢者事故対策(都内)調査研究補助
12	金	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢者事故対策(都内)調査研究補助
13	土	—				
14	日	—				
15	月	—				
16	火	—				
17	水	9:00—17:00	7	1000	7000	交通安全の取り組みについて研究補助
18	木	9:00—17:00	7	1000	7000	インフラ長寿命化基本計画調査研究補助
19	金	—				
20	土	—				
21	日	—				
22	月	—				
23	火	—				
24	水	—				
25	木	—				
26	金	—				
27	土	—				
28	日	—				
29	月	—				
30	火	—				
31	水	—				

合計

出勤日 7日 50000 円

勤務者

氏名 清水孝



生年月日



住所



政務活動補助職員
勤務報告書

(30年 11月分)

議員名

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	木	—				
2	金	9:00—17:00	7	1000	7000	商店街駐輪対策調査研究補助
3	土	—				
4	日	—				
5	月	9:00—17:00	7	1000	7000	商店街駐輪対策調査研究補助
6	火	9:00—17:00	7	1000	7000	交通安全の取り組みについて研究補助
7	水	9:00—17:00	7	1000	7000	自転車走行(都内)ルール策定調査研究補助
8	木	9:00—17:00	7	1000	7000	幼児児童のヘルメット着用率(都内)調査研究補助
9	金	9:00—17:00	7	1000	7000	パリアフリー新法後の区内道路整備調査研究補助
10	土	—				
11	日	—				
12	月	9:00—18:00	8	1000	8000	区内道路舗装白書等調査研究補助
13	火	—				
14	水	—				
15	木	—				
16	金	—				
17	土	—				
18	日	—				
19	月	—				
20	火	—				
21	水	—				
22	木	—				
23	金	—				
24	土	—				
25	日	—				
26	月	—				
27	火	—				
28	水	—				
29	木	—				
30	金	—				
		—				

合計

出勤日 7日 50000 円

勤務者

氏名 清水孝



生年月日

住所

政務活動補助職員
勤務報告書

(30年 12月分)

議員名

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	土	—				
2	日	—				
3	月	—				
4	火	—				
5	水	9:00—18:00	8	1000	8000	高齢者向け医療対策(インフルエンザ予防接種)
6	木	—				
7	金	9:00—18:00	8	1000	8000	高齢者向け医療対策調査(インフルエンザ予防接種)
8	土	9:00—18:00	8	1000	8000	オーラルフレイル調査研究補助
9	日	—				
10	月	9:00—18:00	8	1000	8000	オーラルフレイル機能研究調査補助
11	火	—				
12	水	—				
13	木	—				
14	金	9:00—18:00	8	1000	8000	口腔機能調査研究補助
15	土	9:00—18:00	8	1000	8000	訪問健診事業(都内)調査研究補助
16	日	—				
17	月	13:00—15:00	2	1000	2000	訪問健診事業(都内)調査研究補助
18	火	—				
19	水	—				
20	木	—				
21	金	—				
22	土	—				
23	日	—				
24	月	—				
25	火	—				
26	水	—				
27	木	—				
28	金	—				
29	土	—				
30	日	—				
31	月	—				

合計

出勤日 7日 50000 円

勤務者

氏名 清水孝



生年月日

住所

政務活動補助職員
勤務報告書

(31年 1月分)

議員名 はなし 俊郎

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	火	—				
2	水	—				
3	木	—				
4	金	—				
5	土	—				
6	日	—				
7	月	—				
8	火	—				
9	水	—				
10	木	—				
11	金	—				
12	土	—				
13	日	—				
14	月	—				
15	火	9:00—18:00	8	1000	8000	オーラルフレイル調査研究補助
16	水	9:00—17:00	7	1000	7000	地域包括ケアシステム(三師会)関わり調査研究
17	木	9:00—17:00	7	1000	7000	地域包括ケアシステム(三師会)関わり調査研究
18	金	—				
19	土	—				
20	日	—				
21	月	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢化対策(都内)の現状調査研究補助
22	火	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢化対策(都内)の現状調査研究補助
23	水	—				
24	木	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢化対策(他都市)の現状調査研究補助
25	金	—				
26	土	—				
27	日	—				
28	月	—				
29	火	—				
30	水	9:00—17:00	7	1000	7000	高齢化対策(他都市)の現状調査研究補助
31	水	—				

合計

出勤日 7日 50000 円

勤務者

氏名 清水孝



生年月日



住所



政務活動補助職員
勤務報告書

(31年 2月分)

議員名 はなし 俊郎

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	金	—				
2	土	—				
3	日	—				
4	月	9:00—17:00	7	1000	7000	保育施設歯科検診事業調査研究補助
5	火	9:00—12:00	3	1000	3000	保育施設歯科検診(都内)事業調査研究補助
6	水	9:00—17:00	7	1000	7000	オーラルフレイル機能研究調査補助
7	木	9:00—17:00	7	1000	7000	オーラルフレイル機能研究調査補助
8	金	9:00—17:00	7	1000	7000	口腔機能調査研究補助
9	土	—				
10	日	—				
11	月	—				
12	火	9:00—17:00	7	1000	7000	訪問健診事業調査研究補助
13	水	9:00—17:00	7	1000	7000	妊婦健診事業調査補助
14	木	—				
15	金	9:00—12:00	3	1000	3000	訪問健診事業(都内)調査研究補助
16	土	10:00—12:00	2	1000	2000	妊婦健診事業(都内)調査補助
17	日	—				
18	月	—				
19	火	—				
20	水	—				
21	木	—				
22	金	—				
23	土	—				
24	日	—				
25	月	—				
26	火	—				
27	水	—				
28	木	—				
		—				
		—				
		—				

合計

出勤日 9日 50000 円

勤務者

氏名 清水孝



生年月日

住所

政務活動補助職員
勤務報告書

(31年 3月分)

議員名 はなし 俊郎

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	金	—				
2	土	—				
3	日	—				
4	月	9:00—17:00	7	1000	7000	都市計画道路整備事業調査作業
5	火	9:00—17:00	7	1000	7000	都市計画道路整備事業調査作業
6	水	9:00—17:00	7	1000	7000	都市計画道路整備事業調査作業
7	木	—				
8	金	—				
9	土	—				
10	日	—				
11	月	—				
12	火	9:00—17:00	7	1000	7000	都市計画(区道含む)道路の調査補助
13	水	9:00—17:00	7	1000	7000	都市計画(区道含む)道路の調査補助
14	木	—				
15	金	9:00—13:00	4	1000	4000	狭隘道路整備事業調査補助
16	土	—				
17	日	—				
18	月	—				
19	火	9:00—17:00	7	1000	7000	狭隘道路整備(申請)調査補助
20	水	9:00—13:00	4	1000	4000	狭隘道路整備(申請)調査補助
21	木	—				
22	金	—				
23	土	—				
24	日	—				
25	月	—				
26	火	—				
27	水	—				
28	木	—				
29	金	—				
30	土	—				
31	日	—				

合計

出勤日 8日 50000 円

勤務者

氏名 清水孝



生年月日



住所



岩田いくま議員（自民、無所属クラブ）

区政報告発行について

A4 サイズ 2 枚両面 4 ページ Vol.58, 59、60、61、62

掲載されている記事の多くは、区政、学校教育、地域活動の現状を報告する内容で、区民への情報提供が目的と捉えられる。しかし、1 ページには、1 段目に岩田議員の上半身の写真（4.7x6.3 cm）と議場等で質問している写真が掲載され、2、3 ページでは、区議会の予算委員会等における岩田議員の質疑、地域での活動、まちづくり等を、数枚の写真、5-6 個の似顔絵付きで、取りあげており、議員としての「宣伝的要素」を有していると解した。

一方、1 ページ 1 段目に岩田議員の上半身の写真（4.7x6.3 cm）と議場等で質問している写真が 3 枚掲載され、岩田議員の似顔絵が、多くの記事毎に、8、9 か所にちりばめられている。これらの写真・似顔絵は報告書のデザイン上のことであり、それについて、是非を判定する立場にないが、その費用を全額区税で支払うことには、問題ありと捉えた。

従って、区政報告の制作・郵送費用（1,466,580 円）の 按分 50% 733,290 円の返還 を求める。

区政報告 vol 58-59 要約判 ハガキサイズ 4,937 通

ハガキの 2 面上部に、表題「岩田いくま 区政報告」、下部に、「区政に関する意見交換会の案内」、中段に、平成 30 年度の一般会計予算について、財政健全化が不十分であり、反対したと記し、6 月議会で、「施設再編整備の計画の策定スケジュール」が報告されたことが記されている。更に、ハガキの 1 面下部に、岩田議員の写真（2.7 x 3.5 cm）と略歴等が記されている。

ハガキの内容の多くは、岩田議員の一種の「宣伝」と捉えた。

従って、当該区政報告の費用全額を公金で支払うことには疑義があり、その印刷代 12,685 円と郵送代 275,484 円（郵便局の領収書に割引額 30,610 と記されている）の 按分 50% 144,084 円の返還 を求める。

合計返還要求額は、877,374 円である。

佐々木浩議員（自民、無所属クラブ）

政務活動レポート 杉並の論点 平成 30 年夏号、秋号、31 年新春号、春号

A4 サイズ 2 枚両面 4 ページ 1,302,055 円

掲載されている記事の多くは、区政の状況及び区議会での代表質問の内容で、区民への情報提供が目的と捉えられる。ただし、毎号の 1 ページの上段には、政務活動報告レポートの題名である「杉並の論点と議会において質問している佐々木議員の写真」に加え、最後の 4 ページの下部（紙面の 1/4）に、佐々木議員の顔写真付きのプロフィールが掲載されている。このプロフィール等を含め、区政と直接関係の薄い紙面の面積の割合は、各号により異なるが、平均で 25%強である。

これらの紙面の内容は、その是非を判定する立場にないが、活動レポートを配布する区民に対する佐々木議員の一種の「宣伝的要素」を持つと捉えられる。

ただ、公金の使い道として、その宣伝的要素を正確に数値化することは至難であるが、政務活動レポートの制作費等の 50%強に対応すると推定した。

従って、レポート作成費の 50% - 651,027 円の返還を求める。

区政報告会 平成 30 年 12 月 12 日 於荻窪タウンセブン

17,820 円

どのような報告会であったかについてのレポートの開示がなく、提出され、検証ができるまでは、支出額の 50% 8,910 円の返還を求める。

合計返還額は、659,937 円である。

藤本なおや議員（自民、無所属クラブ）

区政レポート 第 56 号、57 号 A3 サイズ両面 2 ページ 1,298,349 円
(57 号には、「区政レポートの感想、区政に対する意見等」を求め
る A4 サイズの用紙が封入されている。)

第 56 号、57 号で、杉並区の財政の解析結果が報告されている。例えば、平成 30 年度
の予算時における区債残高（借金）と基金総額（貯金）を、独自に他区と比較し、借金が
23 区中 5 番目に多いこと、一方、貯金は、23 区の平均額の 6 割しかないことを指摘
している、

更に、区議会での質問とそれに対する区の答弁内容を報告している。例えば、「ペット
が理由の避難所トラブル」に対する区の災害時のペット対策、「平成 29 年度の生活保
護の実績」の質問に対する区の答弁内容を報告している。

一方、両号共に、1 面に、各々 18、16%の紙面を使い、藤本議員の氏名と写真が示さ
れ、2 面には、紙面の 10%強に、議員のプロファイルが記載されており。藤本議員自身
についての紙面割合は全紙面の約 15%になる。

当該監査請求人は、議員が発行する区政レポートの紙面構成・内容自体に意見を述べる
立場になく、区民の一組織として、公金である政務活動費の用途を見守ることを目的と
している。このような観点から、当該区政レポートの藤本議員自身に関する 15%は、
政務活動費に該当せず、藤本議員が個人的に負担すべき性質のものであり、区政レポー
トを配布する区民への「藤本議員の宣伝的要素」を有していると解した。

ただ、公金の使い道として、その宣伝的要素を正確に数値化することは至難であるが、
藤本議員が負担すべき割合は、50%と推定した。

従って、区政レポート作成費の 50%—649,174 円の返還を求める。

太田哲二議員（立憲民主党）

太田哲二レポート 平成 30 年 4 月 20 日（A4 両面）、4 月 21 日（A4 両面）
7 月 3 日（A4 片面）、10 月 26 日（A4 両面）、
12 月 1 日（A4 3 枚両面）
2018 年～2019 年冬号（A3 両面）

支出額： 187,602 円

印刷代・郵送費（81,592 円）、新聞折込料（73,710 円）、ホームページ

更新費 (27,000 円)、意見聴取のための駐車料金・タクシー代 (6 回)
5,300 円

レポートは、区民の抱える「問題」の現状とその解決へ向けた対応情報を、「家計防衛策」のタイトルで示し、又、それらに関することの区への提案が記されている。例えば、「保育園は余るくらいつくる」と宣言し、「待機児童ゼロ達成」が報告されている。

一方、研修費の項に、お金と福祉の研究会における講演の題目が記載されているが、下記のように、招待講演者と太田議員の講演題目は、区の財政、区民の会計、自治体経営、保育園の問題など、区政に関するものが含まれており、広聴広報費の一部として検証した。

お金と福祉の研究会 1,452,481 円

11 回の講演会 (毎回の講演者は 2 名で、招待者と太田議員) の議題から、区政と区民地域に、“関係ありと推測される議題”は、以下の通りである。

① 招待講演 (11 回中、区政等に関係ありの講演は、4 回)

未来を築く自治体経営 (区長)、福祉と IT (横松繁)、共生社会と特別支援教育 (養護学校校長)、消費税あれこれ (酒井富雄)

その他の講演：被爆者が願ってきたこと (吉田一人)、時効が変わります (河東宗)、韓半島の現状と今後 (梁東準)、精神障害者の理解のために (藤谷恵美)、劇的に減少した日本の自殺者数 (齋藤友紀雄)、芸能人と政治 (山根弘)、人生 100 年の新たな課題 (樋口恵子)

② 太田議員 (10 回)

福祉と平和、保育料について、介護ロボットの包括ケアシステムの進化、家計防衛統一ラインを創ろうと思う、社会保障の最後の砦の前に防衛陣地を創る、借金処理 最近の事例から、杉並区の財政指標、家計を守る、2019 年度杉並区予算案

区政と区民・地域に、どのように関係しているかの検証が必要であるが、講演内容の提示がなく検証できない。

従って、お金と福祉の研究会の支出額の 50% 726,240 円の返還を求める。

富本 卓議員 (自民党)

区政報告

6月	ハガキ 「3度目の議長職 無事に終える」	347,430 円 (按分比 75%)
12月	区政報告 Dream (A4 4ページ) 平成 30 年冬号 (5,965 通)	1,005,060 円 (100%)
HP 維持管理	更新代	204,000 円 (80%)

ハガキの内容は、区議会議長の退任を伝え、今後も区議として活動することを、区民の一部の人々（ハガキ作成費用から推測すると、約 7,000 人？）に伝えるために出状したと推測した。

請求人は、政務活動費の用途は、公金であることから、区政に関する公的な活動に限定されており、富本議員の議長退任を、一部の区民に伝えることは含まれないと解する。

従って、ハガキの作成代として按分した 347,430 円全額の返還を求める。

区政報告 Dream の発行費用（作成部数 6,000 部）の全額を、政務活動費として計上している。

富本議員が、一般質問で、都市計画 132 号線の問題点を指摘・質問したこと、又、決算特別委員会における質問の内容を報告している。後者では、地域の区民に身近な問題・課題、例えば、衰退する商店会の振興、防鳥ゴミボックス、区民健診、不登校など 7 つの課題を取りあげている。

この区政報告の 1 ページの上部に掲載されている富本議員の写真付き見出しとあいさつ文は、紙面の 63% を占める。下部は、第 3 回定例会に於いて「一般質問」を行ったことの説明とその質問の骨子を 4 点記し、富本議員の議場で質問している姿の写真 (5.6 x 7.5 cm) 付きであり、下部面積の 18% を占める。1 ページの 80% 以上が、富本議員の写真等である。2 ページに、第 3 回定例会における一般質問、3、4 ページには、決算委員会に置ける質疑の内容が記され、富本議員の議場における姿の写真が 3 枚添付されている。更に、4 ページの下部に、富本議員のプロフィールが記されている。

上述の様に、富本議員の写真・プロフィール等の掲載によって、区政報告 Dream 自体の、“宣伝的要素”が大となっているが、その要素の「面積的・金額的算定」には、明確な基準はないが、計上額の 50% - 502,530 円の返還を求める。

要返還額合計は、 849,960 円である。

松浦芳子議員（すぎなみ自民）

区政報告 松浦芳子のありがとう通信（発行部数の記載なし、経費の按分なし）

平成 30 年夏号（ハガキ）	143,570 円、
秋号（A4—4 ページと A4 の手紙）	610,070 円、
平成 31 年新春号（A4— 4 ページ、ハガキ縮刷版）	587,815 円
<u>合計</u>	<u>1,341,455 円</u>

HP レンタルサーバー代、HP 保守料（按分 50%） 80,460 円

その他（駐車場代、等交通費（按分なし） 52,662 円

区政報告について

*3 回発行しているが、どの号も制作数あるいは配布数の明記がない。発行を公金である政務活動費の用途とする場合は、どんな形・規模で区民に伝えているかは「必須の条件」と解している。

1. 夏号

上部に、松浦議員の顔写真と、季節の挨拶、豪雨災害のお悔やみに加え、第二回定例区議会、区長選などが実施されたことが言及されている。下部に、松浦議員の住所と大文字での「杉並区議会議員 松浦芳子」を加えると、ハガキ面積の 50% を超える。

一方、中間の部分には、3 等分し、松浦議員が区議として 15 年の表彰を受けたこと、女性議員の会に参加し、児童虐待の現状を聞いたが、難しい問題であること、更に、7 月に会派で、浜松市と豊橋市で、各々、子供育成条例、家庭教育支援条例を学んできたことが記されている。

監査請求人は、上述のハガキの内容の 50% 以上は、一種の「松浦議員の宣伝的性格」を持ち、政務活動費の観点から、その用途に適合しないと解した。

従って、夏号の支出額の 50%—71,785 円の返還を求める。

2. 秋号

1 ページの上部に、松浦議員の顔写真と、季節の挨拶、第三回定例区議会、決算特別委員会などが実施されたことが言及され、区議 15 年の表彰状の写真が掲載されている。中段には、決算特別委員会において、松浦議員が質問している姿が写った写真 2 枚が配されている。下部に記された「松浦議員の住所と太文字での杉並区議会議員 松浦芳子」を加えると、紙面の 60% を超える。

続く A4 サイズ 2 枚には、決算特別委員会での質問とそれに対する答弁内容が記され、質問する松浦議員の姿の写真が 4 枚載せられている。6 分間に、9 つの質問を

しており、財政健全化と持続可能な財政運営に始まり、杉並区の文化芸術情報、女性の身体と健康、ふるさと納税など多岐に亘る内容になっている。

最後のページの半分には、「地域の元気！ 安心安全！」と題し、杉並区の小中校での催し、震災救援所訓練などが、写真付きで紹介されているが、写真の寄せ集めに近く、「地域の元気。安心安全」をどんな形で実現するのか、区政を担当する議員としての見解・説明が欠落している。後の半分には、松浦議員にメールで寄せられた「質問」が9件載せられている。

監査請求人は、区政報告の個々の内容について、政務活動費の用途としての適合性を明確にすることが必要と解している。その観点から、上述した様に、区政報告の1ページに、載せられた松浦議員の顔写真など個人的な内容は、政務活動費の用途としては不適切と解した。又、2, 3ページの4枚の松浦議員の写真、4ページの一種の写真集は、区政をどのように運営していこうとしているのかの視点が欠落していると解した。

従って、上述した様に、各ページの記事は、「松浦議員が誰であるかを伝える」ためにある範囲で必要と解するが、政務活動費の観点からは、その目的からはずれており、秋号の支出額の50% 305,035 円の返還を求める。

3. 新春号

A4 サイズ 4 ページ版とハガキ縮刷版を出しており、秋号、春号共と同様の構成になっている。

A4 版の1面の上段には、「迎春」と題し、3月の予算委員会で質問の予定であること、その後、平成31年4月の任期満了をもって退任することが記されている。中段に、平成30年第4回定例会において、「区議会議員の定数削減」について質問したことが記され、下段は、松浦議員の役職、氏名、住所等の連絡先を記した定形のコラムとなっている。

2, 3面には、第4回の定例会における一般質問の内容の抜粋が記され、4面に、一般質問の続きと、秋号と同様に、「地域の元気！ 安心安全！」と題した記事と松浦議員にメールで寄せられた「質問」が載せられている。

2の秋号で前述したように、監査請求人は、区政報告の個々の内容について、政務活動費の用途としての適合性を明確にすることが必要と解している。その観点から、上述した様に、区政報告の1ページに、載せられた松浦議員の顔写真など個人的な内容は、政務活動費の用途としては不適切と解した。又、2, 3ページの4枚の松浦議員の写真、4ページの一種の写真集は、区政をどのように運営していこうとしているのかの視点が欠落していると解した。

従って、上述した様に、各ページの記事は、「松浦議員が誰であることを伝える」ためにある範囲で必要と解するが、政務活動費の観点からは、その目的からはずれており、新春の支出額の50% 293,907円の返還を求める。

要返還額の合計は、670,727円である。

生活者ネット杉並奥田雅子・そね文子議員（いのち・平和クラブ）

レポートすぎなみ 107号、109号（A4 サイズ 4ページ）108号（B4 サイズ2ページ）

支出計上額

（按分比は、各号毎に記載、ただし、議員への配布分はさらに1/2に按分して計上）

107号 785,272円（送料、按分比90%）、配布部数 14,689部

108号 182,094円（印刷代、按分比85%）、印刷部数 80,000部

223,504円（新聞折込代、按分比85%）

22,950円（データ作成料、按分比85%）

小計 428,548円

109号 767,448円（送料、按分比80%）、発送部数 16,150部

99,272円（印刷料、按分比80%）、印刷部数 26,000部

28,000円（データ作成料、按分比80%）

小計 894,720円

合計計上額 2,108,540円

各号には、区政と直接関係しない記事等が掲載されている。

例えば、107号には、「都議会から」と題した記事（紙面の約4%）、108号には、「香りのアンケート」の調査にこたえるための「生活者ネットワークの宛名が記されたハガキ」のコピー（紙面の約15%）、109号には、「沖繩知事選」の記事（紙面の約7%）が載っている。更に、107,109号の紙面には、1ページの上段に、表題の「生活者ネット杉並」、住所、そね・奥田議員の写真、2-3ページには、二人の議員の各々写真が載せられおり、それらの紙面の割合は、全体の9%である。

これらの紙面の割合は、各号に設定された按分比を超えており、一方、印刷部数は、各号によって異なるが、最も多い108号は、最大80,000部であり、多くの杉並区民に配布が可能である。これは、按分比を超えた「一種の利益」を、「生活者ネット」にもたらしめているといえる。

この様な観点から、レポートすぎなみの按分比は議員への配布分と同様に、50%に近

いと捉えた。

従って、請求人は、広聴広報費について、下記の返還を求める。

107号:349,010円(40%)、108号:176,460円(35%)、

109号 335,520円(30%) 合計：860,988円

(各号について、既に按分された分を含め、返還額の合計を50%とした。)

立憲民主党杉並区議団の調査研究費について

構成員の4名の区議(太田哲二、山本あけみ、川野たかあき、関口健太郎)で分割し、年度末(3月31日)に、各議員が区議団調査研究費を支出した。

山本あけみ 調査研究費 158,423円

川野たかあき、調査研究費 158,423円

関口健太郎 調査研究費 158,423円

太田哲二 調査研究費 36,506円(192万円の交付額範囲内)

その主たる用途は、11月3日と12月8日に開催した「住民協議会」で、「政策シンクタンクの構想日本」の協力の下に開催し、コンサルタント料として、400,000円を支払い、その他の費用は、会場代、案内状送付費、アルバイト代などである。

この住民協議会の「開催ビラ」には、

「杉並区から始めよう!、23区初の!、自分ごと化会議!!」で始まり、23区初めての試みであり、無作為抽出により、1,200名の区民に案内状を送り、テーマに沿って区政について話し合う機会を設けることが、記されている。

住民協議会の「開催ビラ」からは、政活費からの支出が禁じられている政党活動の要素が含まれていると推察される。

上記の様な「住民協議会」の有する意義は極めて重要であると捉えられるが、初めての試みで、区民から「どのような意見が出されたのだろうか」—当該請求人が入手した情報は、「住民協議会について講演料」と題したA4の資料(2018/7/31)で、山本議員の所感が記されているもののみであり、実施された区民協議会の内容の開示ない。

従って、調査研究費として、山本・川野・関口各議員当たりの負担額(158,423円)の50% 79,211円の返還を求める。

太田議員については、36,506円の按分50%、18,253円の返還を求める。

立憲民主党への返還請求額の合計は、255,886円である。

<2019（平成31）年度4月分の政務活動費請求について>

上野エリカ議員（区民フォーラムみらい）

2019（平成31）年4月分政務活動費

4月10日区政報告 vol、15の新聞折り込み代 50,000枚 156,816円

出納簿では4月10日となっているが、請求書を見れば、4月13日に新聞折り込み50,000枚を行っている。

2019年4月21日執行の杉並区議選の告示日の前日である。

これは「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」の第2条で選挙活動に関する経費の支出は禁じられている。

従って、156,816円の返還を求める。

はなし俊郎議員（自民党）

2019（平成31）年4月分政務活動費

4月26日HP作成費（30.7～31.4）10カ月分 按分50% 108,070円

はなし議員のHPを検証できない。既に消してしまったか、或いはセキュリティー上の問題なのか、アクセスできず、実物を見ることはできない。

政務活動費関係の書類の保存は5年と規定されている。領収書だけ提出しても、その証拠を検証できなければ、支出を認めることはできない。

従って、108,070円の返還を求める。

2019（平成31）年度4月分の返還請求額の合計額は、264,886円である。

以上

2018年度政務活動費支報告書のまとめ

2020年2月7日

会派・議員 (2019年10月21日現在)		交付額	戻入額合計	%
1	浅井くにお	1,920,000	0	0
2	今井ひろし	1,920,000	66,340	3
3	大熊昌巳	1,920,000	1,072,464	56
4	大和田伸	1,920,000	38,688	2
5	高本卓	1,920,000	0	0
6	はなし 俊郎	1,920,000	811,366	42
7	吉田あい	1,920,000	38,688	2
8	脇坂たつや	1,920,000	129,585	7
9	井原太一	1,920,000	894,002	47
10	大泉やすまさ	1,920,000	1,501,889	78
11	小川宗次郎	1,440,000	598,334	42
12	井口かつ子	1,920,000	268,283	14
13	大櫛城一	15,360,000	10,572,364	69
14	川原口宏之	1,920,000		
15	北明範	1,920,000		
16	中村康弘	1,920,000		
17	横山えみ	1,920,000		
18	島田敏光	1,920,000		
19	山本ひろこ	1,920,000		
20	渡辺富士雄	1,920,000		
21	河津利恵子	1,920,000	1,511,039	79
22	増田裕一	1,920,000	4,885	0
23	上野エリカ	1,920,000	30,000	2
24	安宮あきら	1,920,000	0	0
25	岩田いくま	1,920,000	0	0
26	小林ゆみ	1,920,000	454,226	24
27	佐々木浩	1,920,000	0	0
28	藤本なおや	1,920,000	0	0
29	市来とも子	1,920,000	569,750	31
30	新城せつこ	1,920,000	55,351	3
31	興田雅子	1,920,000	0	0
32	けしは藤一	1,920,000	0	0
33	そね文子	1,920,000	0	0
34	太田哲二	1,920,000	0	0
35	川野なかあき	1,920,000	91,637	5
36	関口樹太郎	1,440,000	23,067	2
37	山本あけみ	1,920,000	6,614	0
38	田中ゆたろう	1,920,000	0	0
39	松屋ゆり	1,920,000	1,800	0
40	榎新 木村ようこ	1,920,000	1,920,000	100
41	す自 松浦芳子	1,920,000	0	0
42	無 榎部やすし	1,920,000	305,924	16
43	無 木葉もりよし	480,000	465,126	
44	金子けんたろう			
45	くすやま美紀			
46	富田たく	9,600,000	651,118	7
47	山田耕平			
48	上原まさたけ			
合計額		105,120,000	22,102,540	21 %

2018年度政務活動費収支 科目別支出額										報告書 提出日 2019
調査研究	研修	広聴広報	要請陳情等	会議	資料作成	資料購入	事務	事務所	人件	合計
47,098	0	1,582,267	0	0	0	121,956	127,178	0	41,501	1,920,000
144,730	136,473	1,271,179	0	0	0	149,551	110,226	0	41,501	1,853,660
32,881	0	200,687	0	0	0	130,818	441,649	0	41,501	847,536
67,827	0	1,193,584	0	0	0	122,789	187,049	288,562	41,501	1,881,312
66,686	3,000	1,562,690	0	0	0	147,928	139,696	0	0	1,920,000
186,331	0	57,407	0	0	0	40,126	183,269	0	641,501	1,108,634
0	0	1,679,572	0	0	0	6,000	154,239	0	41,501	1,881,312
45,508	178,728	1,125,767	0	0	0	302,105	96,806	0	41,501	1,790,415
225,304	388,008	72,521	0	0	0	270,446	9,018	0	60,701	1,025,998
45,508	8,300	314,217	0	0	0	0	8,585	0	41,501	418,111
52,353	0	620,077	0	0	0	55,963	82,786	0	30,487	841,666
44,498	0	1,422,450	0	0	0	128,304	14,964	0	41,501	1,651,717
818,420	33,442	2,392,749	0	0	6,000	724,302	802,723	0	10,000	4,787,636
75,072	0	76,500	0	0	0	105,310	152,079	0	0	408,961
42,250	2,300	1,605,212	0	0	12,960	247,301	5,092	0	0	1,915,115
91,294	7,142	1,791,564	0	0	0	0	0	0	0	1,890,000
42,250	0	1,872,658	0	0	0	0	5,092	0	0	1,920,000
63,350	3,369	1,472,862	0	0	0	205,602	174,817	0	0	1,920,000
78,899	67,142	991,668	0	0	0	63,897	116,568	0	147,600	1,465,774
47,687	7,142	1,318,875	0	0	0	66,313	120,898	339,085	20,000	1,920,000
94,140	8,942	1,335,889	0	0	30	59,534	107,004	297,961	16,500	1,920,000
0	139,286	823,856	0	0	0	106,236	153,234	0	107,638	1,330,250
20,900	108,840	868,041	0	0	0	159,000	45,756	485,112	177,000	1,864,649
2,564	19,698	1,055,054	0	330	0	31,355	12,755	483,244	315,000	1,920,000
0	170,450	852,303	7,960	0	0	191,336	43,343	480,608	174,000	1,920,000
1,234	7,244	1,055,054	0	0	0	38,777	12,755	489,936	315,000	1,920,000
75,546	1,452,581	187,602	0	0	0	40,878	135,393	0	28,000	1,920,000
289,557	28,642	1,379,657	0	0	0	112,012	3,495	0	15,000	1,828,363
158,423	7,500	1,212,265	0	0	0	0	23,745	0	15,000	1,416,933
263,841	139,516	1,271,153	0	8,770	47,860	98,470	66,776	0	15,000	1,913,386
0	0	1,733,316	0	0	205	77,642	108,837	0	0	1,920,000
2,631	64,068	1,073,082	0	0	0	150,336	57,334	570,749	0	1,918,200
109,457	7,142	1,474,477	0	0	0	33,374	110,550	0	185,000	1,920,000
9,920	30,000	1,012,976	0	1,900	0	531,365	27,915	0	0	1,614,076
4,400	0	0	0	0	0	8,074	2,400	0	0	14,674
66,000	35,000	4,049,357	0	0	95,256	373,154	2,531,584	0	1,798,531	8,948,882
3,316,559	3,053,955	42,008,588	7,960	11,000	162,311	4,900,254	6,357,610	3,435,257	4,403,966	67,657,460
4.9	4.5	62.1	0.012	0.02	0.2	7.2	9.4	5.1	6.5	100.0

2020年5月18日 意見陳述書

A

「杉並区議会だより No250」を読んで驚いた。

2020年5月1日発行の「杉並区議会だより」の2ページ

議会が区の前算案を厳しくチェック！

区長から提出された前算案について、「本当に必要な事業なのか、税金がどのように使われるのか」を区議会ですっかりと審査しています。

議会の当然の役割を大見出しで広報に載せることに驚いた。さらに議会だより12ページの「議案等の概要と審議結果」を見るとすべて原案の「可決」である。これでは何が論点であり、厳しくチェックしたのか不明である。わざわざ「厳しくチェック」と見出しを付ける理由は何か、区民に対し、説明が必要である。

政務活動費について、議員たちは「厳しくチェック」をしているのだろうか。

4月6日に請求人11人で「杉並区議会の会派及び議員に対する平成30年度及び31年度4月分の政務活動費に関する措置請求書」を提出した。請求人は政活費の使い方に問題点があるとして、「平成30年度は16,326,794円、平成31年度4月分は264,886円」の返還を求める請求書である。

要返還請求額のほとんどは、「区政報告等の経費」の広聴広報費に関する経費である。請求人は「社会通念に照らし、按分2分の1」の返還を求めた。

多くの支出について、議員たちは区民に対し、説明責任を果たしていない。

議員には議会事務局から「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成30年度版）」（以下、手引きという）が手渡されている。

P1に「基本編、1 政務活動費支出の基本的考え方（1）実費弁償の原則（2）按分の原則（3）透明性の原則」が明記されている。

返還を求めた議員たちは上記の基本的考え方を無視して、説明もなく、当たり前のように経費の全額を政活費＝税金で払っていた。

要返還額について、「本当に必要な事業」だったのか、それを証明する証拠及び説明等を明確にし、議員自身から「政活費＝税金の使われ方」として正当であるという理由を述べた説明の提出はなかった。何故に按分をせずに、説明もなく、全額を政活費で支出をするのか、一般の区民の視点からすれば納得のいかない支出であり、「透明性の原則」区民に対する説明責任が果たされていない。



裁判の判決を生かさない、そして学ばない議員たちの支出。

平成 30 年度及び 31 年度 4 月分の政務活動費は 2019（平成 31）年 4 月の杉並区議会議員選挙の直前の支出である。

これよりも 4 年前、2015（平成 27）年 4 月の区議会議員選挙の前年 2014（平成 26）年度の区政報告等の支出に関する裁判で、東京地裁・東京高裁の判決では「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として社会通念に照らし、按分 2 分の 1 と認めるのが相当と判決を下している。裁判によって、按分 2 分の 1 を返還した議員たちが、またもや、当たり前のように説明もなく、経費の全額を政活費＝税金で払っていた。議員にとって、裁判所の判決は何ら響いてない状況であり、政活費＝税金を自身のためにのみ使っている証拠である。

「手引き」の P67～71 に「過去（政務調査費）の判例」が掲載されている。

判例はとても古く、平成 16 年から 21 年の判例である。これ以後、杉並区以外でも政務活動費の返還を求める判例があるにも関わらず、掲載はされていない。

どうして 10 年も前の判例なのか。税金の使い方として、「厳しくチェックする」という考えが杉並区、そして議員たちにはあるのか、はなはだ疑問である。

区政報告等の発行の全経費を政活費から支出するすることは認められない。

「議会だより」が年間 4 回発行され、発言した議員の発言要旨が必ず掲載されている。この「議会だより」発行に係る経費は 1000 数百万円と聞いている。詳細な議員の発言は区議会 HP、議事録等で見ることができる。

返還を求めた議員たちの「区政報告等」の内容を見ると、議員自身の議会での詳細な発言記録、コラム風の自分の意見を述べたもの、家族のこと等々、政活費の目的に合致しないと思われる内容も含まれている。議員自身の詳細な発言が細かな字で書かれた区政報告等の発行のため多額な経費を政活費から支出しているが、55 万人いる区民の中からどのように郵送メンバーを選んでいるのか公表しないので、議員自身の支援者に送っているのではないかと疑われても仕方がない。或いは大量にポスティングをしている議員がいるが、

「この経費は全て税金で支出している」という説明はない。そのため、区民の中には宣伝の紙と一緒に捨てているという話を多く聴く。もし、議員が経費全額について私費を投じて、発行していたら、このような使い方をするだろうか。

税金の使い方として、「厳しくチェックする」という姿勢が見られない。

政務活動費月額 16 万円、年額 192 万という金額はどれほど大金か。

「政活費が月額 16 万円、年額 192 万円」では足りないという議員がいるが、多くの区民にとっては大金である。

新型コロナウイルスの感染が広まり、多くの住民の生活を脅かしている。「この状態が3カ月続けば倒産だ」「いや、もうすでに倒産した会社が多くある」「生活保護の申請が急増している」「国が1人10万円を配る特別定額給付金の申請のために役所の窓口によくの住民が来て何時間も待たされている」等々、連日、多くの住民の生活苦、悲痛な声がニュースで報じられている。

「雇用調整助成金」の上限額は従業員一人あたり最大「1日8330円」である。月20日働いて最大でも16万6600円である。

杉並区議会議員には年間1000万円以上の報酬がある。その上、非課税で政活費192万円が交付される。ちょうど政活費と「雇用調整助成金」がほぼ同額である。(5月14日の記者会見で安倍首相は雇用助成の上限を1日1万5千円に引き上げると言っていたが)信じられない話だが、財務省の見解によれば「休業協力金」は課税扱いにするそうだ。返還を求められた金額について、議員は「厳しくチェックする」という姿勢を貫ぬいたのだろうか。苦しい生活の中から納めた税金を、「区政報告等の発行経費の全額」に支出することを議員としてどう思うのか、見解を求める。

コロナ対策費として報酬の削減や、政活費を返上する議会が多くある。

コロナ対策費として、議員の報酬削減や政活費返上の記事が各地の新聞で報じられている。政活費の目的を考えると、すべて返上することがいいとは全面的に賛成とはいえない面もあるが、各地の新聞を見ると、住民の生活苦しみを思い、返上している議会が多くある。

近隣では三鷹市、府中市

秋田県、秋田市議会、湯沢市議会、横手市議会

千葉県、館山市 岡山県、井原市

まだまだ各地の議会で話し合われているので、これから報酬削減や返上する議会が増えるだろう。

また、三鷹市の政活費では不透明な支出については計上を禁止している。

「三鷹市議会政務活動費に関する取扱要領

第2条で支出できない経費として

(8) 電話代、ガソリン代、プリペイドカード代等用途を容易に判別し難い経費」

各地の議会では、住民の生活を思い、いろいろ取り組みをしている。

監査委員の責務

前回までの監査について請求人は「政務活動費に関する住民監査請求に関して、杉並区議会議員が議長に対し提出し、監査委員が管理している書面、また区議が監査委員に対して提出した書面」の開示請求を行ってきた。

監査委員からは「上記の住民監査請求に関して、会派・議員の説明等を聴取する必要がある場合は、議長に対して調査の依頼を行っており、その回答は議長から監査委員に対して行われているため、上記対象情報については、文書不存在により公開できません」という回答であった。何回、住民監査請求を提出しても、監査委員は調査を議長に任せ、監査委員が直接証拠に基づいた監査を行ってこなかった実態を表している。

13年間の監査の中で、現地に赴き、証拠調べをしたのは1回だけと思われる。

2006年度政務調査費分から13年間、住民監査請求を提出しているが、監査委員が実際に証拠を確かめるために現場に行ったのは田中ゆうたろう議員の~~2010~~²⁰¹¹（平成23）年度事務所費の調査の1回だけと思われる。当時の監査委員は「現地を調査した」と、意見陳述の日に述べた。そして、調査に基づき、事務所費、人件費等合計1,193,000円の返還を求める勧告が区長に出された。「杉並区職員措置請求監査結果（平成23年度政務調査費に関する住民監査請求（その2）」

今回も、監査委員としての責務を果たすことを求める。

請求文に書いたが、「杉並区職員措置請求監査結果（平成30年度政務活動費に関する住民監査請求）令和元年7月 杉並区監査委員」

自民党の10議員が発行した「杉並区議会自由民主党 すぎなみ自民 区議団通信 区政報告 平成31年春VOL8」の経費について、10議員が監査の途中で、按分50%を返還した。即ち、10議員が不当な支出と認めたということであるが、住民監査請求が提出されない限り、按分なしで、経費の全額を政活費で払うという議員たちの実態を表している。

今回の監査では、

令和2年2月25日に杉並区監査委員が決定した「杉並区監査委員監査基準」が令和2年度の監査等から適応される。

第2条監査委員の責務

第14条監査等の証拠入手

「杉並区監査委員監査基準」によれば、

「監査委員は高潔な人格を維持し、誠実に（第5条）、監査基準に従い、公正不屈の態度を保持し（第3条）、区民の負託に応え、区民に信頼される区政を実現するため、その職務を遂行する（第2条）。」

以上の様に監査基準を決定している。

今回こそ議長任せではなく、人格の高潔な監査委員によって、要返還額について判例、客観的証拠に基づき、公正、且つ厳格な監査を求める。

意見書

2020年5月18日

議員が作成した印刷物について、議員活動とそれ以外の活動の部分を合理的にわけ
ることは困難であるから相当な割合による按分を行うべきで、その割合は、特段の事
情がなければ2分の1である——というのは、多大な労力と時間をさいて住民訴訟を
行った結果として明確にされた法理であり、当区の住民や納税者が十分に納得できる
考えである。

本件各支出は選挙直前になされたものであり、この按分2分の1の考えを適用すべ
きものであることは論を俟たない。結論が明白なものをあらためて住民訴訟で争うの
は労力と経費の無駄である。そうならないよう監査委員において適切な監査をするよ
う求める。

C



2020年5月18日

意見書

E

政務活動費が高額なのに驚きました。一人に月額16万円、年額192万円。
全議員の総額は9,216万円。月額16万円にした根拠は何でしょうか？

主に「活動報告等」の費用が支出の多くを占め、多額です。デザイン、印刷、送料、新聞などへの折り込み料はかなりの金額です。

では、活動報告等の内容はどうか？新聞の折り込み分などを見ると、殆どが次期選挙へのPRかと思うような、または所属する政党の宣伝のような印象です。政党PRなら各政党の政治資金を使って頂きたい。

区議たちが臨時発行したコロナ関連のニュースも、手の洗い方など、わざわざ改めて作成せずとも、区報でまとめて出せば良く、何枚も同じような内容をそれぞれが作るのは無駄だと思います。

区議会質疑内容に関しては「区議会だより」にはもう少し詳細を載せて、あとは区HP、議事録などを見ればわかります。

政務活動費を使う場合、それが、もし自費であるならどうか、考えて頂きたい。

①大切な事なので自費でも実行、または購入する。

②自費ならしない。

もし②ならば、それは実行、または購入するに値するのでしょうか。

また、書籍、新聞などを購入した場合、不用になった本はどう処分するのでしょうか。図書館などへ寄付して頂ければ幸いです、古書店に売れば利益になります。

新聞は区役所内にも多数あり、議員の図書室も完備とあれば、それを利用して頂きたい。この図書室、議員専用で一般区民は使用不可、書籍購入が年間200万円と聞き驚きました。この図書室の存在も殆どの区民は知らないでしょう。

コロナ禍の現在、医療他あらゆる分野の人々が困窮しています。これを機に、政務活動費を返上、又は大幅減額し、困窮している区民に回して頂きたい。元は税金なので、こういう時こそ心ある対応を望みます。

区民の多くが節約しながら、税金を払い暮らしています。生活がギリギリな人も多々います。その税金を使う、という事を常に心に留めておいてほしいです。





No. 1

2020年5月18日

H

意見陳述書

4月6日に提出した。H30年度16,326,794円
H31年度4月分264,886円の返還を求め、
請求の元で意見陳述いたします。

★ 政務活動費とは2000年政務調査会の名称で
制度化された。政策調査研究活動のための
費用である。2012年にその他の活動が加えられ
政務活動費に改称された。
基本的本来的には調査研究のための費用である。

★ 杉並区議会、会派及び議員に対する政治費の取扱い
に関する規程。変更日令和2年4月1日
の「支出基準」には政治費に該当しないもの
として以下をあげている。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党
- (3) 後援会
- (4) 交際費（慶弔費、お祝い、病氣見舞）に関する経費
の(9)もあり、別表の細目も挙げてある。

★ 今回の返還請求の元とは広聴広報費であり
上記支出基準の(1)(2)(3)に該当するのは別表
規程に反するものを政治費にあてず根拠は
何か？ 疑問が残る。

★ 政務活動には職員1人2月163円 年間1923円が支給されている。現在職員が48名で年間総額92163円です。 (うち2人はすべて非課税)です。

★ 職員1名職員報酬が年間1,000円ありこれに1923円のプラスされているのです。すべて区民の税金です。

★ 秋に2月163円稼ごうのは大変なことです。

★ 9月17日必ず課税され、手取りはもっと少なくなる予定です。2月163円も蓄えの金額で生活して113人は減ります。

★ 区民1人1人が支払った税金が政務活動にばかり使われていき、区民のために仕事を113事を同じ心でやり、税金を正しく使うことを求めます。

★ 監査委員について

★ 監査委員にも多額の報酬が区民の税金で支払われています。

★ 監査委員は、特並区監査委員監査基準15条は

「高潔な人格を維持し、誠実に、公正不屈の態度を保持し、区民の負担に充て、区民に信頼される区政を実現するに職務を遂行する。」

★ とあります。監査委員は現場資料を徹底して調査し

区民の信頼に応え、支払った大切な税金を正しく使ひ、
正しい区政を実現するために、厳正な監査を
とめます。

★ 全国のプロナ対策費として、全国各地の市町村の
政務活動への返上、削減する機会が多々
あります。

苦しい住民の生活に思い、住民により近い助けを
という心、勤めます。

鹿角市、富田市、大館市、北上市、伊達市
秋田県 秋田市、湯沢市、横手市、千歳市
館山市、岡山県 井原市。

執事を承えていく事にして。

★ 杉並区も住民区民により近い心を持ち、

住民の支払った大切な税金が正しく使
われるように、厳正な監査をとめます。

及び 2019年度4月分

2018年度政務活動費の監査請求に関する意見陳述

2020年5月18日 K

政務活動費条例第1条に、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する」と記されており、長年、各議員に対して、政務活動費と称して、年に192万円が支給されるシステムが執られてきた。

2018年度は、48名の議員合計で、8,976万円が支給され、返還額を差し引くと、**区民税の67,657,460円**が、**議員の手元**に亘ったことになっている。

本日の意見陳述に於いて、監査委員の方々に、請求人の意見を2点述べたい。第1は、「1議員当たり年192万の支給額の妥当性」について、第2点は、「監査の在り方」についてである。

まず第1点-「1議員当たり年192万の支給額の妥当性」について

我々オンブズのメンバーは、2008年4月以来13年に亘って、政務活動費という「疑義の多い、ある意味で不当性の高い支出」を追いかけ、返還を求めてきた。多くの場合、明確な理由の開示がないまま、返還を拒否されて来た。一方、オンブズが提起した**政務活動費返還に関する東京地裁判決**で、「区政報告の内容について、政務活動としての側面と政治活動としての側面との割合を客観的な指標によって**算定することは困難**であるから、**社会通念に照らし**、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当である」とされた。この判決により、13名の議員が「認定不当利得額」を返還した。

今までの返還請求活動の根源的な疑問は、「**政務活動費を区税で支払うことが妥当なのだろうか**」、ということであった。政務活動費の使途の多くは、各自の政治・選挙活動の報告である区政報告書の作成・配布、区政報告会の開催などが多くを占めている。しかし、形の上では、区民を対象にしているが、実態は、議員自身の支持者が対象・中心となっており、各議員の政治・選挙活動そのものであり、政務活動費条例第1条に謳われている「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に、そのまま適合するとは捉えられない。従って、上述の地裁判決を一つの規範として、**政務活動の個々の内容を明確**にし、それに対応した費用を政務活動費として計上することを求める。

第2点「監査の在り方」について

杉並区監査委員監査基準（監査告示第22号 2020年2月26日）の第3条第2項には、「監査委員は、監査基準に従い、公正不偏の態度を保持し、独立の、かつ、客観的な立場で正当な注意を払ってその職務を遂行し、それによって**自ら入手した証拠に基づき意見等を形成**し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び区長等に提出する。」と記されている。更に、第13条、14条に、証拠の調査、及び、第16条に、必要事項の調査について規定されている。

どこを探しても、我々請求人が、監査委員の方々と、**意見交換**をすることは法的に定められていない。13年間一方通行であった。これが、**憲法の保障する民主主義の社会**なのだろうか。文章だけの交換であり、行間から何かを見つけ出そうとした時もあったが、全くの徒労であった。

今日の意見陳述が、その「意見交換・意志疎通ゼロ」の典型であり、双方にとって時間の浪費である。従って、監査請求制度に民主制を取り入れ、「**監査委員と請求人の間で、自由な意見交換**が出来る仕組み」の法的制度が確立されることを要請する。

以上

2 杉議会第 103 号
令和 2 年 4 月 27 日

杉並区監査委員 様

区議会事務局長
渡辺 幸一

平成 30 年度及び平成 31 年 4 月分政務活動費に関する抗弁書について

1 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議した。同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年 5 月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第 100 条第 14 項）、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）と規定され、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」を、同年 3 月 30 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」を定めている。

このように、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとなり、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

その後、平成24年4月5日には全国議長会の3団体が連名で、関係国会議員に対し、政務調査費制度の見直しについて要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、「地方自治法の一部を改正する法律案」については、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立した。(平成24年9月5日公布)

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。(平成25年3月1日施行)

これを受け、当区議会においても、平成25年第1回定例会において、条例の一部を改正し(平成25年2月20日)、同日付で規則の一部を改正している。

条例については、題名を「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)」とし、本文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改め、第9条第1項においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めている。

また、同条第2項において、別表により政務活動費の具体的な経費区分を定め、新たな項目として広聴広報費及び要請陳情等活動費を設けている。

さらに、第11条においては、議長は提出された収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする規定している。

2 政務活動費の交付に関する規定と交付手続きについて

(1) 政務活動費の趣旨

法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。(条例第1条)

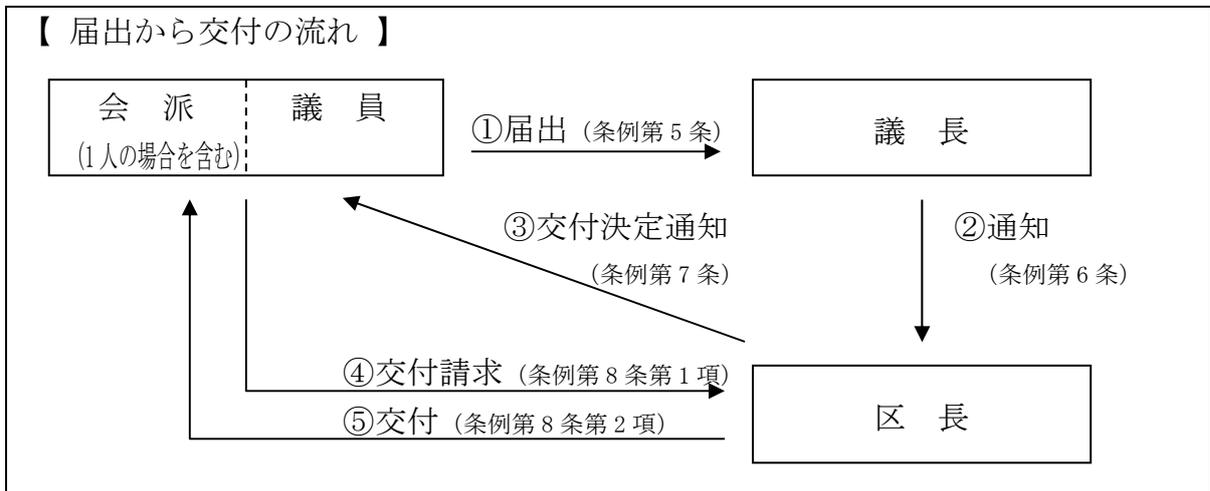
(2) 政務活動費の交付対象

会派(所属議員が1人の場合を含む。)及び議員の職にある者に対して交付する。(条例第2条)

(3) 政務活動費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額16万円を乗じて得た額を交付し(条例第3条第1項)、議員に交付する場合は、月額16万円を交付する。(条例第4条第1項)

(4) 政務活動費の交付に関する流れ



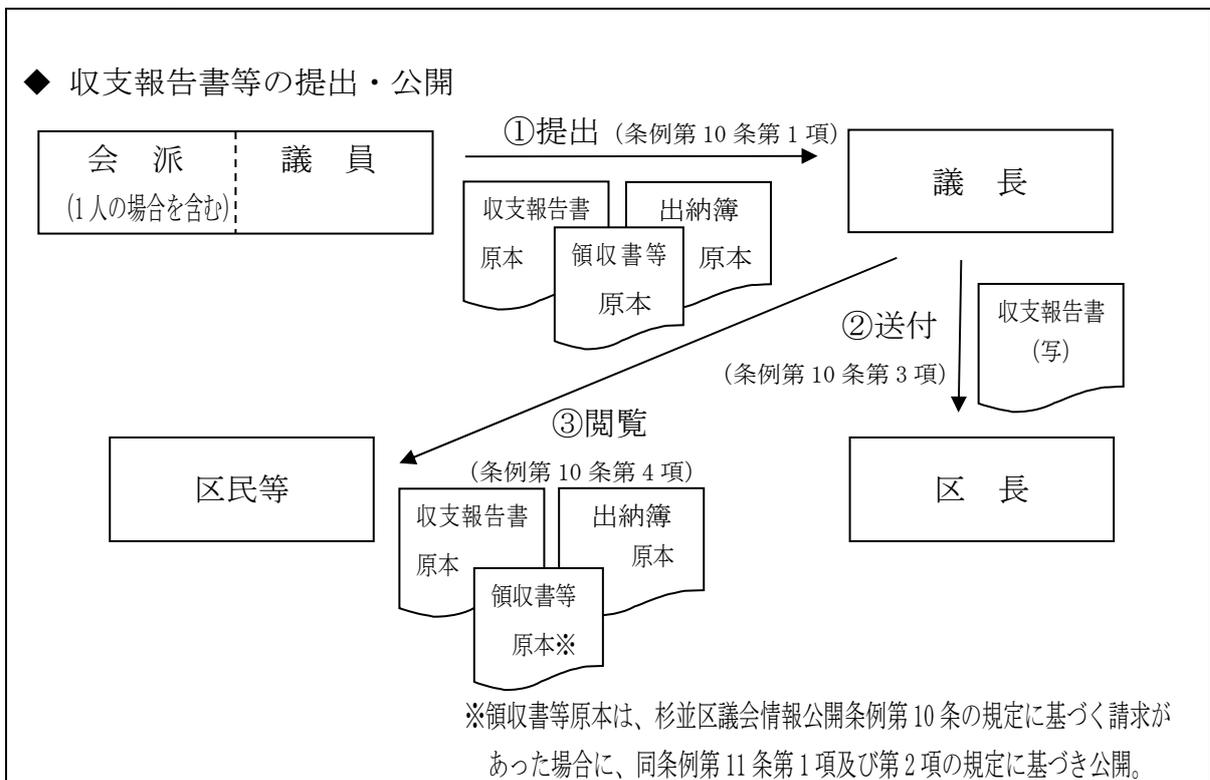
(5) 政務活動費の支出に関する手続

政務活動費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第4条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務活動費が会派の代表者又は議員に交付される。

3 収支報告書等の提出に関する手続き等について

(1) 政務活動費の収支報告に関する流れ



(2) 収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務活動費の使途について個別に相談を受けた場合、過去の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

(3) 収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている使途について、条例第9条別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第2条別表の政務活動に要する経費細目に照らして疑義がないかどうか、政務活動に要する経費の項目適用に誤りがないかなど、領収書その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、必要に応じて助言を行っている。

区政に関する調査研究その他の活動に資するための必要性や合理性については、区民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成27年度からは、区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員に対し説明の必要を明示したところである。

(4) 返還に関する規定

- ・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長へ返還しなければならない。（条例第8条第4項・第6項）
- ・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

4 政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割について

(1) 条例における議長等の役割・権能等の規定

- ・会派の代表者又は議員から提出された政務活動費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類を5年経過するまで保存し、収支報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。（条例第10条第4項）

- ・収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類については、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める。(条例第11条)

(2) 区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務活動費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務活動費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェック、出納簿と領収書その他証拠書類との付け合わせのほか、政務活動費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務活動費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

(3) 議長の調査権に関する見解

平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の使途基準に反するものとは言えないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示している。

このことから、政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられるものと考えますが、平成24年の法改正に伴い、条例第11条に、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を明記したことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反であることが、収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派・議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

5 領収書その他の証拠書類の取扱について

(1) 証拠書類等の保存に関する規定

会派・議員が、出納簿や領収書その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第10条)

(2) 証拠書類等の保存に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間保存することを規定しているのは、政務活動費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第1回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局

長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の保存義務を課しているものとする。

(3) 自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から出納簿（平成18年度分までは写し）を収支報告書とあわせて議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、平成18年12月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、規程を制定し、さらに、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、客観性をより担保させるため、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を追加し定めた。（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）」において、継続的に自主的な改善に取り組んでいる。平成22年度には、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ねており、この専門委員会の議論等を踏まえ、改めて調査検討委員会で検討を行い、その結果に基づき、規程の一部を改正するなどの改善を図っている。これらについては、政務活動費に制度が改正されて以降も同様に行っているところである。

6 政務活動費の平成30年度及び平成31年4月分の状況

(1) 平成30年度

①交付状況

平成30年度の政務活動費の交付に係る手続きは、条例等に基づき、適正に行っており、別紙1「平成30年度政務活動費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

②収支報告状況

平成30年度の政務活動費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である平成31年4月30日までに会派の代表者及び議員から提出され、令和元年5月1日より区民の閲覧に供している。

③返還に関する届出

平成29年度の政務活動費交付額の残額返還に関する届出は、2会派・17議員がその届出に基づいて政務活動費交付額の戻入を行った。

令和元年5月以降、2会派・18議員が平成30年度の収支報告を訂正し、うち2会派・15議員については、訂正後の支出金額が交付済みの政務活動費の額を下回り残余额が発生したため、区へ返還の手続きを行っている。（別紙2「平成30年度 政務活動費出納閉鎖後

の訂正状況」のとおり)

(2) 平成31年4月分

①交付状況

平成31年4月分の政務活動費の交付に係る手続きは、条例及び規則に基づき、適正に行っており、別紙3「平成31年度4月分政務活動費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

②収支報告状況

平成31年4月分の政務活動費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である令和元年5月30日までに会派の代表者及び議員から提出され、令和元年6月1日より区民の閲覧に供している。

③返還に関する届出

平成31年4月分の政務活動費交付額の残額返還に関する届出は、6議員がその届出に基づいて政務活動費交付額の戻入を行った。令和元年5月以降、収支報告書の訂正及び区への返還手続きは行なわれていない。

7 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派・議員が行う、調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議の参加等、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動、その他区民福祉の増進を図るために必要不可欠な活動である。

政務活動費として支出する際には、「政務活動に要する経費及び同細目」に規定された範囲内で支出することは当然である。

同時に、政務活動費として公費負担される以上、必要最小限の経費で最大の効果を上げるようコスト意識をもって活動を行う必要がある、さらに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められている。

そのうえで、政務活動の対象は広範囲におよび、活動内容も多様であることから、それに要する経費の支出については、会派・議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について、会派・議員の自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかについては、会派・議員が活動の実態に照らして自ら判断するものとしている。そして、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものとする。

また、令和2年4月27日付2杉議会第104号の調査回答において、各議員が「区民に必要な情報を区政報告で適切に知らせることは、大切な議員活動であること」や「区政報告会で区民とのやりとりを通して理解を深めることは、区議会の議論の場で参考になること」、「区政への提案提言に繋げるため、区と区民の意見交換の場となる住民協議会の実施は有意義であること」等と回答していることから、政務活動費は、議員にとって必

要不可欠であり、議会活動を行う上で有用性の高い制度となっている。

(1) 調査研究費

①月極駐車場代

月極駐車場の賃料については、一般的に政務活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1を上限として政務活動費の対象として認めている。これは、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、目的や理由の説明は要件としておらず、会派・議員の裁量のもと、その経費を政務活動費として支出することを認めている。

請求人が指摘する月極駐車場の賃料については、今井議員、はなし議員からそれぞれ区政との関連性や規程の範囲内での計上など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

②住民協議会開催費用

平成26年11月27日奈良地裁判決では、「本件条例及び本件規程は、県外及び日本国外における調査活動について、その目的、内容及び結果等について報告を求めているものの、これ以外には調査の内容や結果について具体的に報告することを義務付けておらず、議員が調査活動を第三者に委託した場合においても同様であるから、議員が調査の内容や結果を具体的に明らかにしない限り政務調査費の充当が認められないというべきではない」と判断されている。

このことから、住民協議会の開催費用に関する経費は、政務活動に要する経費で定める調査研究費に該当し、調査研究活動や関連する業務の一部を委託することが制度上予定されており、その経費を認めることは妥当と考える。また、住民協議会の内容を開示しないことをもって違法又は不当な支出であるとはいえない。

請求人が指摘する住民協議会開催費用については、山本あけみ議員から区政との関連性や政党活動ととられないよう細心の注意を払っていたことなど合理的な説明を受けていること、また、住民協議会の実施内容に関する報告書を4月13日付で追加提出しており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

(2) 研修費

勉強会の開催費用に関する経費は、政務活動に要する経費で定める研修費に該当し、区政との関連性の説明やテーマ等が分かる関連資料の提出があれば、その経費を認めている。また、議員の多様にわたる専門性や課題認識・問題意識を尊重し、議員の自律的な裁量を前提とした経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する講演内容については、太田議員から勉強会と区政との関連性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

(3) 広聴広報費

①区政報告

区政報告の発行など区政や議会活動に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・周知するために必要なものである。

当区議会に関連する平成26年度の政務活動費として支出した議員区政報告に対し、平成31年3月22日の東京地裁判決では、

ア「政務活動としての側面を有していることは否定できないが、区議の顔写真及び氏名がかなり大きく目立つ形で記載されており、区議選の約1か月前に5万を超える部数というかなり大きな部数がポスティングや新聞折込みなどの方法により配布されていること等の事情を総合すると、区議選に向けて区議をアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」(富本議員)

イ「区政の実績及び引き続き目指す課題を記載しているその内容や、それぞれ10万を超えるというかなり大きな部数を配布したことなどを総合すると、区議選に向けて区議のアピールという政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」(無所属区民派)

ウ「区政報告は、政務活動としての側面を有することは否定できないものの、10万部というかなり大きな部数を作成し、区議選を控えた平成27年1月頃までに多数の会合や駅頭演説の際に配布されたことなどの事情を総合すると、区議選に向けて区議の子育ての経験等を区民にアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」(吉田議員)

エ「区政報告は、裏面には区政に関する区議の実績が記載されているものの、表面には区議の顔写真が大きく記載されているほか、政治評論家と握手した写真などが記載されており、全体として、区政報告よりも区議のアピールの側面が強いものとなっており、区議選の直前に作成・配布されていることなどの事情を総合すると、区議の政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」(大槻議員)

オ「区政報告には、区議の区議会における質疑等の区政報告が記載されているものであるが、区議選の約1か月前の時期に、10万を超える部数という相当に大きな部数を郵送、新聞折込み、駅頭や区政報告会等での手渡しの方法により配布していること、郵送分については後援会事務所開設の案内を同封して郵送されていることなどを総合すると、約1か月後に迫った区議選に向けての区議のアピールという政治活動としての側面を併有していることを否定できない。」(田中議員)

等と、按分せずに計上した議員の区政報告関連費用について、違法な支出であると判断されたところである。一方で、

ア「配布時期を考慮しても、区政報告の範囲を超えるものではなく、区議選に向けた政治活動や選挙活動としての側面を有していたとは認められない。」(大和田議員)

イ「顔写真やプロフィールが掲載されていること、下の名前をひらがな表記にしていることも、区政報告の趣旨と矛盾するものとはいえず、政治活動や選挙活動としての側面を有していることを推認させるものとはいえない。」(脇坂議員)

ウ「配布時期、配布部数を考慮しても、区政報告の範囲を超えるものではなく、区議選

に向けた政治活動としての側面を有していたとは認められない。」(今井議員)

エ「政務活動の割合を75%と算定したことは合理的であり、区政報告関連費用の75%を政務活動費から支出したことに違法はない。」(松浦議員)

オ「配布時期を考慮しても区政報告の範囲を超えるものとはいえない。表面に時候の挨拶が記載されているが、裏面には区政報告が記載されており、全体として専ら区政報告の趣旨であると認められる。」(川原口議員)

カ「配布時期を考慮しても区政報告の範囲を超えるものとはいえない。」(大槻議員)

などと、適法な支出であるという判断が多数されている。

また、令和元年10月30日の東京高裁判決では、「例年と同様の内容及びレイアウトのものとして作成、配布されたものと認めることができ、政務活動費として支出することが許されるものということができる。」(安斉議員)、「同様の報告書が毎年定期的に作成、配布されているものであり、同13号及び14号と比べて、内容、レイアウトに大差なく、発行部数についても有意の差があったことをうかがわせる証拠がないことに鑑み、被控訴人の主張は採用できない。」(安斉議員)と判断されたところである。

これらの判決の趣旨を踏まえ、本件各議員の区政報告について見ると、印刷や配布の時期を考慮に入れても、紙面内容が各議員の議会活動状況の報告となっていることやレイアウトデザインを含め、議員の写真やプロフィール、似顔絵等の掲載はあるものの、紙面全体から見れば一定の範囲内であること等を総合的に判断すると、当該経費は、区政報告の趣旨と矛盾するものではなく、選挙活動や後援会活動としての側面を有していることを推認させるとは言えないため、これらの経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する議員区政報告については、それぞれの議員から、「当該按分率の指摘は、26年度政務活動費請求事件と同様の主張であり既に全額支出したことに問題がないことが確認されていること」(安斉議員)、今回指摘を受けた区政レポートは26年度の区政レポートと同様の発行時期及び編集内容で発行しており全額支出に問題ないと考えていること」(浅井議員)、「過去毎年同時期に区政報告を発行していること」(今井議員)、「区政報告の最大の目的は区政の重要案件をわかりやすく区民に広報するためレイアウトデザインは重要であること」(今井議員)、「広報物を出すにあたり最も神経を集中する点は『いかに多くの方が目を通して下さるか』であるためレイアウトを工夫し写真を多用していること」(大和田議員)、「紙面を見やすくするために写真や図などを含めデザイン能力の高いプロに依頼していること」(山本あけみ議員)、「デザイン費の計上は、区政報告レポートを見やすく、わかりやすいレイアウトにするために必要であること、また、質疑の様子が見える写真を可能な限り載せていること」(小林議員)、「似顔絵はどの部分が議員の見解であるのかをわかりやすくするために用いていること」(岩田議員)、「議員プロフィールや連絡先となる事務局案内など、どういう考え方の人物で、どういう経歴の人物で、どういう活動を行っているのかなど、すべて区議会レポートには必要な内容であること」(川野議員)、「作成・配布後の残部の取り扱いに関して」(大和田議員、上野議員、杉並区議会公明党当該議員)、「党の宣伝というがイラストの権利者を掲載したに過ぎないこと」(大槻議員)、「事務所の住所・電話番号を掲載することは、連絡先を明確にするためであること」(関口議員)、「その他、多くの当該議員から区政報告は政務活動を反映した内容であること」等、合理的な説明を受けており、本件支出は、「政

務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

また、令和2年度からは、当該判決内容を踏まえ、区政報告書の作成及び配布について、手引書に「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとします。」と明記している。

②区政報告会

平成29年3月30日の広島高裁判決では、「市政報告会に要する経費は、その実態が、調査研究活動や議会活動、市の政策の報告等とは離れた専ら選挙活動のための集会や後援会活動のための集会、私的な懇親のための会合であると推認できるような事情がない限り、それに要した費用全額について、使途基準に適合しないということとはできない。」と判断されている。

このことから、議員が行う活動及び区政に関する区民への報告等を行う目的で、区政報告会を開催する経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する区政報告会の関連費用については、井原議員、大和田議員、小川議員、けしば議員、新城議員、佐々木議員からそれぞれ区政との関連性や必要性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

③ホームページ関連

ホームページは、議員が区民に対して活動内容等を報告するのに、有効な広報手段の一つであり、条例、規則等のルールのもと、当該経費を支出することを認めている。

請求人が指摘するホームページ上の問題については、はなし議員からすでに不具合は解消している旨の合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

(4) 資料購入費

政党機関紙の購読

平成27年1月20日及び同年10月27日岡山地裁判決では、「自身の所属する政党の発行した政党紙、団体紙については、政党の支援活動、自身の方針及び政策の学習のための購読という側面があることを否定できない。しかしながら、その一方で、市政について検討する際の資料としていることも認められているのであり、そうである以上、政務調査活動のために資料購入代全額の支出を要するのであるから、その全額について、資料購入費として支出することができるというべきである。」と判断している。

このことから、本請求中の政党の機関紙である「公明新聞」については、区に関わる情報を含め各種情報収集が可能であるため、調査研究活動のための資料として購入することが、違法又は不当な支出であるとはいえない。

請求人が指摘する政党機関紙については、当該杉並区議会公明党議員から規程に沿って議員1人あたり1部の購入であることなど合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

(5) 人件費

議員が第三者を雇用する場合、それが政務活動の補助に当たるか否かの判断については、明らかに政務活動に反映・寄与しない場合や政務活動に要する経費等に照らして必要性・合理性を欠いている場合等を除き、議員の政務活動の対象が広範囲に及び調査方法も多様なことから、議員の自律的判断に委ねられている。ただし、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容については、区民が疑念をいだくことがないよう透明性を高めるためにも、実態と乖離することがないよう適切な記載が求められる。また、会派・議員が広範な裁量権を持っているという平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、会派・議員の政策的判断を尊重することも考慮する必要がある。

請求人が指摘する人件費については、小林議員、はなし議員からそれぞれ勤務作業内容と区政との関連性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

8 令和2年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用に向けて、不断の検証・見直しに努めてきたが、政務活動費の用途については、議員の自律的判断と説明責任が強く求められていることから、議員一人ひとりの意識を変える必要がある。

具体的な取り組みとしては、政務活動費の適正な執行を確保するため、令和元年度の調査検討委員会での検討結果を受け、月極駐車場代の支出要件の厳格化や手引書に「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとします。」と明記した。

今後は、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度をめざし、調査検討委員会において、按分の割合が定められていない経費の適切な按分の割合の設定や支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化、その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組むこととしている。

平成30年度 政務活動費支出状況(決算数値)

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (繰算込分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳											支出計
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情 等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費		
1 杉並区議会公明党(8名)	15,360,000	10,572,364	4,787,636	15,360,000	770,233	81,129	2,393,249	0	0	6,000	724,302	802,723	0	10,000	4,787,636	
2 共産党区議団(5名)	9,600,000	570,556	9,029,444	9,600,000	66,000	35,000	4,049,737	0	0	0	470,580	2,531,220	0	1,876,907	9,029,444	
3 浅井くにお議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	47,098	0	1,582,267	0	0	0	121,956	127,178	0	41,501	1,920,000	
4 安斉あかつ子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	42,250	0	1,872,658	0	0	0	0	5,092	0	0	1,920,000	
5 井原とも子議員	1,920,000	229,595	1,690,405	1,920,000	44,498	0	1,461,138	0	0	0	128,304	14,964	0	41,501	1,690,405	
6 市来とも子議員	1,920,000	589,522	1,330,478	1,920,000	0	139,286	829,574	0	0	0	100,977	153,003	0	107,638	1,330,478	
7 井原太一議員	1,920,000	855,314	1,064,686	1,920,000	225,304	388,008	111,209	0	0	0	270,446	9,018	0	60,701	1,064,686	
8 今井ひろし議員	1,920,000	27,652	1,892,348	1,920,000	144,430	136,473	1,310,167	0	0	0	149,551	110,226	0	41,501	1,892,348	
9 岩田いくま議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	63,350	3,369	1,472,862	0	0	0	205,602	174,817	0	0	1,920,000	
10 上野エリカ議員	1,920,000	30,000	1,890,000	1,920,000	91,294	7,142	1,791,564	0	0	0	0	0	0	0	1,890,000	
11 大泉やすまさ議員	1,920,000	1,463,201	456,799	1,920,000	45,508	8,300	352,905	0	0	0	0	8,585	0	41,501	456,799	
12 大熊昌巳議員	1,920,000	1,033,776	886,224	1,920,000	32,881	0	239,375	0	0	0	130,818	441,649	0	41,501	886,224	
13 太田哲二議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	75,546	1,452,581	187,602	0	0	0	40,878	135,393	0	28,000	1,920,000	
14 和田伸議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	67,827	0	1,239,652	0	0	0	115,409	167,049	288,562	41,501	1,920,000	
15 小川宗次郎議員	1,440,000	559,646	880,354	1,440,000	52,353	0	658,765	0	0	0	55,963	82,786	0	30,487	880,354	
16 奥田雅子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	2,564	19,698	1,055,054	0	330	0	31,355	12,755	483,244	315,000	1,920,000	
17 河津利恵子議員	1,920,000	1,511,039	408,961	1,920,000	75,072	0	76,500	0	0	0	105,310	152,079	0	0	408,961	
18 川野たかあき議員	1,920,000	91,637	1,828,363	1,920,000	289,557	28,642	1,379,657	0	0	0	112,012	3,495	0	15,000	1,828,363	
19 木村ようこ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	162,450	853,687	7,960	0	0	199,336	43,343	479,224	174,000	1,920,000	
20 小林ゆみ議員	1,920,000	454,010	1,465,990	1,920,000	78,899	67,142	991,668	0	0	0	63,897	116,784	0	147,600	1,465,990	
22 佐々木浩議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	47,687	7,142	1,318,875	0	0	0	66,313	120,898	339,085	20,000	1,920,000	
23 新城せつこ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	23,200	124,520	901,312	0	0	0	163,100	44,105	486,763	177,000	1,920,000	
24 関口健太郎議員	1,440,000	23,087	1,416,933	1,440,000	158,423	7,500	1,212,265	0	0	0	0	23,745	0	15,000	1,416,933	
25 そね文子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	1,234	7,244	1,055,054	0	0	0	38,777	12,755	489,936	315,000	1,920,000	
26 田中ゆうたろう議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,733,316	0	0	205	77,642	108,837	0	0	1,920,000	
27 富本卓議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	66,686	3,000	1,562,690	0	0	0	147,928	139,696	0	0	1,920,000	
28 はなし俊郎議員	1,920,000	772,598	1,147,402	1,920,000	186,331	0	96,095	0	0	0	40,126	183,349	0	641,501	1,147,402	
29 藤本なおや議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	93,840	8,942	1,336,189	0	0	30	59,534	107,004	297,961	16,500	1,920,000	
30 堀部やすし議員	1,920,000	305,924	1,614,076	1,920,000	9,920	30,000	1,012,976	0	1,900	0	531,365	27,915	0	0	1,614,076	
31 増田裕一議員	1,920,000	3,265	1,916,735	1,920,000	42,250	2,300	1,610,304	0	0	12,960	248,921	0	0	0	1,916,735	
32 松浦芳子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	109,457	7,142	1,474,477	0	0	0	33,374	110,550	0	185,000	1,920,000	
33 松尾ゆり議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	2,731	63,968	1,074,882	0	0	0	150,336	57,334	570,749	0	1,920,000	
34 山本あけみ議員	1,920,000	6,614	1,913,386	1,920,000	263,841	139,516	1,271,153	0	8,770	47,860	98,470	68,776	0	15,000	1,913,386	
35 吉田あけい議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,718,260	0	0	0	6,000	154,239	0	41,501	1,920,000	
36 脇坂たつや議員	1,920,000	90,897	1,829,103	1,920,000	45,508	178,728	1,164,455	0	0	0	302,105	96,806	0	41,501	1,829,103	
計	87,360,000	19,190,677	68,169,323	87,360,000	3,265,772	3,109,222	42,451,593	7,960	11,000	67,055	4,990,687	6,348,168	3,435,524	4,482,342	68,169,323	

※19木村ようこ議員:政務活動費の交付を受けない届を提出、15小川宗次郎議員・24関口健太郎議員(平成30年6月29日就任)

◆平成30年7月精算済分(平成30年6月17日辞職)

木梨もりよし議員	480,000	465,126	14,874	480,000	4,400	0	0	0	0	0	8,074	2,400	0	0	14,874
合計	87,840,000	19,655,803	68,184,197	87,840,000	3,270,172	3,109,222	42,451,593	7,960	11,000	67,055	4,998,761	6,350,568	3,435,524	4,482,342	68,184,197

平成30年度 政務活動費支出納閉鎖後の訂正状況

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (繰算込)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳											支時計
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情 等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費		
1 杉並区議会公明党(8名)	15,360,000	10,572,666	4,787,334	15,360,000	818,420	33,442	2,392,749	0	0	6,000	724,302	802,421	0	10,000	4,787,334	
2 共産党区議団(5名)	9,600,000	651,118	8,948,882	9,600,000	66,000	35,000	4,049,357	0	0	95,256	373,154	2,531,584	0	1,798,531	8,948,882	
3 浅井くにお議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	47,098	0	1,582,267	0	0	0	121,956	127,178	0	41,501	1,920,000	
4 安斉あきら議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	42,250	0	1,872,658	0	0	0	0	5,092	0	0	1,920,000	
5 井口かつ子議員	1,920,000	268,283	1,651,717	1,920,000	44,498	0	1,422,450	0	0	0	128,304	14,964	0	41,501	1,651,717	
6 井原とも子議員	1,920,000	589,750	1,330,250	1,920,000	0	139,286	823,856	0	0	0	106,236	153,234	0	107,638	1,330,250	
7 井原太一議員	1,920,000	894,002	1,025,998	1,920,000	225,304	388,008	72,521	0	0	0	270,446	9,018	0	60,701	1,025,998	
8 今井ひろし議員	1,920,000	66,340	1,853,660	1,920,000	144,730	136,473	1,271,179	0	0	0	149,551	110,226	0	41,501	1,853,660	
9 岩田いくま議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	63,350	3,369	1,472,862	0	0	0	205,602	174,817	0	0	1,920,000	
10 上野エリカ議員	1,920,000	30,000	1,890,000	1,920,000	91,294	7,142	1,791,564	0	0	0	0	0	0	0	1,890,000	
11 大泉やすまさ議員	1,920,000	1,501,889	418,111	1,920,000	45,508	8,300	314,217	0	0	0	0	8,585	0	41,501	418,111	
12 大熊昌巳議員	1,920,000	1,072,464	847,536	1,920,000	32,881	0	200,687	0	0	0	130,818	441,649	0	41,501	847,536	
13 太田哲二議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	75,546	1,452,581	187,602	0	0	0	40,878	135,393	0	28,000	1,920,000	
14 大和田伸議員	1,920,000	38,688	1,881,312	1,920,000	67,827	0	1,193,584	0	0	0	122,789	167,049	288,562	41,501	1,881,312	
15 小川宗次郎議員	1,440,000	598,334	841,666	1,440,000	52,353	0	620,077	0	0	0	55,963	82,786	0	30,487	841,666	
16 奥田雅子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	2,564	19,698	1,055,054	0	330	0	31,355	12,755	483,244	315,000	1,920,000	
17 河津利恵子議員	1,920,000	1,511,039	408,961	1,920,000	75,072	0	76,500	0	0	0	105,310	152,079	0	0	408,961	
18 川野たかあき議員	1,920,000	91,637	1,828,363	1,920,000	289,557	28,642	1,379,657	0	0	0	112,012	3,495	0	15,000	1,828,363	
19 木村ようこ議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
20 小林ゆみ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	170,450	852,303	7,960	0	0	191,336	43,343	480,608	174,000	1,920,000	
21 小佐々木浩議員	1,920,000	454,226	1,465,774	1,920,000	78,899	67,142	991,668	0	0	0	63,897	116,568	0	147,600	1,465,774	
22 新城せつこ議員	1,920,000	55,351	1,864,649	1,920,000	47,687	7,142	1,318,875	0	0	0	66,313	120,898	339,085	20,000	1,920,000	
23 関口健太郎議員	1,440,000	23,087	1,416,933	1,440,000	158,423	7,500	1,212,265	0	0	0	159,000	45,756	485,112	177,000	1,364,649	
24 松中ゆうたろう議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	1,234	7,244	1,055,054	0	0	0	38,777	12,755	489,936	315,000	1,920,000	
25 富本卓議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	66,686	3,000	1,562,690	0	0	205	77,642	108,837	0	0	1,920,000	
26 はなし俊郎議員	1,920,000	811,366	1,108,634	1,920,000	186,331	0	57,407	0	0	0	40,126	183,269	0	641,501	1,108,634	
27 藤本なおや議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	94,140	8,942	1,335,889	0	0	30	59,534	107,004	297,961	16,500	1,920,000	
28 堀部やすし議員	1,920,000	305,924	1,614,076	1,920,000	9,920	30,000	1,012,976	0	1,900	0	531,365	27,915	0	0	1,614,076	
29 増田裕一議員	1,920,000	4,885	1,915,115	1,920,000	42,250	2,300	1,605,212	0	0	12,960	247,301	5,092	0	0	1,915,115	
30 松浦芳子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	109,457	7,142	1,474,477	0	0	0	33,374	110,550	0	185,000	1,920,000	
31 松尾ゆり議員	1,920,000	1,800	1,918,200	1,920,000	2,631	64,088	1,073,082	0	0	0	150,336	57,334	570,749	0	1,918,200	
32 山本あけみ議員	1,920,000	6,614	1,913,386	1,920,000	263,841	139,516	1,271,153	0	8,770	47,860	98,470	68,776	0	15,000	1,913,386	
33 吉田あけみ議員	1,920,000	38,688	1,881,312	1,920,000	0	0	1,679,572	0	0	0	6,000	154,239	0	41,501	1,881,312	
34 脇坂たつや議員	1,920,000	129,585	1,790,415	1,920,000	45,508	178,728	1,125,767	0	0	0	302,105	96,806	0	41,501	1,790,415	
計	87,360,000	19,717,716	67,642,284	87,360,000	3,312,159	3,053,955	42,008,588	7,960	11,000	162,311	4,892,180	6,354,908	3,435,257	4,403,966	67,642,284	

※19木村ようこ議員:政務活動費の交付を受けない届を提出、15小川宗次郎議員・24関口健太郎議員(平成30年6月29日就任)

◆平成30年7月精算済み(平成30年6月17日辞職)

木梨もりよし議員	480,000	465,126	14,874	480,000	4,400	0	0	0	0	0	8,074	2,400	0	0	14,874
合計	87,840,000	20,182,842	67,657,158	87,840,000	3,316,559	3,053,955	42,008,588	7,960	11,000	162,311	4,900,254	6,357,308	3,435,257	4,403,966	67,657,158

平成31年度4月分 政務活動費支出状況(決算数値)

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算私分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳										支出計		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費			
1 上野工リ力 議員	160,000	3,184	156,816	160,000	0	0	156,816	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156,816
2 河津利恵子 議員	160,000	130,743	29,257	160,000	1,294	0	4,000	0	0	0	12,737	11,226	0	0	0	0	29,257
3 佐々木浩 議員	160,000	122,457	37,543	160,000	0	0	0	0	0	0	0	9,554	3,989	24,000	0	0	37,543
4 はなし俊郎 議員	160,000	19,372	140,628	160,000	2,750	0	113,100	0	0	0	3,700	17,879	0	3,199	0	0	140,628
5 増田裕一 議員	160,000	160,000	0	160,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 松浦芳子 議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計(A)	800,000	435,756	364,244	800,000	4,044	0	273,916	0	0	0	16,437	38,659	3,989	27,199	0	0	364,244

※6松浦芳子議員：政務活動費の交付を受けない届を提出

◆平成31年4月精算済分(平成31年4月15日辞職)

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算私分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳										支出計		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費			
市来とも子 議員	160,000	160,000	0	160,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(B)	160,000	160,000	0	160,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(A+B)	960,000	595,756	364,244	960,000	4,044	0	273,916	0	0	0	16,437	38,659	3,989	27,199	0	0	364,244

別紙 3

2 杉並第 6147 号
令和 2 年 4 月 27 日

杉並区監査委員 様

杉並区長 田中 良

平成 30 年度及び平成 31 年 4 月分政務活動費に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

令和 2 年 4 月 17 日付け 2 杉監査第 24 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務活動費の制度制定の経緯

(1) 地方公共団体は、政務調査費(現在の政務活動費)が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

(2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 89 号)は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 26 号)が制定された。

(3) 平成 24 年 9 月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費へと制度を改正した。

2 政務活動費の交付及び返還等に関する手続について

政務活動費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。
なお、政務活動費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

(1) 政務活動費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届ける。

ア 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務活動費の交付に関する届）

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項及び第2項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第1号様式）

イ 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務活動費の交付に関する届）

議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。（条例第5条第3項）（規則第2号様式）

(2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知（政務活動費交付対象者状況通知書）する。（条例第6条第1項）（規則第3号様式）

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知（政務活動費交付対象者変更通知書）する。（条例第6条第2項）（規則第4号様式）

(3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知（政務活動費交付決定通知書）する。（条例第7条）（規則第5号様式）

(4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求する。（条例第8条第1項）

(5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。（条例第8条第2項）

(6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日

の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。(条例第 8 条第 4 項及び第 6 項)

(7) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

(8) 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(条例第 9 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。(政務活動費返還命令書)(条例第 12 条)(規則第 8 号様式)

3 政務活動費の適正化に向けた取り組み

(1) これまでの取り組み

区議会内において、「議会改革検討調査部会」や「政務活動費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)(現在の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程)を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務活動費の「使途基準細目(現在の政務活動に要する経費細目)」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めた。

また、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(現在の杉並区議会政務活動費調査検討委員会)」を設置し、その検討過程のなかで、政務活動費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会(現在の杉並区議会政務活動費専門委員会)」を平成 22 年 5 月設置した。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討した結果、平成 23 年から適宜、政務活動に要する経費細目について改正を行い、この間、区議会の自律的な取り組みにより適正化と透明性の向上を図ってきたところである。

平成 26 年度には、他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれ、今まで以上に適正な制度運用が求められた。このような厳しい状況の中で、区としても強い危機感を持ち、平成 26 年 10 月に、区長から区議会議長に対し、政務活動費の今まで以上に適正な制度運用を求める申し入れを行った。

これに対し、区議会では、政務活動費調査検討委員会・政務活動費専門委員会で検討し、その結果をまとめ、平成 27 年 2 月、区議会議長が区長に対し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知を行い、同年 5 月に「政務活動費の支出に関する事務処理について」(以下「手引書」という。)を全面改訂した。

さらに、平成 27 年度以降には、監査結果における意見や要望を反映させるため、政務活動費調査検討委員会で検討を重ね、規定を一部改正するなど、より一層の政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めている。

(2) 令和元年度の取り組み

区議会では、平成 25 年に使途が拡大された政務活動費における使途の透明性の確保について、制度の改善項目の中で急務かつ最優先課題と捉え、継続して改善に努めてきた。

令和元年度の取り組みとして、使途の透明性の確保の観点から、規程及び手引書において、政務活動費の使用実態や按分率等の考え方について可能な限り明記するとともに、計上時には説明を付すよう促すことで、制度の改善を図った。

また、令和2年度から、政務活動費調査検討委員会の開催回数や規程改正等の検討結果(過去5年分)、政務活動費専門委員会の委員構成や所管事項等を公開することとした。

4 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査を行い、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支

障の無いよう、政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると
考えている。

そのような前提からすれば、今回の措置請求の対象となっている政務活
動費については、条例第 11 条に基づき、議長が収支報告書及び領収書
等を調査していることから、区は適正に執行したものと考えている。

しかしながら、区としては、この間の政務活動費に関する監査結果や訴
訟の判決を重く受け止めており、今後も、議会には、より適正な制度運用と
それらを客観的に確認できるよう用途の透明性の向上を強く求めていく。

2 杉議会第 104 号
令和 2 年 4 月 27 日

杉並区監査委員 様

杉並区議会
議長 井口 かづ子

平成 30 年度及び平成 31 年度 4 月分政務活動費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

令和 2 年 4 月 17 日付 2 杉監査第 25 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

平成 30 年度及び平成 31 年度 4 月分における、請求人が会派・議員別に個々に指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

(1) 会派又は議員が行う政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 30 年度及び平成 31 年度 4 月分の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

(2) 出納簿及び収支報告書の訂正の届出は、議員の意向により訂正されたものであり、当該支出額が誤記控除されたことは、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして適当である。

① けしば誠一議員

次のとおり、令和 2 年 4 月 22 日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

5 月 11 日支払分誤記控除 用紙 A4 白 (4/20) 2,403 円 (消費税込) × 1/2	広聴広報費	△1,201
5 月 11 日支払分誤記控除 用紙 A4 白 (4/24) 7,209 円 (消費税込) × 1/2	広聴広報費	△3,604

*上記の訂正により、支出額を4,805円減額し、同額の残額が生じたため、4月23日に返還された。

② 山本ひろこ議員

次のとおり、令和2年4月16日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除・誤記更正】

5月9日支払分誤記控除 ホームページ管理運営費（4月、5月、6月）80%	広聴広報費	△25,920
5月9日支払分誤記更正 ホームページ管理運営費（4月、5月、6月）50%	広聴広報費	16,200
7月20日支払分誤記控除 ホームページ管理運営費（7月、8月、9月）80%	広聴広報費	△25,920
7月20日支払分誤記更正 ホームページ管理運営費（7月、8月、9月）50%	広聴広報費	16,200
10月16日支払分誤記控除 ホームページ管理運営費（10月、11月、12月）	広聴広報費	△25,920
10月16日支払分誤記更正 ホームページ管理運営費（10月、11月、12月）50%	広聴広報費	16,200
12月28日支払分誤記控除 ホームページ管理運営費（1月、2月、3月）80%	広聴広報費	△25,920
12月28日支払分誤記更正 ホームページ管理運営費（1月、2月、3月）50%	広聴広報費	16,200

*上記の訂正により、支出額を38,880円減額し、同額の残額が生じたため、4月22日に返還された。

3 今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費の使途に関しては、平成19年5月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成21年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌22年度には、学識経験者等第三者で構成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、使途に関する事項を中心に、継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出にあたっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられていると考えている。今回は、平成30年度及び平成31年度4月分の政務活動費であり、

その当時の基準により、会派・議員が、それぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

また、具体的な取り組みとしては、政務活動費の適正な執行を確保するため、令和元年度の「杉並区議会政務活動費調査検討委員会」での検討結果を受け、月極駐車場代の支出要件の厳格化や手引書に「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとします。」と明記した。

今後は、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度をめざし、当該調査検討委員会において、按分の割合が定められていない経費の適切な按分の割合の設定や支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化、その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組むこととしている。

4 個別事項についての会派・議員からの説明

1. 浅井くにお議員

【広聴広報費（区政報告）】

私の区政レポートは、議員就任以来、夏号と新年号の年2回を基本に発行してきました。今般の住民監査請求により指摘の平成30年度発行夏号No.17、新年号No.18については、これまでと同様の発行時期、編集内容で発行をしております。

こうした中、平成26年度に発行した区政レポート夏号No.8、新年号No.9に対する訴訟での東京地方裁判所の判断が以下のように出ています。

「浅井区政報告書8号及び9号の内容は、配布時期、配布部数を考慮しても、浅井区議の区政報告の範囲を超えるものではなく、区議選に向けた政治活動としての側面を有していたとは認められない。杉並区議会定例会の議事録が別途杉並区議会のホームページに掲載されているとしても、それを転載して紹介することは、浅井区議の区議としての活動を紹介するという区政報告の趣旨を外れるものとはいえない。そうすると、浅井区政報告書8号及び9号の関係費用を全額政務活動費から支出したことに違法はない。したがって、浅井区議が杉並区に不当利得返還義務を負っているとはいえない。」

よって、同様の発行時期及び編集内容で発行した区政レポート17号、18号の経費を政務活動費により全額支出したことは問題ないと考えています。

2. 安斉あきら議員

【広聴広報費（区政報告）】

区議会レポートの発行については、広く区議会議員の活動を区民の方にお伝えし、ご意見を頂く為に発行している事から全額政務活動費の支出を行っている。

区議会レポート18号及び19号の按分率についての指摘については、平成28年（行ウ）

第 322 号政務活動費返還請求事件と同様の主張である。この訴訟は、平成 26 年度に発行した区議会レポート 15 号及び 16 号の按分率について 50%の返還を求める訴訟内容であったが、東京地方裁判及び東京高等裁判所の判決では、いずれも原告側の主張は認められず、法律的に何ら問題がないことが既に確認されており、指摘には当たらない。

3. 井原 太一議員

【広聴広報費（区政報告会）】

(1) 4月22日に行った区政報告会の経費・・・について

(2) 11月18日に行った区政報告会の経費・・・について

上記2件について、いずれも同様の指摘と解されるので、まとめて抗弁いたします。

請求人の指摘の主旨について、(1)(2)で開催された区政報告会について、弊職が報告会の内を「区政報告および参加者との質疑応答の時間（政務活動にあたる時間）」と「その他の部分」とに分け、それぞれの所要時間により時間按分にて政務活動費を算出したことに対して、請求人は区政報告会が政治活動にあると断定し一律に50%で算出するべきだと主張している、と判断いたしました。

まず、前提条件として述べておかなければならないことは、議会制民主主義における議員の責務と区政報告会の役割についてです。杉並区議会議員は、議会制民主主義のもと公職選挙法に基づき18歳以上の居住などの基本条件を満たした全ての区民の投票により選出され、区民の信託を得て、区民の代表として議会活動に従事しています。

そして、区民の代表として活動している以上、議員にはその活動の内容を区民に報告する義務があると考えています。杉並区の現況、施策の是非、課題と展望など知り得た内容について、そして審議された条例等がこれらとどのように係わり、その結果議会の議決においてなぜ賛否を投じたのか、などについての説明責任があると考えています。

このような報告の手段として、例えば、区民と間接的に接する方法としては区政レポートなど印刷物の配布、ホームページやSNSなどへの掲載などがあり、一方で街頭演説や区政報告会の開催などは区民と直接対面できる方法となります。特に区政報告会は、聴衆が終始その場に留まっていること、質疑応答により聴衆の疑問に対して直接かつ即時に回答できること、また議員の立場からすれば区民がどのような要望を持っているかを直接聴取できることなど、一定の効果があると考えています。

以上のような位置づけで、弊職は年2回、春と秋に区政報告会を定期開催しています。

それでは、[I]はじめに「その他の部分」に関連したご指摘に対してお答えします。

その他の部分には、1. 後援会会長挨拶、2. 石原代議士報告、3. 早坂都議報告、4. 小宮都議報告、7. 閉会挨拶があります。

まず、「1. 後援会会長挨拶」は、簡単な“大変お待たせしましたこれから始めます”という開会の挨拶で、さして時間は要していません。ではなぜ後援会会長に行かせたのか、というと、開催を手伝っていただいた後援会の方々に謝意を表すためです。一口に区政報告会を行うと言っても、一人で運営できるわけではありません。会場は(1)(2)とも神社の社務所ですが、畳張りの大広間で普段は何もないところです。ここに、大型スクリーンや

プロジェクター機器一式を、車両を使って持ち込む。会場に机やイス、座布団などを並べる、受付を行う、社務所は境内の奥まったところにあるので表の道路に立って来場者を誘導する、最後は元通りに片付け撤収する・・・等々これらを後援会の方々が無償で手伝ってくださいました。その労に対して謝意を表すため、後援会会長に行っていました。もしこれらの労務を後援会で行っていただけないとなった場合、区議会事務局の職員に(区の費用で)手伝いに来ていただく訳にはいかず、労務のアルバイト数名を政務活動費を使ってお願いするしかなくなります。

次に、「2. 石原代議士報告、3. 早坂都議報告、4. 小宮都議報告」ですが、区と都と国とは密接な関係があるので、それぞれ数分ずつですが国の様子(国政報告)、都の様子(都政報告)を話していただきました。杉並区は今では基礎自治体と言えるようになりましたが、歴史的に国や都とは深いかかわりがあり、地方分権が進む中であっても、都区制度が改革される中であっても、まだまだ深いかかわりがあります。もちろん、日本国の中の地方自治体ですから、国の法制度、都の制度の下にある、ということは否定のしようがない事実です。つまり、杉並区は単独では存在しえない、ということです。このことは、杉並区の一般予算が1900億円を超えるようになった今でも、近年の自主財源率は約33.8%にすぎず、残りの財源は国や都などに依存しています。

しかし、考えて見れば、区は単独の事業というより国や都の施策を実行している訳であり、学校建設は憲法にある義務教育を法に基づき実現するもの、障がい者施策や生活保護施策は国の法制に基づき実施されるもの、防災のための河川改修・洪水対策も・・・と、国と都と区の施策には密接な関係があります。というより、この3者が協力し合って、区民(国民)の生活と福祉を守り向上させている訳です。

そのように考えれば、国が今何を考えているのか、都が今何を考えているのか、ホットな情報・身近な話題それを知りたいというのは当然の区民感情であり、当初からそのような要望もありましたので、第1回から(1)で第4回、(2)で第5回目になりますが、それぞれ国会議員、都議会議員がお見えになった場合には、国政報告、都政報告をお話しいただいています。

なお、その場合には、事前にここは国政(都政)報告であり、政治的な発言はお控えいただくように、はっきりとお願いをしています。

請求人は、「石原代議士・早坂都議・小宮都議の挨拶時間」と記していますが、これは誤りで、弊職の政務活動報告書に「石原代議士報告、早坂都議報告、小宮都議報告」と記している通り、正しくは挨拶時間ではなく「報告時間」です。この場では、いわゆる政治演説会などで行われるような政治的な演説・挨拶はさせていません。

また、請求人は「区政報告会に国会議員や都議会議員が参加する根拠は何か、説明がない」と記しています。「参加」について、弊職の区政報告会では国会議員や都議会議員の参加を求めてはいません。あくまで主体は区政報告会です。が、来られた場合には、前述のように区と都と国との密接な関係・連携の観点から、簡単な報告をお願いしています。報告をお願いする「根拠」は前述の通り区と都と国との密接な関係・連携の観点によるものです。「説明がない」というのは誤りで、弊職の政務活動報告書のそれぞれの項に「報告」と記していることが説明に当たります。

この項の最後に「7. 閉会挨拶」ですが、これは報告会を締めくくるけじめの意味合いで、来場した区民の方に、報告会の感想など、時には要望が出ることもあります。を含め短く閉会宣言をしていただいているものです。

このように、1. 後援会会長挨拶、7. 閉会挨拶 では政治的発言を願っているものではありません。2. 石原代議士報告、3. 早坂都議報告、4. 小宮都議報告 についても「後援会活動や政治活動」にあたるものではありません。

[Ⅱ]次に、「区政報告および参加者との質疑応答の時間（政務活動にあたる時間）」に関連したご指摘に対してお答えします。

請求人は「もし、国会議員や都議が参加だけして、挨拶がなければ100%、政務活動だろうか」を記していますが、弊職の答えはイエスです。

弊職における区政報告会の位置づけは、はじめに述べた通りです。これは選挙によって区民の代表として選ばれた議員として、当然の説明責任を果たすために開催しているものであります。

そのため弊職では、政務活動として行う「区政報告会」と、政治活動として行う演説会等とは明確に区別して、後者は「井原太一と語る会」「井原太一を囲む会」「決起集会」「演説会」として、こちらはこちらで別途別日程で開催しています。後者の場合に弁士として国会議員や都議にお願いすることもあります。この場合には、お話しいただく内容は政治的な内容になり、「区政報告会」のものとは全く異なったものになります。もちろんこちらは政務活動の範囲外であり、そもそも計上などしておりません。

実施方法について、弊職の行った(1)(2)の区政報告会では、報告の前半に大型スクリーンにパワーポイントで作成したスライドを投影しながら、議会や区政の現状、課題と展望などについて、おおよそ30～40分程度で説明をしています。

報告内容について、具体的に述べれば、(1)では、「1. 杉並区議会の動き」で議会の開催状況と質問の状況など、「2. 平成30年度の予算、杉並区の動き」で区の平成30年度予算の骨子、基本構想との関連、重点施策としてのウェルファーム杉並建設の意味と将来像、保育緊急宣言の解説、区債発行と基金状況など、「3. この地域での変化、できごと」で会場近隣の子供園、保育園、公園、体育館、ゆうゆう館、障がい者施設、給水所などで進んでいる、あるいは完了している建設、改築計画の進行状況と今後についてなど、最後に今地域に何が求められているか、これらについて51枚のスライドを使って説明をしました。

(2)では、「1. 杉並区議会の動き」で議会の開催状況と委員会視察の報告、「2. 平成29年度決算」で区の平成29年度決算の概要、財政指標について、基金と区債残高の推移など、「3. 杉並区の動き」で5つの実行計画の改定、特に施設再編計画の考え方と方向性など、「4. この地域での変化、できごと」で会場近隣の子供園、保育園、公園、体育館、ゆうゆう館、障がい者施設、給水所などで進んでいる、あるいは完了している建設、改築計画の進行状況のその後について、「5. これから／杉並区の課題」で将来の人口減少、高齢化と就労人口の減少についての分析など、これらについて44枚のスライドを使って説明をしました。

スライドの原稿は、それぞれ政務活動報告書に添付してあります。

これらを30～40分程度で説明して行くので、時間的にはかなりきつく、無駄口をたたく余計な時間はありません。

また、質疑応答の時間についても、

(1) では、児童館の今後について、京王線の高架化、ほか

(2) では、国民健康保険料、南北交通問題、ほか

について、活発なご質問、ご提案などいただきました。

このように、「区政報告および参加者との質疑応答の時間（政務活動にあたる時間）」は、純粋に区政報告（政務活動）を行っているものであり、政治活動にあたるものではありません。

[Ⅲ]最後に、全体を俯瞰したご指摘に対してお答えします。

請求人は「そもそもこの区政報告会は、政活費からの支出を禁じられている後援会活動や政治活動の要素が含まれている」と断じていますが、何を根拠にそう断じておられるのか、わかりません。特定の観念や思い込みで断じておられることはないのか？

「要素」というあいまいな言葉を使っておられるが、具体的に何を指しておられるのか？

ここで「後援会活動」とは何を指しておられるのか？

確かに報告会の運営は一人では出来ず、後援会の方々に労務をしていただきました。しかしだからといって、これが政務活動費を規制する活動となるのか？

後援会の目的は、その議員を応援することですが、議員を応援するという事は、政治活動ばかりでなく議員活動その他全般について応援することであり、政務活動にかかわる応援も含まれています。そして今回は政務活動を応援してくださった訳ですが、手伝ってくださった方が後援会に属していたからと言って報告会そのものが政務活動にあたらなくなる、という解釈は飛躍しており、成り立ちません。

また、お手伝いいただいた方々には、政務活動費から労賃等を支払ってはおらず、全員無報酬のボランティアで手伝ってくださったのです。

ここで請求人は「政治活動」と断じておられますが、これまでの主張のように、「区政報告および参加者との質疑応答の時間（政務活動にあたる時間）」においても「その他の部分」においても政治活動と解される要素は排除して行っています。

従って、いずれもご指摘には当たらず、請求人が述べる「按分50%に相当する金額の返還」には当たらないと申し述べます。

なお、請求人の記載内容に誤りがありますので、指摘しておきます。

(1) において、

請求人の言う 全額45,140円 は、全額44,695円 の誤り

同 9,385円を負担した は、8,940円を負担した の誤り

同 按分50%に相当する金額22,570円 は、同 22,348円 の誤り

同 13,185円の返還 は、13,408円の返還 の誤り

(2) において、

請求人の言う 全額20,570円 は、全額20,572円 の誤り

同 3,291円を負担した は、3,293円を負担した の誤り

同 按分50%に相当する金額10,285円 は、同 10,286円 の誤り
同 6,994円の返還 は、6,993円の返還 の誤り

最後に、区政報告会の内容にかかわらず按分率を一律50%にするべきであるという議論があります。もし、今後そのように定めるとすれば、区政報告会の半分は政治的な演説をして良いということになります。そうなった場合、政務活動にかかわる報告をするために今の所用時間でも目一杯なので、それこそ全体の開催時間を2倍にしなければなりません。現状1時間半の時間を3時間にした場合、年2回春秋に定期開催される報告会に、果たして区民は気軽に来ることができるでしょうか？ 笑い話のような話です。

また、区政報告会に政治活動を入れ込んだ場合、区民は気軽に来ることができるでしょうか？ 弊職の所属は自由民主党ですが、それを前面に押し出した場合、他の政党支持者、無党派層の方などはたとえ区の現状を知りたいとは思っていても、ここには来ることは敬遠するでしょう。

弊職は、その思想信条にかかわらず、会場周辺の全戸に開催チラシを配布しています。誰が来ても良いことにしております。ですから、多様な方々がいらしています。

議員は、選挙においては特定の政党、後援会の支援を受けますが、議員になった後は、その政党や後援会の方々のためだけに存在してはいません。支持する政党や主義主張によらず、その地域と杉並区全体の区民の安全、安心、福祉の向上、生活の安定、そして子供たちと開かれた未来のために渾身の努力を惜しまないのが議員の勤めです。

そのように考えれば、本書面の冒頭に述べたように、議員は区民に対して、政務活動としての説明責任を果たす意味で、純粋な区政報告会を開催すべきであると考えます。議会制民主主義では、区民（有権者）は自分たちの代表として議会に議員を送り出し、議員はその結果を区民に返します。このキャッチボールのような行き来の中で、区民は自分たちの地域の現在と将来を考え、議員はそれを区民と共に考え実現して行く、ここにはあくまで主役は区民であるという考え方・前提があります。

ですから、この制度の中では、議員には正しく情報を区民に返す義務があります。区政報告会は、そのための一つの大切なツールです。

もし、区民が、この純粋な意味での区政報告会の開催に何らかの規制をかけるとすれば、それが金銭的な規制も含め、議員によっては開催回数を減らさざるを得なくなったり、開催できなくなったりすることがあるでしょう。それは前述の区民と議員とのキャッチボールに規制をかけることになり、区民自らが、知る機会を拒否することになります。さらには、区民が本来は主役であり、知り判断して議員に託すはずであるのに、知ることを放棄しそのループを否定する、つまりは区民（市民）主役であるという、議会制民主主義の根幹を否定することにもつながります。

ですから、按分割合を合理的に説明できないのであれば一律に按分率50%で計算する方法もあるでしょうが、説明できる場合にはそれは認められるべきであり、一律に規定する行為は民主主義に対する否定であり、区民が本来主権者である自己を自ら冒瀆する行為にもつながりかねないのではないかとさえ考えます。

そのくらい、これは議会制民主主義の根幹にかかわる事案だと考えます。文房具の一律50%とは全く意味が違うことをご理解ください。

4. 今井ひろし議員

【調査研究費（月極駐車場代）】

月額駐車場についてご指摘の点に抗弁いたします。

まず、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」の第1条には「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする」とあり、この文面から月額駐車料金が趣旨に違反するとは、客観的に見ても読み取ることはできません。また、あわせて「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」第2条の政務活動費に該当しないものとして第7号に自動車に関する購入、リース、第8号に維持管理の経費として、公租、車検、保険、修理に関する修理の部分の2つの項の記述には、どこにも自動車の駐車に関して一時的、月額も含め記載は見当たらないものと認識しています。

次に、他の議員については言及いたしません。私のことに関しては、現在、私は特定の企業等の勤務はしておらず、議員を専任の仕事としており、毎日、杉並区内において政務活動を行っています。自治会や商店会、地域イベント、区内の行政視察、区民相談など活動は多岐にわたり、政務活動としての使用割合は高く、実態としては50%を超えています。また、それぞれの活動の証明について確固たる証拠書類の第三者からの取得は現実的に不可能であり、他の議員においてもタクシーを利用した区民相談などについて確固たる証拠書類は提出されていないものと認識しています。ただし、一時的な駐車料金に関しては、その利用目的を政務活動費に計上の際に説明提示しており、月額駐車料金は、その一時的な駐車料金にある説明の全てにあてはまる経費の一部として該当するものと考えています。

最後に参考としてですが、月額駐車場料金の支出に関しては、令和元年度末に規程改正がなされ、令和2年4月よりこれまでの月額駐車場料金の計上は廃止しております。

以上のことから、結論として月額駐車料金は、条例や規則等に基づき、正当な支出であると認め、返還には応じられません。

【広聴広報費（区政報告）】

区政報告VOL13、VOL14についてご指摘の点に抗弁いたします。

まず、デザイン代は政務活動では無いとのご指摘ですが、デザインの名詞的な意味は、「制約に従って一連の要件を満たす原始的な構成要素設定がなされ、特定の環境で目標を達成することを目的としたエージェントによって明示されたオブジェクトの仕様」とされています。区政報告の目的は、区政の重要案件をわかりやすく区民に広報することが最大の目的であり、そのわかりやすさは、読みやすさであり、見やすさであります。編集業者に対しては、その点のみを伝え、その結果業務上の対価として、デザイン代を徴収しているに過ぎず、内容としては編集代との理解です。区政報告のどの部分がデザイン部分なのか、また、按分対象となるのがどの部分なのか明確な指摘がされていないことから、指摘は当たらないとの理解です。

次に、VOL14の発行時期から按分対象では無いかとのご指摘ですが、過去3年間毎年同

時期に区政報告を発行しており、その内容も過去3年間は同様の内容で、1面には事実としての待機児童ゼロの達成、杉並区初の複合施設の完成、区民健診の見落としによる問題などを掲載し、引き続き課題の改善継続を記載しているもので、自身の選挙活動に結びつくものは微塵も懸念されません。2面、3面も議会で取り上げた質疑のこのみであり、4面は常任委員会、特別委員会の活動内容であることから、どの面を取り上げてみても選挙に結びつくものではありません。

また、発行部数も毎年、高井戸地域のみのもので16,000部と令和2年4月現在の世帯数327,480世帯に対して20.46%しか配布していません。元々、区政報告は、地域の代表として選ばれた議員の職務の一環であると考えており、区政の重要な事項を広報するものと理解していることから選挙があろうが無かろうが、必要な広報であると考えています。以上のことから正当な支出と考え、返還には応じられません。

5. 大泉やすまさ議員

【広聴広報費（区政報告）】

請求人の指摘は、私の区政報告まちかど2018秋号の発行日が1月10日であることをもって、東京地裁による「統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていること」が「選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できない」として「社会通念に照らし、政務活動として割合を2分の1と認めるのが相当である」との判決を根拠に、按分50%の返還を求めるとの主張であると理解しますが、当該区政報告の発行日は、領収書に記載があるとおり11月21日であり、この度の請求人の指摘はそもそも事実誤認に基づく主張であるため、指摘は当たらないものと考えます。

6. 大和田 伸議員

【広聴広報費（区政報告）】

(1) 区議会レポート H30年夏号について

・政務活動に要する経費及び、同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

今回の請求人の指摘では、【広聴広報費（区政報告会）】と同様、『残封筒』（長3サイズ、約1,000部）に着目しているようだが、このことについても、そのまま私の手元にそのまま残っているということではなく、全て作業で封入を行っているため、封入時のロス（宛名シールの貼りミス等←僅かだが）が生じたり、その他、角2封筒と同じく区政関連の資料を町会や関係団体の皆さんに発送（*手渡し含む）する際等、「政務活動」の要素で使用させて頂いている。

ただ、多少残数が手元にあることは事実なので、次回以降の場合によっては、『区議会レポート 発送用の封筒（長3）』に関しては、その発注数について工夫することを考えてみたい。繰り返すが「区政活動」として、いつ大量に封筒が必要になるのか（例えば、ある町会に当該地域の施設再編関連の資料をお届けする、等）、不透明な部分もあるので、

一定部数は手元に残しておきたい、という本音もあることをここで申し添えておく。

請求人は、この度も「区議会レポート」に『大和田の写真が多用されている』と指摘している。

このことについても、繰り返しになるが、私は『広報物』を出すにあたって最も神経を集中する点は「いかに多くの方が目を通して下さるか」であり、そのためレイアウトを工夫している。写真を多用するのもそのためである。

また、請求人はあたかも「区政の問題点を多く掲載することが区議会レポートとしてあるべき姿」と認識しているかの指摘をされているようだが、それも私と見解の相違と言わざるを得ない。

より身近な話題を提供し、区政に関心を持って頂くことが肝要だと思うし、それこそが区の進める『戦略的広報』にも通ずる精神なのではないだろうか？

また、請求人の指摘する「100%政務活動費の根拠がない」部分について。これも『見解の相違』の一言だが、敢えて繰り返し抗弁するならば、私は紙面を通じて、『選挙の応援をして欲しい』、『自民黨員になって欲しい』と訴えていないし、そのような文言も一切含まれていない。

『私がどのように区政に関わったか』を私なりに読みやすく掲載し、ご覧頂いた方が私に対し『区政へのご意見、ご要望等を気軽に投げかけて下さる』ことを主軸に据えている。これが全てであるので、当然 100%計上をさせて頂いているものである。

最後に、ここで付け加えるならば、請求人は「当時監査委員であった大和田は、監査委員として政務活動の按分割合をチェックしたのか？」と得意気に指摘をしているように受け取れるが、当然ながら『議員の政務活動費』の用途や按分割合について、住民監査請求をする際には議員監査委員は退席をする。

こちらは、信念をもって政務活動費をルールに従って支出させて頂いているので、その辺については茶化さないで頂きたい。

(2) 杉並区議会報告用ハガキの経費について

・政務活動に要する経費及び、同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

この度も、毎回毎回の指摘を頂戴している。

「平成 26 年度政務活動費」に関する東京地方裁判所に判決文（平成 31 年 3 月 22 日判決）の内容を持って、反論の根拠とさせて頂きたい。

確かに表面には私の名前と住所等が記載されているが、「区議会報告」として何らその域を出る違和感のあるレイアウトではないと解する。

裏面についても、「活躍ぶり」と受け取って頂いているようだが、これは単に事実を記載しているだけである。つまり、歴とした「区議会報告」である。

【広聴広報費（区政報告会）】

・政務活動に要する経費及び、同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

請求人による当該請求内容については、毎年指摘を受けているものと同様と解する。

区政報告会に国会議員や都議会議員が参加をする根拠については、『区政の歩みは、決して杉並区あるいは同議会の中だけで完結するような単純なものではなく、時に国政・都政との連携が欠かせないケースが多々ある故に、密接に関係する』、これが全てである。

請求人はどうしても「同区政報告会は後援会活動や選挙活動である」と結び付けたいようである。

このことは、請求人もその事を分かっていて繰り返し同主旨の内容を問うているのだろうが、これは「見解の相違」としか捉えることが出来ない。

また、今回は指摘の中で『封筒（角2サイズ）』に言及されている。

参加者140名に対し、封筒を500部購入している。残りの360部はどこにいった？と端的に言えばこのような問いだと解する。

まず、この『封筒』の購入の最小ロット数は500部であるので、それ以下の部数で発注することは不可能であることを申し述べる。

その上で、私の資料を複数持ち帰る方（*特に当該時の資料には特養関係のものが複数含まれていたもので、特に多く持ち帰られた）、また私の区政報告会をお手伝い頂いたスタッフや関係者（この方は参加者に含まれていない。約20名）にも配布している。

それでも余る部数に関しては、私が区政関連の資料を町会や関係団体の皆さんにお渡しする際等、あくまで「政務活動」の要素で使用させて頂いている。

7. 小川宗次郎議員

【広聴広報費（区政報告）】

(1) 郵送料、印刷代について

(2) 印刷代、ポスティング代について

平成30年6月の区議会補欠選挙を経て、区議会の活動を始めて実質9か月の任期中に、一度区政報告を区民に対して報告するべきと考えて計上したものであります。

100%政務活動費で支出する根拠、説明がないとのご指摘であります。区議会の任期9か月の間で3回の定例会など、補欠選挙での任期の特殊性と捉えるのが妥当であり、時期の云々は当てはまらないものと考えます。

【広聴広報費（区政報告会）】

・区政報告会案内、会場代について

区政報告会案内文の「小川宗次郎」にご支援ご協力賜り厚くお礼申し上げます」との記載が、後援会活動であるのご指摘について、案内文や挨拶文などに記載することは、社会通念上社交辞令的であり、ご指摘にはあたらないものと考えます。

選挙活動の一環では、とのご指摘であります。 (1)、(2) に述べたとおりでありご指摘にはあたらないものと考えます。

会場の「清涼殿」は、結婚式場に特化した場所ではなく、様々な団体が貸席などで利用している場所です。強いて言いますと、結婚式は年数回しか行われていないと聞いて

ております。よって、結婚式場であって区政報告をする場所ではないとのご指摘は当たらないものと考えます。

なお、区政報告内容は、杉並区総合計画、実行計画、他計画の改定、定例会報告等及び令和元年度予算概要について報告いたしました。

8. 吉田 あい議員

【広聴広報費（区政報告）】

平成 30 年春季区政報告について

区政報告印刷物 35,300 部のうち、約 4,000 部と封筒は、毎回、郵送を希望される区民の方や名刺交換をした方などに郵送で送っている。

区政報告の内容は、新年度予算と第一回定例議会での議案についてや予算特別委員会での内容、また、それに伴う私の質問や見解であり、100%区政に関する事である。よって、適正な支出と考える。

平成 30 年秋季区政報告について

区政報告を郵送するにあたり、封筒印刷用のトナーについて 50%で計上した。プリンターは封筒を印刷するために使用する事が多く、政務活動としての使用が 50%を超えているが、政務活動以外の仕事の資料や書類等も印刷する事がある。そのため 50%で計上した。

しかし、区政報告の内容は、第三回定例会での議案についてや、決算特別委員会での内容、また、それに伴う私の質問や見解であり、100%区政に関する事である。よって、適正な支出と考える。

平成 31 年春季区政報告について

区政報告印刷物 35,300 部のうち、約 4,000 部と封筒は、毎回、区民の方で郵送を希望される方や名刺交換をした方などに郵送で送っている。

区政報告の内容は、新年度予算と第一回定例議会での議案についてや予算特別委員会での内容、また、それに伴う私の質問や見解であり、100%区政に関する事である。よって、適正な支出と考える。

統一地方選挙の前に区政報告を出しているとの指摘があるが、毎年、10 年以上も 3 月末の郵送、4 月上旬のポスティングを行っている。例年通りに行っているものであり、特段、選挙を意識して行ったものではない。

また、「子育て奮闘記」に関しては、とかく難しくとられがちな政治に対し、少しでも親しみを持って貰うための工夫である。ここの文章に関しても、委員会や議会での質問・提言を元に行っている内容である。議事録等で確認して頂きたい。また、このような記事を載せる事により、子育て世代の方の共感を得て「子育てに関する区民相談」を、杉並区内全域の方から頂く結果となっている。48 人の議員の中から、自分の悩みを理解してもらうために“自分と近い立場の議員を探す”ことは、区民にとって有益であると考えます。よって適正な支出と考える。

9. 脇坂たつや議員

【広聴広報費（区政報告）】

ルールに基づいて適切な運用を行っているので、返還請求に応じることは出来ない。私は政務活動費を使用して、予算・決算という区政における重要な議会を終えた後に、杉並区政レポート「惑星」を定期的に発行しており、印刷物は特段、選挙を意識したものではない。内容に関しても、区民に区政への理解を深めて頂く一助になりたいという思いから、時の区政の重要政策や課題等を取り上げ、それに対する私の考え方を示している次第である。政務活動費を用いて、区政報告を作成しているということは強く認識しており、ご理解を頂きたい。また、封筒数と封入数の差についても指摘があったが、新しく私のところに区政相談に来られる方に手渡しをすることもあり、誤差の範囲内と考えている。尚、私は平成 26 年度に個人で区政報告を発行した。その際には、平成 27 年に施行された、区議選に向けての政治活動や選挙活動ではないかとの指摘があり、裁判で係争した経緯がある。その結果、配布期間・配布部数を考慮しても区政報告の範囲を超えるものではないとの判決を頂いた。本指摘についても、こうした判例に従えば、何ら問題のないものである。

10. 小林 ゆみ議員

【広聴広報費（区政報告）及び人件費（政務活動補助職員賃金）】

(1) 区政報告レポート平成 31 年第 1 号の経費について

本レポートは、例年発行している第 3 回、第 4 回定例会での質疑について纏めたものである。

写真については、例年通り質疑の際の議会の様子を伝える為に、質疑中に撮影されたものを、可能な限り載せている。

デザイン費は、区政報告レポートの見やすくわかりやすいレイアウトのために必要であり、毎回計上している。

以上の理由から 100%の計上としている。

なお、ポスティングの人件費についても、区議会における審議内容や区の施策について、区民の皆様に確実に伝えるために必要な経費である。

(2) 区政報告レポート平成 31 年春号の経費について

本レポートは、例年出している第 1 回定例会での質疑について纏めたものである。

例年通り、来年度予算の審議の内容を伝えることは区民の方にとって必要かつ重要な情報である為、100%の計上としている。

なお、ポスティングの人件費についても、区議会における審議内容や区の施策について、区民の皆様に確実に伝えるために必要な経費である。

11. 関口健太郎議員

【調査研究費（住民協議会開催費用）】

山本あけみ議員に同じ

【広聴広報費（区政報告）】

区議会レポートの表面に、区議会レポートの表題、議員プロフィール、事務所の住所電話番号、区政報告会の案内・会場地図で表面が占められているとの指摘がある。区議会レポートを発行するにあたり、どこの誰であるか、どのような経歴の人間であるか、事務所の連絡先を明確にすることは重要である。社会通念上、問題ないと考える。また、区政報告会の開催は非常に重要だ。区政報告会において、区民と双方向にやりとりし理解を深めることは、区議会の議論においても参考になる。開催にあたっては、私が報告するテーマや開催日時や会場の場所や地図を入れることは必須である。

また、1月発行の区政レポートの政党部分に関する按分に関しては、区議会レポートの面積按分をしている。政党部分として按分した箇所は、長妻代議士の名前・写真・経歴などが書かれている囲い部分(9.6cm×6cm=57.6c m²)と、報告会のテーマ(Program01)の囲い部分(10.9cm×3.1cm=33.79c m²)である。長妻代議士についての記載は政党部分に関するものだと判断し、全体の紙面部分(21cm×29.6cm×2=1243.2c m²)を分母とし、分子の合計を(57.6c m²+33.79c m²=91.39c m²)としたところ、7.4%だったため、8%の按分をした。

選挙3ヶ月前の支出に関しての指摘があった。私は統一地方選挙の10ヶ月前の杉並区議会補欠選挙(平成30年6月24日執行)で当選した。1期目に参加した区議会定例会は平成30年第3回定例会・第4回定例会、平成31年第1回定例会である。その都度、定例会終了後に区政報告レポートを作成している。なお、指摘を頂いたレポートは杉並区肺がん検診見落とし問題に関して取り上げたものである。この問題は平成30年度の杉並区政の中でも、区民の関心も高く非常に大きなテーマであった。私自身が保健福祉委員会や決算特別委員会にて質疑をしたことについて、レポートとしてまとめ、かつ報告会を行う旨であるので、選挙関係の目的ではない。なお、長妻代議士には、厚生労働大臣時代の経験を踏まえ、杉並区肺がん検診見落とし問題と絡めて地域医療や今後の医療に関しての講義を頂いた。

私自身、政務活動費を使用し区政レポートを作成していることは強く意識をしている。ご指摘頂いた内容も踏まえ、今後の参考としたい。

12. 川野たかあき議員

【調査研究費（住民協議会開催費用）】

山本あけみ議員に同じ

【広聴広報費（区政報告）】

(1) 区議会レポート Vol.8 について

まず、表面の「新党派設立のご報告」の内容が「立憲民主党」の説明であるとのこと指摘に関して。よくお読みいただければ明瞭かと存じますが、すべて区議会に関する重要なことです。無所属として活動していた一区議会議員である私が立憲民主党という新しい政党に所属することを決断したということ、またどういう考えからその党を選ぶに至ったのかということ、そしてそのことをもって杉並の区議会において新党派を設立したということの説明と報告であります。杉並区議会における事象の一つとして、区政レポートの中で当然に杉並区民にお知らせしなければならない重要な事柄であります。

また、写真に関しても、ただ意味もなく私の写真を使用しているのではなく、報告している各活動や質問内容の場面を写したものを使用しております。文章のみではなく、私の活動を明らかにするものの一つとして使用しているものであってまったく問題ないものであり、むしろ載せるべきものと認識しております。

プロフィールや連絡先ともなる事務局案内なども、どういう考え方の人物であるのか、どういう経歴の人物であるのか、どういう活動を行っているのかなど、すべて区議会レポートには必要な内容であります。

以上のことから、按分の必要はないものと考えます。

(2) 区議会レポート Vol.9 について

まず、表面の名前と写真の部分が 1/3 とのご指摘があるが、折ってみていただければお分かりと思うが 1/4 でありますし、これまで発行してきた区政レポートと変わらない同程度のサイズであります。そもそも区民に対して「どこのだれか？」をお知らせする必要があるとして、名前と顔は、区議会レポートとしては当然必須の情報ですし、紙面全体からすれば不必要に、また極端に大きすぎるといってもなく、適切なサイズであると考えます。

また、このレポートが「選挙活動に関する経費に該当する」とのご指摘があるもののその理由の記載がないので意図が不明ですが、このレポートに関して説明させていただきます。区議会議員の任期は 4 年です。任期終了を前にして、それまでの 4 年間にどのような活動を行ってきたのかを区民に報告することは、区議会議員としては当然の義務であると考えます。また、その内容は、実際に区議会議員として活動してきたこと、質問・提案してきた主なものを抜粋しまとめたもので、純粋に区政に関することのみしか掲載しておりません。

選挙の約 2 ヶ月前であるというご指摘もありますが、任期 4 年間の報告をするには当然ながら任期終了直前となってしまいます。内容も選挙のことには一切触れておらず、区政レポートとして何ら問題がないことから、按分は必要ないものと考えます。

13. 田中ゆうたろう議員

【広聴広報費（区政報告）】

(1) 区政報告ハガキの経費について

①区政ハガキの購入枚数について

区政ハガキを 6,000 枚購入し、ラベル貼り作業は 5,665 枚であるという指摘であるが、ラベル貼り作業を福祉作業所に行ってもらうには相応の時間が必要であり、最新の名簿データを入力する前に既存の名簿データを出力し、前もって作業所に持ち込んでいる。

直近の名簿については、当方で別途ラベルを出力し、貼付け作業を行っているため、差が生じている。さらに、手書きで宛名を書き、送付しているハガキもある。

②ハガキの文面について

「6 行のうちの約 3 行」は「田中議員自身の決意で占められている。」との指摘がなされている。しかし、ハガキの文面の 6 行中、実際には、5 行半以上がこれまでの議員の議会（平成 30 年 12 月第 4 回定例会・平成 30 年 3 月議会改革特別委員会）での発言内容について解説し、残りの 1 行余りがその内容を受けて、今後も同様の姿勢を継続して堅持する趣旨を述べたものであり、ハガキの文面全体で区政を報告する内容となっていることは明らかである。指摘は故意に議員の区政報告の内容構成・配分を曲解し、牽強付会するもので、全く不当である。

(2) 平成 31 年予算特別号の経費について

①2 月 5 日区政報告用宛名ラベルについて

当該ラベルは、区政報告ハガキ（12 月 8 日支出）に使ったラベルであり、当該区政報告のラベルではない。文面の正当性については、上記（1）に記した通りである。

②2 月 20 日区政報告用紙、2 月 21 日コピー代について

2 月の区政報告は、徴用工訴訟問題が平成 30 年 10 月、韓国海軍レーダー照射事件が同年 12 月に発生し、これが今後、当区と同国ソウル市ソッチョ区の友好都市協定にも重大な影響を及ぼしかねないとの見地から、最新の杉並区実行計画における国際友好都市に関する記述について、同年 12 月 4 日の杉並区議会 全員協議会において質疑を行ったことを報告・解説したものである。

③3 月 22 日区政報告印刷代、ポスティング代について

指摘の中で言及されている議員の平成 27 年春の区政報告（田中ゆうたろう通信 平成 27 年春号）の内容は、具体的には、同年第 1 回定例会 予算特別委員会での議員の質疑応答・意見発表要旨の報告である。その意見発表要旨の一部に、「自民党の緩み」と題し、当時同党に籍を置いていた議員の立場から、当時 1 年間にわたって見られた同党閣僚の失言や辞任等を区民に対し謝罪する内容が含まれていた。東京地裁、高裁の判決は、上記内容を議員の政治活動の一環として解釈し、区政との関連は間接的と見なした結果と推察される。

しかるに、平成 31 年 2 月・3 月の区政報告には、そのような政治活動の一環として解釈され得るような余地は一切含まれていない。

また、3月の区政報告は、同月に行われた平成31年第1回定例会 一般質問・予算特別委員会で、議員の質疑から判明した事項（当区が保育ニーズを過剰に見積もり、区の幼児教育・保育の質が低下していること）、その他、私の一般質問に対する選挙管理委員会委員長職務代理者、予算質疑に対する生涯学習推進課長ら区理事者の答弁について、報告・解説したものである。特に、保育に関して判明した事項について、新年度を控える保護者や保育関係者等、この問題の当事者に対し、速やかに情報提供を行うことを意図したものである。

①～③の内容はいずれも、上述の通り、あくまでも純然たる区政報告に徹しており、これを全く別内容の過去の報告と同列に扱って、あたかも選挙目的と見なすかのごとき故意に悪意的な指摘は、断じて受け入れることができない。報告配布の時期がたまたま区議選の直前に当たっているからという理由で、別件の判決を引き合いに返還を求めるなど、言語道断の無理筋というより他なく、指摘は全く不当である。

14. 山本あけみ議員

【調査研究費（住民協議会開催費用）】

現在、区では新たな基本構想策定及び各計画の準備期間となっている。区民の意見聴取は計画策定に重要であるが、思う様に進んでいない状況だと危惧している。住民協議会を常設にして、常に細かな情報を区と区民とが交換し、お互いを理解しながら区政を進めていく為に、是非とも区政に取り組んで貰いたいと考えている。

そこでまずは、区政への提案提言に繋げるため、当会派で住民協議会の実施をした。

なお当会派では、住民協議会実施後も継続して、議会において質疑や要望を通し、住民協議会の実現へ尽力している。

それでは、ご指摘頂いた政党活動の要素に関して回答する。

当会派は、住民協議会の試行に当たって、当初から政党活動と取られないよう細心の注意を払ってきた。

具体的には以下の5点挙げられる。

- ① 住民協議会ではテーマを「杉並区の子育て」に的を絞り、政党関係や国政関係の話はしていない。
- ② 政党関係や選挙関係の挨拶やチラシの配布などはしていない。
- ③ 報道関係から取材の申し込みがあったが、伝えられ方によっては政党関係と取られることと参加者のプライバシーを危惧してお断りをした。
- ④ 傍聴人の呼びかけ用チラシにも主催として会派名を掲載。
- ⑤ 委員としてご参加いただいた区民への政治活動に関しての案内送付などのアプローチはしていない。

以上の観点から、請求人の指摘はあたらないと考える。

また、住民協議会に関しての内容についての開示がないとのご指摘を踏まえ、実施内容に関しての報告書を令和2年4月13日付で追加提出した。

【広聴広報費（区政報告）】

(1) 発行の目的

区政は、区民の生活を支える福祉・教育・都市計画分野など多岐にわたり、区からのお知らせは広報誌やホームページで行われている。議員が作成する区政報告は区の広報では無いと考える。

区政に対して区議としての立ち位置を示し、どの様な目的を持って区民の為により良い杉並区を目指して政策提言や活動を行っているかを、常に区民に説明をする必要があると考え、その一つの方法として区政報告を発行してきた。

(2) これまでの区政報告をまとめてきた経緯

主に・時宜を捉えた短文・一般質問や委員会での質疑と答弁の掲載・区民意見交換会などのご案内・区政相談などの窓口案内を A3 表裏に纏めてきた

区政報告 vol. 25 では、通常の内容に加えて、新年度予算に盛り込まれた、これまでの政策提言の成果をまとめたため分量が多くなり、A3 表裏×2 枚で作成したため、ご指摘のデザイン料 17 万円など、経費が増えている。

私は、グラフィックデザインが出来ない為外注としてきた。見やすく写真や図などを含めてデザインする能力のあるプロの方をお願いをしてきたが、通例として A3 両面カラーのデザインは 12 万円くらいする所を、地元の繋がりをお願いしている方なので、打ち合わせなどの時間も取りやすい事から通常よりも低価格（8 万 5 千円）でお願いできていた。

また、福祉作業所の封入作業などとの価格差の件は、ご指摘の感想を持たれるのは当然であり、私も工賃を上げてくれるように再三お願いをしてきたが、福祉作業所の方で決まった金額がある事から、現状の金額となっている。また、先方の請求よりも多く支払う事は買収行為に当たるので出来ない。

(3) 区政報告を政務活動費から拠出する事に関して

区政報告という名称を付け、杉並区政に関する記事のみで構成してきた。区議として区政についての報告をする事は政務活動費の使途基準に合致する事から、特例を除き全て政務活動費から拠出をしてきた。なお、特例にあたる区政以外の記事は面積按分で自己負担とした。

【参考】2019 年春号（80%按分計上）

- ・ A3（表裏面） $29.7 \text{ cm} \times 42.0 \text{ cm} \times 2 = 2494.8 \text{ cm}^2$
- ・ 按分面積① $20.5 \text{ cm} \times 9.9 \text{ cm} = 202.95 \text{ cm}^2$ （Activity Report）
② $20.5 \text{ cm} \times 8.7 \text{ cm} = 178.35 \text{ cm}^2$ （立憲杉並 2019 春の陣）
①+②= 381.3 cm^2

* $381.3 / 2494.8 \approx 0.152 \text{ cm}^2$ となり 80%計上とした。

また、区政に関する事以外の、政治活動や政党に関するもの、選挙活動に関しては、政務活動費との混同を出来るだけ避けるため、別刷りとして全て自己負担をして来た。

今後、区政報告発行に関して、例えば、内容に関わらず製作費の 50%を自己負担とする

といったように使途基準が変更となれば、それに準じて発行内容を検討する予定。

これまで区政報告は年に2,3回のペースで発行してきており、選挙の直前の発行であっても通常の活動の範囲で発行したものであって、選挙活動に政務活動費を拠出したとは考えていない。

紙ベースでの区政報告に加えて、オフィシャルサイトやブログ、ニュースメール、SNSなどを通じて区政に関して区民に知って頂きたい事を発信してきたが、パソコンを使用していない区民も多く、紙ベースでなくては情報が届かない場合もあると考えている。

特に、2019年1月発行の久我山限定特別号に掲載したように、杉並区南西部は都市計画道路や公園、学校の移転や改築などで、大きく街が変貌していく。生活者の目線でこれらの計画に区民からのご意見を頂くためには、まず知っていただく事が重要だと考え、地域に特化した区政報告を作成した。

こういった種類の区政報告には地図や図面も載せており、手元にとって見ていただく事で理解度が上がると考えている。

印刷レポート1,581枚の内約600枚は駅前などで配布、残りはその後の勉強会などの為に保管し、要望に応じて配布をしています。

DM便で送った159人は、これまで掲載内容にある道路や公園、学校改築に関して問い合わせをいただいた区民や、専門性が高くご意見を頂きたい方に見て頂くために送った。

区政はいったん動き出し、手順を踏んで決定されていくと、後戻りや蒸し返しの議論が難しい。一番影響を受ける区民が、知らない内に区政がどんどんと進んでしまう事が無いよう、心配事やご意見などが反映できるタイミングで、できる限りの地域の情報を伝える事も区議の役割だと考え行動している。

何れにしても政務活動費の使途基準を明確化する事により、区民から疑義が出ない様にしていく必要があると考えており今後とも使途基準順守をしていく。

15. けしば誠一議員

【広聴広報費（区政報告）】

(1)「過去10年以上にわたって、按分率を誤って記載した議員はいなかった」とのご指摘にもあるように、私どもも含めて、これまではそのように按分記載をしてきたものと考えます。これまでと同様に、けしば、新城の共同で購入したものは、けしば、新城と2分の1に按分し、十数年にわたって記載してきたものです。

(2) この度、ご指摘いただいた部分の区政報告の按分計上については、紙面の100%が区政に関わるものであることから、これまで同様に100%計上し、それを二人で按分したものであり、按分率を間違えたものではありません。この点は誤解を与えたと考え、今後は記載の仕方に気を付けたいと思います。

(3) 按分率について、2019年の判決により、区長選挙や国政選挙などに関連する紙面は、区政報告にあたらぬと裁判官の指摘を受けたものと認識しています。それを受けて、その部分を返還し、その後は指摘されたような内容があれば、記事の紙面の比率を計算して按分してきました。裁判官は「社会通念上」との理由を示しつつも、他方で、内容によっ

では100%計上を認めているものもあります。私どもは、区政に関し議員としてどのように評価し判断しているかを示すこと、その内容と判断を区民に報告することは責任のある重要なことと考えています。

(4) また、選挙のある月の約3カ月前の区政報告については、区政報告の中に選挙に向けた議員活動の報告のように受け取られる側面があると考え、判例に従い50%計上とし、それをけしば、新城の二人で按分しています。ただし、『2019年新年号およびくらし法律相談会』については、2018年12月末に発送し2018年内に届くようにしています。よって、関連する封筒、用紙等についても、内容が100%政務活動費にあたるものであるため、按分しないものとしています。選挙時とは異なる通常の議員の区政関連の報告であれば政務活動として、100%計上できることは判例にもある通り、妥当と考えています。

なお、杉並区民ニュース号外2018年5月について改めて確認した結果、原本を提出していないことが判明したため、2020年4月22日付で出納簿及び支出額を以下の通り訂正し4,805円を返還しました。

<広聴広報費2件の計上金額>

誤) 5月分(No3) 1,201円、同月分(No5) 3,604円 合計4,805円
正) 0円

【広聴広報費(区政報告会)】

区政報告会についても、けしば、新城の共同開催であり、【広聴広報費(区政報告)】同様に二人で按分するものです。

16. 新城せつこ議員

【広聴広報費(区政報告)】

けしば誠一議員に同じ(訂正・返還を除く)

【広聴広報費(区政報告会)】

けしば誠一議員に同じ

17. 上野エリカ議員

【広聴広報費(区政報告)】

区政レポートvol.13、14、15の印刷枚数から、新聞折り込みと業者によるポストイングの枚数を引いた残りのレポートについてですが、全て自ら区内の駅頭での配布と歩いて配れる範囲でのポストイングを行いました。

区政レポートvol.15についてですが、内容は議会の報告のため、選挙活動ではありません。4月13日の新聞折り込みについて、3月の議会の報告のレポートを新聞折り込みの業者にお願いしましたが、日付の指定はこちらでは行っておらず、業者さんの都合にお任せしました。

18. はなし俊郎議員

【調査研究費（月極駐車場代）】

月極駐車場代については、多くの区民相談を受けているため、広聴活動としての使用頻度は高く、使用実態でみると50%を超えていると認識している。また、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動の交付に関する条例」及び議長が統括する「政務活動費調査検討委員会」で検討して決めた規程に沿ってかかった費用の2分の1の金額で計上しており正当な支出と考える。

【広聴広報費（ホームページ）】

当該ホームページの経費は、平成30年度当時と構成は同じであり、社会通念上相当な割合として50%計上としている。また、請求内容に具体的な閲覧ができなかった日付等の記載がなく不明確ではあるが、ご指摘のとおりSSLの更新時にトラブルが生じて、通常の閲覧ができなかったものの、現在は復旧しており閲覧が可能となっている。

【人件費（政務活動補助職員賃金）】

区民個人や地域の方々から区政に対する意見や課題等を聞いている中で、課題等の解決に向け、調査研究資料に基づき、知識を持ち、増やすことが必要となる。また、解決に向けて、そのすべてを一般質問等で発言することは出来ない面もあるが、別途ミニ集会を開催し、課題等を持つ区民の生の声を聴きながら様々な区政関連の報告を行っている。

19. 岩田いくま議員

【広聴広報費（区政報告）】

内容については、平成26年度分の地裁判決(*1)でも認められており、適切であると考えられる。なお、表題・写真については、誰の区政報告であるのか、また、議会での発言等活動の様子を視覚的に捉えてもらうためのものである。似顔絵については、どの部分が「岩田の見解」であるのかをわかりやすくするために用いている。

参考ながら、区政報告 Vol. 61 関連経費については、選挙2か月前の「区政に関する意見交換会」は政治活動としての側面も有していると判断し、同地裁判決(*2)に基づき按分90%で計上（10%を控除）し、区政報告 Vol. 62 関連経費については、P. 3は政治活動としての側面を有していると判断し、按分75%で計上（25%を控除）している。

(*1) (6) 岩田区議関係イ判断 (ア)「岩田区政報告書42号～45号、42・43要約版、44・45要約版の内容は、いずれも岩田区議の区政報告の範囲を超えるものではない。岩田区議の区議としての活動でない活動を紹介した部分もあるが、その内容は、政治活動や私的活動をアピールしたものというほどのものではなく、区政報告にあたり区議の日常生活に触れ、政務活動に当たった決意等を述べたものとして、区政報告の範囲内にあるというべきである。」

(*2) (6) 岩田区議関係イ判断 (イ) 「岩田区政報告書 45 号には岩田平成 27 年意見交換会の案内が記載されているものの、その割合は紙面の 8 分の 1 以下であること、岩田平成 27 年意見交換会には政務活動としての側面もあったことなどからすれば、社会通念上、岩田区政報告書 45 号の関係費用合計 15 万 5,367 円のうち 90%を超える合計 1 万 5,536 円を政務活動費から支出したことは、本件条例及び本件規程の定めに違反した違法な支出であるというべきである。」

20. 佐々木 浩議員

(1) 区政報告書 (2) 区政報告会について

両件共通として、平成 31 年 3 月 22 日判決言渡、平成 28 年(行ウ第 322 号 政務活動費返還請求事件の杉並区議会の政務活動費についての判例を主に参考にし、今一度当時の判断が妥当であったかどうか客観的に検証したうえで考えをまとめております。

【広聴広報費 (区政報告)】

(1) 政務活動レポート『杉並の論点』平成 30 年夏号、秋号、31 年新年号、春号については、私の宣伝的要素を持つとして制作費等の 50%の返還を求めるものであります。

まず、私の区政報告書『杉並の論点』については、基本的には毎年の定例議会毎に発行し、郵送、駅頭、ポスティング等で配布しております。郵送配布数はおよそ各回 4,000~5,000 部と定期的に同数量程度の配布であり、少なくとも選挙直前の政治活動の宣伝という意味合いはございません。また私は政治活動用のレポートを別途発行しており、政務活動用と政治活動用を区分するようにつとめております。

上記判例においても、適切な配布時期、配布部数、内容など考慮し、区政報告の範囲であれば関係費用を全額政務活動費から支出することを認めております。

本件は、区政報告書の構成を問われており、顔写真やプロフィールの掲載が紙面の約 25% であり宣伝的要素を持つものであるとの指摘であります。

区政報告書は、どんな人物が作成したかを明確にする責務があります。但し、本来の区政情報提供の趣旨を逸脱して、区政以外の事の記述や、自らを過度に宣伝的するような内容が混じることがあれば、その部分は規程に従い、按分すべき事は重々承知しております。その上で判断致しますが、区政報告書作成にあたっては、ある程度フォーマット化しており、指摘の 25% というのはタイトル文字やイラストなどを含めたものであり、実際の毎号のフォーマットの顔写真とプロフィールの紙面占有度は、タイトル写真 23.2cm²、プロフィール写真 18.5cm²、プロフィール活字部分 42.3cm² の計 84cm² であり、全体紙面 A2 版 2,494cm² (余白含む) と比較しても、決して過度に宣伝的にする意図はなく、必要最低限程度につとめている事をご理解頂きたい。もちろん取り扱っている記事については区政の範囲を逸脱するものではありません。

結論として、本件につきましては、発行、配布時期、部数、内容について、区政報告の範囲を越えるものではありません。したがって、全額政務活動費で支出することの当時の自らの判断は妥当であり、返還の必要はないものと考えます。

【広聴広報費（区政報告会）】

(2) 区政報告会について

次に区政報告会のレポートの開示がないために支出額の50%の返還を求めるものであります。

報告会の内容については、特段レポートの開示を求められておりませんので規程に基づいて処理しております。

参考までに、当日の主な内容として、まず18:30から開会し20:20頃閉会となりました。司会進行は報告者本人が兼任しており、来賓等の他者の挨拶はもちろん出席もございました。

18:30より80分程度の区政報告を行いました。配布された区政報告書『杉並の論点平成30年秋号』の内容に沿い、区の肺がん検診の見落とし事件、区長改選にあたっての代表質問の内容、29年度決算審議のほか直前の第四回定例議会での論点である議員定数削減について主に題材と致しました。その後30分程度の質疑応答がありました。

会の進行、内容ともにあくまでも区政に関する範囲を越えて、政治活動、後援会活動、又は選挙活動としての側面は有しておりません。

従いまして、全額政務活動費で支出することの当時の自らの判断は妥当であり、返還の必要はないものと考えます。

尚、区政報告書、区政報告会については、区議会議員各自が、区議会はじめ区政の情報提供、そして、選ばれた議員の責務として政務活動を報告する機会としては重要なツールであり、場合によってはデジタル化することもあり得ますが、積極的に発信すべきであります。それらは今後、義務化すべきものとすると考えております。本人写真の掲載等で概に50%按分となれば個人負担が大きくなり、上記の責務そのものが萎縮しかねないことをむしろ危惧致します。たしかに内容に関しては、政治活動との関係性が曖昧な事も見受けられますので、それを精査して、各議会の規程を磨き、その上で各議員の更なる発信を促すことが議会の活性化につながることにすると意見を申し添えます。以上です。

21. 藤本なおや議員

【広聴広報費（区政報告）】

議員名や写真及びプロフィールは、議会活動や区政の課題等について、区民に対してわかりやすく、理解を高める効果的な広報を行う為に必要である。

よって、指摘の議員の写真や氏名は、広報紙として必要な記載事項であり、DM折りの加工上、紙面構成によるものである。なお、参考までに東京高裁判決（平成22年11月5日）によれば、議員の氏名、写真は議員本人の同一性確保の目的であるとして充当が認められており、かつ議員の顔写真の大きさは、縦横それぞれが紙面全長の5分の1程度とされ、各号の指摘紙面割合はこの範囲以下であり大書とはいえない。

また、プロフィールについては、議会報告として自身の役歴等を披歴し、その立場から報告し意見を求めているものである。なお、区政報告に記載されるプロフィールについては、過去の監査結果からも適切な支出として全額計上は了とする判断が下されている。

22. 太田 哲二議員

【調査研究費（住民協議会開催費用）】

山本あけみ議員に同じ

【研修費（勉強会開催費用）】

[研修費（「お金と福祉の勉強会」の内容）]

(1) 4月27日の勉強会（平成30年第3回）について

講師は杉並区長の田中良、講演テーマは「未来を拓く自治体経営」

講演時間 6時30分～7時15分

講演内容 杉並区政の重要課題、保育、特養、施設再編など。

太田哲二の「福祉と平和」に関して。地方自治法の原則、杉並区平和都市宣言の意義。

なお、会場使用料などを2分の1としたのは、区長選挙が6月下旬に控えており、政治活動の色彩が疑われやすいので、2分の1とした。

(2) 5月26日の勉強会（平成30年第4回）について

講師は杉並光友会「原爆被爆者の会」副会長の吉田一人、講演テーマは「被爆者が願ってきたこと」

講演時間 6時～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

講演内容 杉並区平和都市宣言30周年を迎え、あらためて被爆者の体験、思いを述べていただいた。

太田哲二の「保育料について」に関して。保育料の減免制度が、あまり知られていないことが問題であると解説した。

(3) 6月16日の勉強会（平成30年第5回）について

講師は弁護士の河東宗文、講演テーマは「時効が変わります（民法改正）」

講演時間 6時～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

講演内容 内容はテーマそのものです。杉並区の施策の中にも時効がからむものが多々あるので、いずれ条例改正をしなければならないことが発生するかも知れないので、テーマとして選んだ。

太田哲二の「介護ロボット」に関して。これは、私が取り組んできた施策で、杉並区の特養での導入状況を説明した。

(4) 7月22日の勉強会（平成30年第6回）について

講師は日韓親善協会副理事長の梁東準、講演テーマは「韓半島（朝鮮半島）の現状と今後」

講演時間 講演時間 6時～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

講演内容 杉並区とソウル瑞草区と友好姉妹都市関係にあり、相互に職員派遣などを行っている。日韓関係がかなりギクシャクしており、加えて、北朝鮮関係も目が離せない。杉並区議会議員の中には、姉妹都市関係解消のニュアンスを含む私的会話も若干あり、あらためて、日・韓・朝に詳しい梁氏から現状と今後を学んだ。

太田哲二の「地域包括ケアシステムの深化」に関して。特養の整備もほぼ目途がつき、

今後は「要介護高齢者の困難事例」がスムーズに解決させるノウハウの蓄積が大切。それが、困難事例であるがゆえに、まさに難しい。

(5) 8月10日の勉強会（平成30年第7回）について

講師は杉並家族会（精神障害者及びその家族の会）幹事の藤谷恵美子、講演テーマは「精神障害者の理解のために」

講演時間 6時～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

講演内容 藤谷さん自身、自分の子が精神障害となった。自身の体験を中心に、家族の関わり方、周辺の関わり方、家族会など支援団体の関わり、杉並区に求めることなどを語っていただいた。

太田哲二の「家計防衛統一ラインを創ろうと思う」に関して。福祉の「最後の砦」は生活保護である。「最後の砦」の前に、「家計防衛統一ライン」をしっかりと整理・整備する必要がある。生活保護基準額の100分の115から100分の120あたりに、家計防衛の各種制度が存在しているが、そのことを誰も知らないという「世にも不思議な物語」となっている。

(6) 9月20日の勉強会（平成30年第8回）について

講師は、一般社団法人VR革新機構・代表理事の横松繁、講演テーマは「福祉とIT。AIとVRで変わる環境」

講演時間 6時～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

講演内容 クラウド、人工知能、仮想現実など知識があれば福祉が変わる。車椅子目線のストリートビュー、パラリンピックを360°で見られる。サイボーグで身体障害者は変わる。介護も激変する。

太田哲二の「社会保障の最後の砦の前に防衛陣地を創る」は、8月10日の「家計防衛統一ラインを創ろうと思う」と同じ内容。誰も教えない内容を、どう表現・説明すれば、分かりやすくなるのか。8月10日とは、別の角度から説明してみた。

(7) 10月21日の勉強会（平成30年第9回）について

講師は、公益社団法人青少年健康センター会長、日本自殺予防学会名誉理事長の斎藤友紀雄、講演テーマは「劇的に減少した日本の自殺者数」

講演時間 6時～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

講演内容 2012年に年間自殺者は3万人を下回り、2018年か2019年には2万人を下回るかも知れない。一概に、理由は言えないが、自殺予防の各種取り組みが質的にも量的にも良くなったことがある。

太田哲二の「借金処理、最近の事例から」は、自殺急増時期＝金融破綻・不良債権時代の借金処理とは、明らかに内容が変わってきた。

(8) 11月24日の勉強会（平成30年第10回）について

講師は、芸能評論家の山根弘之、講演テーマは「芸能人と政治」

講演時間 6時～7時15分。

講演内容 沢田研二の動き、貴乃花は立候補するか、自殺したアイドル、ジャニーズ帝国はどうなるか、などなど。

太田哲二の「杉並区の財政指標」は、総務省の地方財政5大指標に基づいて杉並区財政

を説明した。

- 「芸能人と政治」の内容が、杉並区政と関連が薄かったので、11月24日の勉強会の諸経費は、2分の1にしてあります。会場使用料などを2分の1としたのは、勉強会目的は、沢田研二の反原発発言動に代表される芸能人の政治言動と公立施設の使用や自治体の後援がどう関わるか、及び、アイドルタレントの過酷労働を通じて日本の労働環境の問題点を探求したかった。しかし、講師の話の約半分はそれらの視点ではなくジャニーズが云々に力点が置かれたため、区政との関連が薄すぎるとの疑念が持たれるかも知れないと思い、2分の1としました。

(9) 12月24日の勉強会（平成30年第11回）について

講師は、前杉並区立済美養護学校校長の松浦隆太郎、講演テーマは「共生社会と特別支援教室」

講演時間 6時～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分

講演内容 杉並区の障害児教育の歴史、現在の三つの類型、インクルーシブの理念、現場での体験談。

太田哲二の「家計を守る」の一つは、国保料の減免制度。これは、8月10日、9月20日のテーマの具体的中身です。収入が生活保護基準額の100分の115以下ならば申請すれば保険料を払わなくてもよい。でも、利用者はゼロ。二つ目は、所得税の確定申告の話です。

(10) 1月25日の勉強会（平成31年=2019年第1回）について

講師は公認会計士の酒井富雄、講演テーマは「消費税あれこれ」

講演時間 6時～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分

講演内容 消費税アップが焦点となっている。消費税の利点、消費税の欠陥。消費税アップで喜ぶ人、悲しむ人。10%になると、2.2%分が地方消費税として地方自治体へ回る。

太田哲二の「家計を守る」は、12月24日の勉強会と、ほぼ同じ趣旨の内容ですが、確定申告を重点にした。とりわけ、要介護高齢者と障害者控除の関係を説明した。

(11) 2月16日の勉強会（平成31年=2019年第2回）について

講師は、NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長の樋口恵子、講演テーマは「人生100年の新たな課題」

講演時間 6時～7時15分。

講演内容 介護保険、年金が中心テーマ。

太田哲二の「2019年度杉並区予算案」は、その名のとおり、2019年度予算案の特徴を説明した。

23. 富本 卓議員

【広聴広報費（区政報告）】

(1) 区政報告ハガキについて

請求人は、政務活動費は公的な活動に限定すべきであると主張されている。そうした中、議員は公人とも呼ばれている。そして、その議員の中の最高職である議長は公人中の公人

とも言え、一般議員と違い、議長としての公務も多々存在するが、その議長の就任退任を区民が知るチャンスは実は非常に少ない。実質的には、議会報で記載されている年1回のケースのみといってもよいと思う。現に議長の公務の案内が前議長名で来るケースもある。

また、区民にとって区政、議会の関心は個々の議員の政策や主張もあるが、それとともにいやそれ以上に人事にあると議員活動を通じて感じていた。その区民にとって欲しい情報を適切にお知らせすることは議員活動として大切な活動であると考え、29年の議長就任時、そして30年の議長退任時にお知らせに区政報告を作成した。よって、私のこの区政報告の作成に対する請求人の主張は当たらないと考える。

(2) 区政報告 Dream 30年冬号について

請求人は、私の写真等の大きさを問題視されているが、議員の活動は文章だけで伝える時代から、動画や画像等も大いに使われる時代に入っている。請求人の写真に対する主張はこれらの活動も制限を加えるようにも捉えられるもので、全くの時代錯誤、議員の適正な広報活動を妨げる主張と捉えている。

次に、議員在職当時、私と非常に名前が似ている富田琢（とみたたく）議員がおり、間違えられるケースが大変多かった。

この点の対応のため、違いを鮮明にする必要があり、一定程度の大きさの写真の掲載や名前の記載は議員活動の適切な情報提供といった点から必要な措置であると考え、区政報告を作成していた（プロフィールの記載もこの点も考慮している一面もある）。

また、区民などとの対話の中で、本会議と委員会などの違いなどの質問をこれまで数多く受けてきた。そうした中で、写真でその違いを知らせることも大切な区政報告の側面である考える。

また、読み物は読んでもらうことが大切である。ただ文章だけを羅列した文章よりも、そういった点で区民の目に留まる工夫を行うことは、読まれない広報物よりも読んでもらう広報物を作成することは結果的に税金である政務活動費の有効利用をしているという思いで、写真入りの報告を作成している。

よって、写真等に対する請求人の指摘は適当でないと考える。

次に、区民が議会の構成員である議員を知り、関心を持つ際の重要な側面として、もちろん政策や主張もあるが、その経歴や所属政党なども大切な側面である。プロフィールを掲載することは区民に対し、有益な情報提供、広報活動であり、政務活動費での区政報告に記載されている点には全く問題がないと考える。

最後に、請求人は宣伝的要素が大という指摘をされている。これは、公金である政務活動費を選挙目当てという利用しているという指摘であると推察するが、ご承知の通り、私は31年4月の区議選に出馬をしておりません。その理由は、30年1月に大阪に住む父親が病に倒れ、介護の必要を伴ったことによる決断であった。現在は、政界を引退し、関西に居住し、一民間企業に就業している。この選挙不出馬、政界引退は、この区政報告を作成した時点では決断をしていた。

ゆえに、今更宣伝をする必要はなく、純粋な議員活動、議会活動の広報活動で行ったものであり、請求人の指摘は全く的外れかつ失礼なものと捉えている。

24. 松浦 芳子議員

【広聴広報費（区政報告）】

区政報告は、3回発行しており、制作数や郵送に関しては、領収証に記載されている。

- ・区政報告夏号は、7月5日に葉書を2,000枚購入。その後、で2,000枚郵送。
- ・区政報告秋号は、11月1日に、印刷代金として領収書添付し枚数も記載してある。発送数は、それぞれの郵便局の領収証に記載されている。残りは手渡ししている。
- ・区政報告新春号は、1月22日の印刷代金に枚数も記載されている。発送数は、それぞれの郵便局の領収証に記載されている。残りは手渡し。

(1) 区政報告夏号について

封筒での郵送の場合は、挨拶も含む送り状と一緒に同封しているが、葉書での区政報告は、挨拶入りの報告になっている。紙面が小さいので記事も少なくなる。松浦の写真も文字も普通であり、特に宣伝性があるわけではないので按分はしていない。

(2) 区政報告秋号について

定例区議会や委員会の報告は、写真を掲載したほうが判り易いので出来るだけ写真を多く載せている。一面の写真については、特別に大きいわけではなく、松浦芳子が判るように載せている。

中面は、委員会の報告となっているが、6分間に9つの質問をしているわけではなく、款ごとに沿って4日間（4回×6分）の質問を要約して載せている。

写真は、各款ごとに質問する日が違う事を判って頂く為にも4枚（4日分）載せている。区政報告は、活動の報告であるので目に見える写真が判り易いので多く使っている。

(3) 区政報告新春号について

一面の写真については、秋号と同様である。

中面は、定例議会での一般質問の報告となっているが、報告することが多すぎて文字も小さいので、せめて読み易くということでイラストや写真を載せた。

松浦の写真は4枚使ってはならず、正面と側面からの2枚であり適切であると思う。

25. 奥田 雅子議員

【広聴広報費（区政報告）】

そね議員に同じ

26. そね 文子議員

【広聴広報費（区政報告）】

広聴広報費の計上にあたっては、杉並区議会でも定められた、「政務活動に要する経費細目」

の中の「印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する」という部分に基づき適正な按分率の設定に努めています。

『生活者ネットすぎなみ』107号は、4p左側カコミ「都議会から」の部分が対象外であり、1ページ分の2割すなわち $0.25 \times 0.2 = 0.05$ となり全体の5%が対象外という計算になります。しかし同ページの4段目～5段目の記事が区政の枠を超える内容とも言えるため、この部分も若干、差し引くこととし、全体の按分率を90%と算定しました。

同108号は、裏面の下部「安倍政権にNO!」の記事が対象外となり、この部分の面積を割り出すと1割未満となります。従って按分率90%となるところを、より低く見積もり85%としました。

同109号については、4pの左上カコミ「都議会から」と右下カコミ「沖縄知事選」の2点、面積比で約4割を対象外と判断し、全4ページ中25%のさらに40%、すなわち $0.25 \times 0.4 = 0.1$ となり10%除外とすべきところを20%とし、対象を80%にとどめました。

いずれも按分率を低めに抑えた数値と考えます。

その他、請求者より指摘された点は、区議の政務活動と切り離せないものであり、政務活動費への充当は問題ないと考えます。

27. 杉並区議会公明党

【広聴広報費（区政報告）】

<山本ひろこ議員>

区政報告書の配布については、郵送以外に自らまたはボランティアに依頼して手渡しや個別配布をしたり、各種団体の会合等において配布したりするなどして全ての枚数は配布されている。

また、区政報告の内容として、1面は一般質問の質疑抜粋、2・3面は決算特別委員会での質疑抜粋と実績、区事業の紹介(すぎなみ美活クラブ、子ども子育てプラザ、4面は防災対策事業の紹介と実績であり、全て政務活動に関する広報のためのものである。

<川原口宏之議員>

按分割合についての指摘だが、このことについては平成26年度分を対象とした平成31年3月22日の東京地裁判決で、100%の計上が認められており、政党活動や政治活動など、政務活動以外の内容は含まれていない。したがって、適切であると考えます。

<大槻 城一議員>

区政報告の配布先が不明、との指摘については、昨年度も同じ指摘を受けたが、区政報告の配布については、郵送以外に各種団体の会合等において配布している。また、自ら個々に配布し、その他ボランティアに依頼するなどして配布している。

公明党が民泊をやる宣伝である、との指摘については、これも昨年度も同じ指摘を受けたものだが、私の区政報告で杉並版民泊ルールについて記載した折、民泊のイメージを区民に持っていただくため、文章に建物のイラストを配置し内容を紹介した。その建物のイラストに小さく「© KOMAITO」とあるのは、そのイラストの権利者が公明党であることを示すものである。

政務活動と政治活動の両方の側面を持つので按分すべき、との指摘については、ご指摘の区政報告は、政党活動や政治活動など、政務活動以外の内容は含まれていない。

<中村 康弘議員>

区政報告の配布については、郵送以外に手渡しや個別配布をしたり、各種団体の会合等において配布したりするなどして全ての枚数は配布している。

今回、封入・シール貼り等を発注している業者に郵便局までの運搬と郵送手続きも依頼し、その手数料（送料）を支払っている。

<島田 敏光議員>

区政報告の配布については、郵送以外に手渡しや、各種団体の会合等において配布している。また、自ら個々に配布したり、ボランティアに依頼したりするなどして全ての枚数の配布は完了している。

2つ折りや、DM折りをしているのは、配布用と郵送用に分けているため。

印刷物の内容については、区政について区民に広く知らしめることを目的としたものであり、発行人である自身の氏名や写真、また印刷物の名称を記載することに特段問題があるとは考えない。

【広聴広報費（ホームページ）】

<山本ひろこ議員>

これまでホームページの内容の割合を加重平均し80%が政務活動に資する内容として計上してきたが、会派の按分率50%に統一し平成31年度から50%として計上している。平成30年度分については既に返還済みである。

【資料購入費（所属政党発行機関紙）】 公明新聞購読料

<杉並区議会公明党会派共通>

区議会議員として政務活動費で購入している公明新聞は、いずれも調査研究等の政務活動のための資料として活用しているものである。公明新聞には、地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載されている。

政党機関紙の政務活動費による購読については、例えば平成 27 年 1 月 20 及び同年 10 月 27 日の岡山地裁の裁判例等においても、直ちに政党活動には当たらず、使途基準に合致するとの見解が見られる。杉並区議会の政務活動費に関する規程が、政務活動費による政党機関紙の購入を議員 1 人当たり 1 部まで認めているのも、新聞の内容が政務活動に役立っている事実を考慮しているものと理解している。

山本ひろこ議員については、8 月から公明新聞の電子版購読を開始し支払い方法が変更となったが、領収書の確認が遅れてしまったため、8 月から翌年 3 月までの期間については請求していない。

2 杉議会第 204 号
令和 2 年 5 月 28 日

杉並区監査委員 様

杉並区議会
議長 井口 かづ子

平成 30 年度及び平成 31 年 4 月分政務活動費に係る調査について（追加回答）

令和 2 年 4 月 17 日付 2 杉監査第 25 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、令和 2 年 4 月 27 日付 2 杉議会第 104 号により回答したが、議員より下記のとおり追加回答があったため、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

記

1 調査結果

- (1) 出納簿及び収支報告書の訂正の届出は、議員の意向により訂正されたものであり、当該支出額が誤記控除されたことは、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして適当である。
- (2) 議員の意向でより明確な内容となるように追加回答されたことは適当である。

2 追加回答

- (1) 平成 30 年度及び令和元年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況

●小川宗次郎議員（平成 30 年度分）

次のとおり、令和 2 年 5 月 19 日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

3 月 21 日支払分誤記控除 区政報告通信費（100%）日本郵便	広聴広報費	△ 57,753
3 月 21 日支払分誤記更正 区政報告通信費（50%）日本郵便	広聴広報費	28,876
3 月 21 日支払分誤記控除 区政報告通信費（100%）日本郵便	広聴広報費	△ 22,977
3 月 21 日支払分誤記更正 区政報告通信費（50%）日本郵便	広聴広報費	11,488
3 月 21 日支払分誤記控除 区政報告通信費（100%）日本郵便	広聴広報費	△ 13,662
3 月 21 日支払分誤記更正 区政報告通信費（50%）日本郵便	広聴広報費	6,831

3月30日支払分誤記控除 印刷代(100%・区政報告会案内) 四国堂	広聴広報費	△ 16,500
3月30日支払分誤記更正 印刷代(50%・区政報告会案内) 四国堂	広聴広報費	8,250
3月30日支払分誤記控除 印刷代(100%・区政報告封筒) 四国堂	広聴広報費	△ 38,000
3月30日支払分誤記更正 印刷代(50%・区政報告封筒) 四国堂	広聴広報費	19,000
3月31日支払分誤記控除 区政報告会会場費 清涼殿	広聴広報費	△ 81,000
3月31日支払分誤記更正 区政報告会会場費 清涼殿(50%)	広聴広報費	40,500

*上記の訂正により、支出額を114,947円減額し、同額の残額が生じたため、5月22日に返還された。

●吉田あい議員(平成30年度及び令和元年度分)

次のとおり、令和2年5月19日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【平成30年度分】

3月31日支払分誤記控除 区政報告平成31年春季号印刷代(博山堂印刷)	広聴広報費	△ 315,654
3月31日支払分誤記更正 区政報告平成31年春季号印刷代(博山堂印刷)(50%)	広聴広報費	172,530

【令和元年度分】*本監査請求対象外

4月3日支払分誤記控除 平成31年春季号区政報告送付代金(杉並、荻窪、杉並南郵便局)	広聴広報費	△ 223,945
4月3日支払分誤記更正 平成31年春季号区政報告送付代金(杉並、荻窪、杉並南郵便局)(50%)	広聴広報費	111,972

*上記の訂正により、支出額を255,097円減額し、同額の残額が生じたため、5月20日に返還された。

●小林ゆみ議員(平成30年度分)

次のとおり、令和2年5月19日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

3月25日支払分誤記控除 区政報告レポート平成31年春号 デザイン費、印刷代、 手数料	広聴広報費	△ 228,270
3月25日支払分誤記更正 区政報告レポート平成31年春号 デザイン費、印刷代、 手数料 (50%)	広聴広報費	114,135
3月25日支払分誤記控除 区政報告レポート平成31年春号ポスティング代	広聴広報費	△ 189,000
3月25日支払分誤記更正 区政報告レポート平成31年春号ポスティング代 (50%)	広聴広報費	94,500
3月31日支払分誤記控除 政務活動補助職員賃金 (3月分)	人件費	△ 49,200
3月31日支払分誤記更正 政務活動補助職員賃金 (3月分) (50%)	人件費	43,800

*上記の訂正により、支出額を214,035円減額し、同額の残額が生じたため、5月27日に返還された。なお、政務活動補助職員賃金(3月分)については、区政報告レポート平成31年春号ポスティング代に関連する計上部分のみを50%計上とした。

●川野たかあき議員 (平成30年度分)

次のとおり、令和2年5月19日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

2月8日支払分誤記控除 区議会レポート印刷、ポスティング料	広聴広報費	△ 637,200
2月8日支払分誤記更正 区議会レポート印刷、ポスティング料 (50%)	広聴広報費	318,600
2月13日支払分誤記控除 区議会レポートデザイン料	広聴広報費	△ 30,000
2月13日支払分誤記更正 区議会レポートデザイン料 (50%)	広聴広報費	15,000

*上記の訂正により、支出額を333,600円減額し、同額の残額が生じたため、5月19日に返還された。

●山本あけみ議員 (平成30年度及び令和元年度分)

次のとおり、令和2年5月19日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【平成30年度分】

12月17日支払分誤記控除 区政報告 vol.26 デザイン料 (80%計上)	広聴広報費	△ 67,200
--	-------	----------

12月17日支払分誤記更正 区政報告 vol.26 デザイン料 (50%計上)	広聴広報費	42,000
2月18日支払分誤記控除 区政報告 vol.26 印刷費 (80%)	広聴広報費	△ 86,240
2月18日支払分誤記更正 区政報告 vol.26 印刷費 (50%)	広聴広報費	53,900
2月20日支払分誤記控除 区政報告 vol.26 郵送用封筒&ラベル (80%)	広聴広報費	△ 11,529
2月20日支払分誤記更正 区政報告 vol.26 郵送用封筒&ラベル (50%)	広聴広報費	7,206
2月28日支払分誤記控除 区政報告 vol.26 ポスティング代 (80%)	広聴広報費	△ 105,062
2月28日支払分誤記更正 区政報告 vol.26 ポスティング代 (50%)	広聴広報費	65,664
3月19日支払分誤記控除 区政報告 vol.26 封入作業代 (80%計上)	広聴広報費	△ 7,216
3月19日支払分誤記更正 区政報告 vol.26 封入作業代 (50%計上)	広聴広報費	4,510
3月27日支払分誤記控除 区政報告 vol.26 封筒 (80%計上)	広聴広報費	△ 3,602
3月27日支払分誤記更正 区政報告 vol.26 封筒 (50%計上)	広聴広報費	2,251

【令和元年度分】*本監査請求対象外

5月13日支払分誤記控除 区政報告 vol.26 送付代 (80%計上)	広聴広報費	△ 136,907
5月13日支払分誤記更正 区政報告 vol.26 送付代 (50%計上)	広聴広報費	85,567
3月4日支払分誤記控除 区政報告 vol.26 印刷費 (80%)	広聴広報費	△ 2,992
3月4日支払分誤記更正 区政報告 vol.26 印刷費 (50%)	広聴広報費	1,870
3月15日支払分誤記控除 区政報告 vol.26 入稿料 (80%)	広聴広報費	△ 2,400
3月15日支払分誤記更正 区政報告 vol.26 入稿料 (50%)	広聴広報費	1,500

*上記の訂正により、支出額を158,680円減額し、同額の残額が生じたため、5月21日に返還された。

●けしば誠一議員

次のとおり、令和2年5月25日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正

する収支報告書訂正の届出があった。

1月30日支払分誤記控除 理想科学 インク代 13,824円×2/1	広聴広報費	△ 6,912
1月30日支払分誤記更正 理想科学 インク代 13,824円×1/4	広聴広報費	3,456

*上記の訂正により、支出額を3,456円減額し、同額の残額が生じたため、5月25日に返還された。

●新城せつこ議員

次のとおり、令和2年5月25日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

12月21日支払分誤記控除 理想科学 A4色+A4白用紙+インク2本分	広聴広報費	△ 20,381
12月21日支払分誤記更正 理想科学 (A4色+A4白用紙+インク2本分) ×1/4	広聴広報費	10,796
1月30日支払分誤記控除 理想科学 インク代 13,824円×1/2=6,912円 振込手数料 108円×1/2=54円	広聴広報費	△ 6,966
1月30日支払分誤記更正 理想科学 インク代 13,824円×1/4=3,456円 振込手数料 108円×1/4=27円	広聴広報費	3,483

*上記の訂正により、支出額を13,068円減額し、同額の残額が生じたため、5月25日に返還された。なお、12月21日支払分であるA4白用紙については、当該出納簿訂正前に50%計上としていたため、残りのA4色用紙とインク2本分を50%計上とした。

(2) 個別事項についての議員からの追加説明（下線部分）

●井原太一議員

【広聴広報費（区政報告会）】

「会場に机やイス、座布団などを並べる、受付を行う、社務所は境内の奥まったところにあるので表の道路に立って来場者を誘導する、最後は元通りに片付け撤収する・・・等々これら当日のお手伝いを後援会の方々が無償で手伝ってくださいました。その労に対して謝意を表すため、後援会会長に行っていました。もしこれらの労務を後援会で行っていただけなかった場合、区議会事務局の職員に（区の費用で）手伝いに来ていただく訳にはいかず、当日のお手伝いについても労務のアルバイト数名を政務活動費を使ってお願いするしかなくなります。

なお付言しておきますが、政務活動費に計上した人件費（4月 No.3、5、7）は上記お手伝いとは全く性質の異なるものです。これは事前の資料の収集や整理など報告原稿の作成補助、開催案内の会場周辺へのポスティングなどの開催周知補助を行ったものですが、いずれもある程度の専門性を有する業務であり、先に論じた当日のお手伝いとはまったく時期も性質も拘束時間も異なるものです。」

「また、上述の当日にお手伝いいただいた方々には、政務活動費から労賃等を支払ってはおらず、全員無報酬のボランティアで手伝ってくださったのです。」

「もし、今後そのように定めるとすれば、これは区政報告会の半分は政治的な演説をすることを奨励する、ということになりかねません。もしそうであるならば、先に弊職が述べた区議会議員には区民に報告する義務と責任があるという主張に水を差すこととなります。もし区政報告会の半分は政治的な演説をして良いということになった場合～」

●吉田あい議員

【広聴広報費（区政報告）】

平成 31 年春季区政報告について

□訂正前

統一地方選挙の前に区政報告を出しているとの指摘があるが、毎年、10 年以上も 3 月末の郵送、4 月上旬のポスティングを行っている。例年通りに行っているものであり、特段、選挙を意識して行ったものではない。

■訂正後

統一地方選挙の前に区政報告を出しているとの指摘があるが、毎年のように 3 月下旬から 4 月上旬にかけて郵送、ポスティングを行っているものであり、特段、選挙を意識して行ったものではない。

●脇坂たつや議員

次のとおり、令和 2 年 5 月 14 日付で当該議員から出納簿訂正及び収支報告書訂正の届出があった。

【広聴広報費（区政報告）】

2 月 15 日支払分誤記控除 封筒・封入代（5500 枚/5391 セット）・送代（区政レポート 5391 枚）・ポスティング代（41450 枚）	広聴広報費	△ 660, 523
2 月 15 日支払分誤記更正 封筒・封入代（5500 枚/5468 セット）・送代（区政レポート 5468 枚）・ポスティング代（41450 枚）	広聴広報費	660, 523

●小林ゆみ議員

【広聴広報費（区政報告）及び人件費（政務活動補助職員賃金）】

(1) 区政報告レポート平成31年第1号の経費について

□訂正前

本レポートは、例年発行している第3回、第4回定例会での質疑について纏めたものである。

写真については、例年通り質疑の際の議会の様子を伝える為に、質疑中に撮影されたものを、可能な限り載せている。

■訂正後

本レポートは、第3回、第4回定例会での質疑について纏めたものである。

写真については、質疑の際の議会の様子を伝える為に、質疑中に撮影されたものを、可能な限り載せている。

●けしば誠一議員

【広聴広報費（区政報告）】

□訂正前

(4) また、選挙のある月の約3カ月前の区政報告については、区政報告の中に選挙に向けた議員活動の報告のように受け取られる側面があると考え、判例に従い50%計上とし、それをけしば、新城の二人で按分しています。ただし、『2019年新年号およびくらし法律相談会』については、2018年12月末に発送し2018年内に届くようにしています。よって、関連する封筒、用紙等についても、内容が100%政務活動費にあたるものであるため、按分しないものとしています。選挙時とは異なる通常の議員の区政関連の報告であれば政務活動として、100%計上できることは判例にもある通り、妥当と考えています。

■訂正後

(4) また、選挙のある月の約3カ月前の区政報告については、区政報告の中に選挙に向けた議員活動の報告のように受け取られる側面があると考え、判例に従い50%計上とし、それをけしば、新城の二人で按分しています。

①けしば誠一区民ニュースNO.365は、「1月 新年号」とありますが、年内に届くよう郵送し、年内に配布しているため100%計上としています。

NO.364、NO.367は、1月に配布をしているため50%計上とし、NO.368、NO.369、NO.370は明確に選挙3カ月以内であることから、50%計上としてあります。

②なお、当該監査請求を受け、精査した結果、けしば誠一区民ニュースNO.370のインク代については、50%計上に訂正します。その上で、5月25日付で3,456円を返還してあります。

③新城せつこ区民ニュースNO.310もけしば議員同様に、「1月 新年号」とありますが、年内に届くよう郵送し、年内に配布しているため100%計上としています。なお、1月30日計上の長3封筒代は記載していなかったがNO.310にあたります。

NO.311については、12月末から1月に配布しているため、用紙代・インク代の100%

計上を改め50%計上に訂正します。その上で、5月25日付で13,068円を返還してあります。

2月に計上したNO.309は、本来配布時期が12月であったため100%計上とするところ、誤って50%計上としたものです。

④けしば誠一区民ニュースNO.364および新城せつこ区民ニュースNO.309については配布時期が異なっています。内容は同様のものであっても、配布時期が異なることも多くあることを申し添えておきます。

●新城せつこ議員

【**広聴広報費（区政報告）**】

訂正前

けしば誠一議員に同じ（訂正・返還を除く）

■訂正後

けしば誠一議員に同じ

●太田哲二議員

【**研修費（勉強会開催費用）**】

[研修費（「お金と福祉の勉強会」の内容）]

(2) 5月26日の勉強会（平成30年第4回）について

講演時間 6時30分～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

(3) 6月16日の勉強会（平成30年第5回）について

講演時間 6時30分～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

(4) 7月22日の勉強会（平成30年第6回）について

講演時間 6時30分～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

(5) 8月10日の勉強会（平成30年第7回）について

講演時間 6時30分～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

(6) 9月20日の勉強会（平成30年第8回）について

講演時間 6時30分～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

(7) 10月21日の勉強会（平成30年第9回）について

講師は、日本自殺予防学会名誉理事長の齋藤友紀雄～

講演時間 6時30分～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分。

(8) 11月24日の勉強会（平成30年第10回）について

講演時間 6時30分～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分

(9) 12月14日の勉強会（平成30年第11回）について

講演テーマは「共生社会と特別支援教育」

講演時間 6時30分～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分

(10) 1月25日の勉強会（平成31年=2019年第1回）について

講演時間 6時30分～7時15分。なお、質疑時間として7時45分～8時30分

講演内容 太田哲二の「家計を守る」は、12月14日の勉強会と～

(11) 2月16日の勉強会（平成31年=2019年第2回）について

講演時間 6時30分～7時15分。

* (1)～(11)共通 太田哲二 講演時間 7時15分～7時45分

●富本 卓議員

【**広聴広報費（区政報告）**】

よって、私のこの区政報告の作成に対する請求人の主張は当たらないと考える。さらにこの区政報告は75%計上として按分計上している。これは、いわゆるより区政報告に特化した形とすべく、より適切な対応をとるべく行った。なお、計算根拠については、以下の通りである。

<区政報告ハガキ 75%計上の考え方>

□全体面積

①印字「3度目の議長職 無事に終える」該当面積： $6.2\text{cm} \times 0.8\text{cm} = 4.96\text{cm}^2$

②印字「平素より 私 とみもと卓の議員活動（略）杉並区議会議員 とみもと卓」

該当面積： $7.3\text{cm} \times 10.2\text{cm} = 74.46\text{cm}^2$ ①+②= $79.42\text{cm}^2 \cdots$ ③

□控除面積

(1)「平素より 私 とみもと卓の議員活動にご理解ご協力を賜り 誠にありがとうございます」： $7.5\text{cm} \times 0.8\text{cm} = 6.0\text{cm}^2$

(2)「改めて 今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げ 議長退任の報告とさせていただきます」： $7.7\text{cm} \times 1.3\text{cm} = 10.01\text{cm}^2$

(1)+(2)= $16.01\text{cm}^2 \cdots$ (3)

(3)／③： $16.01\text{cm}^2 / 79.42\text{cm}^2 \doteq 0.201$ となるが、より慎重を期して75%計上とした。

資 料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正 平成14年 6月21日条例第31号 平成15年 4月30日条例第19号
 平成18年12月11日条例第44号 平成20年10月14日条例第28号
 平成25年 2月20日条例第 1号
 〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年 1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、各月 1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度 4月 1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しな

ればならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の返還)

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例(昭和39年杉並区条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年6月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第44号)

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第1号)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 (会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加(会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。)に要する経費 (参加費・会費、宿泊費、交通費)
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費)
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	(印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費)
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

様式(省略)

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

平成25年 2月20日規則第 2号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則 2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2号〕

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月20日規則第 2号）

1 この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年 3月30日
議長訓令甲第 1号

改正	平成20年 4月 1日議長訓令甲第 2号	平成22年 4月 1日議長訓令甲第 2号
	平成23年 3月31日議長訓令甲第 1号	平成24年 3月30日議長訓令甲第 1号
	平成25年 2月28日議長訓令甲第 1号	平成26年 3月31日議長訓令甲第 1号
	〔題名改正〕	
	平成27年 3月31日議長訓令甲第 1号	平成28年 3月31日議長訓令甲第 2号
	平成29年 3月31日議長訓令甲第 1号	平成30年 3月30日議長訓令甲第 4号

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲 1号〕

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうち政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲 2号・25年 1号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲 2号・25年 1号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
 - (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
 - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
 - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）
- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日議長訓令甲第2号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日議長訓令甲第4号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする） ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公

	<p>公共交通機関を利用する)</p> <p>○視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする</p>
研修費	<p>○懇親会費の計上はできないものとする</p> <p>○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする</p> <p>○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする</p> <p>○大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする</p> <p>○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に 参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」 が分かる資料を添付する</p> <p>○政党及び政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書 等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する</p>
広聴広報費	<p>○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領 収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する</p> <p>○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする (ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする)</p> <p>○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する</p> <p>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超 えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する</p>
要請陳情等活 動費	○細目なし
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、 領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	○細目なし
資料購入費	<p>○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とす る</p> <p>○所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員 1人当たり各1部とする</p> <p>○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではな く、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う</p>
事務費	<p>○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し 管理する</p> <p>○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）上の 減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</p> <p>○ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した 「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイ ント相当額を控除して支出する</p> <p>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超 えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはで きない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信 費は、支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説 明ができる場合は、この限りでない）</p>

	<p>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1"> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 F A X あり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 F A X なし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>○政務活動に使用する電話・F A Xについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p> <p>○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</p>	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 F A X あり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 F A X なし）	1/4										
固定電話（事務所専用）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 F A X あり）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 F A X なし）	1/4																
事務所費	<p>○事務所賃借料について</p> <table border="1"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p> <p>※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○事務所光熱水費について</p> <table border="1"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	計上できない															
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	計上できない															
人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>																

付記 金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとする。
追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号・28年2号・29年1号・30年4号〕

様式（省略）

政務活動費の支出に関する事務処理について

(平成30年度版)

平成30年4月
杉並区議会事務局

《 目 次 》

I 基本編

- 1 政務活動費支出の基本的考え方 1
- 2 政務活動費とは 2
- 3 政務活動費を充てることができる経費の範囲 3
- 4 政務活動費として支出できない経費 4

II 手続編

- 1 各支出項目の細目・留意事項 5
- 2 提出書類 2 7
- 3 各種様式・記載例 4 3

III 資料編

- 1 例規関係（抜粋） 5 3
- 2 過去（政務調査費）の判例 5 3
- 3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過 5 3

I 基本編

1 政務活動費支出の基本的考え方

(1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

(2) 按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

(3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）より抜粋）

2 政務活動費とは

地方自治法 第100条

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

凡 例

自治法：地方自治法

条 例：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

規 則：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

規 程：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

3 政務活動費を充てることができる経費の範囲

(条例第9条「別表」より)

調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

研修費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費
- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費
- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

会議費

- 1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費
- 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

事務費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

事務所費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

4 政務活動費として支出できない経費（規程第2条）

- 1 選挙活動に関する経費
- 2 政党活動に関する経費
- 3 後援会活動に関する経費
- 4 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- 5 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- 6 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 7 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 8 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 9 その他政務活動の目的に合致しない経費

政務活動に要する経費と上記1～9の経費が混在する場合は、それぞれに相当する部分を区分する必要があります。困難である場合は、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければなりません。（按分の原則）

II 手続編

1 各支出項目の細目・留意事項

★支出計上にあたって特に留意する必要がある事項 . . . 6

調査研究費	7
研修費	10
広聴広報費	12
要請陳情等活動費	15
会議費	16
資料作成費	17
資料購入費	18
事務費	19
事務所費	23
人件費	25

支出計上にあたって特に留意する必要がある事項

次に掲げる各支出経費について計上する場合には、誤解を招かないよう特に説明をする必要があります。また、金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとします。

交通費	公共交通機関	一般的に合理的でない経路による場合
	タクシー代	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 頻繁に利用する場合 区外を目的地とする利用 高額な利用の場合 ⇒可能な限り他の公共交通機関を利用します。
	ガソリン代	ひと月当たりの給油頻度が高い場合 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に給油する場合
	有料駐車場	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 区外での利用の場合
書籍代		政務活動との関連が疑わしいもの、娯楽性の高いものなど
郵送料		切手・官製はがきの頻繁な購入 切手・官製はがきの大量購入 郵便区内特別郵便制度（割引・別納）を使用しない場合 年度末の購入 ⇒切手・官製はがきの購入には、上限額、上限枚数の設定があります。（ただし、官製はがきは事務費として計上する場合のみ） ⇒原則、年度内で使用します。
備品・消耗品購入		年度末の購入・まとめ買い 毎年にわたるPC関連品の購入 高い按分割合の設定（1/2を超えるなど） 高額・高性能な備品等
事務所賃料		按分割合の合理性 ⇒事務所には、看板・表札など、表示等（区議会議員○○事務所、○○議員事務所等）が必要です。

調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

【支出の参考例】 調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする。
- ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする。（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする）
- スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる。
- タクシー利用額の上限は年額240,000円とする。
（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する。）
- 視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする。

◆支出にあたっての留意事項

【月極駐車場代】

「賃貸借契約書」の写しを添付します。

【ガソリン代】

ひと月あたりの給油頻度が多い場合、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始及びその前後に計上する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

【交通費の実費】

- 宿泊を伴う、或いは航空券・JR指定席券及び乗車券を購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受けます。
- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や、視察先等において利用当日別途必要となった交通費（JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に、「政務活動交通費記録簿」に記載します。

（１）公共交通機関

- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。
- 一般的に合理的でない経路の場合は、誤解を招かないよう特に説明が必要です。

（２）タクシー代

- 「政務活動交通費記録簿」裏面に「領収書」を貼付します。（別紙あるいは領収書等貼付用紙の利用も可）
- 夜間から深夜の利用、区外を目的地とする利用、頻繁な利用、高額な利用の場合は誤解を招かないよう説明が必要です。
- 可能な限り、他の公共交通機関を利用するものとします。

(3) 駐車（駐輪）料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」を記載します。利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

(4) 有料道路料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」「利用区間」を記載します。

【視察報告】

- 宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの視察・研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。
- 視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記します。

- 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照
- 「政務活動交通費記録簿」の記載については、36ページ参照
- 「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

研 修 費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

【支出の参考例】 会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費

- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

【支出の参考例】 参加費・会費、宿泊費、交通費

政務活動に要する経費細目

- 懇親会費の計上はできないものとする。
- 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする。
- 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする。
- 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する。
- 政党及び政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する。

◆支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

参加の主たる目的が政務活動の場合のみ支出でき、政党活動や後援会活動が含まれる場合は按分が必要です。他の参加者との情報交換が有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。

【講師謝礼金】

適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

【研修受講報告】

- 宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。
- 視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記します。

○ 「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

《 参 考 》

公共政策大学院等に係る授業料については、平成27年4月1日より計上できない取扱いとなりました。

○ 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費

**〔支出の参考例〕 資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、
文書通信費**

- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

〔支出の参考例〕 印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する。
- 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）。
- 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する

◆支出にあたっての留意事項

【区政に関わる諸団体が主催する会合】

区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします（ただし、議員自らが所属している団体を除きます）。案内状または招待状を添付します。

【区政報告書などの印刷経費】

- 区政報告書などの印刷物原本を添付します。封筒を印刷した場合は、封筒も提出します。（４０ページを参照）
- 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。（紙面に占める割合での按分が合理的です。当該号発行に要する全ての経費が按分の対象です。）

【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

【郵送費】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に１００通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、日常の通信用に使用する切手も含めて（項目を問わず）、年額で３０，０００円を上限とし、１回当たりの購入は１００枚を限度とします。
- 官製はがきの利用については、大量に購入する場合には、誤解を招かないよう説明が必要です。（報告会の通知や返信用はがきとして利用する場合には「見本」を添付するなど。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

【ホームページの運用管理経費】

サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は、按分が必要となりますが、合理的な按分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

【支出の対象期間を明示した書面の提出】

一定期間にわたり役務の提供を受ける場合（ホームページ維持管理費等）は、契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面を提出します。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【資料印刷経費・郵送費】

広聴広報費の項を参照（１３ページ）

会 議 費

1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費

2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

【支出の参考例】 参加費・会費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する。

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

【資料印刷経費、郵送費、会場借上げ経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

【支出の参考例】 印刷・製本費、原稿料

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【資料印刷経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

【支出の参考例】 書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、
有料データベース利用料

政務活動に要する経費細目

- 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする。
- 所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員1人当たり各1部とする。
- 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取り扱う。

◆支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

タイトル、資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」「何月分」等を記載します。政務活動との関連が不明な書籍等については、誤解を招かないよう説明が必要です。

【定期購読】

1年を超える購読料は支出できません。

事 務 費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

**【支出の参考例】 事務用品・備品購入費、事務機器等借上げ費、
インターネット接続料、文書通信費**

政務活動に要する経費細目

- 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する。
- 備品購入費については、実態に即して按分する。なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする。また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする。
- ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない）。
- 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする。

固定電話（事務所専用）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1 / 4

- 政務活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする。
- 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする。

【備品台帳】

各自で作成し、管理します。様式は自由ですが、「見本」を参照して作成し、区民の誤解を招かないよう適正な購入・管理を行う観点から、備品台帳の写しを議長に提出します。

○「備品台帳」の作成については、41ページ参照

【実態に即した按分】

備品や事務用品の物品の購入に当たり、実態に即して按分する場合には、合理的な説明が必要です。

また、50,000円未満の物品についても、十分配慮する必要があります。

【所得税法上の耐用年数】

所得税法で定める主な器具・備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

事務机・事務椅子・キャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
ラジオ・テレビジョン・テープレコーダーその他の音響機器		5年
パソコン	サーバー用のものを除く	4年
	その他の電子計算機	5年
複写機、計算機（電子計算機を除く）		
電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、（携帯電話機）	6年
	上記以外の電話設備その他の通信機器	10年
カメラ（デジタルカメラ）		5年

【備品管理上の諸注意】

- 購入から任期满了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意する必要があります。
- 耐用年数内に再度備品を購入する場合は、合理的な説明が必要です。
- 備品の性能については、社会通念上、政務活動に必要な範囲内とするよう留意する必要があります。また、政務活動との関連が不明なものや高額な備品については、誤解を招かないよう説明が必要です。
- 任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えます。

【ポイント制度を導入する小売店（家電量販店等）での購入】

購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して計上します。

【郵送費（切手・官製はがき）】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に100通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、区政報告書等に要するものも含めて（項目を問わず）、年額で30,000円を上限とし、1回当たりの購入は100枚を限度とします。
- 官製はがきの購入については、事務費として計上する場合は、年額で30,000円を上限とするとともに、1回当たりの購入も100枚を限度とします。（官製はがきの購入については、広聴広報費と取扱いが異なることに注意。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

広聴広報費の項を参照（13ページ）

【携帯電話・スマートフォン等の料金】

- 携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とします（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りではありません）。
- 月々の料金に携帯電話・スマートフォン本体の分割払い料金が含まれている場合がありますが、分割購入の場合も本体価格が50,000円以上であれば、備品台帳を作成する必要があります。

【事務用品等購入にあたっての留意点】

事務用品、備品購入費支出の際、年度末の購入（特にまとめ買い）、毎年
にわたる購入、適切なサイクルによらない購入、按分割合が高い計上の場
合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

【支出の対象期間を明示した書面の提出】

一定期間にわたり役務の提供を受ける場合（ホームページ維持管理費等）
は、契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面を提出します。

○ 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

事 務 所 費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

【支出の参考例】 事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料

政務活動に要する経費細目

○ 事務所賃借料について

自己所有	計上できない	
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	計上できない

※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう。

※ 個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は、月額50,000円とする

○ 事務所光熱水費について

自己所有	計上できない	
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	計上できない

◆支出にあたっての留意事項

[事務所の賃料]

「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。

【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

○ 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとします。

また、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

【事務所費支出の要件】

○ 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等（区議会議員〇〇事務所、〇〇議員事務所等）を有していることが必要です。

○ 事務所の賃料等を計上する場合は、「事務所の要件を具備していることを証明する書類」が必要です。具体的には、「賃貸借契約書の写し」、「事務所の図面及び写真等」の添付が必要です。（41ページ参照）

○ 議員の親族が経営する会社・店舗等の一部を事務所として賃貸する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

人 件 費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【支出の参考例】 賃金、社会保険料、交通費

政務活動に要する経費細目

- 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない
- 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

◆支出にあたっての留意事項

【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

事務所費の項を参照（24ページ）

【議員活動全般を補助する職員】

- 按分が必要です。支出割合の上限は1/2です。
- 計上に際しては、「雇用契約書の写し」を添付する必要があります。

【政務活動のみを補助する職員】

- 基本的に按分は不要ですが、例えば、区政報告やホームページに関連する業務に従事した場合など、印刷製本費など他の経費において按分を行っている場合には、当該按分率を適用します。
- 計上できる月額の上限は50,000円です。
- 計上に際しては、補助する「職員の氏名・住所・生年月日・業務内

容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類を提出します。

- 勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記します。

【定期的な勤務の補助職員】

例えば、毎週月～金曜日・午前9時～午後3時の勤務のように、勤務日数が定期的な場合は、政務活動のみの補助とは捉えられない可能性が高いことから、誤解を招かないよう説明をする、または「議員活動全般を補助する職員」として按分するなどの取扱いが必要です。

- 「勤務の実情を証明する書類」の作成については、42ページ参照

2 提出書類

<収支報告及び領収書その他の証拠書類の取扱い>

収支報告について	29
提出書類について	29
1 政務活動費収支報告書	30
2 政務活動費出納簿	31
3 領収書及び領収書等貼付用紙	33
4 政務活動交通費記録簿	36
5 その他添付書類	38
収支報告書等の保存及び閲覧について	42

収支報告について

会派の代表者、議員は、前年度分の「政務活動費収支報告書」に、政務活動の収支を表す「出納簿」及び「領収書その他の証拠書類」を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければなりません。

(条例第10条第1項)

提出書類について (作成方法等詳細は次ページ以降を参照)

I 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

II 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

III 「領収書その他の証拠書類」

(「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)に貼付または別紙添付)

なお、次の経費を計上する(支出した)場合は、それぞれ以下の書類を提出します。

- ① 交通費 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)
- ② 宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの調査・研修会等の経費 「政務活動視察報告書」(規程第3号様式)
- ③ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会、講演会等に参加した場合の経費 . . . 「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等が分かる資料」
- ④ 広報紙発行に要する経費 . . . 作成した「広報紙」等
- ⑤ 備品の購入 . . . 「備品台帳の写し」
- ⑥ 事務所の賃借料等 . . 「事務所の要件を具備していることを証明する書類」
- ⑦ 補助職員の賃金等 . . 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」

1 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

○ 原本を提出します。写しは5年間保存します。
(平成30年度分は30年度終了5年後の4月30日が過ぎるまで保存)

○ 翌年5月1日から閲覧に供するとともに、7月を目途に区議会ホームページに掲載します。

① 日付

議長(事務局)への提出日を記載します。

② 議員名

政務活動費を会派で受けている場合には「会派名」「代表者氏名」を、議員個人で受けている場合は「議員名」を記載します。

③ 備考欄

項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

④ 支出額の合計

交付額の範囲内で収支報告するものとします。

※「政務活動費収支報告書」の記載例については、45ページ参照

2 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

○ 原本を提出します。写しは5年間保存します。
(平成30年度分は30年度終了5年後の4月30日が過ぎるまで保存)

○ 翌年5月1日から、政務活動費収支報告書とともに閲覧に供します。

① 日付

領収書の日付、口座振替など、入出金のあった日を記載します。ただし、調査研究費などひと月にまとめた交通費は、月の末日に計上します。

② 摘要

支出内容・按分率等を記載します。主な記載例は次のとおりです。

物品購入	事務用品代(上質紙、プリンタインク) 1/2
資料購入	資料代(〇〇区△△に関する資料)
書籍購入	書籍代(〇〇題名、外3冊)
雑誌購入	雑誌代(月刊●● 〇月〇日号)
備品リース	コピー機リース料(〇月分) 1/2
補助職員賃金	政務活動補助職員賃金(〇月分 氏名)
区政報告発行経費	区政報告印刷代(〇月〇日発行号) 4/5
	区政報告郵送料金(〇月〇日発行号) 4/5
光熱水費	事務所電気料(〇月分) 1/2
電話料金	事務所電話料(〇月分、FAXあり) 1/2
講師謝礼	講師謝礼(〇〇に関する勉強会)
研修等参加費	研修会参加費(〇〇に関する研修)
交通費	交通費(〇月分)
駐車料金	駐車料(区民相談)
有料道路通行料	高速料金(東京—〇〇/〇〇市立施設視察)
地方視察経費	宿泊費(〇〇市視察)

※年に複数回支払う場合は、(〇月分)(〇月〇日発行分)等と明確に記載します。

③ 項目

当該経費について、該当する「項目」（条例第9条別表に掲げる）を記載します。「項目」それぞれの金額の合計が、収支報告書の「支出」欄に記載されることとなります。

④ 整理番号

出納簿の記載順（昇順）に、機械的に番号をふります。「月単位」「年間を通して」、どちらでも構いません。整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書等、関係書類にも必ず記載し、相互に照らし合わせることができるようになります。

⑤ 受・払・残

「受」は政務活動費の振込金額（年4回）を、「払」は支出金額を、「残」は支出金額を控除した残額を記載します。

※参考	4～6月分	4月10日（火）
平成30年度政務活動費振込日	7～9月分	7月10日（火）
（予定）	10～12月分	10月10日（水）
	1～3月分	1月10日（木）

※「政務活動費出納簿」の記載例については、46・47ページ参照

3 「領収書」及び「領収書等貼付用紙」

「領収書その他の証拠書類」は、領収書等貼付用紙にそれぞれ貼付します。
(規程第3条第1項)

(1) 「領収書」について

- 領収書（レシート）は、必ず原本を添付します。サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）については、「発行者」「金額」「日付」「取引内容」が明記されていることが必要です。
- 印刷・印字が劣化する恐れがある場合は、コピーを取り、原本とともに添付しておくか、または「発行者」「金額」「日付」「取引内容」等を、領収書等貼付用紙の備考欄に補記します。

① 「宛名」について

- 原則として、議員本人名義以外の領収書は無効です。
- 通信費など各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、「領収書原本」「宛名が配偶者や会社名義であることの説明」「配偶者・会社が発行する証明書」の3点をもって、例外的な取扱いができることとします。
- 手書き領収書の場合は「宛名」の記載が必要です（「上様」は不可）。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）で、金額が5万円以上の場合は、改めて宛名を明記した領収書の発行を求めるか、宛名欄があれば宛名の記載を求めます。5万円未満であっても、一般的な領収書の形式を取っているものについては、「宛名」を記入してもらいます。

② 「領収書」以外の証拠書類での代用

光熱水費・電話料金など、口座振替・クレジットカード払いとしている場合であっても、原則として、領収書の原本の提出が必要ですが、紛失等やむをえない事情があると認められる場合（特に、インターネット接続料は、領収書が発行されないケースがあります。）次のように取り扱います。

- 口座振替による支払いの場合は、振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- クレジット会社が発行する利用明細書、及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- 当該通帳原本は、5年間保存します。

(2) 「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)

① 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。複数の領収書を貼付する場合は、該当する全ての整理番号を記載します（枠外でもかまわない）。

② 領収書等貼付欄

- 領収書を複数枚貼付する場合は、他の領収書と重なったり、備考欄の記載事項が隠れないようにします。
- サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- サイズが大きい証拠書類等は、別紙添付とし、領収書等貼付用紙には、「別紙のとおり」「支出の明細は別紙のとおり」など貼付欄に記載します。

③ 備考欄

出納簿に「支出内容」を書ききれない場合や、以下のような特別の説明を必要とする場合に記載します。なお、説明資料がある場合は「別紙」として提出します。

ア 領収書の金額と出納簿記載の金額が異なる場合、説明を記載します。

- 複数購入したもののうち、一部を計上する場合
(事務用品・書籍購入などの場合に、計上する品目を特定するなど)
- 按分により計上する場合
(賃料・備品購入の按分率・計算式等を記載するなど)
- 発生ポイント分を控除して計上する場合
(家電量販店等の購入において、値引き相当額を明示するなど)

イ 領収書、出納簿の記載内容では購入等した品目を確認できない場合、品名や内訳などを記載します。

ウ 政務活動との関連性がわかりにくい場合、必要性など、適正な支出であることを示すため、以下のような説明を記載します。

- 講師謝礼について、目的や内容、区政との関連性などを記載する。
- 施設の入場料・観覧料など、視察目的等を記載する。
- 備品購入に際して、利用目的や按分の考え方などを記載する。
- 郵送料の支出に関して、何をいつ何部郵送したかなど具体的に記載する。
- ホームページの更新料について、URLや更新の目的、更新した内容などの説明を記載する。

※「領収書等貼付用紙」の記載例については、48ページ参照

4 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)

政務活動のため交通機関を利用して出張する場合は、「政務活動交通費記録簿」を作成します。(規程第3条第2項)

① 全般的事項

- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や視察先において別途必要となった交通費(JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代)については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に記載します。
- 調査研究費、研修費など、項目別に作成し、出納簿には、月末の日付で「交通費(〇月分)」とその月の合計額を記載します。
- タクシーや鉄道・バスで、領収書(レシート)が発行される場合は、「政務活動交通費記録簿」の裏面(または別紙)に貼付します。
- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細(履歴)」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間(出張先)や目的(出張内容)等を備考欄等に補記します。

※「利用明細(履歴)」に関する注意事項

① スイカについて

履歴の印字は直近の利用分最大50件まで印字可能ですが、1日の利用件数が21回以上の場合、一部印字できない場合があります。また、一度印字された履歴は再印字できず、利用から26週間を超えた履歴は印字できません。

② パスモについて

履歴の印字は直近の利用分、最大20件まで印字可能です。ただし、一部の鉄道事業者では直近26週間以内の最新100件まで印字可能な事業者があります。

③ スイカ・パスモ共通

バスを利用した場合は、バスの事業者名しか印字されません。

- 宿泊を伴う視察・研修で、航空券・JR指定席券及び乗車券を（事前に）購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受け、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。
- ガソリン代、有料道路通行代、駐車・駐輪料金については、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。

② 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせるようにします。複数ページにわたるときは、枝番を付けるなど工夫して記載します。

③ 日

当該交通機関を利用した日を記載します。

④ 出張先

施設の名称など行き先を具体的に記載します。ただし、相談等で個人宅が行き先の場合は、区民宅（地名・町名）である旨記載します。

⑤ 利用交通機関

「鉄道」「バス」「タクシー」に区分して記載します。

⑥ 経路

- 出発駅—到着駅を記入し、往復であればその旨を記載します。なお、タクシーの場合は、地名・町名・施設の名称などを記載します。
- タクシー、鉄道・バスで、領収書が発行された場合は、領収書ごとに経路を区切って記載します。

⑦ 備考欄

出張内容・目的を記入します。また、一般的に合理的でない経路の場合に、その経路とした理由など、交通費計上に関して説明等があれば記載します。

※「政務活動交通費記録簿」の記載例については、49ページ参照

5 「その他添付書類」

次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、政務活動費収支報告書に添えて提出します。(規程第4条)

(1) 「政務活動視察報告書」(第1号・規程第3号様式)

宿泊を伴うか、または、往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を作成し提出します。

① 全般的事項

- 別途報告書類を作成する場合は、「政務活動視察報告書」を表紙にし、作成した書類を添付します。報告書の概要欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。
- 複数の議員による視察等で、連名で報告書を提出する場合も、それぞれ参加した議員に提出していただく必要があります。この際、代表者1名は通常どおり「政務活動視察報告書」を記載し、添付報告

書類、資料等を提出します。その他の議員については、「政務活動視察報告書」については通常どおり作成の上、概要欄に「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載します。資料等の添付は不要です。

- 会派で政務活動費を受け取っている場合は、会派名で提出します。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等が分かる資料」を添付します。
- 翌年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに、添付資料も含め閲覧に供します。

② 会派・議員名

政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「個人名」を記載します。

③ 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。当該調査研究、研修会・講演会等に計上した全ての整理番号を記載します。

④ 実施日

調査研究を実施した期間、研修会等に参加した日付等を記載します。

⑤ 参加者氏名

参加した者（議員）の氏名を記載します。

⑥ 視察先

「訪問先の施設名（研修会場）・担当部署」等と、「道府県名・市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

何を調べる（学ぶ）ために訪問（出張）したのか、簡潔に記載します。

⑧ 行 程

往復の経路について、利用交通機関や区間等を記載します。

⑨ 概 要

政務活動による調査研究（研修受講）であることがわかるよう、区政との関連性など記載するとともに、視察先で入手した資料の写し、レジューメなど内容がわかる資料があれば添付します。

※「政務活動視察報告書」の作成については、50ページ参照

(2) 「広報紙」(第2号)

- 区政報告など、広報紙の作成に要する経費を計上する場合は、当該広報紙を提出する。封筒、同封するはがき等を作成した場合は、当該封筒・はがきもあわせて提出します。
- 翌年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに閲覧に供します。

(3) 「備品台帳の写し」(第3号)

備品の購入に要する経費を計上する場合は、「備品台帳(様式自由)の写し」を提出します。ただし、備品台帳には、「品目及び形態・型番」「数量」「購入価格」「取得年月日・廃棄年月日」「設置場所(所在地)」を記載しておくとともに、その他付属品やクレジットカード払いの支払日(出納簿に記入した日)など、備考欄を設けておき記入しておく必要があります。備品台帳の参考例を用意しています。

備品台帳の原本は、各自(各会派)で保管します。

※「備品台帳」の作成例については、51ページ参照

(4) 「事務所の要件を具備していることを証明する書類」(第4号)

- ① 事務所の賃借料や光熱水費等を計上する場合は、事務所の要件を具備していることを証明する「賃貸借契約書の写し」又は「事務所の図面及び写真等」の書類を提出します。
- ② 事務所専用の物件を賃借する場合は、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」を添付します。

(5) 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」(第5号)

- ① 議員活動全般を補助する職員を議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員について計上する場合は、「雇用契約書」の写し
- ② 特定の政務活動を補助するために雇用する職員について計上する場合は、「その職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類(様式自由)を、領収書に添付して提出します。「勤務日」「勤務時間・実働時間」「時間給等賃金の単価・日額」「勤務内容(政務活動との関連性がわかるよう具体的に記載したもの)」を明確にします。「政務活動補助職員勤務報告書」として参考例を用意しています。

※「政務活動補助職員勤務報告書」の作成については、52ページ参照

収支報告書等の保存及び閲覧について

議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、(政務活動費収支)報告書及び出納簿を閲覧に供します。

(条例第10条第4項)

議長は、帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供します。

(規程第4条第2項)

3 各種様式・記載例

1	政務活動費収支報告書	45
2	政務活動費出納簿	46
3	領収書等貼付用紙	48
4	政務活動交通費記録簿	49
5	政務活動視察報告書	50
6	(参考) 備品台帳	51
7	(参考) 政務活動補助職員勤務報告書	52

1【記載例】政務活動費収支報告書

別記様式(第10条、第11条関係)

提出日を記入します
※平成31年4月1日～4月30日に提出していただくこととなります

平成 31 年 4 月 4 日

杉並区議会議員 宛

政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します

議員名 ○○ ○○○ (印)

朱肉を使用する印鑑を押印します

年度を記入します

平成 30 年度政務活動費収支報告書

年度を記入します

平成 30 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 30 年度政務活動費の収支について報告します。

項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します

30年度の交付額を記入します

1 収入
政務活動費 1,920,000 円

2 支出

主な支出内容を記入します
(単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	300,000	〇〇市視察経費等
研修費	50,000	〇〇研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	〇〇会議会場費等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

「1収入-2支出」の金額を記入します

3 残額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

平成 30 年度

政務活動費出納簿

平成 30 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31日まで

議員氏名 _____ 印

2【記載例】出納簿

出納簿

(その2)

年	月	日	摘要	項目	整理番号	受	払	残
30	7	1	前葉繰越					
		2	事務用品代(品名)	事務費	1			
		2	書籍代(書籍名)	資料購入費	2			
		3	事務所電話代(**%・5月分) / NTT 東日本	事務費	3			
		3	事務所電話代(**%・5月分) / NTTコミュニケーションズ	事務費	4			
		5	事務所電気料(**%・5月分)	事務所費	5			
		7	事務所賃料(**%・8月分)	事務所費	6			
		8	堺市・茨木市視察交通費(東京-大阪間往復乗車券・特急券)	調査研究費	7			
		10	政務活動費(7月~9月分)					
		10	携帯電話料金(**%・5月分)	事務費	8			
		12	書籍代(〇〇〇外2冊)	資料購入費	9			
		15	堺市・茨木市視察宿泊費(大阪市滞在)	調査研究費	10			
		19	駐車料金(高齢者介護の調査研究)	調査研究費	11			
		20	印刷代(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	12			
		21	郵送料(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	1			
		22	研修参加費(地方版総合戦略策について)	研修費	1			
		25	インターネット接続料(**%・6月分)	事務費	15			
		31	交通費(7月分)	広聴広報費	16			
		31	交通費(7月分)	調査研究費	17			
		31	交通費(7月分)	研修費	18			
		31	政務活動補助職員賃金(7月分)	人件費	19			
			整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書にも必ず記載します ※上から機械的にふります ※月ごとでも、年間通し番号でも構いません					
			具体的な品名も記載します 購入点数が多いときには、「〇〇、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載します					
			支出項目が同じでも、支払先が異なる場合は、一行ごとに記載します (電話料金、新聞購読料などが該当)					
			支出が複数月に亘るものは、何月分かを記載します (光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当) また、按分して計上するものについては、按分率も記載します					
			内容によって支出項目が分かれる場合、詳細を記載します (例：駐車料金は、調査研究費、広聴広報費のどちらにも該当するため、目的を明記します)					
			当月支出分を支出項目別に合算し、月末付けで計上します					
			月ごとの計と累計額を記入します 「次葉繰越 累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります ※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます					
			7月分計					
			次葉繰越 累計					

3【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 9・14
----------	-----	----------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>領収証 平成30年 7月12日</p> <p>〇〇〇〇 様</p> <p style="text-align: right;">¥ 〇, 〇〇〇-</p> <p>但し、〇〇〇〇として</p> <p style="text-align: right;">〇〇書店 ⑩</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>領収証 30年 7月 22日</p> <p>〇〇〇〇 様</p> <p style="text-align: right;">¥ 〇〇, 〇〇〇-</p> <p>但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として</p> <p style="text-align: right;">(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 ⑩</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>品名、内容等がわかるよう記入を依頼します</p> <p>※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します</p> <p>※「お品代」という表現は好ましくありません</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします</p> <p>※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>支出内容の説明を記載します</p> <p>「政務活動費の支出に関する事務処理について」の35ページを参照のうえ、記載します</p> </div>
備考	<p>「記入例1」 練馬区ケア24視察(高齢者介護調査研究) 練馬区南田中3丁目「〇〇駐車場」2時間利用</p> <p>「記入例2」 区政報告(7月21日号) 政務活動報告85%、その他15% (報告書別途添付) 印刷費162,000円 × 85% = 137,700円計上</p> <p>「記入例3」 研修参加費「地方版総合戦略の策定に向けて」平成30年7月22日午後1時～4時 〇〇会議室(港区)、〇〇研究会主催、総合戦略策定のプロセスと検証の視点</p> <p>「記入例4」 書籍代 領収書金額7,800円のうち4,700円を計上 《書籍名》〇〇〇(1800円)、〇〇〇(2000円)、〇〇〇(900円)</p>

4【記載例】政務活動交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17・18

議員名 ○○ ○○

出納簿の整理番号を記載します

備考欄には、出張内容を記入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅、到着駅)	交通費(円)	項目	備考
2	区民宅(善福寺)	鉄道・バス	南阿佐ヶ谷ー荻窪ー善福寺 ※往復	762	広聴広報費	区民相談(就学援助)
11	横浜市役所	鉄道	南阿佐ヶ谷ー日本大通り ※往復	1,344	調査研究費	○○調査
14	堺市役所	鉄道	大阪ーなんばー堺東 ※往復	1,000	調査研究費	介護保険計画調査 現地での移動交通費
15	○○センター 茨木市役所	鉄道、タクシー	大阪ー茨木、茨木ー○○センター(タクシー)、○○センターー茨木市役所(タクシー)、茨木ー新大阪	2,440	調査研究費	子育てサポート事業調査 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	鉄道、タクシー	南阿佐ヶ谷ー板橋区役所前、板橋区役所ー練馬区役所(タクシー)、練馬ー南阿佐ヶ谷	2,345	調査研究費	○○調査
20	西荻窪駅自転車駐 東高円寺駅自転車駐 場	鉄道	南阿佐ヶ谷ー西荻窪ー東高円寺ー南阿佐ヶ谷	761	調査研究費	○○調査
22	○○会館	鉄道・タクシー	南阿佐ヶ谷ー東京、東京駅ー○○会館(タクシー)、馬喰町ー阿佐ヶ谷	1,539	研修費	○○研修受講
◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合						
日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京ー他都市間の交通費」があります。詳しくは「政務活動費の支出に関する事務処理について」(36ページ)を参照。						
				762	広聴広報費	件数が多く、複数枚 使用する場合は、最終 ページにのみ項目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の 末日」付で項目ごとに記 載します
				7,890	調査研究費	
				1,539	研修費	

タクシーなど、領収書が発行されるものは・・・
①経路を区切って記載
②領収書は裏面に貼付

別内訳

第3号様式（第4条関係）

政務活動視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・

- ①政務活動費を会派で受け取っている場合…「会派名」
- ②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成30年 7月14日～平成30年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	堺市○○課 茨木市○○センター、○○課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	往復の経路について、利用交通機関や利用区間など、書ききれない場合は別紙添付
概要	<p>◆記載する際の留意事項</p> <p>「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。</p> <p>※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。 ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。 ※視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記します。</p> <p>→報告書を別途作成している場合 ＊この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。 ＊別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。</p>

記載事項は・・・

- ①視察の場合
訪問先の「施設名、担当部署」など
- ②研修の場合
「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・

- ①視察の場合
「調査対象、何に関する調査か」など
- ②研修の場合
「何に関する研修か」など

記載事項は・・・

往復の経路について、利用交通機関や利用区間など、書ききれない場合は別紙添付

6【参考】備品台帳

議員氏名又は会派名

品目 (形態・型番)	数量	購入価格	①取得年月日 ②廃棄年月日	設置場所 (所在地)	備考
パソコン DELLATTITUDE D531	1	120,000円	① 平成30年9月14日 ②	議員控室 阿佐谷南1-15-1	Microsoftoffice2016を含む。 出納簿H30.11.20
			① 円		①購入価格に付属品等が含まれる場合は記載しておきます。 ②クレジットカードによる支払いの場合は、支払日(出納簿に計上した日付)を記入します。
			② 円		実際に購入した金額を記入します。
			① 円		実際に備品が置いてある場所を記入します。
			② 円		
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出します。

【参考】政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務活動補助職員
勤務報告書

(30年 7月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	日	時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します				
2	月					
3	火	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)
4	水	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)
5	木	—				
6	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○に関する事務
7	土	—				
8	日	—				
9	月	—				
10	火	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○会議資料発送
11	水	9:00-12:00	3	1000	3,000	○○会議資料の印刷及び郵送事務補助
12	木	—				
13	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	区政報告(第○号)作成補助及び封入作業補助
14	土	—				
15	日	—				
16	月	—				
17	火	—				
18	水	11:00-19:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)封入封緘作業、会議資料印刷補助
19	木	—				
20	金	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)郵送準備及びポストイング作業
21	土	10:00-13:00	3	1000	3,000	区政報告(第○号)郵送準備及びポストイング作業
22	日	—				
23	月	—				
24	火	—				
25	水	13:00-16:00	3	1000	3,000	区政報告(第○号)ポストイング作業
26	木					
27	金	勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します				
28	土	(雇用契約書を作成する場合に準じています)				
29	日	なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示				
30	月	しますので、本人にその旨を説明してください				
31	火	※ご住所と生年月日は公開しません				

「政務活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します
※勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記します。

勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します
(雇用契約書を作成する場合に準じています)
なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示しますので、本人にその旨を説明してください
※ご住所と生年月日は公開しません

押印は朱肉を使用します
※スタンプ印は好ましくありません

合計
出勤日 61,000 円

勤務者

氏名 ○○ ○○ 印 生年月日 ○○年○月○日

住所 杉並区○○○ 1-1-1

III 資料編

1 例規関係（抜粋）	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則	59
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程	60
杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱	64
杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱	65
2 過去（政務調査費）の判例	67
1 「調査研究費」関係	67
2 「研修費」関係	67
3 「広聴広報費」関係	68
4 「会議費」関係	68
5 「資料購入費」関係	69
6 「事務費」関係	70
7 「事務所費」関係	70
8 「人件費」関係	71
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	72

1 例規関係（抜粋）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

（平成 13 年 3 月 23 日条例第 26 号）

最新改正 平成 25 年 2 月 20 日（題名改正）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第 2 条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（会派に係る政務活動費）

第 3 条 会派に係る政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額 16 万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務活動費）

第 4 条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第 1 項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額 16 万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

（議長に対する届出）

第 5 条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届

け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、

各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書等の提出）

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務活動費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

（透明性の確保）

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成25年2月20日条例第1号）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

政務活動に要する経費

項目	内 容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研 修 費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費 （印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費）
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 （資料印刷費、交通費、文書通信費）
会 議 費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 （資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費）
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 （参加費・会費、交通費、文書通信費）
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本費、原稿料）
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 （書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料）
事 務 費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 （事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費）
事 務 所 費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 （事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料）
人 件 費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 （賃金、社会保険料、交通費）

備考 括弧内は、例示とする。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成13年3月30日規則第35号)

最新改正 平成25年2月20日(題名改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届(第2号様式)によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書(第3号様式)によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書(第6号様式)によるものとする。

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿(第7号様式)によるものとする。

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書(第8号様式)によるものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

(平成19年3月30日議長訓令甲第1号)

最新改正 平成30年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年杉並区規則第35号。)に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費(以下「政務活動に要する経費」という。)に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費(慶弔費、せん別、病氣見舞等)に関する経費
- (5) 飲食(会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。)に関する経費
- (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動(以下「政務活動」という。)の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類(次項に規定する第2号様式を除く。)は、領収書等貼付用紙(第1号様式)にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿(第2号様式)を作成するものとする。

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3

項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
 - (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
 - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
 - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。
- (その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則（平成30年3月30日議長訓令甲第4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内 容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする） ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する） ○ 視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする

研 修 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇親会費の計上はできないものとする ○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○ 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする ○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が 10,000 円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する ○ 政党及び政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広聴広報活動における茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする） ○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する
要請陳情等活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細目なし
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細目なし
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員 1 人当たり各 1 部とする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う
事 務 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000 円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前 6 か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする

事務費	<p>○ はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、 支出割合の上限を1/2とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる 場合は、この限りでない）</p> <p>○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="443 501 1166 613"> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>○ 政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を 議長に届け出るものとする</p> <p>○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</p>	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4										
固定電話（事務所専用）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4																
事務所費	<p>○ 事務所賃借料について</p> <table border="1" data-bbox="402 792 1355 1079"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上 限は月額50,000円とする</p> <p>○ 事務所光熱水費について</p> <table border="1" data-bbox="402 1254 1355 1541"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	計上できない															
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	計上できない															
人件費	<p>○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の 上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と 日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績 に応じた額とする</p>																

付記 金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとする。

杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱

(平成 21 年 6 月 19 日 21 杉議会第 435 号)
最新改正 平成 25 年 3 月 29 日杉議会第 1138 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会会議規則(昭和 31 年 9 月 25 日議決)第 125 条第 4 項の規定に基づき、杉並区議会政務活動費調査検討委員会(以下「委員会」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 政務活動費の使途に関する事項
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

2 委員会は、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(会長等)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は議長職にある者とし、会議を統括する。

3 副会長は副議長職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 その他の委員は、会長が指名する。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第 5 条 委員会は、非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱

(平成 22 年 5 月 28 日 22 杉議会第 116 号)

最新改正 平成 26 年 3 月 31 日杉議会第 1090 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）に規定する政務活動費（以下「政務活動費」という。）に関する意見聴取機関として、杉並区議会政務活動費専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置することにより、公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、杉並区議会議長（以下「議長」という。）から求められた次の事項について調査等を行い、その結果を議長に報告する。

- (1) 政務活動費の使途に関する事項
- (2) 政務活動費の適正な執行に関する事項
- (3) その他議長が必要と認めた事項

2 議長は、必要があると認めるときは、専門委員会に対し、政務活動費の適正な執行のために会派又は議員及び区議会事務局からの相談に応じるよう求めることができる。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、委員 3 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が任命する。

3 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 専門委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 専門委員会は、会長が招集する。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 専門委員会の会議は、非公開とする。

(権限)

第 5 条 専門委員会は、必要があると認めるときは、議長に対して区議会が保有する政務活動費に関する情報の提示を求めることができる。

2 専門委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する情報の全部又は一部を

検査することができる。

(守秘義務)

第6条 専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 過去（政務調査費）の判例

1 「調査研究費」関係

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決(平成 19 年 2 月 9 日)》

2 「研修費」関係

- × △△連合会(政党)の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム

《札幌高裁判決(平成 19 年 2 月 9 日)》

3 「広聴広報費」関係

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

(広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず)

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事(※)を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。(※どの記事も紙面 1 ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決)

《東京地裁判決(平成 20 年 9 月 5 日)》

4 「会議費」関係

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会に

において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動といふべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒ一等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて(あるいは加えて)、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決(平成16年9月15日)》

5 「資料購入費」関係

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めざるを得ない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といふことができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代(りんごニュース)については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物といふほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入して

よいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

6 「事務費」関係

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。

※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金(合理的に案分すると2分の1)、政務調査以外の議員活動の電話料金(4分の1)が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

7 「事務所費」関係

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料(賃料)の金額(月額5万5000円)にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

8 「人件費」関係

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っているのであるから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める用途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決(平成 20 年 3 月 24 日)》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

2 杉議会第 30 号
令和 2 年 4 月 10 日

監査委員 様

区議会事務局長
渡辺 幸一

令和元年度杉並区職員措置請求監査結果（平成 29 年度政務活動費等に関する
住民監査請求）における意見・要望事項等への対応状況について（報告）

令和元年度杉並区職員措置請求監査結果（平成 29 年度政務活動費等に関する住
民監査請求）における意見・要望事項等への対応状況について、下記のとおり報
告します。

記

1 意見・要望事項の内容

（1）按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の
議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所
賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末
の通信費等のように支出割合の上限を 2 分の 1 等とするもののほかは、「実態
に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の
割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められ
ていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々
の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的
な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

また、上記③を含め、定められた上限を超えて計上する場合には、より詳細
かつ合理的な説明を付すよう求めているところであり、この上限を超える実態
がある場合は、具体的な証拠資料を伴わない単なる説明のみでは不十分であり、
上限を超える実態を証明する証拠資料の提出等が必要であると考えるので、よ
り適正かつ厳正に運用されるよう、事務処理の手引に明記されたい。

このように強く改善を要望するのは、「監査の基本的な考え方と視点」のと
おり、使途が拡大された政務活動費制度においては、使途の透明性がより一層
求められていることから、区民の納得と信頼が得られるよう、具体的な証拠資
料等に基づき、その実態を明らかにする必要がある、更には、万一、住民訴訟
に移行した場合に、会派・議員の主張内容を証明するには、具体的な証拠資料
等の提出が必要とされるからでもある。

政務活動費については、過去の監査結果において、様々な意見・要望を行ってきたところであるが、このことについては、制度の改善項目の中で、急務かつ最優先事項であると考えており、平成 28 年度の監査結果以降、継続して、意見・要望事項としてきたものであるが、政務活動費の使途の適正については、杉並区議会議員の政務活動費の一部の支出について、違法とする判決が出されるなど、世論の厳しさが増している状況にあり、令和元年度は、監査委員の意見・要望を受け止め、改善が図られることを期待するものである。

(2) 「平成 30 年 8 月 28 日東京地裁判決及び平成 31 年 4 月 16 日東京高裁判決(判決 1)」並びに「平成 31 年 3 月 22 日東京地裁判決(判決 2)」について

判決 1 においては、①90%按分で計上したパソコン関連費用、②80%按分で計上した区政報告会関連費用及び③按分せずに計上した会派区政報告関連費用について、違法な支出であると判断され、判決 2 においては、按分せずに計上した複数の会派及び議員の区政報告関連費用について、違法な支出であると判断されたところである。

一方で、上記の判決においては、適法な支出であると判断されたものも多数あることから、上記の判決内容について、杉並区議会政務活動費専門委員会の助言を受けるなどして、改めて、精査・分析を行い、今後、政務活動費の使途の適正が確保されるよう、速やかに制度の改善を図られたい。

(3) 使用実態、按分率等の説明について

「監査の基本的な考え方と視点」のとおり、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当であるが、その反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならないと、また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要であり、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められていると考える。

本件監査請求の対象とされた支出についてみると、議長の調査回答により、初めて、個々の会派及び議員の使用実態や按分率の考え方等が明らかになったと考えられるものが少なからず見受けられた。

当然のことながら、使用実態、按分率等の説明の具体的な度合いについても、会派及び議員の自律的判断に委ねられるべきものであるが、一方で、使途の透明性の確保については、より一層求められていることから、使用実態や按分率の考え方等については、可能な限り、明らかにされることが適切であると考えるので、収支報告の時点において、より詳細に説明されるよう、運用の改善を検討されたい。

2 対応状況

令和 2 年度に向けて別紙のとおり改善した。また、令和元年度に改善することができなかった事項については引き続き検討する。

1 意見・要望事項への対応状況

(1) 平成 30 年 8 月 28 日東京地裁判決等について **手引書改正**

判決内容の精査・分析を行い、区政報告書の作成及び配布について、手引書に「杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙 3 か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとします。」と明記した。

(2) 使用実態、按分率等の説明 **手引書改正**

手引書に「按分率や使用実態等の説明については、第一義的には議員自らの判断で行うべきと考えられますが、使途の透明性を図る有効な手段として、計上時には説明を付すこともご考慮ください。」と明記した。

(3) 政務活動費の支出の計上年度に関するルールの明定 **手引書改正**

※ 平成 30 年度の監査結果の意見・要望事項への対応状況

手引書に次のとおり明記した。

- 「・ 交付年度内で実際に支出された経費を対象とします。
- ・ 携帯電話料金、新聞購読料、年会費など継続性のある支出は、交付年度を含む 1 年分を限度とします。
- ・ 議員の職に就く前の利用実績分は、計上できません。
- ・ 議員の任期内に利用実績があっても、議員の職を辞した後に支出された場合は、計上できません。」

2 その他の改善事項

(1) 月極駐車場代の支出要件の厳格化 **規程及び手引書の改正**

月極駐車場代の支出要件の厳格化を図るため、規程を改正し、調査研究費の「月極駐車場代」に関する規定を削除し、事務所費に「事務所駐車場賃借料」に関する規定を設け、議員事務所専用の事務所（賃借しているものに限る。）の駐車場に限り、2 分の 1 を限度として、月極駐車場代を支出することができることとした。

また、手引書を改正し、事務所駐車場賃借料を計上する場合には、「賃貸借契約書の写し」等の添付を要することとした。

(2) 「政党及び政治団体」の定義の明確化 **規程改正**

「政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする」を「政治資金規正法に定める政治団体の年会費の計上はできないものとする」に改めた。

(3) 資料購入を目的とした年会費の支出 **手引書改正**

手引書に「年会費の支出目的が資料購入を目的とする場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、入会目的など区政との関連性を記載します。また、出納簿摘要欄には「年会費」を明記します。」と明記した。

(4) 講師謝礼金 **手引書改正**

「適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。」を「適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容に関する補記や関連資料の提出が必要です。」に改めた。

(5) 区政報告書の配布期間及び配布部数 **手引書改正**

手引書に「区政報告書を郵送や新聞折り込み等で配布する場合は、配布期間及び配布部数を明らかにする必要があります。」と明記した。

(6) 杉並区議会ホームページでの調査検討委員会の検討結果等の公開

令和2年4月1日から、政務活動費調査検討委員会の開催回数や規程改正等の検討結果（過去5年分）、政務活動費専門委員会の委員構成や所管事項等を公開した。

3 令和2年度の検討事項

次の項目については、引き続き検討を行うものとする。

特に、(1)の項目については、平成28年度以降の監査結果において、監査委員の意見・要望事項とされ、区議会においても、継続して検討事項とされていることから、重点的に検討することとする。

(1) 按分の割合（上限）が定められていない経費の適切な按分の割合の設定

(2) 支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化

(3) 杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開